

令和5年6月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月13日】

1 服部孝規（日本共産党） 24～33ページ

議案第37号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 地方創生臨時交付金充当事業について
 - (1) 保育所、小学校及び中学校の賄材料費の補てんについて
 - (2) 障がい福祉サービス施設、高齢者福祉サービス施設、民間保育所、私立幼稚園及び放課後児童クラブへの電気料金等の経費上昇分の補助について
 - (3) 中小企業等への電気料金等の経費上昇分の補助について
 - (4) 生活応援給付事業について
 - (5) 住民税非課税世帯等給付金給付事業について

2 伊藤彦太郎（勇政） 33～37ページ

議案第35号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

- 1 移動端末設備（スマートフォン）を用いた印鑑登録証明書の交付申請をどの程度見込んでいるのか
- 2 制度及び運用方法の周知について

議案第37号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 今回の補正における物価高騰対策の考え方について

3 櫻木善仁（新和会） 37～46ページ

議案第37号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について
 - (1) 助成金について
- 2 第2表 債務負担行為補正について

報告第9号 放棄した私債権の報告について

- 1 債権管理のプロセスについて

4 福沢美由紀（日本共産党） 46～50ページ

議案第33号 亀山市税条例の一部改正について

- 1 市民税について
 - (1) 森林環境税について
- 2 軽自動車税について

(1) 特定小型原動機付自転車について

5 櫻井清蔵（勇政） 50～56ページ

報告第4号 令和4年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

1 令和4年度も多くの事業が繰り越しされているが、その理由について尋ねる

6 深水隆司（新和会） 57～64ページ

議案第33号 亀山市税条例の一部改正について

1 市民税について

(1) 森林環境税について

ア 条例改正の背景と趣旨について

イ 改正内容について

ウ みえ森と緑の県民税との違いについて

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について

ア 改正内容について

イ 対象区域について

2 固定資産税について

(1) 大規模修繕が行われたマンションに対する減額措置の改正内容について

議案第35号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

1 条例改正の背景と趣旨について

2 改正内容について

議案第37号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第11目 自治振興費、自治会支援事業及び地区コミュニティセンター等管理運営費について

(1) 補正の内容について

7 豊田恵理（会派に属さない議員） 64～69ページ

議案第36号 亀山市火災予防条例の一部改正について

1 条例改正の背景と趣旨について

議案第37号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費、予防衛生事業の増額補正について

(1) 補正の内容について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月15日】

1 服部孝規（日本共産党） 74～86ページ

「リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査業務委託」（最終報告書）の情報公開請求を部分公開にしたことについて

- 1 昨年度末には最終報告書ができていたのに、なぜ公開されないのかについて
- 2 部分公開とした理由について

亀山市新庁舎整備基本計画（案）について

- 1 新庁舎の建設地によって基本計画（案）の骨格となる部分が変わることについて
- 2 学校や保育園などの他の公共施設より新市庁舎の更新を優先する理由について

県道白木西町線（野村団地から西野公園の区間）の道路整備について

- 1 市として、この道路整備の必要性をどれほど認識しているのかについて
- 2 自治会などからの要望を受けて、どのように取り組んでいくのかについて

2 新 秀隆（公明党） 86～94ページ

住宅政策について

- 1 市営住宅の現状について
- 2 借上型市営住宅について
- 3 市営住宅の抽選について
- 4 生活困窮者や独居老人の今後の住居確保について

新庁舎建設について

- 1 庁舎建設におけるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の考え方について
 - (1) 省エネについて
 - (2) 創エネについて

3 伊藤彦太郎（勇政） 94～101ページ

「鳥獣保護管理法」による保護対象動物について

- 1 保護対象動物の市内における出没状況とその対処について
- 2 エキノコックス症に対する対策について

訴訟について

- 1 令和5年4月11日付けで津地方裁判所に提出された、パワーハラスメントに関する市への損害賠償請求の訴えについて

防災・減災対策について

- 1 避難所開設後の運営について
 - (1) 職務分担について
- 2 避難所の設備について
 - (1) 非常電源について
 - (2) 空調設備について
 - (3) 生活用水について
- 3 防災マップについて
 - (1) ハザードマップの活用状況について
 - (2) 市ホームページでの情報発信について

河川管理について

- 1 堆積土砂撤去工事の状況について

空き家対策事業について

- 1 空き家対策事業の状況について
 - (1) 空き家バンクの状況について
 - (2) 移住の実績について
 - (3) 今後の取組について

亀山ブランド認定品について

- 1 販路拡大の現状について
- 2 ふるさと納税返礼品の実績について
- 3 販路拡大に向けて取り組んでいる事業者への補助について
- 4 今後の取組について

都市公園について

- 1 東野公園について
 - (1) 現状について
 - (2) 遊具等の修繕について
- 2 今後の都市公園の維持管理について

下水道事業について

- 1 公共下水道と農業集落排水の現状について
- 2 下水道使用料の比較について
- 3 使用料格差の是正について

インボイス制度について

- 1 インボイス制度の開始に向けて現在行っている取組等について
- 2 各会計への影響について

3 インボイス制度における今後の対応について

6 草川卓也（結） 129～144ページ

公園緑地等の整備運営方針について

- 1 東野公園整備運営の新たな展開について
- 2 人口の増加傾向にある市北東部へ新たな公園緑地等を整備する必要性について
- 3 里山公園「みちくさ」、森林公園「やまびこ」、石水溪キャンプ場など特色ある緑地空間の運営について
- 4 遊具整備に対する方針について

保育園給食における白米の持参について

- 1 保育園給食における白米提供の方針について

J R 亀山駅周辺の駐車場整備について

- 1 駅周辺商業施設等の駐車場整備について

Chat GPTに代表される生成AIについて

- 1 市の業務や学校現場へ導入することで期待できる効果と導入方針について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月16日】

1 福沢美由紀（日本共産党） 146～159ページ

児童センターについて

- 1 児童館及び児童センターの設置基準について
- 2 亀山児童センターの現状について
- 3 亀山児童センターの課題について

放課後等デイサービスについて

- 1 市内の施設数について
- 2 待機児童の把握について
- 3 設置に対する支援の考え方について

児童発達支援センターについて

- 1 設置に向けた取組の経過について

2 櫻井清蔵（勇政） 159～169ページ

水道料金について

- 1 水道の超過料金について、使用量が50立方メートルを超えると、それまで細かく超過量が分類されていた区分の幅や単価が急に大きくなることについて

小・中学校の入学時及び入学後の学用品の購入について

- 1 小・中学校の入学時、また在学中に多くの学用品を購入する必要があり、保護者の負担は大きくなっているが、市が補助する考えはないのか

自転車の安全な通行環境について

- 1 自転車の活用について、自転車活用推進法に基づき、本市の実情に応じた方向性や考え方を示す「亀山市自転車活用推進計画」を策定する考えはないのか

図書館の施設管理費負担金について

- 1 キットテラス亀山施設棟管理組合等に支払う組合負担金として当初予算に4千万円計上されているが、負担金の内訳と積算根拠について

3 櫻木善仁（新和会） 169～182ページ

文化芸術の推進及びまちの賑わいや魅力の創出について

- 1 新しい魅力の創出について

産業環境部の獣害対策専門部署の設置について

- 1 従来との違いについて

令和5年度行政経営の重点方針について

- 1 コミュニケーションの拡充と「働き方改革」の推進について
 - (1) 職員の「仕事のやりがい」、「コミュニケーションの向上」について
 - (2) モチベーションを高める職場環境の推進について
 - (3) 働き方改革の取組について

4 鈴木達夫（結） 182～192ページ

総合環境センターの現状と次期ごみ処理施設について

- 1 総合環境センターの現状について
- 2 次期ごみ処理施設に対し整理すべき課題について
- 3 次期施設の事業手法について

5 岡本公秀（新和会） 193～200ページ

ヤングケアラーについて

- 1 令和3年9月議会での質問以降の、取組の進捗について
- 2 令和4年12月に公表された三重県のヤングケアラーの調査報告について、亀山市の県への報告内容及び今後の市の対応について
- 3 ヤングケアラー等を支援する条例、規則の制定について
- 4 他自治体の支援強化の取組と亀山市の今後の対応について

亀山市職員旧姓使用取扱規程について

- 1 規程を制定することとなった理由及び必要性について
- 2 職員が姓を使い分けることについて
 - (1) 旧姓を使用できる文書とできない文書の基準について
 - (2) 公文書管理上、将来的に混乱が生じるのではないのか
 - (3) 職員の意識の変化について

6 今岡翔平（会派に属さない議員） 200～211ページ

亀山南小学校のグラウンドの芝生化について

- 1 芝生化に至った経緯について
- 2 現状における市の認識について
- 3 モデル事業としての検証について

亀山市職員障がい者活躍推進計画について

- 1 計画の進捗状況について
- 2 推進体制について

行政DXの今後の展開について

- 1 ChatGPTの活用について

ふるさと納税について

- 1 四日市市がふるさと納税・シティプロモーション戦略プロデューサーを任用したことに対する市の所見について
- 2 今後の展開について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月19日】

1 中島雅代（会派に属さない議員） 214～228ページ

人生100年時代の高齢者の施策について

- 1 現状と課題について
- 2 健康づくりについて
- 3 シニアカーの利用と歩道の整備について
- 4 高齢者の地域活動について

多様化する環境下での子どもの施策について

- 1 小・中学校及び保育所等のICT化の進捗について
- 2 亀山市子ども・子育て支援事業計画について
- 3 みえ発達障がい支援システムアドバイザーについて

2 豊田恵理（会派に属さない議員） 228～241ページ

乗合タクシーについて

- 1 現状について
- 2 課題について
- 3 今後の展開について

オープンデータの活用について

- 1 現状について
- 2 活用実績について
- 3 今後の展開について

令和 5 年 6 月 2 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

令和5年6月2日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸報告
 - 第 4 現況報告
 - 第 5 議案第33号 亀山市税条例の一部改正について
 - 第 6 議案第34号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
 - 第 7 議案第35号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
 - 第 8 議案第36号 亀山市火災予防条例の一部改正について
 - 第 9 議案第37号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
 - 第10 議案第38号 専決処分した事件の承認について
 - 第11 議案第39号 専決処分した事件の承認について
 - 第12 報告第4号 令和4年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 第13 報告第5号 令和4年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
 - 第14 報告第6号 令和4年度亀山市下水道事業会計予算繰越計算書について
 - 第15 報告第7号 専決処分の報告について
 - 第16 報告第8号 専決処分の報告について
 - 第17 報告第9号 放棄した私債権の報告について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長 櫻井義之君 副市長 山本伸治君

理 事	亀 淵 輝 男 君	政 策 部 長	笠 井 武 洋 君
総務財政部長	原 田 和 伸 君	市民文化部長	辻 村 俊 孝 君
健康福祉部長	小 林 恵 太 君	産業環境部長	富 田 真 左 哉 君
建設部長	松 田 昇 君	上下水道部長	田 中 直 樹 君
危機管理監	木 田 博 人 君	市民文化部次長兼 関 支 所 長	松 村 大 君
健康福祉部次長	小 坂 み ゆ き 君	総務財政部参事	杉 本 良 則 君
市民文化部参事	桜 井 伸 仁 君	会 計 管 理 者	米 津 ひ ろ み 君
消 防 長	平 松 敏 幸 君	消 防 部 長	豊 田 達 也 君
消 防 署 長	倉 田 利 彦 君	地域医療統括官	上 田 寿 男 君
地域医療部長	豊 田 達 也 君	教 育 長	中 原 博 君
教 育 部 長	亀 山 隆 君	監 査 委 員	国 分 純 君
監査委員事務局長	高 嶋 美 季 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	豊 田 昌 子 君

●事務局職員

議 会 事 務 局 長 渡 邊 靖 文 書 記 新 山 さ お り
書 記 西 口 幸 伸

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年6月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

3番 深 水 隆 司 議員

13番 鈴 木 達 夫 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月27日までの26日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から6月27日までの26日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、会議システムに保存してあります出席報告書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書6件が、また亀山市土地開発公社、公益財団法人亀山市地域社会振興会及び公益社団法人亀山市シルバー人材センターから令和4年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出され、会議システムに保存してありますので、ご覧おきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和5年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告をし、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、先月8日には新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが2類相当から5類へと移行され、大きな節目を迎えることとなりました。本市においては令和2年3月16日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置以降、市内外の感染状況の把握と国・県の方針を見極め、総合的な緊急対策を講じてまいりました。この間、議会並びに市民の皆様のご理解とご協力、医療・介護・教育をはじめとするエッセンシャルワークに携わる全ての皆様のご尽力に厚く御礼申し上げます。

この3年間に及んだ感染症の脅威は、社会経済活動の停滞をはじめ社会の在り方に多大な影響と教訓を与えました。一方、このコロナ禍で多くの人々が自らの健康をコントロールし、生活習慣を改善するなどの実践が起りました。私たち一人一人の健康や人との関わりの重要性を見詰める機会でもありました。

全ての市民が健やかに心豊かに生活できる地域社会にするために、これらの貴重な体験と教訓を今後にかさなければならぬと強く感じるものであります。今後におきましても、本市としてヘルスプロモーションを重視し、緑の健都かめやまへの挑戦を続けてまいります。

一方、我が国の経済につきましては、内閣府の月例経済報告において、景気の先行きについてはウイズコロナの下で各種政策などの効果により持ち直していくことが期待されるものの、海外景気の下振れがリスクとなっていることや物価上昇等の影響に十分注意する必要があるとしております。

このような中、経済財政諮問会議においては、経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針2023）の取りまとめに向け、本年度30年ぶりの高い水準となる賃上げを物価の安定的な好循環へとつなぐこと等によるデフレ脱却と持続的な経済成長の実現に向けた議論が進められております。また、政府のこども未来戦略会議においては、少子化対策の具体策と財源論を含むこども未来戦略方針の策定に向けた議論が進められており、この方針の内容は骨太の方針へも反映される見通しであります。

こうした国の動向につきましては市政運営にも影響がございますので、引き続き情報収集等に努

め、適切な対応を図ってまいります。

ところで先月、兵庫県丹波篠山市において、重要伝統的建造物群保存地区を有する104市町村で組織する全国伝統的建造物群保存地区協議会の総会が開催され、出席をいたしました。保存地区を有する市町村の様々な取組に触れるとともに、関係者との情報交流を行ってまいりました。来る令和7年は伝建制度が創設されて50周年となり、来年12月には関宿においても選定40周年の節目を迎えることとなります。これまで保存活動団体や地域の皆様の英知と努力の結集により関宿の歴史的風致の維持向上が図られてきたところであり、今後も伝統的建造物群の保存・活用等の取組を進め、東海道の宿場町で唯一の伝建地区である関宿の歴史的風致を後世に継承してまいりたいと考えております。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、魅力的な都市空間の形成のうち、都市づくり戦略推進事業につきましては、都市マスタープランに基づき適正な土地利用誘導を図るため、関ヶ丘団地の用途地域指定に向けた手続を進めているところであります。引き続き、コンパクトで利便性の高いまちづくりの推進に向け取り組んでまいります。

また、景観づくり推進事業につきましては、亀山城下町景観形成推進地区の景観重点地区化を含めた亀山市景観計画の改定に向け、地域住民の意向を把握するためのアンケート調査を実施しているところでございます。今後も地域住民の意向を踏まえた歴史的趣を感じられる景観づくりを進め、地域の魅力向上を図ってまいります。

一方、公園施設長寿命化事業につきましては、亀山公園内の老朽化した大型複合遊具等更新やインクルーシブ遊具の導入を図るため、公募型プロポーザルによる工事施工者の選定手続を進めているところであります。

次に、上下水道の充実のうち、公共下水道施設整備事業につきましては、去る3月末に北町、東御幸町、御幸町、阿野田町、川合町、川崎町、能褒野町及び布気町の一部区域において供用を開始いたしました。これにより公共下水道処理人口普及率は、昨年度より0.7ポイント増の62%となっております。引き続き快適な生活環境と健全な水環境を維持していくため、下水道未普及地域での整備を進めてまいります。

次いで、地域公共交通の充実のうち、コミュニティ系バスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向にあった利用者数が緩やかに増加へと転じてまいりました。しかしながら、依然としてコロナ禍前の水準までには至っていないため、引き続き関係地域における制度周知など、利用促進に向けた取組を進めてまいります。

次に、防災・減災対策の強化につきましては、出水期を前にして水害発生時等に迅速な活動ができるよう、先月28日に亀山市消防団員を中心とした約400人の参加により水防訓練を実施いたしました。基本的な水防工法の土のう作りや改良積み土のう工法の習得と技能向上を図ったほか、一般社団法人三重県建設業協会亀山支部との協同・連携作業を実施するなど、水害発生時における危機管理体制の強化に努めているところでございます。

次いで、消防力・地域安全の充実のうち、現在、本市と津市及び鈴鹿市の3市消防本部で計画を進めております消防指令業務の共同運用につきましては、先月、津市において消防共同指令センタ

一の整備に係る実施設計業務委託の契約が締結されたところでございます。

なお、今後の実施設計及び整備につきましては、多岐にわたる専門性の高い事務を3市で調整していく必要があることから、去る4月1日に、津市、鈴鹿市及び亀山市消防通信指令事務協議会に3つの分科会を設置いたしました。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進と循環型社会の構築のうち、ごみ溶融処理施設大規模整備事業につきましては、先月、溶融物処理設備など、老朽化した設備・機器を更新する工事に着手したところでございます。引き続き、老朽化した設備・機器につきましては、長寿命化計画に基づき計画的に更新することで施設の延命化に努めてまいります。

また、ごみ溶融処理施設から日々発生いたします溶融飛灰を全量再資源化し、最終処分量ゼロを維持するとともに、食品ロス削減マッチングサービス、かめやまタバスケの運用による食品ロスの削減など、ごみの減量化とリサイクルの推進に努めてまいります。

次いで、自然との共生のうち、生物多様性が保全されている区域を認定する亀山版OECM制度、かめやま生物多様性共生区域認定制度につきましては、年内での区域認定を目指し、来月から認定申請を受け付けるべく諸準備を進めているところでございます。

また、森林環境譲与税を活用し、令和元年度から進めております森林経営管理事業につきましては、森林の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、本年度は今月から着手いたします坂下地区での森林整備に加え、加太板屋地区での意向調査と加太中在家地区等での境界明確化にも取り組んでまいります。

次に、歴史文化を生かしたまちづくりの推進のうち、東海道街道環境整備事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用し、市内の東海道全延長約19キロメートルのうち、関宿東海道、亀山宿東海道等の約4キロメートルの舗装の美装化を計画的に進めているところでございます。

また、歴史博物館においては、市域の昔話に登場する民具を基に、博物館で収蔵する実物の民具を紹介する第40回企画展「収蔵民具を楽しむ―亀山市域の昔話から―」を今月11日までの期間で開催しており、多くの方にご覧いただいているところでございます。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進と地域医療の充実のうち、健康都市大学創設・運営事業につきましては、来る10月7日に文化会館大ホールを会場とした開校イベントを開催し、かめやま健康都市大学としてのスタートを切るべく、現在、健都さぷり+（プラス）プロジェクト等の庁内検討組織においても協議を行いながら準備を進めております。

健康都市大学におきましては、健康・食・運動・健康都市の4つの分野のシリーズ講座を中心に、市民の皆様の健康に関する学びと実践の機会を提供することで、ヘルスリテラシーの向上につなげてまいります。

また、スマホアプリを活用し、市民の皆様の主体的な健康活動を促進するアプリd e ウェルネス推進事業につきましては、来る9月からのアプリ公開に向けて現在アプリの開発を進めるとともに、他の施策との連携に関する庁内の調整を進めております。歩くを基本とした健康活動を中心としつつ、市のイベント等への参加にもポイントを付与するなど、他の施策事業との連携を図りながら進めてまいります。

なお、去る4月に市内で事業を展開されている2事業者から、本市の魅力や価値を高める取組等

に対し企業版ふるさと納税制度を活用したご寄附をいただきましたことから、寄附者の意向を踏まえた活用をさせていただくため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、食を通じた健康システムの確立による健康寿命の延伸への貢献に関して、新たな民間事業との連携として、先月20日に一般社団法人セルフケアフード協議会へ特別会員として加入いたしました。この協議会につきましては、令和3年度に実施した軽度不調緩和弁当実装試験においてつながりを得ました国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が設立法人となるもので、食による健康長寿社会の実現を目指すという理念の下、科学的な成分分析を基礎として、国民個人が健康になれる社会システムの提供や日本の農林水産食品関連産業の振興を目的に、昨年4月に設立されたものでございます。本市の目指す健康都市の実現に向けて、有意義な連携となりますよう進めてまいります。

また、今月は食育月間となりますことから、市広報6月1日号において特集記事を掲載し、健康な身体と心を育むために大切な食に関する情報発信を行うとともに、今月28日には亀山市食生活改善推進協議会による生活習慣病減塩食に関する市民伝達講習会を実施いたします。

一方、今月4日から10日までの期間が歯と口の健康週間となりますことから、本年4月にスタートさせた市広報での連載記事「かめやま健康なび」において、その周知を行っております。引き続き、様々な機会を捉えた情報周知を行うことで市民の健康意識の醸成につなげてまいります。

また、本年度よりスタートいたしました带状疱疹予防接種費用の助成につきましては、4月末日までに延べ76件の費用助成を受け付けており、引き続き市ホームページ等での制度周知を図りながら進めてまいります。

ところで、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、その特例臨時接種の実施期間が令和6年3月31日まで1年延長となりましたことから、生後6か月以上の各年代へのワクチン接種を継続して実施しております。そのような中、現在、主に令和5年春開始接種として65歳以上の方や基礎疾患等をお持ちの方、医療従事者等を対象に、オミクロン株対応ワクチンによる追加接種を市立医療センター及び総合保健福祉センターあいあいにおいてそれぞれ進めているところでございます。今後も国の方針に迅速に対応し、亀山医師会をはじめ関係機関との連携協力の下、接種体制を確保してまいります。そのため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、地域福祉力の向上につきましては、地域福祉力向上重層的支援体制整備事業において、福祉分野における既存の社会参加への支援では対応することが困難なひきこもり等の制度のはざまにある課題の解決に向け、そうした課題を抱えている市民を受け入れる福祉サービス事業所等に対して必要な実費相当分を支援する制度を来月をめどに新たに設けることといたしております。こうした取組を進め、複雑化・複合化した福祉課題や制度のはざまのニーズに重層的に対応してまいります。

また、成年後見サポート事業につきましては、弁護士等の専門職で構成される受任調整会議を先月25日に開催をし、サポートが必要な方の置かれている状況や、ご本人の思い等を支援者にお聞きした上で課題を整理し、適切な後見人等の受任機関の選出を行うとともに、家庭裁判所に申立てを行い、受任調整を図っているところでございます。引き続き、法律や生活の面から、ご本人の権利や財産が守られるよう支援してまいります。

一方、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯等に対して国の地方創生臨時交付金を活用した臨

時特別給付金を支給するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実につきましては、ポストコロナを見据え、社会福祉法人等に委託して実施しているスクエアステップやセラバンド体操等の軽体操や認知症予防レクリエーション等を、コミュニティセンターなど地域の施設で行う介護予防教室を徐々に再開をし、高齢者に通いの場を提供するとともに、社会参加と生きがいの促進を図っております。

また、長引くエネルギー価格高騰の影響を受けている市内の高齢者福祉サービス施設に対し、電気料金等について国の地方創生臨時交付金を活用した補助を行い、その運営を支援するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、毎年4月に行われる国連が定めた世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に合わせ、市立図書館に発達障がいに関する書籍等を紹介するコーナーを開設し、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解を深める取組を行ったところであります。今後も障がいの有無に関わらず、誰もが幸せに暮らすことができる共生社会の実現に向け、障がいに対する正しい理解の啓発に取り組んでまいります。

また、高齢者福祉サービス施設と同様に、エネルギー価格高騰の影響を受けている市内の障がい福祉サービス施設に対しても、国の地方創生臨時交付金を活用した電気料金等について補助を行うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次いで、文化芸術の推進につきましては、令和6年度に新たなかめやま文化年を開催するため、本年4月より公募による市民等で組織された実行委員会とともに事業検討に着手したところであり、引き続き、まちのにぎわいや魅力の創出につなげるべく準備を進めてまいります。

次に、スポーツの推進につきましては、先月13日に西野公園体育館において本年度最初の市民体力テストを実施し、57名の市民の方にご参加いただきました。また、今月23日には第2回目の市民体力テストを予定しており、ご自身の体力の現状を確認いただける機会として多くの方にご参加いただけるよう周知を図ってまいります。

また、今月10日には西野公園体育館においてニュースポーツ大会を開催いたします。これらの運営を担っていただくスポーツ推進委員の皆様との連携を図りながら、市民の誰もが気軽にスポーツや運動に取り組めるよう、自治会単位での参加を基本とした壮年ソフトボール大会やスポーツの日に合わせた市民体力テストを実施するなど、事業を計画的に進めてまいります。さらに、スケートボード等のアーバンスポーツのできる環境整備につきましては、市内の公園施設を活用し、本年8月から2か月間をめどに、利用ニーズや実施面での課題等の把握に向けた試験開放を行うため、現在その諸準備を進めているところでございます。

続きまして、交通拠点性を生かした都市活力の向上についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」へ立地した企業のうち、本年4月から2社が操業を開始され、また3社が本年度の操業に向けて順調に事業を進められております。引き続き、進出決定をいただいている企業の早期操業を支援するとともに、残る区画への積極的な企業誘致を展開してまいります。

また、雇用の確保につきましては、来春の高校卒業予定者を対象とする求人活動の来月1日の解禁を前に、今月23日、中央コミュニティセンターにおきまして、市内事業所で構成する亀山市雇用対策協議会の主催により県内の高校進路担当者と企業が情報交換を行う求人懇談会が開催されま

す。今後も亀山市雇用対策協議会、鈴鹿ハローワーク、亀山商工会議所等の関係機関と連携しながら市内企業の雇用の確保等に向けた支援を行ってまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化のうち、創業等支援事業につきましては、亀山商工会議所と連携しながら空き店舗等活用支援事業補助制度をPRするとともに、創業予定者を対象とした創業セミナーを来月下旬から4回にわたり開催するなど、今後も市内での創業を支援し、にぎわいの創出や商業の活性化につなげてまいります。

また、エネルギー価格高騰対策に係る地域経済の支援につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用し、市内中小企業者等に対する市独自の助成制度、エネルギー価格高騰対策中小企業者等支援事業（Ver. 2）を実施することで、事業活動に係る経済的な負担の軽減を図ってまいります。そのため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、亀山ブランドにつきましては、これまでにブランド認定した17事業者34品目を中心に、さらなる知名度の向上を図るため、本年4月に市内事業者とパートナー協定を締結し、道の駅関宿地域振興施設や亀山ハイウェイオアシス館など、順次常設コーナーを設置いたしております。今後も認定事業者をはじめ亀山市観光協会、本年3月に市内の観光物産振興分野で連携協定を締結した一般社団法人DMOカメヤマモデル等と連携しながら常設コーナーの充実を図るとともに、各種イベントでのPRや販売等を通じて市のブランド力、生産者の生産・販売意欲を高め、産業振興と地域活性化につなげてまいります。

次いで、農林業の振興につきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、集落や地域が抱える人と農地の問題を解決するため地域農業の現状と課題を整理し、地域の話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画について、本年度は阿野田・菅内地区等において作成を進めてまいります。

また、新規就農者の経営の安定化に向け、収益強化や経営発展に必要な施設整備を支援するため、県補助金を活用した新規就農者育成総合対策の一つである初期投資促進事業を進めてまいります。そのため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

ところで、本年4月から産業環境部に獣害対策全体を一元的に取り扱う専門部署を設置するとともに、ニホンザル等獣害対策事業をスタートさせ、特にニホンザル対策について強化を図っているところでございます。こうした中、4月に東台町に設置しております大型捕獲おりで市街地に出没する群れの猿を捕獲し、生育状況を調査するための電波発信機を装着して放獣したところでございます。また、先月には三重県猟友会亀山支部、亀山サル研究会、亀山市自治会連合会とともにサル対策チーム「モンキーレンジャーズ」を新たに設置したところであり、今後も生育調査や捕獲、集落環境管理に連携して取り組んでまいります。

次に、まちづくり観光の活性化につきましては、第2次亀山市観光振興ビジョンに掲げる3つの基本戦略と11の施策を亀山市観光協会及び三重県観光連盟、さらには一般社団法人DMOカメヤマモデル等と連携して推進してまいります。

その取組の一つである観光プロモーション推進事業につきましては、「アートが生まれる街、亀山～亀山のアートは道が育む～」をコンセプトに、本年度は「灯」をテーマとして本市のイメージを掘り下げるとともに、ターゲットを拡大しながら本市の認知度の向上を図ってまいります。

また、亀山市納涼大会につきましては、納涼大会実行委員会において開催日が来る8月11日と

決定されました。4年ぶりの開催に向け内容もリニューアルしながら、実行委員会と運営委員会を中心に、関係者と連携し準備を進めてまいります。

次いで、広域的な交通拠点性の強化のうち、昨年度、県において事業化された鈴鹿亀山道路の整備や関連する国道306号川崎庄内バイパス及び（仮称）川崎下庄線インターチェンジの整備の促進につきましては、三重県及び鈴鹿市と組織する一般国道306号鈴鹿亀山道路事業推進会議を通じて、引き続き事業推進に向けて連携強化を図ってまいります。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、安心して子供を産み育てられる環境づくりの推進につきましては、国においてこどもまんなか社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する司令塔となるこども家庭庁が本年4月より発足し、様々な少子化対策についての試案が示されております。

また、同時に、こども施策や子どもの権利を守るための理念等を定めたこども基本法が施行され、今後、この法律に基づき、国のこども施策の基本的な方針や重要事項を定めるこども大綱が策定されることとなっております。本市におきましてもこれらの動きを勘案しながら、令和7年度から5年間を計画期間とする第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、今後の本市における子ども・子育て施策の展開について本年度より検討を進めてまいります。

また、保育所等ICT化推進事業につきましては、本年4月から市内の全公立保育所、幼稚園及び認定こども園において登降園管理等を行うことのできる保育総合支援システムの運用を開始したところであり、さらなる保育サービスの充実と保育士の業務効率化を図ってまいります。

一方、公立保育所等における使用済紙おむつの回収・処理につきましては、市内の全公立保育所及び認定こども園において本年度からの実施に向けた準備を進めているところであり、保育サービスの向上と子育て世帯の負担軽減につなげてまいります。

また、昨年6月に改正された児童福祉法により、増加・困難化する児童虐待等の事案に対応し、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化するため、市町村でのこども家庭センターの設置が求められています。本市におきましても、現在の子育て世帯包括支援センターと子ども家庭支援拠点を一体化させ、ソーシャルワーク機能を強化させた亀山市こども家庭センター（仮称）の来年4月設置を目指し、これまで本市が培ってきた関係機関、部署間の顔の見える連携という強みを生かしながら現組織体制からの円滑な移行を図るとともに、その機能を果たすために必要な人材の配置等の体制整備をはじめとした検討を進めているところでございます。

一方、妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援になく伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施する出産・子育て応援事業では、妊娠中から出産後まで安心して過ごしていただくため、妊婦一人一人に合わせた「かめやま子育てガイド」を作成するとともに、妊娠届出時の面談後には出産応援給付金（めばえギフト）を、出産後の面談後には子育て応援給付金（あおばギフト）をそれぞれ支給いたしております。

さらには、妊娠・出産を望んでいても、経済的な理由等から産婦人科等への受診を控えている妊婦に対する初回の産科受診費の助成や相談支援を実施するなど、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境の充実を図ってまいります。

また、発達等に配慮を必要とする子供への支援につきましては、県立子ども心身発達医療センターにおけるみえ発達障害支援システムアドバイザー育成研修に保育士1名を1年間派遣し、切れ目

のない適切な支援体制の推進を図っているところでございます。

ところで、食費等の物価高騰に直面をし、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、児童1人当たり一律5万円の特別給付金を支給する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、申請が不要な支給対象者に対して、先月31日に特別給付金の支給を行いました。また、申請が必要となる支給対象者につきましても、市広報、市ホームページ等で周知を行い、今月1日から受付を開始しておりますので、速やかに特別給付金が支給できるよう進めてまいります。

さらに、こうした取組に加え、国の地方創生臨時交付金や三重県の低所得のひとり親世帯への生活応援給付事業の活用と市独自の低所得子育て世帯生活応援給付金支給事業により、特別給付金の全支給対象者に児童1人当たり一律2万円を追加して支給するほか、市内保育所等の給食材料費についても補助等を行い、食費等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援してまいります。

また、長引くエネルギー価格高騰の影響を受けている放課後児童クラブ及び民間の保育所等に対しまして、電気料金について国の地方創生臨時交付金を活用した補助を行い、その運営を支援してまいります。このため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

続きまして、市民力・地域力の活性化についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、コロナ禍からの快復と地域まちづくり協議会の組織強化につながるよう亀山市地域まちづくり協議会連絡会議と連携をし、地域の担い手育成支援を目的とした会議ファシリテーション等の研修の開催に向けた準備を進めているところでございます。また、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、地域まちづくり協議会等の活動を促進するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

一方、地区コミュニティセンター充実事業につきましては、新たな城東地区コミュニティセンターの整備や旧城東地区コミュニティセンターの解体の実施に向けた準備を進めているところでございます。

次に、市民参画・交流活動の促進と協働の促進のうち、協働事業提案制度につきましては、先月14日に市民協働センターにおいて、昨年度に実施した3件の協働事業の成果報告会を公開で行い、市民活動団体と行政が成果や課題を発表するとともに、協働に関する講演会を開催いたしました。引き続き、協働に関する意識啓発や情報発信に努めてまいります。

また、市民活動応援事業につきましては、市民活動応援券を活用して実施する事業が増加し、使用率が回復しつつあることから、引き続き応援制度を活用した市民活動の支援や活性化に努めるとともに、さらなる制度の充実を図るための検討を進めてまいります。

次いで、移住・定住の促進のうち、移住交流促進事業につきましては、首都圏等において本市のPRや情報発信、移住相談等を行っていただく亀山市移住交流促進アドバイザーとして、昨日新たに2名を登録し、総勢3名の方に活動いただくことといたしました。今後、移住に関するワンストップ相談窓口として配置している定住支援員とともに、都市部での情報発信やイベントの企画運営等に携わっていただくことにより、本市への移住や関係人口の創出につなげてまいります。

次に、人権の尊重とダイバーシティ社会の推進につきましては、今月23日から29日までの男女共同参画週間に合わせ、市立図書館において男女共同参画推進パネルの展示を行うほか、来月2

2日には市文化会館において、市町等の連携により県内17会場で開催される三重県内男女共同参画連携映画祭を開催いたします。こうした機会を捉え、男女共同参画の理解が深まるよう啓発活動に努めてまいります。

続きまして、行政経営についてご説明申し上げます。

まず、組織力の強化と働き方改革の推進につきましては、行政課題に的確に対応する組織体制とマネジメント機能の強化のため、本年度も各部の使命・目標及び実施方針を定め、先日公表いたしましたところであります。本年度は第2次総合計画後期基本計画の2年目として、重点プロジェクトをはじめとする施策・事業を本格的に進めるよう実施方針を設定したところであります。

また、コロナ禍において不足しがちとなった組織間・職員間のコミュニケーションを改めて活性化させ、働き方改革を推進するとともに、活力ある職場づくりに取り組んでまいります。その取組の一環として、「爽やかに」「明るく」「にこやかに」をキャッチフレーズとした挨拶運動「SAN運動」を実施いたしております。

一方、職員の働きやすい環境整備として、本年度から職員が職場において旧姓使用ができる制度を整えました。これにより職員が婚姻、養子縁組などの事由により戸籍上の氏を改めた後でも、選択により引き続き旧姓を使用できるものとなったところでございます。

次に、財産・情報の適正な管理のうち、新庁舎整備の推進につきましては、このたび新庁舎整備の基本的な考え方を示す亀山市新庁舎整備基本計画の最終案を取りまとめたところでございます。現在、計画案に対するパブリックコメントを実施しており、いただいたご意見等を踏まえ、今月末の策定に向けて進めてまいります。

次いで、行政DXの推進のうち、マイナンバーカードの普及促進につきましては、これまでの継続的な取組により、現在マイナンバーカードの交付率が7割を、また申請率が8割を超えている状況でございます。こうした中、申請機会のさらなる拡充を図るため、先月8日から地域に根差した郵便局と連携をし、亀山・亀山井田川・野登・川崎の市内4郵便局におきまして申請受付を実施するほか、加太出張所におきましても申請受付を行っております。こうした取組を含め、引き続きさらなる交付率向上に努めてまいります。

次に、持続性を保つ健全な財政運営のうち、行財政改革につきましては、第3次亀山市行財政改革大綱の目的である市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換を目指し、先般、令和5年度から令和7年度を計画期間とする後期実施計画を策定いたしましたので、当該計画の推進と適正な計画管理に努めてまいります。

ところで、都市公園、運動施設、勤労文化会館及び石水溪キャンプ場施設の指定管理につきましては、本年度で指定管理期間が終了いたしますので、令和6年度からの指定管理者の選定に当たり、本議会に債務負担行為の追加について予算補正を提案いたしております。

また、学校教育、生涯学習等教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

なお、本年2月11日から5月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約につきましては、契約実績はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

令和5年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、先月8日をもって学校教育活動に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、文部科学省においても学校保健安全法施行規則の改正に合わせ、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの改定が行われました。今後は、コロナ禍を通じて再認識された学校の役割を踏まえ、これまで制限されてきた教育活動については、その必要性を十分に検討した上で積極的に実施していくことが求められます。

このような状況の中で、本格的に新型コロナウイルスと共生する社会となっていきます。本市におきましても児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、インフルエンザと同様に出席停止扱いとなります。一方では、保健所による新型コロナウイルス感染患者の濃厚接触者の特定が行われず、外出自粛等も求めないため、感染者本人以外の児童・生徒は登校できることとなります。

また、学校教育活動についても制限されてきたことが再開され、多様な集団編成による学習や、全校一斉参加を伴う学校行事及び休み時間や給食等における交流が再開されることとなります。家庭や地域の協力を得つつ多様な体験活動を取り入れ、児童・生徒の成長の機会を確保してまいります。引き続き、これまでの経験を生かし、必要な場面で適切な対策を行いつつ、子供たちが安心して学校生活を送り、豊かな学びを継続できる取組を行ってまいります。

一方、新型コロナウイルス感染症関連以外の国の動向といたしましては、中央教育審議会にて「次期教育振興基本計画について（答申）」が取りまとめられ、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会のづくり手の育成、日本社会に根差したウェルビーイングの向上をコンセプトとし、誰一人取り残さず全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進等、今後の教育政策に関する基本的な方針等が示されました。これを受けて次期教育振興基本計画の策定準備が進められており、今後の教育のあるべき方向性として注目されています。

また、本年4月に施行された教育公務員特例法の一部改正により、これまでの教員免許更新制度が廃止され、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励が始まっています。

学校部活動に関しましては、本年度から令和7年度末までがスポーツ庁と文化庁策定の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインに示されている改革集中期間となっており、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。

次に、県の情勢であります。今年度4月に就任された新教育長は、子供たち一人一人の可能性を最大限に引き出すことを基本姿勢にすると抱負を述べられました。また、ICT教育やキャリア教育等に力を入れるとともに、不登校やいじめ等、生きづらさを抱える子供の支援や教員志望者が減少している現状にも触れ、教員という職業の輝きを取り戻したいと、教職員の働き方改革や不祥

事根絶に取り組む考えを示されたところでございます。

その中で、学力向上の取組といたしまして、ICTを効果的に活用しながら学習指導要領を踏まえた授業改善や個に応じた指導を進めるとともに、学習習慣、生活習慣、読書習慣の改善について、学校・家庭・地域が一体となった取組強化を行うこととしています。

また、いじめに関する取組として、県いじめ防止基本方針が本年3月に改定され、具体的な展開に向けた見直しと共有を行うことが示されています。こうした国や県の動向や施策を見極めつつ、教育委員会といたしましては亀山市教育大綱の基本理念等を念頭に置きつつ、亀山市学校教育ビジョン及び亀山市生涯学習計画の目標実現に向けた具体的な実践を着実に推進してまいります。

それでは、それぞれの事業進捗につきまして、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、子供たちの教育に関する取組といたしまして、学力向上について、本年度を1年目として令和7年度までを計画期間とする亀山市学力向上推進計画（第4版）に沿った取組を進めてまいります。また、教育委員会が独自に作成している小学校国語科確認テストのさらなる改善を図るとともに、学校の主体性を重視した研修体制の構築や若手教職員の主体的な研修の充実を図ってまいります。

体力向上に関しましては、一人一人の運動量確保が子供の体力向上に有効であることから、本年度も健康運動実践指導士等の外部講師を市内の各小学校、幼稚園等に派遣し、体育の授業改善や遊びの工夫等について研修及び実践を行ってまいります。

次いで、情報教育につきましては、「亀山市版ICT運用ガイドブック」の周知を図るとともに個別最適な学びと協働的な学びを推進するため、これまでの実践とICTを最適に組み合わせることで学びの質を向上させてまいります。また、1人1台端末の家庭へ持ち帰っての学習を学年の実態に応じて推進してまいります。

人権教育につきましては、市民部会、行政部会、学校教育部会の3部会にて構成される亀山市人権教育推進協議会において、今まで学校教育が中心であった人権教育の在り方を見直し、市民や行政も含めた幅広い取組を推進しているところです。

次いで、文化芸術活動に関しましては、市文化会館と連携したアウトリーチ事業として訪問型コンサート等を本年度も継続して行ってまいります。また、NHK全国学校音楽コンクール三重県コンクールや全日本合唱コンクール等に関する取組につきましても、練習方法等を工夫しつつ参加に向けて準備を進めているところでございます。

次いで、いじめ問題の対応としましては、県のいじめ防止基本方針に準じて、先月、亀山市いじめ防止基本方針の改正を行ったところでございます。それに伴い、各学校のいじめ防止基本方針の見直しを図るとともに、その取組を着実に実践してまいります。

また、いじめを生まない環境づくりを進め、児童・生徒一人一人がいじめの重大性を理解し、いじめ問題に正しく向き合うことができるよう教職員の研修の充実を図りつつ、きめ細やかな対応を行ってまいります。

また、不登校への対応としましては、市で独自に配置している適応指導教室の指導員や福祉連携によるつながるシーートの活用等により、学校にも適応指導教室にもつながらないなど支援が届きにくかった児童・生徒に対する訪問型の支援を拡充してまいります。また、NPO法人「フリースペースかめっこ」との連携を強化し、教職員の研修や児童・生徒の進路相談等の取組を適宜行ってま

います。さらには、市立図書館の一部を活用し、学校に行きづらい児童・生徒の新たな居場所としたサークルルームの取組を先月より実施しているところでございます。

次に、教職員に関しましては、学校における働き方改革として、本年度から学校の日常業務を電子化・効率化し、連携や引継ぎ等も行うことができる統合型校務支援システムを導入いたしました。その運用により学校で取り扱う様々な情報の一元管理が可能になり、教職員が児童・生徒と向き合う時間や教材研究の時間を生み出すことが期待されています。

次に、コミュニティスクールの充実について、各学校において地域住民や保護者等が学校運営に参画しつつ、児童・生徒一人一人が主体的に関わり他者と協力する場面を取り入れた体験活動を実施するなど、地域に開かれた特色ある教育実践を展開していくとともに、各学校における取組事例の交流や学校運営協議会の運営充実に向けた研修を進めてまいります。

最後に、今後の中学校部活動の在り方につきまして、国や県の動向を見つつ、また他市町との情報交換や健康福祉部等とも連携をしながら地域のニーズを踏まえて、指導者の確保、運営団体・実施主体の整備及び費用負担等の課題について方向性の整理を行ってまいります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

学校施設の計画的な環境整備を図るために、昨年度からの2か年事業として実施しております学校施設等長寿命化計画の策定につきましては、昨年度の施設現況把握の調査結果を基に策定作業を進めており、本年末に完了する予定でございます。

次に、工事関係といたしましては、亀山東小学校体育館屋根改修工事について、先月25日に工事請負契約を締結し、着工準備を進めているところでございます。なお、改修工事につきましては、おおむね夏休み期間中に終了する予定でございます。

次に、学校給食関係として、中学校全員喫食制給食実施事業につきましては、早期の事業実施に向け多角的な視点から持続可能性や経済性等を考慮し、今再検討を行い、基本計画の策定を進めております。

また、食料品価格等の物価高騰による小・中学生の保護者負担の軽減に向け、小・中学校における給食費の増額分等を国の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し財源とするため、今議会に関係経費の予算補正を提案しております。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、地域の学び推進事業につきましては、かめやま人キャンパスと公民館事業を基軸に様々な学びを提供し、地域の課題解決に取り組む人材育成を行うとともに、「亀山学びのガイドブック」を発行し、市内の学びに関する情報の一元的な発信を進めています。学びの成果を生かして地域で活躍する場を創出していく第2期のかめやま人キャンパスでは、本年度、まちのインフルエンサー養成講座としてSNSを活用した情報発信方法や魅力的な文章の書き方、思わず目を引いてしまうチラシのデザイン方法等、情報発信に関する様々な手法を学び、地域の魅力を発信していく担い手を養成する講座を設定しています。

また、まちのせんせい養成講座においては、新型コロナウイルス感染症の影響等で活用が広がったZoomやユーチューブを使ったオンライン講座の仕方や指導方法、講座の企画構成のポイントを学び、自分の特技や趣味等を生かした地域の学びの担い手を養成する講座を設定しています。また、公民館講座につきましては、地域まちづくり協議会や市内で活動している団体、市内高等学校

とも連携しながら、今月から順次講座を開設しています。

次いで、子育て学習展開事業につきましては、子育て家庭に向けた応援メッセージとなるかめやまお茶の間10選（実践）のさらなる浸透・定着に向けた取組を継続して進め、家庭教育出前講座等を実施するとともに、児童・生徒のゲーム機、情報機器やSNS等との関わりを通して家庭や関係団体等の課題意識醸成を進めることにより、家庭教育の向上に取り組んでまいります。

また、放課後子ども教室推進事業につきましては、放課後や週末に地域の方々の参画を得ながら、地域の中で子供が安心して学習活動や体験交流活動が行える環境づくりに努めてまいります。

続きまして、図書館関係についてご説明申し上げます。

市立図書館では、開館以降多くの方にご来館いただいているところです。学校連携につきましては、授業で作成したお薦めを紹介するポップの展示や行政連携等によるテーマ展示等も進めており、より多くの人に来館していただく取組を進めています。

次に、図書館を核とする読書活動の市民参画を進めるため、読み聞かせや書架整理等、図書館における個人ボランティアの募集を始めます。ボランティア団体との意見交換を行いながら、市民交流イベントの開催や参加者同士の交流の機会につなげる取組も進めてまいります。

また、図書館が果たす役割や図書館サービスの機能が効果的に発揮されているかなど、図書館運営に関わる評価方法を本年度中に確立するため、図書館協議会にて議論を進めているところです。今後も市民の読書活動の推進とともに、学びと交流の場の創出に向けて取組を進めてまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及び、ご説明を申し上げます。何とぞご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時08分 休憩）

（午前11時18分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第33号から日程第17、報告第9号までの13件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第33号亀山市税条例の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、市民税関係でございますが、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除は、所得割額から控除できなかった金額がある場合は均等割額に充当を行い、それでも残額がある場合は、還付または未納に係る徴収金に充当することとなっております。

しかし、当該充当は、地方税法の規定により地方団体の徴収金に対して行わなければならないとされていることから、国税である森林環境税についても当該控除できなかった金額により納めることができるよう規定の整備を行うものがございます。

2つ目といたしまして、給与所得者が給与支払い者に提出する扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年に提出した申告書に記載した事項と異動がないときには、その記載すべき事項に代えて、当該異動がない旨の記載によることを可能といたします。

3つ目といたしまして、森林環境税は、個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収いたします。

4つ目といたしまして、森林環境税の導入に伴い、個人の市民税の納税通知書に森林環境税を記載いたします。

5つ目といたしまして、森林環境税は、給与所得または公的年金等に係る所得割額及び均等割額を特別徴収の方法により徴収する場合は、給与または公的年金等から特別徴収の方法により徴収いたします。

6つ目といたしまして、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の適用期限を3年間延長し、令和9年度までといたします。

7つ目といたしまして、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用対象から特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡を除外するなどの見直しを行った上、特例の適用期限を3年間延長し、令和8年度までといたします。

8つ目といたしまして、軽自動車税関係でございますが、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の種別割の税額については、3輪以上であっても原動機付自転車（第1種）と同様の2,000円といたします。

9つ目といたしまして、環境性能割に係る臨時的軽減措置の適用期間が令和4年度で終了したことから、軽自動車税の環境性能割の税率の特例を定める規定を削除いたします。

10番目といたしまして、自動車メーカーの不正行為に起因してグリーン化特例対象車種の認定が取り消されたことにより、軽自動車税の環境性能割及び種別割の納付不足額が発生した場合の当該自動車メーカーが納付すべき軽自動車税の環境性能割及び種別割の額は、当該納付不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額から100分の35の割合を乗じて計算した金額に改めることといたします。

11番目といたしまして、軽自動車の種別割の税率の特例であるグリーン化特例について、電気自動車等の税率を75%軽減する措置の適用期限を3年間延長するなどの措置を講じることといたします。

12番目といたしまして、固定資産税関係でございますが、地方団体が税額または課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例について、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションに係る特例措置が新たに導入されたことに伴う規定の整備を行うことといたします。

13番目といたしまして、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置について、減額を受けようとする者は、住所、氏名等を記載した申告書を提出しなければならないことといたします。

最後に、14番目といたしまして、その他でございますが、地方税法等の一部改正に伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は公布の日とし、一部の規定の施行日等は別途定めることといたします。

また、給与所得者の扶養親族等申告書に関する記載事項の見直しに係る規定等について、経過措置を設けることといたします。

次に、議案第34号亀山市都市計画税条例の一部改正についてでございますが、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行うことといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第35号亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございますが、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正され、個人番号カードの交付を受けた者は、電子証明書を移動端末設備（スマートフォン）にも記録することが可能となります。

これまで個人番号カード所持者がコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機を操作して印鑑登録証明書の交付を受けるときは、個人番号カードを使用して交付を申請しておりますが、電子証明書を移動端末設備にも記録することが可能となったことから、当該移動端末設備を使用して交付を申請することを可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、個人番号カード所持者であって、移動端末設備に電子証明書が記録されているものは、当該移動端末設備を使用し、多機能端末機を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることを可能といたします。

なお、施行日は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日といたします。

次に、議案第36号亀山市火災予防条例の一部改正についてでございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正され、急速充電設備に関する規定及び喫煙等に関する規定が見直されたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、急速充電設備の定義について、その充電対象を電気自動車等とし、全出力の上限を撤廃するとともに、当該急速充電設備がコネクタを用いて充電するものであることを明記し、分離型の急速充電設備にあつては、充電ポストも急速充電設備に含むことといたします。また、これに伴い、火災予防上必要な基準を見直すことといたします。

2つ目といたしまして、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、「喫煙所」の標識を設置しなくてもよいことといたします。また、「禁煙」「火気厳禁」または「喫煙所」の標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格または日本産業規格に適合するものとしなければならないことといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。ただし、急速充電設備に関する規定の見直しに係る改正規定の施行日は令和5年10月1日といたします。

また、急速充電設備に関する規定の見直し等について経過措置を設けることといたします。

続きまして、議案第37号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてでございます

が、補正額は歳入歳出それぞれ4億1,805万4,000円を追加し、補正後の予算総額を218億6,405万4,000円といたしております。

今回の補正予算は、国の地方創生臨時交付金を活用した電力・ガス・食料品等価格高騰への支援に係る経費と、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費のほか、国・県等の補助事業の採択による事業費の追加計上が主なものでございます。

まず、債務負担行為補正につきましては、令和6年4月からの指定管理者の選定に当たり、公募を行う施設について、勤労文化会館指定管理料など4事業を追加いたしております。

次に、歳出につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰への支援に係る補正として、民生費に住民税非課税世帯等へ1世帯当たり3万円を給付するための経費を計上するとともに、市内の障がい福祉サービス施設、高齢者福祉サービス施設、民間保育所、放課後児童クラブに対して電気料金等の上昇分に対する補助金を計上するほか、低所得の子育て世帯へ児童1人当たり2万円を追加給付するための経費を計上いたしております。

次に、商工費には、市内の中小企業者等に対し、電気・ガス及び燃油の経費上昇に対する支援を行うため助成金等を計上いたしており、教育費には、学校給食の材料費の高騰に伴う小・中学校給食の賄材料費の増額を計上しております。

あわせて、私立幼稚園に対して電気料金等の上昇分について補助金を計上いたしております。これらの経費の財源として、国の地方創生臨時交付金を充てております。

次に、それ以外の補正予算につきましては、総務費において、自治会等に対するコミュニティ助成事業補助金を計上し、衛生費に新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施と体制の充実のための経費を増額するほか、農林水産業費に新規就農者への初期投資促進のための補助金を計上いたしております。

一方、歳入につきましては、分担金及び負担金では、中学校の保護者に係る学校給食費負担金の減額をいたしております。

国庫支出金では、地方創生臨時交付金やワクチン接種事業費負担金などを計上するとともに、県支出金では、生活応援給付事業補助金や就農者育成総合対策事業費補助金などを計上するほか、企業版ふるさと納税がございましたことから寄附金を計上いたしております。

また、今回の補正予算の財源調整により、繰越金に前年度繰越金を計上いたしております。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第38号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の軽減判定基準が引き上げられたことから、所要の改正を行ったものでございます。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

改正内容は、国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を29万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を53万5,000円に引き上げることといたしました。

なお施行日は令和5年4月1日とし、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することといたしました。

続きまして、議案第39号専決処分した事件の承認についてでございますが、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の実情を踏まえた生活の支援を行うため、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に係る経費について、令和5年度亀山市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月24日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第4号令和4年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、令和4年度亀山市一般会計繰越明許費の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号令和4年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、基幹管路詳細設計業務委託などの建設改良費につきまして、繰越額が確定し、令和5年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号令和4年度亀山市下水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、井田川・能褒野処理分区下水管渠布設工事などの建設改良費等につきまして、繰越額が確定をし、令和5年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第7号専決処分の報告についてでございますが、川合町地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、令和5年4月28日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第8号専決処分の報告についてでございますが、津市芸濃町椋本地内において発生した庁用車両による人身事故に伴う人身損害分に係る損害賠償の額を定めることにつきまして、令和5年5月15日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第9号放棄した私債権の報告についてでございますが、亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項の規定により市の私債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、本議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和5年度一般会計補正予算の補足説明を求めます。

山本副市長。

○副市長（山本伸治君登壇）

それでは、議案第37号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について補足説明をさせ

ていただきます。

今回の補正につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用した電力・ガス・食料品等価格高騰の支援に関する事業や、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費の増額のほか、国・県等の補助事業の採択による事業費の追加計上が主なものでございます。

それでは、最初に補正予算書4ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為補正につきましては、令和6年4月からの指定管理者を選定するに当たり、勤労文化会館指定管理料など4事業を追加いたしました。

続きまして、予算に関する説明書の歳出から、説明欄をご覧くださいながらご説明をいたします。まず13ページをご覧ください。

上段の第2款総務費、総務管理費の自治会支援事業250万円及び地区コミュニティセンター等管理運営費440万円につきましては、和田町自治会、川崎地区まちづくり協議会、本町地区まちづくり協議会が実施する事業が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業として採択されましたので、市を経由して交付する補助金を計上するもので、事業内容につきましては、活動用の机や椅子、印刷機などの備品購入でございます。

下段の第3款民生費、社会福祉費の住民税非課税世帯等給付金給付事業1億6,250万円につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯について、1世帯当たり3万円の給付金を支給するための交付金及びシステム修正委託料等の事務費を計上いたしました。

次に、15ページをご覧ください。

上段の福祉事業627万円及び一般事業3,036万円につきましては、物価高騰の影響を受ける市内の障がい福祉サービス施設及び高齢者福祉サービス施設に対し、電気料金、ガス料金及びガソリン代などに係る経費の上昇分に対する補助金を計上いたしました。

下段の児童福祉費の民間保育所補助費243万4,000円につきましては、物価高騰の影響を受ける市内の民間保育所等に対し、電気料金に係る経費の上昇分及び給食材料費等の高騰に係る経費の上昇分に対する補助金を計上いたしました。

その下、生活応援給付事業1,000万円及び17ページ上段の生活応援給付事業1,280万円につきましては、現在支給を進めております児童1人当たり5万円の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給に加えて、児童1人当たり2万円を追加支給するため、交付金及び事務費を計上いたしました。

その下、放課後児童クラブ運営費250万円につきましては、物価高騰の影響を受ける放課後児童クラブに対し、電気料金に係る経費の上昇分に対する補助金を計上いたしました。

下段の生活保護費の一般管理費689万1,000円につきましては、生活扶助基準の見直しに伴うシステム修正委託料を計上いたしました。

次に、19ページをご覧ください。

第4款衛生費、保健衛生費の予防衛生事業1億850万円につきましては、新型コロナウイルスワクチンの令和5年春開始接種及び令和5年秋開始接種の円滑な実施と接種体制の充実を図るための委託料等を計上いたしました。

次に、21ページをご覧ください。

上段の第6款農林水産業費の一般事業220万3,000円につきましては、市内の新規就農者の初期投資促進事業が県補助事業として採択されたため、補助金を計上いたしました。

下段の第7款商工費の経済支援対策事業5,510万円につきましては、物価高騰の影響を受ける市内の中小企業者等に対し、電気料金、ガス料金及びガソリン代などに係る経費を30万円を上限に助成することとして、助成金及び事務費を計上いたしました。

次に、23ページをご覧ください。

上段の第10款教育費、小学校費の一般管理費801万7,000円及び25ページ下段の保健体育費の一般管理費132万8,000円につきましては、物価高騰の影響による学校給食の材料費高騰のため、賄材料費の増額を計上いたしました。

戻りまして、23ページの下段、幼稚園費の私立学校等助成事業70万円につきましては、物価高騰の影響を受ける市内の私立幼稚園に対し、電気料金に係る経費の上昇分に対して補助金を計上いたしました。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、9ページをご覧ください。

上段の第13款分担金及び負担金、各学校給食費負担金につきましては、物価高騰の影響により学校給食の材料費である賄材料費を増額することから、教職員分の学校給食費負担金を増額計上いたしました。また、中学校におきましては、牛乳代の一部を地方創生臨時交付金を財源として充当することから、学校給食費負担金につきまして総額285万7,000円の減額補正を計上いたしました。

中段、第15款国庫支出金、ワクチン接種事業費負担金6,562万5,000円及び下段のワクチン接種事業費補助金4,287万5,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種事業の経費の財源として計上いたしました。

その2つ上の地方創生臨時交付金2億1,130万5,000円につきましては、電力・ガス・食料品価格等の物価高騰の影響に対する支援に係る経費の財源として国から示されました限度額を計上いたしました。

次に、11ページをご覧ください。

上段の第16款県支出金、生活応援給付事業補助金1,039万円につきましては、低所得のひとり親の子育て世帯への生活応援給付金事業の財源として計上いたしました。

中段の第18款寄附金、保健衛生費寄附金60万円につきましては、企業版ふるさと納税として寄附を受けましたことから、アプリd e ウェルネス推進事業の財源として活用させていただくこととしております。

下段の第20款繰越金、前年度繰越金7,260万5,000円につきましては、今回の補正予算の財源として計上いたしました。

続きまして、議案第39号専決処分した事件の承認についてにおきまして、令和5年4月24日に専決処分いたしました一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、エネルギー・食品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯の実情を踏まえた支援を行うため、低所得の子育て世帯や児童扶養手当受給世帯等に児童1人当たり5万円の生活支援特別給付金を迅速に支給する必要があったことから、

児童扶養手当給付費事業費及び子育て世帯生活支援特別給付費事業に係る経費を計上いたしましたものでございます。

それでは、補正予算書の9ページをご覧ください。

第3款民生費、児童福祉費の児童扶養手当給付費3,100万円及び子育て世帯生活支援特別給付費2,500万円につきましては、交付金等を中心に計上いたしました。

次に、歳入についてでございますが、戻りまして7ページをご覧ください。

第15款国庫支出金、セーフティネット強化等交付金5,600万円につきましては、児童扶養手当給付費及び子育て世帯生活支援特別給付費に係る国庫補助金を計上いたしました。

以上、一般会計補正予算（第2号）及び一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（森 美和子君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

明日3日から12日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

明日3日から12日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は13日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

（午前11時50分 散会）

令和5年6月13日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

令和5年6月13日（火）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第33号 亀山市税条例の一部改正について
議案第34号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
議案第35号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案第36号 亀山市火災予防条例の一部改正について
議案第37号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
議案第38号 専決処分した事件の承認について
議案第39号 専決処分した事件の承認について
報告第4号 令和4年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第5号 令和4年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
報告第6号 令和4年度亀山市下水道事業会計予算繰越計算書について
報告第7号 専決処分の報告について
報告第8号 専決処分の報告について
報告第9号 放棄した私債権の報告について

第 2 請願第 1号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願書

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長 櫻井義之君 副市長 山本伸治君
理事 亀渕輝男君 政策部長 笠井武洋君

総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	市民文化部次長兼 関支所長	松村大君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	総務財政部参事	杉本良則君
市民文化部参事	桜井伸仁君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田達也君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	豊田達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君

●事務局職員

議会事務局長	渡邊靖文	書記	新山さおり
書記	西口幸伸		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(森 美和子君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番(服部孝規君登壇)

それでは、通告に従い質疑をします。

まず、議案第37号令和5年度亀山市一般会計補正予算(第2号)についてであります。

この補正予算のうち、地方創生臨時交付金を充当した事業についてお聞きします。

国の地方創生臨時交付金は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう電気・

ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を増額するとともに、低所得世帯への支援のため、低所得世帯支援枠を措置したとされるものであります。

亀山市には、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援する事業用として1億1,320万7,000円が交付され、また低所得世帯支援枠として9,809万8,000円が交付され、合計で2億1,130万5,000円が交付されました。

そこで、まず自治体が効果的と考える事業として亀山市は幾つかの事業を補正予算に計上しましたが、これらの事業を選択した理由をお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

おはようございます。

令和5年度に国から示されました地方創生臨時交付金につきましては、エネルギー、食料品価格等の価格高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるようにということで交付されるものでございます。

この地方創生臨時交付金を活用できる事業としては、大きく2つに分かれておりまして、まずは低所得世帯の支援枠、それから各自治体の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施するための推奨メニュー枠というふうな2つに分かれております。推奨メニュー枠につきましては、低所得者や子育て世帯への物価高騰に対する生活者支援と介護、保育施設や中小企業者等への物価高騰に対する事業者支援の2つに分類をされております。

先ほど議員お示しいただきましたように、地方創生臨時交付金の総額といたしましては、2億1,130万5,000円が国から示されており、低所得者枠につきましては9,809万8,000円、推奨メニューにつきましては1億1,320万7,000円でございます。この地方創生臨時交付金を活用した事業といたしましては、昨今のエネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を特に大きく受けておるのが低所得者、子育て世帯、介護、保育施設、中小企業者であるということから、これらの世帯や中小企業者に対しまして支援をすることといたしましたものでございます。

具体的に申し上げますと、低所得世帯支援の枠といたしましては、住民税非課税世帯への3万円の給付、それから推奨メニュー枠につきましては、生活者支援として低所得の子育て世帯への児童1人当たり2万円の追加の給付、それから小学校、中学校や保育所等における給食材料代の増額分の補填、また事業者支援といたしまして、障害福祉サービス施設、高齢者福祉サービス施設、民間保育所、放課後児童クラブ、私立の幼稚園、中小企業者等への電気代等の補助を行うものとしたものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

3月議会の今年度の予算の審議のときに、私たち議員団はこの予算について、物価高騰が非常に厳しい状況になってきて、やっぱりそれのための市民、事業者への支援がやっぱり必要だということ指摘させていただきました。その点において十分じゃないということも指摘をさせていただき

ました。そういう意味でいくと、今回のこの地方創生臨時交付金の選択については、私は非常に妥当な選択ではなかったのかなというふうに思っております。

それでは、一つ一つの事業について移りたいと思います。

まず、保育所、小学校及び中学校の賄い材料費の補填です。この事業は、物価高騰による給食費の値上げ分を保護者に負担させずに、値上げ分を市が補填するというものであります。

まず、この内容について、健康福祉部と教育委員会に概要の説明を求めます。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

保育所等の賄い材料費の補填につきましては、物価高騰に伴う園児の保護者の負担軽減を目的といたしまして、民間保育所に対して民間保育所補助費33万3,200円を、公立保育所等に対しましては、賄い材料費88万600円を計上いたしました。

この事業の概要でございますが、物価高騰の影響等により公立保育所等での過去3年間における給食賄い材料費の上昇率は平均4.9%となっており、これを園児1人当たりの副食費として換算いたしますと月額200円程度上昇していることとなります。そこで、この上昇分につきまして保護者に負担を求めず、副食費は据置きすることとし、国の地方創生臨時交付金を活用し、補填を行うこととしたものです。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

学校給食費の賄い材料費につきましては、ウクライナ危機前の令和4年1月と本年3月の食料品に係る全国消費者物価指数の上昇率を基に、1食当たり20円、月額では400円を地方創生臨時交付金を財源として公費負担により補填するものでございます。

小学校及び関中学校におきましては、保護者負担額を変えずに賄い材料費934万5,000円を増額し、学校給食の質の維持を図るものでございます。また、亀山中学校及び中部中学校におきましては、小学校及び関中学校の保護者への支援との均衡を図り、全員が飲用しております牛乳代の保護者負担額を1本当たり20円減額するものでございます。これにより総額1,116万1,000円を補填し、物価高騰による保護者負担の軽減を図るものでございます。

なお、これらにつきましては、いずれも令和5年9月分から令和6年3月分の7か月分を対象とするものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

先ほど保育のほうで、4.9%上昇したという答弁がありましたけれども、学校関係でこの数字は出ていませんか。何パーセントぐらいアップしたのかというのは出ていませんか。あれば教えてください。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

消費者物価指数の動向でございますけれども、ウクライナ危機前の令和4年1月の状況がおおむね102といたしますと、令和5年3月段階では110.4ということで、約1.08倍上昇しているというふうに言われております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

我々も給食費の無償化ということを求めてきましたので、値上げ分だけとはいえ、保護者負担が軽減されることは評価したいと思います。

ただ、1点疑問がありまして、財源内訳を見ると公立保育所の職員と、それから小・中学校の教職員は値上げ分の補填がない。だから、値上げ分も含めて負担をすると、こういうことになっていきます。これが財源としては、保育所費で23万2,000円、教職員は104万1,000円となっております。

そこで、物価高騰分を補填するという事業であるのにもかかわらず、なぜ保育所の職員と小・中学校の教職員は補填がされないのか。その理由について教えてください。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

このたびの賄い材料費の補填につきましては、物価高騰に伴う園児の保護者の負担軽減を目的とした地方創生臨時交付金を財源としておりまして、国の基準により職員は交付金の対象にならないことから、その上昇分の200円につきましては、職員に負担を求めることとしたものでございます。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今般の賄い材料費の補填につきましては、児童・生徒、保護者の負担軽減を目的としたものでございます。この財源といたしました地方創生臨時交付金につきましては、国の基準により教職員は交付金の対象にならないということでございますので、保護者のみを対象とするものでございます。

また、近隣市におきましても、当該交付金の使途が物価高騰の影響を受ける生活者への支援に限定されるということから、教職員は公費負担の対象にしないという状況であり、公務員である教職員の学校給食費につきましては、国費、市費にかかわらず、公費負担の対象にしないものと考えているものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

あまりにも事務的な答弁ではなかったのかなと思います。例えば学校でいえば、教職員は食育指導ということで給食を子どもたちと一緒に食べるわけですよ。仕事で食べるわけですよ。その給食費に物価の値上げ分、高騰分が入っているんだということであれば、その負担を軽減するという

この交付金の趣旨からいえば、私は当然こどもを含めるべきだと思うんですよ。ところが、国が対象にしないということであれば、これは国の考えなんでしょうけれども、私はそうであれば、市費で負担すればいい、一般財源で。そういうことをすればいいと思うんですよ。これ金額にしても僅かですよ。全体でももう130万円ぐらいですよ。そのうちの値上げ分だけですから、本当に僅かな額なんです、負担してもね。やっぱり保護者も職員と同じように負担を軽減しないと、やっぱり物価高騰の影響を受けておるのは一緒なんです、事業の整合性が取れないんですよ、これ。そういう意味で、国はそう言っているけれども、やっぱり職員と教職員だけ負担を求めるといふ何か特別な理由があるのかということなんです。その点についてお聞きしたい。市費で負担するということは考えられないですかとお聞きしたい。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

職員に係る給食費の負担に対する考え方でございますが、園児への食育等の指導の一環として行っていることではあります、あくまでも個人の昼食に係る費用であると認識しておりますことから、一般財源での補填は行わず、職員から徴収することといたします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほども申し上げましたけれども、教職員につきましては、公費負担の対象としないということにつきまして、やはり公務員であるということ、確かに食育的な要素はあるとはいえ、給食費については、国費、市費に関わらず、公費負担の対象としないものというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱり冷たいですね、これ。本当に仕事で食べているわけですよ。そういう点も考慮する必要があるんじゃないかと思うんですけども。

市長、どうですか。やっぱり市費というのは妥当やないですかね。市長の見解を聞きたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今答弁させていただいております。そういう基本的な認識と考え方に基づいて対応させていただくことにいたしました。

当然、この物価高騰は、確かに今の教職員も含め、そして全ての国民、これはどういう立場であろうと皆全員が受けておる状況で、そこに一定の国費を入れて、その対応、対策していくという中に、一定のラインを国としては示したということだと思います。そして、その中で私どもとしては、今回の交付金の使途が物価高騰の影響を受ける保護者等への支援に限定されるということにおきま

して、公務員であります教職員の学校給食費につきましては、国費並びに市費に限らず、公費負担はしないという基本的な考え方に立つものでございまして、一定の合理性があるものというふうに認識をいたしておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私は、合理性ないと、これは申し上げておきたいと思います。

次に、障害者福祉サービス施設、高齢者福祉サービス施設、民間保育所、私立幼稚園及び放課後児童クラブへの電気料金等の経費上昇分の補填。

これは、もともと経営が厳しい事業所が多いということですね、こういう施設についてはね。やっぱり電気料金等の値上げは、本当にもう事業所の存続そのものに関わるような重要な問題になってきているわけです。

そこで、まずこの事業の概要についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まず、障害者・高齢者福祉サービス施設の介護施設等物価高騰対策支援事業でございますけれども、物価高騰の影響を受けております障害者・高齢者福祉サービス施設に対しまして、令和5年度中の電気料金、それからガス料金、食材費及び車両燃料費に係る経費の上昇分につきまして、補助を行うことで各施設の負担を軽減し、安定的かつ継続的な障がい者、高齢者に対する福祉サービスの提供に資するものでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

民間保育所と民間幼稚園及び放課後児童クラブへの電気料金支援事業につきましては、物価高騰の影響を受けている市内の民間保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園及び放課後児童クラブに対しまして、電気料金に係る経費上昇分について補助を行うことで各施設の負担を軽減し、安定した事業の実施に資するものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

安定した事業ができるようにということで、これも必要な施策だと思います。この事業費については、障害者福祉サービス施設に627万円、高齢者福祉サービス施設に3,036万円、民間保育所に210万円、私立幼稚園に70万円、放課後児童クラブに250万円、こういうふうになっております。問題は、電気代などというのは、月によってかなり変化がありますね、増減します。どういふふうに計算をされて補助額を決められるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まず、障害者・高齢者福祉サービスの各施設でございますが、電気料金等の経費上昇分につきましては、国等のデータや施設への聞き取りによりまして上昇状況を確認し、令和4年度に実施しました支援事業の給付金の単価、こちらを基本としながら、そこから令和5年度の上昇傾向を勘案いたします。

また、昨年度に引き続いて三重県におきましても、社会福祉施設等の今年度分、令和5年度4月から6か月分の電気料金等の補助が予定をされておりますことから、県の補助単価算出の考え方も参考とするところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

民間保育所と私立幼稚園及び放課後児童クラブの各施設への電気料金等の経費上昇分の補助につきましては、電気料金につきまして、昨年度も実施しているところでございます。昨年度同様、各施設における令和5年4月分から同年6月分の電気料金と前年同月分の電気料金との差額を平均した額に1.2を乗じた金額を電気料金高騰相当分といたしまして、補助金により財政支援を行うものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

平均を取ってということですね。

次に、中小企業等への電気料金等の経費上昇分の補助についてです。

帝国データバンクが中小企業に対して電気料金値上げに関する企業の実態アンケートを今年の4月に実施しております。その結果、電気料金の総額は1年前と比べ4割増加をしている。4割増加です。6割近い企業が全く価格転嫁できない、つまり値上げがあってもそれを価格に転嫁できないんだと、こういうことを中小企業の実態として帝国データバンクが明らかにしております。やっぱり実態としては、本当に深刻なんだろうなというふうに思います。

そこでまず、これについても事業の概要についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

エネルギー価格高騰対策中小企業者等支援事業バージョン2につきましては、新型コロナウイルス感染症や国際紛争により物価高騰が長期化する中、地域経済への影響を緩和するため、電気、ガス及びガソリンや軽油などの燃油を使用する市内の中小企業者等に対し、そのエネルギー関連経費の合計額の区分に応じて30万円を限度に支給するものでございます。

対象者につきましては、市内に本店、支店または営業所を有する中小企業者、小規模企業者及びフリーランスを含む個人事業者で、令和5年7月1日時点において市内で事業を営んでおり、引き続き事業活動の継続を行う意思がある事業者としております。また、令和5年4月から10月までの期間の任意の1か月間でエネルギー関連経費の合計額が10万円以上であることが対象の要件と

なっておりまゐります。支給額につきましては、エネルギー関連経費の合計額の区分に応じ、5万円から30万円まで5万円刻みで支給とし、申請期間につきましては令和5年8月1日から令和5年11月30日までの4か月間としております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

かなり幅広くフリーランス、個人事業所も対象にするということです。これについても、電気料金、ガス料金、ガソリン、軽油、重油の燃料代、これの上昇分に対する助成だと言うんですけども、これについてもやっぱり増減があると思うんですけども、どんな算定方法で助成額を決められるのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

積算根拠でございますが、まず積算基礎となりますエネルギー関連価格の上昇率につきましては、国際紛争や為替市場など様々な国際情勢により価格が大きく影響を受ける前の令和3年4月と令和5年4月現在のエネルギー関連価格を比較しております。

また、エネルギーの種類によりましては価格に上下がございますものの、平均しますと約17%となっているところでございます。この上昇分に対象期間である4月から10月の7か月分を乗じて得た額に、支給率2分の1を乗じて支給金の額を算出しております。

例えば支給金20万円の積算につきましては、支払った40万円に上昇率を含めた117%、1.17で割り戻しますと上昇分が約5万8,000円になってまいります。これを7か月分しますと約40万6,000円となり、さらに支給率2分の1を乗じますと約20万3,000円でございますので、支給金の額を20万円と設定したところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

17%平均でアップしているということでもあります。

次に、生活応援給付事業ですが、この事業については5万円の子育て世帯生活支援特別給付金というのをもう既に決定をしております、この受給者に対し、さらに追加で2万円を支給するというものであります。まずこういう事業、既に5万円が実施されているにもかかわらず、さらに2万円の追加をするということになったこの経緯ですね、それとこの事業の概要、それから2万円という額の根拠は何なのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

この生活応援給付事業を実施することになりました経緯といたしましては、まず三重県が食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の独り親世帯を見守る観点から、県独自の施策として三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付事業を実施し、令和5年4月分の児童扶養手当の

支給を受けている方に対し、児童1人当たり一律2万円を支給することにいたしました。さらに、また同様の事業を実施する市町に対しまして、三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金補助金交付要領により、補助金を交付することといたしましたことから、本市におきましても、この補助金を活用し、事業を実施することといたしました。

しかしながら、県の事業の対象者は令和5年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者に限られており、市としましては国の制度を活用し、先に支給を開始しております亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金独り親世帯分支給事業の対象者のうち、家計が急変された方など県の事業の対象とならない方につきましても同様の支給を行う必要があるものと判断いたしました。市単独の事業を実施することといたしましたところでございます。児童1人当たり2万円の支給額につきましても、三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付事業による支給額と同額としたところでございます。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

健康福祉部からは、独り親世帯に対する事業内容について答弁がありましたので、私のほうからは、低所得の独り親世帯以外の生活支援給付事業の経緯につきましてご答弁させていただきます。

先ほども答弁がありましたが、食費等の物価高騰に直面して特に影響を受ける低所得の独り親世帯に対しては、三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付事業として児童1人当たり2万円を支給することとなり、既に国の制度を活用して5万円を支給しております事業に対しまして、全てが対象となるよう市単独事業も組み入れ追加給付することになったところでございます。

一方で、今回の県の制度の対象とならない独り親世帯以外の世帯に対しましては、これまでから低所得の子育て世帯の支援として独り親世帯と同様の支援を行ってきたところであり、これまでの経緯を踏まえ、低所得の独り親世帯以外の世帯につきましても、同様に1人当たり一律2万円を地方創生臨時交付金を活用し、既に支給を行っている国の制度に追加支給することとしたところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

こういう市費の使い方って非常にいい内容だというふうに思います。なぜこの発想が先ほど言った給食費の職員の部分にも適応されないのか、これ一緒なんですよ、考え方としては。だから整合性を取るためにやっぱり市費でやらなければならない、この部分はあるんだろうというふうに思います。

最後に、住民税非課税世帯等の給付金給付事業、これについても概要説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

住民税非課税世帯等給付金給付事業につきましては、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金のうち、低所得者世帯支援枠を活用し、令和5年度分住民税が全員非課税となる約4、

900世帯及び非課税世帯と同程度に収入が減少します家計急変約100世帯、合わせまして約5,000世帯に対しまして1世帯当たり3万円を給付するものでございます。

なお、予算につきましては、給付金1億5,000万円及びシステム改修費等の事務費を国の基準に従い1,250万円、合わせて1億6,250万円を補正計上したものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

一通り聞かせていただきました。

これらについては、さらに各分科会で審議されるということですので、そこで深めていただくということと、それからもう一つ、やっぱりこれは非常に大事な制度だと思います。困っている人に本当に行ってほしい部分でありますので、周知を十分にやっていただきたいということだけ申し上げて、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、15番 伊藤彦太郎議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑のほうをさせていただきます。

今回、議案第35号と議案第37号、2つの議案について通告させていただいております。

まず、議案第35号の亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてです。

これは1番としまして、移動端末設備（スマートフォン）を用いた印鑑登録証明の交付申請をどの程度見込んでいるのかというふうに通告させていただいております。

まず、この交付申請ですね。これは何名というか、何パーセントというか、どれぐらいの方が申請されると見込んでおられるのか、その点をまず確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

少し制度の内容につきましてもご説明させていただきたいと思います。

まず、国におきましては、公的認証サービスの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することによって、スマートフォンでいつでもどこでもオンライン行政を行うことができる環境の構築を目指しているところでございます。

現在、コンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機を利用した証明書の交付、いわゆるコンビニ交付につきましては、マイナンバーカードを使用して申請いただき、交付を受けていただいておりますが、印鑑登録をしている方でマイナンバーカードをお持ちの方が所定の手続を行った上でスマートフォンを携帯していれば、マイナンバーカードを使用しなくても全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機で印鑑登録証明書の交付申請及び交付を可能とするため、今回条例の一部改正を行うものでございます。

議員からご質問いただきました証明書の交付申請の見込みでございますが、令和4年度のコンビ

ニ交付件数は全体で9,501件、うち印鑑登録証明書につきましては、コンビニ交付の約3割の3,141件でございます。コンビニ交付における証明書の発行件数につきましては、年々増加している状況でございますが、現時点では一部のスマートフォンの種類のみ運用となることから、見込みの件数を想定するのは非常に難しいところでございます。運用時点における具体的な利用が可能となる機種名につきましては、サービス開始までに公開される予定でございますが、今後スマートフォンの種類が追加されれば市民の皆様にとって利便性の向上につながることから、スマートフォンを使用した証明書の交付も増加してくるものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

まだ見込みはよう分らんということではありました。これにつきまして、要はマイナンバーカードを作っている人に関してスマホがマイナンバーカードの代わりを一部してくれるということやと思っておるんですけども、私もまだまだマイナンバーカード自体を実は作っておりませんでして、そんな中で調べてみましたらマイナポータルというアプリを使って、それをインストールして行うということではあるんですね、スマホに。これに関しましてちょっと確認したいんですけど、複数台スマホを持っている方もおられるんですね。その方が例えば全てのスマホで重複して登録してというか、アプリをインストールして使えることができるのか、その辺はどうなっているのか、その点をまず確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

基本的にスマートフォン用の電子証明書は、登録できますのはスマートフォン1台につき1人1名分ということでございまして、1人が2台所有いたしてございまして1台しか登録ができないということでございます。ですので、例えば新しい機種に登録をしようとしたときに、逆に古いものはもう失効しますけれども、よろしいですかという、そこで同意を得る必要があるというのがありますので、必ず1人につき1台ということでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと状況を聞かせていただきました。申請される方、コンビニとかでというのは、結構増えておるといってはありますけれども、ちょっと私も古いタイプの人間かもしれませぬけれども、子どものときから印鑑登録に関しては、いわゆる実印というものが非常に大切なものということたたき込まれてきたというようなことがありまして、とにかく扱いは慎重にということで、あまり安易に発行できるようにするものではないみたいな、そういうふうな雰囲気はあったと思います。だからあまりこういうことを進めるなということではなくて、ただ今でもマイナンバーカードに関して他人の情報が見られるという、そういうトラブルもありますし、ちょっと情報漏えいみたいなことで不安に思っている方も多いのも事実だと思います。

そんな中で、2番の制度及び運用方法の周知についてという項目に行かせていただくんですけど

ども、やはり便利で増えてきてはおるという話ではあるんですけども、まだまだ不安な部分があるという話もあるし、やはり非常に便利になるというような話もあるし、そういう意味で興味を示される方もおられるかもしれませんし、そういった様々な面におきまして、どういうふうにこれを周知していくのか、市として。あるいはまた、実際これってどうなんやろうというふうに役所に説明を聞きに来られる方もおられるかも分かりませんが、これに対する市民に対する説明の体制とか、その辺についてどういうふうにしていくのか、その点の考え方をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

まず周知ということでございますけれども、運用開始後におきましては、マイナンバーカードを持参しなくてもスマートフォンを携帯しておれば、ご自宅や職場に近いコンビニエンスストア等でコンビニ交付が利用できるということで、非常に利便性の向上が図られるという、このことを市広報やホームページ、行政番組等、様々な媒体を活用して広く周知してまいりたいと考えております。

一方で、市民の皆さんが安心して相談できるような窓口体制ということでございますが、国におきましても、当然スマートフォン用の電子証明書の申請方法や利用方法に関する相談へのサポート体制は構築されてきますが、市の窓口におきましても、市民の方から登録及び手続方法に関しましてご相談を受けた際には丁寧に対応し、不安の解消につながるよう、チラシまたパンフレットを用いながらご説明できる体制づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。いろいろる説明していただいたと思います。

本来であれば、このマイナンバーカードというのは、国もそういうふうな思いでおるとは思うんですけども、やはりマイナンバーカード1枚あれば、それこそ印鑑証明自体も取らなくても、そのマイナンバーカードを持っていたらもう印鑑証明の代わりになるぐらいの、実際に登録されている方はでしょうけれども、本当はそういうものを目指すのが本来なのかなとは思ってはおるんですね。個人情報云々はあるんですけども、本当やったらそれ1枚あればというのが、それが本来目指しておるもんなんやろうなと私は思ってはおって、それ自体は私は否定もしないし、それはそれで便利になるかなという思いはあるんですけども、ただやはり過渡期ではあるんですけども、それでもやはりマイナンバーカードを増やそうという、そういうふうな全国的な方向で、市もその方向に見えるもので、やはりそういった周知というのはきちっとしていかなあかんのやなということで、ちょっとその辺の指摘をさせていただきました。

それでは、次の議案第37号に移らせていただきます。

令和5年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について通告させていただいておりますけれども、今回の補正における物価高騰対策の考え方についてということで通告させていただいております。

先ほど服部議員のほうからも質問があった項目でもあるんですけども、これにつきましては、国の地方創生臨時交付金を活用した電力、ガス、食料品等価格高騰への支援に係る経費によるもの

が主なものということで、これは要は物価高騰対策ということではあるんでしょうけれども、そんな中で服部議員も指摘されていました教職員の給食費負担の増額ですね。まず、ちょっとお聞きしたいんですけども、この物価上昇分に係るこの教職員の負担、この負担については、どういう感じで職員の方から徴収されるのか。給食費を増額するということなのかどうなのか、その点をちょっとまず確認させていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

教職員からの徴収につきましては、議員おっしゃっていただきましたように、現行の給食費に値上げ分というものを加算し、別途徴収するものでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

市内保育所等の職員につきましては、給食費負担金を追加で徴収することといたします。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

その教職員の負担については、追加で徴収するというような形を取るという、今回の物価高騰に対する臨時徴収なのかなという感じではあるんですけども、今回この物価高騰に対しての対策ということで様々な、当然市民サービスを増額するという部分では、それは当然これは喜ばしいこととは思うんですけども、一方で、こういった負担分が増えてしまっている部分がある。

同時に、先ほどから地方創生臨時交付金の対象になるかならないかということで、一つ判断の基準にしていた部分もある。例えば物価高騰が続いた場合、例えばこの臨時交付金が続くのかどうかというのも今から考えておかなあかんのかなという部分もありますし、その物価高騰が収まったとき、例えば追加徴収している部分、これを早々になくすのかどうかとか、昔よく道路特定財源とかでガソリンに賦課されているやつが臨時徴収という話やったのが、それはずっと延々と続けられていたとかということで全国的に問題になったこともありましたが、そういつてとにかく追加徴収だということで、ずっとそれが続いてしまったりするのかとか、その辺のちょっと見込みですね、今後の。それだけちょっと確認させていただきたい。この物価高騰対策というのはあくまでも一時的なものなのかどうか。あるいはそれが続いた場合、あるいは高騰が収まった場合、どうふうにされていくのか。これはちょっと財務にその辺の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

杉本総務財政部参事。

○総務財政部参事（杉本良則君登壇）

今回の補正は、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として地方創生臨時交付金が交付されることとなって、国が推奨する活用事業として子育て世帯への物価高騰に対する支援等が示されました。このことから、賄い材料費の増額分について保護者負担分の補填を行ったところでございます。

来年度以降につきましては、地方創生臨時交付金の交付等については現時点では国から示されておきませんので、このような中、来年度以降の対応につきましては、まずは担当部署で検討していただくことになるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

今のところ、あくまでも一時的なものであるというふうな認識をさせていただきました。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木でございます。

通告に従いまして、議案第37号令和5年度亀山市一般会計補正予算及び報告第9号放棄した私債権の報告について質疑させていただきます。

まず初めに、経済支援対策事業の補正増額、助成金についてですが、先ほど服部議員のほうから概要説明がありましたので、概要についてはちょっと割愛させていただきます。

資料1をちょっとご覧ください。

ちょっと補正予算の中身について質疑をさせていただきたいと思います。

このフリップは、前回実施されました令和4年12月から5年の2月までの対策の予算と実績を表しております。予算は5,466万で実績が3,621万円ということでございます。

資料2をお願いします。

今回、前回の差異について分析と具体的な対策を十分検討された結果だという前提でお尋ねします。今回の補正予算の前回3,621万円に対して、この1,889万円を44万円増額の5,510万円に至ったその理由についてお示してください。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質疑に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、今回のエネルギー価格高騰対策中小企業者等支援事業につきましては、昨年度実施いたしました同事業と大きく2点違いがございます。

まず1点目は、支給額の拡大でございます。前回の制度ですと支給対象経費が40万円以上の場

合、支給額は一律20万円でしたが、実績を考慮し、新たに支給対象経費が50万円以上60万円未満は25万円、60万円以上は30万円と支給額を拡大したところがございます。

もう一点は、本制度と亀山市肥料価格高騰対策事業費補助金と重複して受給できるように見直しました。このことから、令和5年4月から10月までの任意の1か月でエネルギー関連経費の合計額が10万円以上あるなど要件を満たす農業者の方も新たに対象としたところがございます。

そういった変更点を踏まえまして、今回の予算の積算につきましては、昨年度の実績をベースに支給額の拡大により約800万円、農業者を含めた対象者の拡大により約900万円、人件費の増額により約150万円の合わせて約1,850万円の増加を見込みましたことから、昨年度と同規模となったところがございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

大きな違いというのは、先ほど答弁いただきましたように、限度額の増加と、今回新しく農業者への支援ということで、農業者も非常にエネルギーを使いますので非常に助かるのではないかなというふうに思っております。先ほど答弁の中にありましたように、任用のところでは任用職員の報酬の増加ということも答弁されましたけど、これも今は6月13日ですけど、先ほど概要説明の中にあっただと思うんですけど、8月1日から受け付けていくこととなりますが、その短期間でこの求人から採用まで可能なのかということもちょっと総務課のほうに確認したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

会計年度任用職員の事務補助員につきましては、総務課において配置しておりますので私からご答弁を申し上げます。

会計年度任用職員につきましては、任用可能者の登録制度を取っております。今回の経済対策事業に予算計上しております会計年度任用職員につきましては、登録をいただいている待機者リストから本事業に従事いただく方を選任し配置する予定でございますので、予算をお認めいただきましたら8月から任用できると見込んでおるところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今回、先ほどの会計年度任用職員の登録制ということで、ちょっと私も確認のためにホームページのほうから見させていただきましたけど、登録しておいて、その期間に対応するところから採用ということで間違いはないですか。

それでは、先ほど人件費の増額ということでちょっとお伺いしたいんですけど、前回の予算を見ると、前回は58万4,000円の計上をされておりました。今回が317%増の184万9,000円の計上がされております。前回の期間が4年12月から翌2月28日までの3か月間、今回が8月1日から11月30日の4か月間。この期間は1か月間違うと思うんですけど、なぜに31

7%も増額になっているかということをお答えいたします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

人件費が増額となった主な理由でございますが、本事業につきましては窓口対応、申請受付、支払い業務等の業務量から鑑みまして、2名の会計年度任用職員を必要としているところでございます。その中で昨年度の事業におきましては、同時期に実施したプレミアム付商品券事業でも会計年度任用職員を1名任用しておりましたことから、2つの事業の中で調整し、本事業につきましては1名分を任用期間4か月で予算計上いたしました。

一方で、今回は本事業のみの実施であること、また対象者を拡大しておりますこと、さらに申請期間前後の業務も見込みまして任用期間を6か月間とし、2名分、延べ12か月で予算計上しております。そのため、前回と比較し人件費が約3倍となったものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほどの答弁の中で、対象となる事業者が増加したということなんですけど、その前の説明の中で上限額を増加、さらに事業者を増やしたということで、上限額を増やすということは、その分事業者数が少なくなるということの釣合いになると思うんですけど、実際の事業者数ということはどうぐらいを見込んで、前回の見込みと今回の見込みということでちょっと答弁をお願いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、事業者数の見込みでございますけれども、前回につきましては約270事業者ということでございました。今回もそれぐらいの事業者プラス、農業者につきましては50事業者ほど見込んでおります。

先ほど議員のほうで、この幅を変更して拡大したことによって申請者が減る見込みがあるとおっしゃられましたけれども、支給の額を変更したということでございますので、対象事業者の数については減少するというふうな見込みはいたしておりません。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。

それでは、前回申請するための提出資料が煩雑で時間がかかり過ぎて、途中で諦めてしまうというような事業所をちょっとお聞きしました。前回の申請の経験から、どのような対応を今回検討されているかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

助成金の申請につきましては、審査を行うに当たりまして、助成対象経費の支払いが確認できる書類の写しとしまして、振込の控えや通帳の引き落とし明細、クレジットカードの利用明細書、請求書や納品書などを提出していただくことが必要となってまいります。また、これらの書類につきましては、支払い月に合わせて提出していただく必要がございますことから、議員がおっしゃられましたように事業者の方からも簡素化できないかといった要望も伺っております。

しかしながら、これらの書類につきましては審査には欠かせないもので、必ず提出していただく必要がございます。市といたしましても多くの事業者の方に支給いたしたいと考えておりますので、事前に電話やメールなどのお問合せに対する対応や窓口にお越しいただいた際の申請サポートなど、スムーズに申請いただけますよう丁寧な対応をさせていただきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。事前のアドバイスとサポートのほうを行っていただいて、申請の手続の煩雑さとか時間のかかり過ぎに対処していただきたいと思います。今回の経済支援対策ということで、より多くの事業者に行き渡ることを期待して質疑を終わります。

それでは、次の質疑に入ります。

資料3をお願いします。

これは市内4施設の今回上げられました指定管理料の債務負担行為補正でございます。これは今年度までの5年間の当初限度額と6年以降5年の限度額について比較を示したものでございます。上から勤労文化会館が2,300万で、増減はゼロということです。石水溪キャンプ場の施設が5,600万で2%、都市公園施設等が3億9,100万で12%の増、運動施設のところが4,450万で5%の増ということが示されております。

それぞれの部局にちょっとお伺いします。金額の根拠と内容をお伺いしたいと思いますので、各部局のほうでよろしくをお願いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

答弁の前に、先ほど私は農業事業者を50事業者と申しましたけど、30事業者でございましたので訂正させていただきます。申し訳ございません。

産業環境部所管の施設につきまして、勤労文化会館と石水溪キャンプ場、2施設ございます。これらの施設につきましては、年度末に指定期間が終了いたしますことから、令和6年度から10年度の5年間の間につきまして公募型プロポーザル方式による提案審査を予定しており、業務内容についてもこれまでと同様としております。

指定管理料の限度額でございますが、勤労文化会館につきましては、現在の指定期間における指定管理料と同水準としたところでございます。また、光熱水費につきましては、価格高騰が続いていると認識しているところでございますが、令和4年度の勤労文化会館の運営に係る収支決算におきましても、光熱水費の価格高騰の影響を受けながらも指定管理者の経営努力もあり、収益を確保したところでございます。新たな指定期間中はこの価格高騰が一定期間続くことが考えられますが、

今年度中には施設内照明設備のLED化工事が実施されることを考慮しまして、通常想定される光熱水費である令和3年度の実績をベースとして試算いたしましたところでございます。

また、石水溪キャンプ場につきましても基本的には同様の考えでございますが、施設管理に人数を要しますことから、人件費の増加と施設の老朽化から修繕費の増加を見込み、限度額の見直しを行ったところでございます。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

建設部からは、都市公園施設等指定管理料について答弁させていただきます。

都市公園の管理につきましては、指定管理者制度を採用しており、指定期間を5年間として指定管理者を公募により選定しております。今回、令和5年度をもって指定管理期間の終了を迎えることから、令和6年度から5年間の指定管理料の債務負担について補正予算を計上させていただいたところであります。

指定管理料の限度額の増額理由としましては、宅地開発により現在の指定期間開始以降に設置された公園が13か所追加になり、業務の対象となる都市公園数が95か所から108か所になったこと、また近年の社会情勢に伴い、最低賃金が上昇したことによる人件費や世界的なエネルギー価格の高騰で光熱費の価格が上昇したことによる増額、さらには老朽化した公園施設が増加していることから修繕費を増額したことにより、令和6年度からの指定管理料の限度額を13%の増額としたところであります。

なお、都市公園内の照明灯につきましては、本年度LED化を行うこととしており、電気料金の縮減が想定されることから、これらの影響を見込んだ額としているところであります。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

続いて、健康福祉部が所管をいたします運動施設等指定管理料についてでございますが、その対象施設といたしましては、西野公園運動施設、東野公園運動施設、関B&G海洋センター、関総合スポーツ公園多目的グラウンド、亀山公園庭球場、観音山テニスコートとなっております。現在の対象施設と同様でございます。

指定期間につきましても令和6年度から10年度の5年間、選定方法につきましても公募型プロポーザル方式による提案審査を予定しており、指定管理の業務内容についても現在と大きな変更はございません。

次に、指定管理料の限度額につきましては、今回債務負担行為の補正を行うほかの施設と同様に基本的には前回の選定時の考え方を引き継ぐこととしておりますが、社会情勢の変化などから一部の費用については考え方の見直しを行ってございます。具体的には、ここ数年間最低賃金が上昇している影響が考えられる人件費や原油価格の高騰の影響が著しい燃料費については、コストの増加が必要であると考えてございます。また、今年度予定しております屋内施設の照明のLED化によって電気料金が縮減されることについても影響があるものと見込んでございます。さらに各施設につきましては、計画的に改修等を進めておりますものの、老朽化も進んでおりますことから、修繕

についてもここ数年増加傾向にあるものと認識してございます。こうした見直しが必要なことを勘案し、指定管理料の限度額について、前回の4億2,340万円から、議員表のほうでお示しいただきました5%アップの4億4,580万円に見直しをしたものでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほど私が金額をちょっと間違っておりましたので、多分4,400と言いましたので、4億4,500万の間違いでございます。

それで、先ほどお答えいただいた内容の中で、限度額の増加率が小さい産業建設部のほうにちょっと伺いたいと思います。

今回エネルギー高騰の影響は、指定管理者のほうでほかのところで改善をしていただくようなことを先ほど答弁でありましたけど、それというのはここに織り込まずに施設内で対応するということになるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

勤労文化会館と石水溪キャンプ場施設、両施設につきまして、実際に特に勤労文化会館につきましては光熱水費の価格高騰はございましたけれども、決算状況とか見ますとそこまで価格高騰の影響を受けていないといえますか、受けながらも収益を確保しておるという状況でございましたことから、特にそういった価格高騰分を加味したという形にはさせていただいておりません。

石水溪キャンプ場につきましては、そういったものもございますけれども、施設の老朽化とか修繕費を見込んで限度額の見直しを行ったところということでございます。

この施設の大きさにもよってもそういった影響の度合いも変わってくるかと思っておりますので、この両施設につきましてはその辺については特に加味はしていないというところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。

それでは、先ほどもありましたように、各部局から施設の老朽化という話が出てきました。その中で、やはり老朽化が進む中で修繕が必要な箇所だとか劣化備品は年々増加してくると考えられます。そのような状況の中で、指定管理者が自由にといいとあれなんですけど、指定管理者が対応できる修繕費用の限度額であったり、あと消耗品を買うに当たっての限度額というのをお示ししていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

石水溪キャンプ場施設におきまして、指定管理者が行う修繕につきましては、仕様書で1件修繕費用が30万円未満のものと定めております。また、勤労文化会館につきましては、1件の修繕費

用が10万円未満のものというふうにそれぞれ定めております。

消耗品につきましての限度額ということでございますけれども、今修繕費しか手元で資料がございませんもんで、改めて答弁させていただきます。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

都市公園における遊具等の修繕ですが、1件当たり30万円未満を指定管理者の修繕対象としていまして、それ以上のものは市において実施しているところであります。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

スポーツ施設等の修繕対応でございますが、市と指定管理者の間で協定書等に基づいて責任分担をしております。修繕の1件当たりの経費が30万円未満の場合には指定管理者が、それ以上の場合は市が修繕を行うこととしてございます。

それから、先ほど産業環境部長から答弁ありました消耗品でございますけれども、基本的に市の中では全ての施設、消耗品についてはその上限というような規定は設けていないところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

指定管理者が今回のエネルギーの高騰だとか物価高騰等に負担がかからないようにお願いしたいと思っております。やはり市民サービスの向上を優先することなく経費削減を重点に置いてしまうと、どうしても市民のサービスが低下してしまいます。そういうことがないように引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

ところで、前回3月の定例会の一般質問で優先度が高い案件と答弁いただいた石水溪のトイレの改修についてなんです。その改修の費用は今回の債務負担行為の補正に含まれているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

石水溪キャンプ場におけますトイレの改修費用につきましては、今回の指定管理料の中には含まれてございません。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

この中には含まれていないということで、また今後、推進のほうをよろしくお願ひします。

それでは、次に報告第9号放棄した私債権についてお伺ひします。

資料4をお願ひします。

このフリップは5年間の私債権を放棄された金額の推移を示します。これは金額規模的な、どういふふうに5年間なっているかということを示すためにちょっとお出しさせていただきました。その中で、今回この債権の管理のプロセスについて簡単に説明をお願いしたいと思います。ここはそれぞれありますので、代表して建設部のほうからよろしく申し上げます。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

私債権のプロセスですが、市営住宅使用料、水道料金、医療センター使用料、手数料などの私債権の管理につきましては、亀山市の私債権の管理に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づいて行っております。

債務者が納入すべき金額を納期限までに納入しない場合は、原則として履行期限経過後30日以内に督促を行います。督促につきましては、原則として書面督促状により行います。督促状による納期限までに納入がない場合、自主納付を促すため、速やかに文書、電話、訪問等による支払い請求を行います。なお、経済的に困窮している等の特別な事情による場合は対面協議を行い、状況に応じ分割納付などによる適切な措置を講じております。

このような対応を繰り返し行った上で、なお履行されない高額案件は、強制執行による手続の検討を亀山市滞納処分等判定委員会に諮ります。また、債務者の所在が不明であるなど、地方自治法施行令の徴収停止に該当し、かつその債権を履行させることが困難または不相当であると認めるときは取り立てをしない徴収停止も検討いたします。

債務者に対しては、完納に向け徴収努力することはもちろんのこと、支払い能力の有無などの調査も進めますが、その結果として債務者が生活保護を受けている、破産しているなど支払い能力がないことが明らかな場合や消滅時効に係る時効期間が満了した場合など、亀山市の私債権の管理に関する条例の放棄に該当する案件につきましては、滞納処分等判定委員会の審議を経て、債権放棄することとしております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

プロセスについては振り返りできました。

それでは、ちょっと資料5をお願いします。

これは、先ほどは金額だったんですが、今度は件数を表しております。その中で水道事業に関して毎年このように件数がございます。その至るまでの課題とか、どのように捉えているかということで答弁をお願いします。

○議長（森 美和子君）

田中上下水道部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

水道料金に対します債権管理の課題でございますが、まずこれまでからもアパート等への出入りというのが非常に多うございます。したがって、その事務件数が多いというのが一つ課題でございます。それから、債権者が生活困窮等の理由により支払うことができない事案も多く見られます。

また、水は生命の維持に欠かせないものであるということで、安易に給水停止措置も行うことも難しいということから、債権がさらに増加してしまうといったことの課題がございます。

また、議員ご質問いただきました債権放棄の件数の推移でございますが、水道料金の消滅時効につきましては、令和2年4月1日の民法の改正によりまして、それまで2年間の消滅期間が5年に延びたところでございます。今回債権放棄させていただきました113件につきましては、平成30年度中に発生した債権ということで、徴収努力をいたしましたが、3年経過してこれ以上の徴収が見込めないということで徴収停止の措置を取らせていただき、1年後の令和4年の年度末に債権放棄をさせていただいたということでございます。これまでも3年経過というのをめどにして債権放棄をさせていただいていますので、それぞれその年度に発生した件数ということでの推移となっております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

それでは、引き続き上水道課のほうに確認をしたいと思います。

先ほどアパートの出入り、生活困窮等、理由を述べていただきましたけど、答弁いただきましたけど、債権放棄の調書を巡って、全てが住所不明ということで記載されております。ということは、ここには生活困窮ではなくて住所不明ということが全件になっております。その中で、その理由としてはどういうことが原因でこのようになってしまうのかということをお答えをお願いします。

○議長（森 美和子君）

田中部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

所在不明となりました債権者の多くはアパート等の賃貸住宅に居住しており、市外転居等で所在不明となった方が多い傾向にございます。

今回債権放棄113人の債務者の内訳につきましては、日本人が72名、外国人が41名で、外国人が36%を占めています。また、113人のうち亀山市に住民登録をせずに居住しておられた債務者は58人で、51%を占めております。

転出先の把握につきましては、水道の使用中止連絡時に電話が多いんでございますけれども、転出先の住所、電話番号の聞き取りをしております。水道料金の未納の場合は督促、催告を行いますが、転出先で再度転居された場合など追跡は困難となり、所在不明となるのが理由となっております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

今の所在不明になるというのは、本当の減少になってしまうので、その前に徴収するときに、今口座振替、クレジット、納付書という3つの支払い方法があると思うんですけど、スマホも含めてなんですけど、スマホは納付書を読み込んでということになるので納付書とさせていただきたいと思います。その中で口座振替、クレジットに関してはそのまま引き落とされるということで大体徴収できると思うんですけど、やはり納付書というところからこういうことが発生するのではない

かというふうに考察するんですけど、そういうところも含めて、真因をしっかりとつかみながら、職員も大変な作業をやっていると思いますので、ぜひそういうところも真因を突き止めながら、そういう未徴収のところの解消をできるだけ行っていただきたいと思いますので、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質疑は終わりました。

次に、11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

通告に従いまして質疑をさせていただきます。

本日、議案第33号亀山市税条例の一部改正についてお伺いします。

たくさん改正内容がありますが、そのうち2点お伺いしたいと思います。

1点目の市民税についてのうち、森林環境税についてお伺いします。

まずはこの概要についてご説明願います。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

今回の森林環境税の目的でございますが、森林環境税は森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持増進するために創設され、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税でございます。市町村において個人住民税均等割と合わせて森林環境税分として1人年額1,000円を徴収することとなります。この徴収した税につきましては、県を通じて国に納付され、その後都道府県及び市町村が森林整備及びその促進に関する事業を実施するための財源として、国から市有林、人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して都道府県及び市町村に対して森林環境譲与税として配分をされます。

なお、この地方への分配であります森林環境譲与税につきましては、森林整備が喫緊の課題であることや新たな森林経営管理制度の施行を踏まえ、先行して令和元年度から譲与されており、令和6年度からは森林環境税の賦課徴収として開始がされる、そういった税でございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

キーワードの森林とかを聞いておられますと、あと1,000円という額面を聞いておられますと、やはりみえ森と緑の県民税と非常に似通っているなということを思うわけですが、重複しているのではないかと、二重課税ではないかという議論もありますが、この県税と、先ほどご説明いただいた国税の用途の違いなどあるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

みえ森と緑の県民税との重複ではないのかということでございますが、三重県では平成26年度からみえ森と緑の県民税を導入し、1人当たり1,000円を県民税均等割に上乗せして賦課徴収をいたしておりまして、災害に強い森林づくりと県民全体で森林を支える社会づくりを推進するため、危険木伐採等の山地災害対策や森林環境教育事業、森と木材のふれあい事業等の森を育む人づくりや森と人をつなぐ学びの場づくりなどの事業に充てております。

一方、森林環境税につきましては、徴収した税を先ほど申し上げましたように森林環境譲与税として都道府県及び市町村に森林整備及びその促進に関する事業を実施するための財源として譲与されるものでございます。その用途につきましては、市町村におきましては間伐等の森林の整備に関する施策と森林整備を担うべき人材の育成及び確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進経営に関する施策に充てることとされており、本市では主にハード面の森林の整備に関する施策に充当しておりまして、都道府県においては森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることとされております。

以上のことから、三重県は森林環境税とみえ森と緑の県民税では用途を分けているため、重複課税には当たらないものとしているものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ざっと聞いていると、そんなに違った用途だったのかなと分かりづらかったんですけども、最初の説明で言っていただきました大事な森林の整備なので、この環境税を始まる前に既に事業はしておるとい話があったんですけども、既にしておるのであればそのままいいんじゃないかなという思いもあるんですけども、今まで森林環境譲与税を活用して、たしか坂下の辺りから森林を整備しますということを確認に言うておられたと思うんですけども、それを今までは森林環境税がなかったけれどもやっておられたけれども、これからはその税を財源として同じ事業をしていくということでもいいんですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

森林環境譲与税、配分される譲与税の経緯といたしますか、これにつきましては先ほど申し上げましたように、先行して令和元年度から配分されておりますが、もともと令和6年度から徴収する森林環境税を原資とする予定でございました。しかしながら、台風による倒木とか地球温暖化防止や災害の防止等の公益的機能の維持及び増進のため、森林整備の緊急性を踏まえまして、将来の税収を前借りする形で国は譲与税の特別会計を借入金を基に元年度から先行して配分をされておりますので、来年度からは森林環境税として徴収が開始するというところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

令和元年度からやっていて、どれぐらい整備されたのかなとお聞きしようとしたけど、あまりまだ始まったばかりでなかなか進んでおらないというようなことも伺っていますけれども、今ま

での整備もやりながら、今回は森林環境税というのを徴収されるわけですから、さらに事業としては広く大きくたくさんしていただくということになるんですか。そのことと、あと特に森林の整備に使う、ほかにも人材育成であるとか木材の利用であるとか基金に積むとかいろんな方法があると思うんですけど、亀山市の使い方としては森林の整備に主に使っていくということなのか、2点確認します。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

森林経営管理事業につきましては、森林環境譲与税を活用して令和元年度から取り組んでおるところでございますけれども、まだまだ進捗率というのは進んでおりませんもので、今後も引き続き森林経営管理事業に本市としましては環境譲与税のほうを活用してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

森林をきちんとしていくということはとても大事なことでございますけれども、これを国民全部が本当に1,000円で負担することなのかどうかという議論もありはしましたが、一応この亀山市の使い方ということについて確認はさせていただきました。

次の質疑に移りたいと思います。

次は軽自動車税です。非常に分かりづらいあれだったんですけれども、特定小型原動機付自転車について、いわゆる電動キックボードと言われるものについての税です。このもともとの電動キックボード、原付対応なだけで、その一部を切り取ってできるだけ自転車に近い規制緩和をして普及を図りたいので、それについての税を示していただいたのかなど私は解釈をしておるわけですが、ただあまりにも急だったので、もともとのキックボードのこともちょっと私も見たこともないし知らなかったんで、この改正の背景も含めて概要についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

議員先ほどおっしゃいました電動キックボードに関するものでございますが、現在電動キックボードは原動機付自転車第一種に区分されまして、1台2,000円の税額が課されております。これは本年7月1日以降は原動機付自転車から新たに区分された特定小型原動機付自転車となり、税額は同じでございます、2,000円の税額に変更はございませんが、特定小型原動機付自転車専用のナンバープレートが交付されるということでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

この特定小型原動機付自転車のもともとのキックボードについては、運転免許が必要であったし、ヘルメットもつけなくてはいけなかったし、速度も30キロの制限であって車道しか走れなかったものを、この一部の特定小型とつくものに関してだけ新たに定めたということなんです。国会の

議論など聞いておられますと、非常に事故が多いということで、かえって規制を強めなくちゃいけないぐらいの国際的にはそういう視点が持たれているのに、かえって緩めてしまってどうなのかという議論もされておりましたが、私も亀山市で警察にお聞きしましたけれども、もともとのキックボード自体も何台あるか分からん、見たこともないと。事故歴と聞いても全然聞いたこともないという状況でありましたので、都会ですとかそういうところの歩道とか自転車道とかの整備のされ方と亀山というところが大分違うでしょうし、これから普及するのかどうか分かりませんが、普及していないからこそ、世界でとか全国で課題になっている交通事故、あと分けることによって、税は同じ2,000円なんだよね。30キロ制限のものについても自転車に近いものでも2,000円なんですけれども、非常に危ないということが言われていますので、これからそんなに普及するのかわからないのかわかりませんが、買われた方が亀山市の税務に行っていていただいてナンバープレートを取っていただくということなんです。もともとのキックボードもナンバープレートがついていると思うんですけれども、原付並みのナンバープレートと自転車並みのナンバープレートと、見たところでちゃんと一般人に違いが分かるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、最初に特定小型原動機付自転車、キックボードはもう少し詳しく説明させていただきますと、道路交通法で定義されている特定小型原動機付自転車は、車体の大きさが長さ190センチ以下、幅60センチ以下、原動機として定格出力が0.6キロワット以下の原動機を用いたもの、それと走行中に最高速度の設定を変更できなくて、オートマチック機構が取られているものということでございます。

それと今回の7月1日以後の変更点なんですけど、先ほど議員おっしゃいましたように、16歳以上は免許証が不要、原動機付自転車は当然免許が要るんですけど、今回の特定小型原動機付自転車につきましては16歳以上は免許が不要となり、ヘルメットも努力義務となります。そのほかとして、速度制限も普通の原動機付自転車は30キロですが20キロ、それと走行場所も原則車道または自動車道ですが、最高速度が6キロ以下のものは歩道も走行可能となります。そういった変更がございまして、ナンバーにつきましては、税額は先ほど申し上げましたように変更はございませんが、少し小さめの、今の原付自動車と比較すると小さめのナンバーに変更となるものでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

何台普及しているのかわかりませんが、非常に交通規則が自転車により近いけど、自転車と一緒に走らないですし、歩道の走り方とかそこら辺がすごく分かりにくいんですね。6キロだったらと言いますが、そんなの人が見て6キロと分かりづらいですし、歩道も自転車だったら自転車しか走れない歩道とかあります。そういう難しいところがありますので、今回は税の議案ですけども、併せて交通のほうも交通安全教育、今はまだ分からないうちですのでやっていただきたいと思います。

今日は2つの税についてお聞きしました。内容については理解しました。これで終わります。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

報告第4号令和4年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、ちょっとお尋ねしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

計算書によりますと、繰越額は2億2,510万という金額に対して繰越額が1億9,117万2,500円という形になっております。各科目によって国の交付金決定が遅なったりしていますけれども、今回の繰越しで特に確認させていただきたいのは、土木費それから都市計画費等々の件について。確かに舗装工事で老朽化工事で、小野鷲山線ほか1路線の工事について、工事期間を予定し発注したが、年度内に事業期間が不足したためできなかったのが繰り越すと。

次に、東海道の町並みですけれども、神社線の舗装工事、これもおかげで地蔵院から一の鳥居まで舗装工事をやっていただいたと。同時に神社線もやると。同じようにもう一つ、小野鷲山線でしたかな、関の駅前から南北に通っておる路線の、これも翌年度に送られたと。こういうような形で、特に目につくのは、地元の調整に不測の時間を要し、年度内では事業完成は難しいと、これですね。こんなことがずっと書いてあるんですけれども、内容についてお聞かせ願いたい。

それから、以前私も一般質問で質問させていただきました亀山公園の遊具更新工事について、38万1,400円は執行されるにもかかわらず、これも遊具選定における関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内で完成することができなかったと、こういうふうに記載してあります。そのことについて、どんな理由で、そこら辺をもう少し詳しくお教え願いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

令和4年度繰越予算内訳表の説明欄に、地権者や関係者との協議に不測の日数を要しと明記したものの具体的な理由ということについて答弁をさせていただきます。

まず、初めに急傾斜地崩落対策事業の441万6,000円につきましては、県営事業である災害の防止対策事業において工食用資材等の運搬路のルート選択に当たり、借地の地権者との借地契約に関わる交渉に時間を要し工事発注が遅延したことにより、年度内の工事完了が見込めないと県から報告があり、やむを得ず翌年度に繰越したものでございます。

次に、道路維持修繕費619万円につきましては、道路側溝施工準備の段階で関係者との境界立会いを実施したところ、当初の地元要望に基づいた計画よりも延長を延ばすべきであるとの結論に至ったことから設計を見直したため、発注に遅れが生じました。年度内完了を目指し発注事務を進めておりましたが、1回目の入札で不調となり、2回目の入札で年度内に契約、着工はしましたが、標準工期が年度内に収まらず、工事請負費をやむを得ず翌年度に繰り越したものであります。当工事につきましては、既に完了しております。

次に、和賀白川線整備事業210万円につきましては、国から社会資本整備交付金における追加補正予算の交付決定を令和4年12月末に受けましたが、建物等補償鑑定を行うための標準工期を確保することができないことから、翌年度に繰越したものでございます。当事業につきましては、現在入札の準備を進めております。

次に、道路整備事業の池の側ポケットパーク整備615万2,000円につきましては、令和4年12月議会にも答弁させていただきましたが、この予算につきましては令和4年度の6月議会に補正予算として議決いただきました。当初計画におきましては、早期に設計業務を完了し、年度内に工事を完成させる予定でありましたが、設計業務を進めるに当たり、パーク施設の景観性や利便性の向上を図るため、既存施設の移設などについて占用企業や自治会との協議に時間を要し、整備工事の年度内完成が見込めなくなったことから、やむを得ず翌年度に繰り越したものでございます。

次に、景観づくり推進事業200万円につきましては、現在景観形成推進地区に位置づけ、一般地区に定めた景観形成基準より積極的な景観形成を進めている亀山城下町景観形成推進地区について、より魅力を際立たせる愛着の持てる景観を形成していくため、景観重点地区に移行することを含めた景観計画の改定を行う事業であります。この改定に向け、令和4年度におきましては地域住民の意向を確認し、一定の同意を得た上で改定に向けた計画案の策定を行うこととしていましたが、地域代表者との協議や地域住民との懇談を行ったところ、景観重点地区移行に向けた地域合意に至らなかったことから、引き続き地域との協議を進めるため、業務委託料である200万円を繰り越したところであります。

次に、亀山駅周辺整備事業300万6,700円につきましては、亀山駅前駐車場整備工事において隣接する駅前広場整備や市道改良工事が昨年10月まで施工していたことから、これらの工事との工事調整を行う必要があり、工事契約が本年2月となったところであり、工事費の一部について繰越しを行ったところであります。なお、当該工事につきましては本年5月に工事を完成いたしております。

次に、公園施設長寿命化事業6,761万8,600円につきましては、平成31年3月に策定いたしました亀山市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化する公園施設の安全性確保のため、公園遊具の更新を行っているものであります。令和4年度予算において、西野公園の複合遊具と亀山公園のローラースライダーを更新する予定といたしたところであります。このような中、西野公園の複合遊具につきましては、遊具の更新を令和4年度末に完成したところであります。一方、亀山公園ローラースライダーにつきましては、木製複合遊具やスプリング遊具など、多くの遊具が設置されたわんぱく広場内に位置するとともに、本公園のシンボリックな遊具であることから、更新に伴うスライダー延長の確保や遊具の設置について遊具メーカーへの聞き取りを行うなど、整備方法の検討を進めたところであります。また、今年度実施を予定しております複合遊具等の更新に当たり、

年齢や障がいの有無にかかわらず全ての人が利用できるインクルーシブの考え方に基づいた遊具を導入するため、放課後等デイサービス事業所のスタッフや保護者の皆様にご意見をお伺いするとともに、市民や公園利用者の皆様に更新遊具に対するご意見を伺うアンケート調査を実施する等、利用者の目線に立った取組を行ったところであります。このような遊具メーカーへの聞き取りや利用者への意見聴取等において日数を要したことから、年度内での工事实施に至らなかったため、予算の一部を今年度に繰り越したものであります。

なお、亀山公園の遊具更新につきましては、ローラーライダーや複合遊具を一体的に整備するため、現在公募型プロポーザルによる業者選定を進めているところであります。このプロポーザルでは、設置する遊具の種類や配置に加え、インクルーシブ遊具や幼児用遊具の設置、さらには利用者からの意見を反映させる方法についてプロポーザル参加者より企画提案を受け、プレゼンテーションや審査により選定するものであり、審査過程では小学生の意見も反映できる手法も導入することとしており、工事につきましては年度内の完了を目指すものであります。

最後に、県営街路事業487万6,500円につきましては、亀山東小学校前から国道306号までの都市計画道路駅前高塚線について、県が行う予備設計の業務費の2分の1を負担するものでありますが、県が実施する設計業務委託の発注に当たり、業務内容の検討等に時間を要し、当初予定より発注時期が遅延したことから、事務費を除いた負担金の一部を翌年度に繰り越したものであります。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございます。

それぞれの要因があつて、これは繰り越さざるを得んと。特に気がついたので、亀山公園の遊具ですけれども、利用者の意向調査等々をやつて、もっとすばらしいものをつくるというような考え方に変わったというふうに理解させてもろうてよろしいですか。その1件ですな。

それから、出納閉鎖が5月31日ですから、5月31日までに繰越しはしたけれども、完成した項目も当然予算上はこうやって繰越明許で精算していかんならんと、それは分かります。既に駅前の周辺整備についても5月に完成しておるといふようなご答弁でございました。駅前高塚線の件でも、県の段取りが悪いかどうか知りませんが、ちょっと気になったのが、基本的に亀山公園の遊具の選定については利用者の意向調査をもう一遍やつて、もっといいものをつくらうやないかという考えであつたと。だけど令和5年度にその予算が盛つてありましたかな、なかつたと思うんやけれども、幾らぐらいあつたんですかな、これ。

それから、財務にも聞きたいんやけれども、当然令和4年度の予算編成をする段階で地元地権者との協議がなされた段階でこの予算編成を行ったと思うんですけれども、そのことの確認はしてあるんですかな、全て予算編成の段階で。それを分かつた中で予算編成すると。確かに総工事費1億9,000万の中で執行済みの予算もありますよ。だけど、日数が足らなんだ、入札が遅れた、駅前の駐輪場についても前の工事が10月までかかつたもんで発注が遅れたということ、そういうようなことを松田部長が言われたけれども、完全に残つておるからね。例えば神社前の舗装、それから小野鷲山線の舗装、これは段取りができておるで予算編成したと思うんや。予算も議決された

と思うんや。それで上程されて。だけど今聞くと、そんなところで財務は確認はあったんかなかったんか。ちゃんと地元交渉が済んでおるのかと。

ほかにもありましたね。景観のことでも地元自治会といろんな調整をして、地元調整できなかつたというような話ですけども、そういうようなことも確認した中で財務としてこの予算を計上したのか、ちょっとお聞かせ願いたい。これは財務のほうやな。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先に予算の関係で地元協議が終えたことを確認して予算編成しているのかということですが、予算要望の中では当然地元からの要望に基づいて予算要求もございまして、それ以外にそれからというものもございまして、全て協議を終えたものということではございませんが、中には当然地元からの要望があったものを予算として認めているものもございまして。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

地元から要望があったものを、予算編成する部局として担当部局に確認をしてあるのかないかを聞いておるんですよ。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

確認につきましては、毎年予算編成時期に各部から予算要求の内容の説明を受けておりますので、その中で地元からの要望があったものについてはそのようにお聞きもしておりますし、ヒアリングをしている中で確認をいたしてはおります。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私の言い方が間違っておるんか分らんですけれども、予算を組むのに、令和4年度を組むときに当然10月から予算編成を行っていく。各部局の地元要望とかそういうのを全て物事を進めていく中で聞き取りをやってきて、大体12月にまとめて、再度確認を固めるのにきちっと1月、2月、そして3月定例会に当初予算を計上するんですやんか。これが普通の流れですやんか。地元要望というのは10月ですやんか。10月から10月以前から来ておるわけです。その確認の下でこの予算を上げておるわけですか。それをしておるのかということを知りたいの。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

予算要望の中で、全て協議が調っていることまでは確認いたしてはおりません。ですので、私が先ほどから申し上げているのは、その予算要求が各部署から上がってきたときに、その中で各部署からのどういうふうな、この予算についてはどういう経緯で予算を要求してきたということを確認

する中で、地元協議といえますか要望があったもの、あるいはただ地元協議が全て済んでいるのではなくても担当部署が進めていきたいと言ったものについては予算ということで認めておりますので、地元協議が済んでいることを条件に予算を認めていくということではございません。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、それが済んでおるにもかかわらず繰り越して、翌年度に繰り越さんならんということとは起こりませんやんか。そうですやろう。当初予算に市税、財務として税金がどれだけある、交付税がずうっと、財政当局が全部組んで、当初予算を203億で組むと。今度はそのときに9億を削減せよというようなことを各部署に言うたわけやでな。査定段階でほかの部局はもっとほかのことをしたいと。だけど、ここで圧縮されておるんでできなかった業務が各部署にあるでしょう。それが本来財政の仕事やと私は思う。

特に神社線なんかで、これ神社線と駅前前の舗装工事は急務な事業なんですよ。というのは、一の鳥居から地蔵院までカラー舗装しますやんか。その真ん中に南北に神社線があつて、こっち側に小野鷲山線があると。特に神社線なんかは同年度に施工せんことにはあかん事業ですよ。そのような認識を持ってみえてこの予算を編成されたんやろう。その確認をするのが財務の本来の姿やと思う。それがしてあれば、この予算はもっとほかの部分に使われたと私は思っておる、繰り越しせんでも。亀山公園の遊具の場合は、もっといいものをつくろうやないかと。予算を組んだけれども、もっといいものをつくろうやないかといって、もっと意見を聞かないかんやないかということになったもので、全額ほとんど繰り越しておると。これは分かりますよ。利用者の意向調査をするんでね。こういうような形で予算の繰り越しを簡単にしたらいいんやと。繰り越した後も年度内、5月31日までに完了しておる事業はありますわな、中には。ちなみにそんならちょっと松田部長に聞きたいんだけど、木崎、地蔵院のカラー舗装、工期は何月から何月まででしたかな。ちょっと教えてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

地蔵院小野線の工期ということでもいいですか。これは、すみません、スタートは忘れましたが、工期末は2月いっぱいだったと思います。現場としての工期が2月いっぱいぐらいで、その他予算調整も含めて3月までの工期ということですよ。

あとちょっと1点お願いというか、先ほど関神社線ほかと古裏停車場、駅前からの舗装ですけれども、もともとは令和5年、今年度施工する予定をしていました。それを、ちょっと理由にもあるんですけれども、前倒して4年度にもともと出ていた地蔵院小野線の工事と一緒にやろうとしたんですが、そこの工事調整が年度内にうまくいかないということで、今の2,600万強の予算を繰り越しているという形になります。落札差額等が出たもんですから、ここで。それも踏まえて今度は令和5年度というふうに契約していったものを前倒したんですけど、ちょっと調整がうまくできなかったという理由になっていますので、もともとは令和4年度に関神社線と駅前の古裏停車場線をやるという予定ではなかったということです。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

結局入札差金ができたもんで前倒しでやったと。にもかかわらず、できなかったもんで繰り越すんやということですか。そういうふうに理解させてもろうてよろしいかな。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

関神社線とかを計画をしようとしたんですけど、その計画をする中でやはり調整がうまくいかなかったの、もともと予算は繰り越しますけれども、そこを併せて当初予定していた令和5年度、今年度やろうということにしています。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

特に神社線の通りの方は私みんな知っています。どなたと、どなたと、どなたとみんな知っています。私も74年関に住んでいますさかいに。あそこで、特にひどいんですよ。山車が4台寄って、関神社前で回すんですよ。特にあその通りは本当にひどいんですよ。通りよりも、今回舗装したところよりもかなりひどいんですよ。だから、あの状況を前倒しでしたというんやったら、恐らくこれ地蔵院から木崎までの工期は恐らく2週間かかっていないと思うんですよ、2週間。1.8キロで、地蔵院まで1.2キロあるんですよ。1.2キロやと思う、地蔵院まで。こっちは450ですからね、地蔵院から。その1.2キロを2週間ぐらいでやっておるんですから、恐らくすぐやらせておりゃあ、7月22、23かな、祇園祭があるのですけれども、それに十分間に合うと思うんですよ。だから、そこら辺をきちっと前倒しをやったんやったら前倒しをやった効果というか、入札差金によって前倒しをやると。その効果を出してもらわな、こういうような形で次年度のやつをやってこなあかん。あれやったら正直1週間あったらできると思う。あその周りの人は皆おとなしい人ばかりですから、文句を言う人は誰もおらへん。

そんなことで、余分な話になったけれども、何はともあれ当たり前のように繰越しはしてもろうたらあかんということです。災害復旧の件でもそうです。1,000万あって、369万で25メーターは、小坂議員が言われたようにどうなっておるのやと、完成したみたいですがけれども。1,000万で631万円繰り越してありますけれども、どのような状況なんですか。また、今後の扱いはどうなんですか。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

災害復旧工事につきましては、前金のみ支払いまして、残りを繰り越したということでございます。こちらにつきましては、工事の事業期間が不足ということでやむを得ず繰越しいたしましたけれども、工事のほうは現場のほうは既に完成しておりますので、6月の末、あるいは7月の初めぐらいには通行止めを解除の方向で考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、この繰越明許の内訳表、この中にもう少し詳しく説明書を。例えば今も災害復旧で前渡金は3分の1やと思うけれども、これはここへこういうのが不足したためというんやなしに、年度内にはできなかったけれども、6月末には完成してありますというような一言が足らん。これもそうですよ。みんな一言足らんのですよ。市長、どう思います、これ。内訳書の内容で、ただ単に日数が足らん、地元の調整が不足したと。完成したものは、ここの説明欄のところ付記するのは本来、繰越明許をさせてもらうたけれども、実はここまでに完成しておりますので、繰越しはしたけれども、この工事は終わっていますというような説明をすべきではないかと。そうすると、私はこうやって30分時間を使って質問させてもらわんでもいいんやけれども、いかがですか、市長さん。今後のこのような議案の出し方ですわ。どう思われます。ちょっと伺います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

従来から今の繰越明許費の決算書の詳細の説明資料は、一定の考え方と、詳細が分かるような大枠の考え方をここへ説明を書かせていただいて、これは以前から変わりません。中にはなぜ例えば舗装工事を前倒して発注したが、事業内期間が不足したとか、あるいは国の補正予算に伴う交付金の追加交付があったとか、それぞれの理由を書いて今記載をさせていただいております。

今、議員がおっしゃられた林業施設の災害復旧事業、鈴鹿南線の記述に関しましては、長期の期間を要することから年度内では事業期間が不足したため繰越明許を行いますと、このように記載をさせていただいておりますが、この議会のこの時点で完成をしておるものであれば、ここに議員おっしゃっていただくように記載することはやぶさかではないかというふうに思いますけれど、この資料作成も含め、今日のこの時点も含め、完成はしておるんですが、いつからおっしゃるように使えるようになるかというのは決定をしておりませんので、そこは記載をさせていただいていないということであります。

いずれにいたしましても、その記載の内容につきましては、今のこのレベル、これは一定の考え方と分かりやすさを求めて記載させていただいて今日まで来ておりますが、今後におきましてもできるだけそこは継続して説明できるようにさせていただきたいと思ひまして、お問合せいただければそれ以上の詳細につきましては、今日もそうですが、丁寧に説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

簡潔に、櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

江戸時代に前例とか慣例とかあるんですわ。もう令和の世の中ですわ。前例、慣例にとらわれず、市民に分かりやすい丁寧な説明責任を果たすような亀山市にしていきたい。終わります。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

私は議案第33号亀山市税条例の一部改正について、議案第35号亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、議案第37号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について質疑をさせていただきます。

まず初めに、議案第33号亀山市税条例の一部改正で、市民税のうち森林環境税についてでございますが、さきの福沢議員の質疑でご答弁がありましたので、私からは今回の改正において、納税対象者の人数及び税の徴収方法についてお伺いしたいと思います。

あわせて、条例改正の内容について市民の方にどのように周知されるのかもお尋ねいたします。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質疑に対する答弁を求めます。

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、お尋ねの納税義務者の対象者数でございますが、今回の森林環境税につきましては、個人住民税の均等割と合わせて1人年1,000円を徴収することとなりまして、市内における対象者数につきましては、令和5年度の当初予算の算出時における均等割の納税義務者数から約2万6,700人と見込んでおります。なお、この対象には個人住民税の均等割の非課税の方は対象にはなりません。

それと、周知の方法でございますが、この今回の森林環境税につきましては、6年度から課税される税でございますが、均等割総額といたしましては今年度で現在東日本大震災に伴う防災施策のための臨時特例措置による引き上げ分が、これ1人1,000円がございまして、これが本年度で終了となります。これは終わるんですが、新たに森林環境税がということで、総額では6,000円ということで変わりはございませませんが、中身が変わりますので当然市民の方に周知は必要でございますので、市ホームページや広報紙を通じて広く住民の皆様に周知を行ってまいりたいというふうに考えております。

それと徴収方法でございますが、個人住民税と併せて給与所得者、あるいは公的年金の所得のある方につきましては特別徴収ですね、天引きという形でさせていただきます。それと特別徴収以外の方につきましては、個人住民税の納税通知書に森林環境税額を含めて納税義務者に直接送付をさせていただきます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

答弁でもありましたように、今現在賦課されている市民の方々への新たな負担はないということで理解をさせていただきました。

次に、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例についてですが、制度の概要及び対象件数についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例につきましては、これは現在もあるんですが、令和5年度までの特例適用の期限を令和8年度まで3年間延長されたものであり、売却した年の1月1日において所有期間が5年を超える土地等を優良住宅地の造成等のために譲渡した場合は、分離課税の長期譲渡所得に対する税率が軽減されるもので、件数といたしましては令和5年度、これは令和4年度の確定申告の件数になりますが、当初課税における本市の該当件数は12件となっております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

先ほどのご答弁で、亀山市では対象件数は12件ということですが、亀山市においては12件というのは少ないと思うんですが、どのような理由なんですか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

該当件数が12件というのは少ないのではということですが、優良住宅地の造成等のために譲渡した場合の長期譲渡所得に対する特例につきましては条件がございまして、優良住宅地に該当する要件として、開発許可の認定を受けて、公共施設の整備を伴う宅地造成事業を行う者に対する譲渡や、開発許可を受けて住宅建設の用に供される1,000平米以上の宅地造成事業を行う者に対する譲渡など、一定の条件がございまして限られます。そういったことから該当件数が12件になったということでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

次に、この件の対象区域についてでございますが、今回の制度改正においては対象区域が設定されております。特例の対象となる区域はどのような区域かお尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

特例の対象となる区域でございますが、これまでは開発許可を受けて住宅用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る開発行為については、区域の限定はされていなかったところですが、今回法の改正にもよりまして、市街化区域、市街化調整区域及び区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域、用途地域が定められている区域に限りませんが、その中において行われる開発行為に係るものに範囲が縮小されております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

亀山市におきましては、先ほどのご答弁にもありましたように、市街化区域、市街化調整区域というのが線引きされていないと思うんですが、なぜ今回亀山市に線引きされていない区域を設定されておるんでしょうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

議員おっしゃいますように、本市におきましては市街化区域と市街化調整区域の指定がございませんが、これに関しましては本市に住所を有する方が市外に所有する土地が市街化区域内に存在し、特例要件に適合した場合は特例の対象となりますし、市内におきましても市内の都市計画区域の用途地域が定められている土地は特例の対象になってくるものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。したがって、亀山市においては用途地域が対象となるということで理解をさせていただきました。

続きまして、固定資産税についてでございます。固定資産税の大規模修繕が行われたマンションに対する減額措置の改正内容についてでございますが、今回の減額措置の対象となりますマンションについては、亀山市に対象となるマンションはあるんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず制度の概要を先に説明させていただきますと、減額措置の概要といたしましては、新築された日から20年以上を経過したマンションのうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の規定による助言もしくは指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンション、または管理計画認定マンションで一定のものであって、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に長寿命化に資する一定の大規模修繕工事が行われたものに係る家屋について、当該工事が完了した翌年度分の固定資産税額の3分の1に相当する額を減額するものでございます。

この対象となるマンションはあるかということでございますが、現在のところ市内におきまして対象となるマンションはございません。ただ、対象となる要件が3つございまして、全てを満たす必要がございます。1つ目の要件は築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること、2つ目は長寿命化に資する大規模修繕工事を過去に1回以上適切に実施していること、3つ目は長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保していること、そういった条件がございますので、現在対象はございません。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

今回は対象となるマンションはないということでございましたけれども、今回の改正内容についてちょっと気になる点がありました。

この固定資産税の減額を受けようとする者は、住所、氏名等を記載した申告書を市に提出しなければならないとなっております。個人個人が申告しなきゃならないとなっておりますが、マンションですといろんなエントランスとか階段とかいろんな共用部分があって、例えばマンションの管理組合、あるいはオーナーさんが一括して大規模な修理をして、その代表者の方が市のほうへ多分報告をされると思います。そうした報告した方をもって、それぞれの各個人の所有物の持ち物の課税を多分市のほうは調査されると思うんですが、そうした一括して申告したマンションにつきましても、明らかに減額措置の対象になるかどうか分かりますので、個人が一個一個申請しなくとも、例えばAさんBさんはこれだけの減額ですよというところで減額した税を課税したらいいのではないかなと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

減額の申告は各納税義務者がご自身の責任の下に行うことが前提であると考えておりますので、当該減額措置の申告につきましても、固定資産税の各納税義務者が工事完了後3か月以内に市へ申告していただくことになります。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。

それと最後に、今回の法改正において、固定資産税に関することですので、固定資産税と一緒に土地、あるいは都市計画税も賦課徴収されておると思うんですが、その都市計画税については減額対象とはならないのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

減額の対象となりますのは建物部分の固定資産税でございますので、土地の固定資産税、さらには都市計画税については対象となりません。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

次に、議案第35号亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございますが、さきの伊藤議員のご答弁で、この条例改正はマイナンバーカードをスマホに読み取らせて、マイナンバーカードを持たなくてもスマホだけで印鑑証明が取得できるというふうに理解をしましたが、まず条例改正の背景と趣旨についてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

今回の条例改正の背景と趣旨でございます。個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号、いわゆるマイナンバーカードの交付を受けた方は、移動端末設備、スマートフォンですけれども、スマートフォンに国からスマートフォン内蔵型の利用者証明用電子証明書の発行を受けることが可能となったことから、個人番号カード、マイナンバーカードを使用しなくてもスマートフォンを使用し、多機能端末機を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を受けることを可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

次に、改正内容についてでございますが、現在市民の皆さんにおかれては、個人番号を取得されていると思います。マイナンバーカードを持っていない人も中にはおられると思うんですが、今回の改正につきましては、マイナンバーカードを持っていなくても個人番号だけでスマホに登録ができないのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

今回のスマートフォンによりまして交付を受けるための利用申請を行う必要があるわけですが、そのためには証明書を記録させるための申請が必要ですが、そのためにはマイナンバーカード用の電子証明書を使って利用申請を行う必要があることから、スマートフォンを使用してコンビニ交付で証明書の交付を受けようとする場合は、電子証明書が搭載されたマイナンバーカード、いわゆるカードそのものの交付を受けていることが必須となります。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

次に、スマホですけれども、スマホにはiPhoneやAndroidがありますが、いずれにも対応できるのかお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

現時点におきましては、国が対応可能としているスマートフォンの種類につきましては、Androidの一部の機種となっております。また、運用開始時点における具体的な機種名につきましては、今後サービス開始されるまでに公開される予定でございますけれども、先ほどご指摘のありましたiPhoneというのも今後、今の時点ではいつということはいい切れませんが、対応が決まり次第に公開されてくるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

まだこれから未定という部分があるということですね。分かりました。

次に、今回の制度においてはスマホの入力操作が必要になっていくかと思うんですね。実は私もマイナポイントを取得するのに大変苦勞した思い出がありまして、さきの伊藤議員のご質問で、今回の制度改正によって相談体制を設けていきますよと、市民からの不安の解消には努めてまいりますというふうなご答弁がございました。実際に制度を開始したときに具体的な入力操作の支援はあるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

ご指摘の入力支援でございますけれども、これはご存じのとおりマイナポータルというアプリ上で入力支援機能がございまして、簡単に入力ができるようになっております。また、国におきましては申請方法とか利用方法等に関する相談へのサポート体制が構築されます。ただ、先ほど議員からご指摘ありますように、市の窓口におきましても市民の皆様からご相談を受けた際には丁寧に対応し、支援に努めてまいりたいと考えておりますが、やはりマイナポータル等を使用するに当たっては、当然個人情報等の関連もございまして、直接なかなか職員がその機種を動かすというのは難しい点もありますけれども、その辺につきましては先ほど申し上げましたけれども、市民の不安の解消につながるよう、しっかりとチラシとかパンフレットとか、そういうのも活用しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

やはりチラシやパンフレットを見て、なかなか操作するのは難しいんですね。例えば新しい機械を買って、その取扱説明書を見るだけでもなかなかおっくうになってくる、なかなか難しいという部分があって、きちっとそこら辺は制度が始まりましたらしっかりと支援体制を構築していただけるようによろしくお願いいたしますと思います。

それで、まだちょっとiPhoneには対応できていないと、現段階で対応できていないというご答弁でしたけれども、じゃあこの制度はいつから始まるのか、想定されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

現在の国におきましては、年内の運用に向けて準備が進められているというふうにお聞きしておりますので、そういう運用開始の日が決定されましたら、広く利用していただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

国の結果待ち、方針待ちということですので、決まり次第速やかな周知をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、最後に議案第37号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、第2款総務費、第1項総務管理費、第11目自治振興費、自治会支援事業及び地区コミュニティセンター等管理運営費について、制度の概要と補正内容についてお伺ひいたします。

○議長（森 美和子君）

辻村市民文化部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

まず、コミュニティ助成の概要でございます。コミュニティ助成事業につきましては、一般社団法人自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源に宝くじの社会貢献広報事業として地域コミュニティ活動の充実強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するため、コミュニティ活動に対して助成をしている事業でございます。

コミュニティ助成事業には一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター助成事業、地域防災組織育成助成事業、青少年健全育成助成事業、地域づくり助成事業などがあり、対象となる事業や採択基準、実施主体、助成金額など、それぞれ自治総合センターが定める要綱において規定され、市から県を通じて申請をしているところでございます。

今回の補正予算として計上いたしました一般コミュニティ助成事業につきましては、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に必要な設備等の整備に関する事業が対象で、実施主体は市町村またはコミュニティ組織で、助成金額は1件につき100万円から250万円としておるところでございます。令和5年度におきましては自治会から1件、まちづくり協議会2件の合計3件の申請があり、全て採択されたことから、関連する予算につきまして計上させていただいたところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

今回は3件が採択されたということでございます。

1つは何件昨年応募があつて、3件採択されたのかという点と、自治会支援事業の予算が250万円、それからコミュニティセンター等管理運営費が440万円と予算計上されておりますが、できれば具体的な中身が分かればお伺ひしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

本年度のコミュニティ助成事業につきましては、自治会から1件、地域まちづくり協議会から2件、合計3件の申請があり、3件全てが採択されたところでございます。その詳細につきましては、和田町自治会の机や椅子、椅子収納台車に250万円、川崎地区まちづくり協議会の机や印刷機に190万円、本町地区まちづくり協議会のアルミステージやスクリーンに250万円という内容で

ございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

3件の申請があつて、全て採択されたということで、喜ばしいことではあります。この一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業については、コミュニティという名前が使われておりますので、実はまち協の前身が地区コミュニティという組織でございました。ですから、まちづくり協議会に継承されて、この補助対象団体はまちづくり協議会というイメージを持っておられる方が多くおられまして、今回自治会さんが1件採択されたということでもありますので、この自治会も対象であることを知らない自治会長さんも多くお見えになります。やっぱりこの制度を自治会等に対してももっと周知すべきではないか。これ100%今回は採択されたという、本当にすばらしい事業ですので、もっともっと周知をしていただきたいと思いますと思うんですが、お考えをお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

辻村部長。

○市民文化部長（辻村俊孝君登壇）

今回のコミュニティの助成事業につきましては、これまでからも市広報やホームページ等々によりまして広く周知には努めてきたところではございますけれども、今後、当然市が自治会に向け発行しております自治会の手引に掲載するとか、自治会長研修等の場でも制度の説明を行うなど、自治会が当該助成事業を活用できることをさらに周知してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

よろしくお願ひしたいと思います。

いずれにしても、税の改正にしても今回のコミュニティ助成事業にいたしましても、いずれにしても市民の皆さんに制度の内容について十分周知を図っていただきますようよろしくお願ひしまして、私の質疑を終了します。どうもありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時03分 休憩）

（午後 2時14分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 豊田恵理議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質疑いたします。

まず、亀山市火災予防条例の一部改正について、これは大きく2点の改正点が上がっておりますけれども、今回は急速充電設備の改正についてのみの質問をしていきますのでお願いいたします。

まず、改正に至る背景とその目的について教えてください。

○議長（森 美和子君）

10番 豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

豊田消防部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

条例の一部改正に至った背景と目的でございますが、国はカーボンニュートラル社会の実現に向けて電気自動車の普及を推進しており、この電気自動車の普及には充電時間を短縮できる高出力の急速充電設備の設置を進める必要があるとしています。こうした背景を受けて、関係省令の一部が改正になったものでございます。

具体的な内容につきましては、これまで200キロワットを超える高出力の急速充電設備は火災予防条例で変電設備として規制されていたため、設備内に担当者以外の出入りができないことなどの問題があったほか、将来に向けてトラックやバスなど大型電気自動車の普及拡大が進むことで、さらに高出力の急速充電設備の需要拡大が見込まれることから、急速充電設備の出力の上限200キロワットを撤廃するものです。

また、従来の急速充電設備は設備本体と充電ケーブルの一体型でありましたが、設備本体から分離した充電ポストに充電ケーブルを設置する事例が見られるようになったため、このような分離型の設備に求められる安全措置を追加するなど、必要な見直しを行うものでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

聞き取りの際にもお話で条例改正の背景についてお聞きしたんですけれども、今後は先ほどの答弁にもありましたように、大型の車両なんかも増えるだろうという見込みの中で、国の目標として2035年までに新車販売の電気自動車100%目指す、2030年までに電気自動車を対象とする充電設備を設置していくという国の目標があって、それに従ってこのような条例改正も行われているというふうなお話をお聞きしております。

その中で条例を読んでいまして、この急速充電設備というものの定義というのが分かりにくくて、どんなものかなというのが分かりにくいので、急速充電設備とは一体どんなものなのかについてお答えください。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

まず、電気自動車等の充電設備は、大きく分けると普通充電設備と急速充電設備の2種類に分類されます。普通充電設備は家庭用のコンセントを使用し低出力で充電するため、住宅やホテル等長時間かけて充電する場所への設置が適しております。これに対しまして急速充電設備は、高出力の

電源を使用し、短時間で充電を行うことができるため、高速道路のサービスエリアや道の駅等の商業施設への設置が適しているとされております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

あともう一点なんですけれども、この急速充電設備の対象についてなんですが、電気自動車等とあります。この等というのは一体具体的に何を指しているのかについて答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

本条例上の電気自動車等とは、電気を動力源にする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機、その他これらに類するものとされております。

なお、その他これらに類するものとしたしましては、トラクター等の農業機械やブルドーザー等の建設機械が該当してまいります。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

船舶だけでなく、トラクターとか、またいろいろ様々なものが電気で動くようになっていくということでお聞きをしました。

では、次なんですけれども、現状についてということで、亀山市内に急速充電設備というのはあるのか、またどこにあるのか、これについて答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

豊田部長。

○消防部長（豊田達也君登壇）

電気自動車の充電スタンドを確認いたしましたところ、市内には2か所の急速充電設備がございます。この2か所につきましては、1か所目がファミリーマート亀山栄町店さん、もう一か所が名阪関ドライブインさんでございます。

なお、火災予防条例上の届出対象となる50キロワットを超える急速充電設備なんですけれども、この2か所とも届出の必要とならない急速充電設備でございます。現在、市内には40キロワットで届出の必要となるような急速充電設備はございません。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

亀山市の中では、一応急速充電設備と呼ばれるものは2か所あるというふうにお答えいただきました。

亀山市の中でも電気自動車を今所有していますよね。先月管内視察のときに総務委員会で電気自動車を見せていただきまして、また乗せていただいたんですけれども、そのときには西庁舎のコンセント、つまりここで言う、先ほどの説明の中では普通充電設備になるものから充電をしていたと

思います。今もちょっと昼休み中に見てきたんですけれども、普通のコンセント、またそれにもうちょっとキロワット数が大きいものなんかがあるらしいですけれども、亀山市の庁内で急速充電設備と言われるもの、これは設ける予定はあるのか、設けないのかということについて答弁お願いいたします。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

カーボンニュートラルやSDGsへの関心の高まりや燃料価格の高騰により、世界的にガソリン車から電気自動車などエコカーへの流れが強まっている状況はご案内のとおりでございますが、市役所来庁者の急速充電器設置につきましては、ニーズを注視してまいりたいとは考えておりますが、現時点におきまして来庁者を対象とした現庁舎への急速充電器の設置までは考えていないところでございます。

ただ、今後整備を予定しております新庁舎につきましては、そういった急速充電器の設置についても検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

この件に関しましては、今後の話になってくるんですけれども、一般質問もちょっと含まれてきそうなので、今回ここまでにさせていただいて、また総務委員会で聞きたいと思います。

次に、議案第37号の亀山市一般会計補正予算（第2号）について、こちらに進ませていただきます。

まず、補正予算（第2号）のうちの第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、予防衛生事業の1億850万円の増額補正について質疑をします。

新型コロナウイルスの扱いが先月から5類へと移行しまして、新型コロナウイルス関連の扱いが様々なところで変わってきておりますけれども、そういった状況の中で新型コロナウイルスワクチン接種の対応にも影響は出ているのか、そうではないのか、そういった視点も踏まえての質問とさせていただきます。

最初に、この増額補正の内訳、そしてその目的はどういったものなのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員少しお触れいただきましたが、新型コロナウイルスの感染法上の分類が先月5月8日以後5類に引き下げられまして、社会経済活動の大幅な緩和やポストコロナへの移行が進む中で、この新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、予防接種法上の特例臨時接種の実施期間が令和6年3月31日まで1年間延長され、令和5年5月8日から8月31日までの令和5年春開始接種及び令和5年9月以降に開始予定の令和5年秋開始接種の全額公費負担による実施が国から示されたことによりまして、その接種体制を確保するための経費を計上いたしましたものでございます。

その予算の内訳について主なものを申し上げますと、集団接種会場の医師、看護師への報償費993万円、それから集団接種会場の派遣従事者や派遣看護師等への人材派遣委託料2,730万円、それから個別接種医療機関への予防接種委託料3,150万2,000円などの必要経費を計上したところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

先ほどの説明の中で、春秋開始分の新型コロナワクチン接種を見込んだ予算ということでしたので、その具体的な計画の内容について聞いていきたいと思えます。

まずはどのぐらいの接種回数を見込んでいるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

令和5年度に想定をする接種回数でございますが、現在接種中の令和5年春開始接種につきましては、接種対象者は前回接種から3か月を経過した65歳以上の方、それから基礎疾患をお持ちの方、それから医療介護従事者の方、約1万3,000人の方でございます。その1万3,000人に対しまして、65歳以上の方のオミクロン株対応ワクチンの接種率の実績68.5%を乗じた約9,000人の方の接種を見込んでございます。

また、令和5年9月以降に接種開始予定の令和5年秋開始接種につきましては、現時点で接種対象者は初回接種を完了した5歳以上の方、約4万1,000人の方を想定いたしております。その4万1,000人の方に対しまして、市全体のオミクロン株対応ワクチンの接種率の実績42%を乗じた約1万8,000人の接種を見込んでいるところでございます。

したがって、令和5年度の総接種人数は、春秋合わせまして約2万7,000人の方になりまして、接種はそれぞれ1回ずつとなっておりますことから、接種回数につきましても約2万7,000回を想定いたしておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

予算の説明の中では、ワクチン接種の円滑な実施と接種体制の充実のためと説明を聞きましたけれども、今までと体制は変わるのか、また今までと違いがあるのでしたらその違いについてどう変わったのかを答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

延長となりました令和5年度の接種につきましては、ほぼ従来と特に大きな変わりはないんですが、従来と変わらず市立医療センターでの個別接種、それから総合保健福祉センターあいあいで集団接種、この接種体制を継続してまいるところでございます。

令和5年春開始接種につきましては、5月8日から8月末までの間で市立医療センターでの個別

接種を平日午後を50日間、それから総合保健福祉センターあいあいでの集団接種を金曜の夜間15日間と土曜の午後16日間を設ける予定でございます。また、令和5年9月以降に開始をする予定の令和5年秋開始接種につきましては、接種実績を見ながらではございますが、春開始接種と同様に市立医療センターの個別接種と総合保健福祉センターあいあいの集団接種での接種体制を想定しているところでございます。

春開始接種と秋開始接種とともに、それぞれの接種を希望される方が安全かつ確実に接種できる体制を確保いたしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

令和4年度までというのは、ワクチン接種のプロジェクトチームを組んで、市職員が兼務体制で接種の運営に当たっていたと思いますけれども、現在この体制というのはどうなっているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

この新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、今まで経験や前例のない事業でございましたことから、新型コロナウイルスワクチン接種室の室員だけではなく、議員言っていただきましたが、新型コロナウイルス感染症対策支援プロジェクトチーム、このチーム員をはじめとして全庁的な職員応援体制の下、接種業務を進めてまいったところでございます。

しかしながら令和5年1月以降、接種希望者が減少傾向にありましたことから、集団接種会場のレイアウト変更やワクチン接種の日時をそもそも限定しながら現在のところは実施をしてございまして、現状における人員配置といたしましては、ワクチン接種室の室員及び委託の接種会場派遣従事者のみで対応が可能となっているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

昨年度まではワクチン接種担当の室員だけでなく、プロジェクトチームの担当者も兼務ということで、その対象の職員さんの労働時間が大幅に増えていたということもあって確認をさせていただきました。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

10番 豊田恵理議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による質疑は終了し、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第33号から議案第39号までの7件については、会議システムに保存してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第4号から報告第9号までの6件については、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第33号 亀山市税条例の一部改正について
- 議案第34号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 議案第36号 亀山市火災予防条例の一部改正について

教育民生委員会

- 議案第35号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 議案第38号 専決処分した事件の承認について

予算決算委員会

- 議案第37号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第39号 専決処分した事件の承認について

○議長（森 美和子君）

次に、日程第2、請願第1号を議題とします。

請願第1号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願書については、会議システムに保存してあります請願文書表のとおり、所管の教育民生委員会にその審査を付託します。

請願文書表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	令和5年6月2日
件 名	物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町富士ハイツ998-104 全日本年金者組合亀山支部 支部長 上原成郎
要 旨	安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合った老齢基礎年金等の支給額に改善するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出

	願いたい。
紹介議員氏名	小坂直親、伊藤彦太郎、岡本公秀、福沢美由紀
付託委員会	教育民生委員会

○議長（森 美和子君）

次にお諮りします。

明日14日は都合により休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

明日14日は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

休会明けの15日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 2時34分 散会）

令和 5 年 6 月 1 5 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

令和5年6月15日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	市民文化部次長兼 関支所長	松村大君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	総務財政部参事	杉本良則君
市民文化部参事	桜井伸仁君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田達也君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	豊田達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君

●事務局職員

事務局 長 渡 邊 靖 文 書 記 稲 富 正 充
書 記 西 口 幸 伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

通告に従い質問します。

まず、リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査業務委託（最終報告書）の情報公開請求で部分公開にしたことであります。

亀山市は、令和3年度にリニア駅を生かしたまちづくりの可能性を調査するため、コンサルタントに委託する予算を計上しました。令和3年度が792万、令和4年度で債務負担行為、これは将来お金を払う義務を確定するというものであります。これが968万円、合計1,760万円の予算を計上し、実際には、令和3年6月10日に1,650万円で委託契約がされました。

この契約書によれば、履行期限の完了が令和5年3月24日となっております。この最終報告書は、市の成果物として市が持っていることとなりますが、2か月以上が経過している現在、いまだに議会にも市民にも公表されていません。この報告書については、仕様書にも契約書にも公開、非公開に関する記述はないので、成果品が公開を前提としていることは明らかであります。

そこで、まず昨年度末に最終報告書ができていのに、なぜ議会にも市民にも公開されないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

おはようございます。

リニア駅を生かしたまちづくりに関する可能性調査の実施につきましては、令和3年1月にリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会におきまして、本市が県下で唯一リニア県内駅地候補に決定をされ、同同盟会から駅候補地案を提案するよう依頼があったことに端を発しております。そのため、リニア中央新幹線の名古屋・大阪間のルートや駅位置が決定されていない段階での本市独自

の調査といたしまして、主に県期成同盟会への駅候補地案の提案に向けた駅候補地エリアの選定と、その選定結果等を踏まえたリニア駅を生かしたまちづくりの可能性について調査検討を行ったものでございます。こうしたことから、この調査は今後建設主体から名古屋以西のルートや駅位置が公表された段階におきまして、リニアインパクトを最大限に生かすことができる具体的なまちづくりを円滑かつ速やかに進めていくために、活用していくための基礎的資料を作成することがもとより主な目的でございました。

こうした基本的な考え方を基に、先ほど議員もお触れいただきましたが、業務委託を行いながら取りまとめました調査報告書の取扱いにつきましては、国家的プロジェクトでもあるリニア中央新幹線の県内駅の駅位置等が未決定な段階におきまして、市独自の調査結果を公にすることで、市民をはじめ建設主体、関係自治体等に不当に混乱を生じさせるおそれがございますことなどから、現時点におきましては、行政内部のみにとどめ置き、公表することは差し控えることといたしております。

しかしながら、リニア中央新幹線の名古屋以西の整備動向を見据えていく中で、建設主体から駅位置等が示された段階など適切な時期を捉えながら、この調査結果の活用を図っていく上でお示しをしていくことになるものと現時点では考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答弁いただきましたけど、納得できる答弁ではなかったですね。

まず、既にもう県の期成同盟会が3か所の駅位置候補地について、それぞれ長短というような分析もされているわけですよ。だから、今さら亀山市が駅位置の3か所についてどういう評価をコンサルとしてやったところで、それについてどうこうという問題は起こらないんですよ、混乱とか言いましたけど。混乱と言うのであれば、もう3か所を示した時点でいろんな混乱は起こっています。

それともう一つは、JRが駅位置を確定してからと言うんですけれども、そうすると、今の流れでいきますと、例えば環境アセスメントはもう今年度やらないということを副社長が表明された。そうすると、2024年度以降に環境アセスメントにかかるということになるんですね。JRは、環境アセスメントの配慮書の中で駅位置とルートを公表するというのがこれまでの決め方なんです。そうなってくると、この3月に出来上がった成果品が来年度になっても公表されないということが起こるんですよ。おかしいでしょう、こんなの。そんなことをしていたら、リニア駅の駅が決まってから、じゃあこれを公表してどれだけの意味があるかという問題もあると思うんですよ。そういう問題を私は抱えているというふうに思っています。

それで、コンサルに委託する際の仕様書にこう書いてあるんです。著作権等として、本業務のために作成した図書等の著作権、著作権は発注者に帰属する。つまり市に帰属するんだと。これは当然のことですけれども、書いてあります。だから、当然これは市の成果物として市の判断で公表できるはずなんですよね。これは4月に入ってから部長に聞きました。いつ議会にじゃあ出すんやと言ったら、今答弁したような回答ですよ。駅位置が決まってからでないと公表できないと言うんですよ。もう仕方なく私は情報公開請求したんです。4月19日にやりました。そして、5月2日に決

定するという期限になっておったんですけども、4月24日になって延期通知書が来ました。これはなぜかという、コンサルに関する情報なので、コンサルに公開についての可否を照会する必要があると。だから延期したいと。5月19日まで延期という通知でした。

こういう経緯を経て、5月19日にようやく出たんですよ、部分公開決定通知書。これを読みましたが、最終報告書で最も大事だと思われる部分、リニア駅を生かしたまちづくりの可能性という部分がほとんど黒塗りなんです。これです。まあ見てください。1行ぐらいい書いていますけれども、見事に黒塗りです。真っ黒ですよ。こういうものが情報公開請求したら返ってきたんです。

次にお聞きしたいんですけども、なぜ部分公開したのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

ただいま議員からご紹介のありました情報公開の公開決定等につきまして、部分公開とした理由でございますけれども、大きく2点ございまして、まず1点目といたしましては、分析データや分析手法など、この調査業務の受託者であります法人が有する独自の技術の専門的ノウハウとなる法人情報が含まれているためございまして、これは亀山市情報公開条例第7条第3号アに該当するものでございます。

また、2点目といたしましては、この調査がリニア中央新幹線の駅位置等が明らかになった段階において、そのインパクトを最大限に生かす具体的なまちづくりに活用していくために行った市独自の調査であるため、リニア中央新幹線名古屋・大阪間の駅位置等が未決定の現段階におきまして、これを公にすることで不当に住民の間に混乱を生じさせたり、関係自治体や建設主体等との信頼関係や協力関係が損なわれるおそれがある調査段階の未成熟な情報、いわゆる審議検討情報が含まれているためでございます。これは、亀山市情報公開条例第7条第5号イ及びエに該当するものでございます。

このように、調査報告書には非公開情報が含まれておりますので、情報公開制度の判断基準等として用いております市の情報公開制度の手引におきましても、非公開情報の例として示される調査等の成果物に相当するものでございますので、それ自体が非公開文書として分類されるものであると考えております。しかしながら、情報公開制度における原則公開の趣旨に鑑みまして、可能な限りの公開を行うことが必要と判断をし、全てを非公開とするのではなく、非公開とする必要がある箇所を十分精査し、最小限度にとどめ、部分公開の決定を行ったものでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

1つ言うておきますけど、JR東海は独自に判断するんですよ、駅位置の決定を。だから、県の期成同盟会もここにしてくださいという3つを上げました。市も例えば独自の調査をして、何らかの意見を上げる。それでも最終決定はJR東海なんですよ。だから、全然違うところに決まることもあるんですよ。そういうふうにと考えると、何も市がこういう調査をして報告を出したからといっ

て、それによってどうこうなるという問題ではないんですよ。

それから、成果物は非公開にしてもいいんやという話。だけど、できるだけ公開が原則だというふうに言われました。公開が原則のものが、一番肝腎な部分、肝ですよ、肝の部分がこれなんですよ。これで公開が原則と言えますか。ほかの部分は、本当に読んだってどうということはない文章ですよ。だから、一番肝である部分が非公開になったということが問題だと思うんですね。

それで、私この問題については、今上げられた2つの理由、これが妥当かどうかというのをちょっと検証したいと思います。1つは、分析データのノウハウが明らかになると、いわゆる企業としての権利、競争上の地位、その他利益を害するというような点ですけれども、これは具体的にどんな競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれ、具体的に何なのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

具体的にどうかということですが、非公開にしている部分でございますので、具体的な部分については差し控えさせていただきたいと思いますが、調査業務を受託した法人が本業務委託の報告を取りまとめるに当たりまして、どういったデータを使ってどのように分析したかなどが明らかになって、こうした独自の専門的ノウハウを同業他社等が知ることになった場合、今後当該法人は独自のノウハウによる有利性を持った営業活動を行えなくなり、それまで得ていた正当な利益を受けられなくなるおそれがあると判断をいたしまして、そのような決定とさせていただいたところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もっともらしく聞こえますけど、私、判例を調べました。例えば当該法人が競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあると主張すれば、自動的に非公開となるものではないんですね。例えば平成6年1月15日に東京地裁の訴訟で、競争上、または事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれると認められるものとの規定、こういう規定に対して、その有している競争上等の地位が当該情報の開示によって具体的に侵害されるというのが客観的に明白な場合を意味するんだということです。だから、業者が競争上の地位を脅かされると言うから非公開にします、そんな単純なものじゃないですよ。要するに、そういうことが具体的に明確である、客観的に明白な場合ですよ。その場合は、当該情報の内容、性質をはじめとして、法人等の事業内容、当該情報が事業活動等にどのような意味を有しているか等の諸般の事情を総合して判断すべきものなんですよ。だから自動的に非公開じゃないんです。

だから、本当に中身を見て、これは競争上の地位を侵害する、具体的にそういう客観的なものがあると明らかであるという場合に非公開というんですよ。だから、あなた方はそういうことをしたんですか、そこまで。していないでしょう。だから、コンサルに聞いたら、公開せんといってくれと言われた、だから非公開にしますと。そんなことで通るわけじゃないんですよ、これは。

それからもう一つ、この中だと一番市民に混乱を招くということですけども、これももともと

私は公開が前提やと思うんですよ、この報告書というのはね。最終的に多分どこかの時点では公表されるんやと思います。そういう意味でいくと、既にもう3か所も県が期成同盟会で示しているわけですよ。それについての優位性についてもいろいろ分析したものも上げているわけですよ、県がね。最終的に、さっきも言いましたけど、JR東海が決めるんですよ。そう考えると、なぜ今亀山市が調査の報告書を明らかにしたら住民の間に混乱が生じる。全くこれは考えられないですね。どんな混乱が出るんですか、その点について簡単にお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

この調査は、先ほどもご答弁申し上げましたが、リニア中央新幹線の名古屋以西の駅位置等が建設主体から示されていない段階におきまして、本市独自の調査として実施したものでございます。そんな中で、検討フローを整理した上で、駅候補地エリアを抽出、評価するなどを行いながら、駅候補地エリアの選定を行う調査検討部分でありますとか、それら駅候補地エリアを踏まえた中で、即地的な考察も行いながら、リニア駅を生かしたまちづくりの可能性について、リニア駅周辺の検討を行っている部分などもありまして、調査段階である未成熟な情報を含んでいるものと判断をいたしております。そのため、これらを公にすることで市民の誤解や臆測を招いたり、投機的土地利用を促すことにもつながることも懸念がされますので、不当に混乱を生じさせるおそれがあると。さらには、関係自治体や建設主体との信頼関係や協力関係が損なわれるおそれがあると判断をした上で、そのような決定をさせていただいたところでございます。

なお、この調査結果につきましては、公表の時期は慎重に検討してまいりたいと考えておりますが、今後においても公表しないという考え方ではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

公表しないという考え方ではないと言われました。だから公表しなさいと思う。

それで、先ほど来言っているように、そんなもったいぶらなくても、もう既に県が公表しておるわけですよ、3か所についての優位性についても。じゃあ県がやったことは混乱を招いたんですか、住民に。そういう問題でしょう。そうならないでしょう。3か所がもう提示された時点で、あなた方がもし混乱と言うんだったら、もう起こっていますよ、混乱。いろんなところでいろんな動きが出ています。だから、3か所についての優位性を検討したような内容が公表されたからといって、そのことによって混乱が生じる、これはもう私理解できません。

今回、私は公開が前提であると、最終的には公開するということを言われましたので、こういうものがいわゆるコンサルのほうの競争上の地位や正当な利益が害するとか、それから市民に混乱が起こるとか、こういうことを理由に多くの税金を使ったこの報告書が市民に見せられないというようなことでは困るわけですよ。私は、この部分公開という決定については納得できませんので、通知書にこう書いてありました。この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に亀山市長に対し審査請求をすることができると。この制度を活用させていただいて、審査請求をするつもりでおりますので、今日はこの程度にとどめておきたいと思

います。

次に移ります。

亀山市新庁舎整備基本計画案についてであります。

5月19日の議会全員協議会で、市から亀山市新庁舎整備基本計画最終案が説明されました。この最終案の一番の問題点は、計画の最も基本となる建設地が決まっていないと。このことは本計画の位置づけでこう書いてあります。本計画では、建設予定地は複数の候補地選定にとどめていることから、建設予定地決定後の施設の配置やフロアレイアウト、事業費の算定など、より具体的な整備方針について整理、検討します。これからも整理、検討が必要になってくるということを行っています。ここがおかしいんですね。

一番大事なことは何かというと、どんな庁舎をまず建てるのやと。集約型にするのか、分散型にするのか、低層なのか、高層なのか、そういう基本的なことをまず決めるということがまず第一ですよ。それを実現する場所を次に決めるんですよ。ところが、あなた方の提案というのは、基本理念や基本方針で、庁舎を集約にするのか、分散にするのかというのが建設地次第と書いてあるんですよ。どちらでもいいと言うんでしょう、要するにあなた方は。土地が狭かったら分散型になるし、土地が広がったら集約型にしますよと。こんなことでいいんですか、集約にするか分散にするという問題がということなんですよ。その程度の問題なんですかということなんですよ。

それから、低層建築物というふうに基本理念に書いています。ところが、これが無理な場合は、低層はやりませんというんですよ。それからさらに建物の構造形式まで建設地によって変わるといいますよ。だから、何が決まっているのかと。95億というのもそうでしょう。これもいろいろなケースがあって、最大の数字を出しておるわけですよ。こういう建設地によって基本計画の骨格が変わってくる。こういうようなものを本当に基本計画と呼んでいいんですか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど議員からお尋ねの機能とか低層とか高層とか、そういったものがということでございますが、まず今回の基本計画におきましては、規模につきましては、現在本庁舎、関支所、総合保健福祉センター、総合環境センターに分散している行政機能を新庁舎に集約することを基本としますと。そういった基本を書いてありまして、しかしながら、建設予定地の立地条件を踏まえて、現在行政DXの進展等によりサービスの低下を招かないと判断した場合はということですので、あくまで基本は集約ということが書いてございます。

それで、現在の策定状況につきましては、先ほど議員ご紹介いただきましたが、先般計画の最終案を取りまとめまして、現在、今月末の策定に向けてパブリックコメントを実施しているところでございます。どういった庁舎を建てたいかという骨格を決めてからということでございますが、基本計画案におきましては、新庁舎整備の基本理念を「市民に開かれた、安心と未来へつながるスマート庁舎」として、その具体化を図る4つの基本方針を掲げるとともに、分散している行政機能は新庁舎へ集約することを基本とすることや市民サービスの観点から低層建築物とすることなど、新庁舎整備の一定の考え方はお示しをさせていただいております。

一方、基本計画案では、建設地は選定基準に照らし、5か所を候補地としておりますことから、新庁舎の行政機能やフロアレイアウトなどは、今後決定する建設地の形状や面積、立地条件によっては一部変更せざるを得ない場合もあり得るものと考えておりますが、ただ先ほども申しあげましたように、集約を基本として、あくまで行政DXとかコロナ禍といった状況もございましたが、そういった市民サービスの低下を招かない場合はということで条件はつけております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

まあ答弁になっていないですね。

要するに、基本理念や基本方針で集約を基本とするとか、低層建築物がふさわしいとか言いながら、場所によっては変わるわけでしょう。そこを言っているわけですよ、私は。低層建築物というのであれば、それが建てられるような場所を探さないかん。ところが、それが見つからなかったら、それは低層建築物を諦めるというんですよ。その程度のものなんですよ、書いてあるというのは。そういうようなものを本当に基本計画として認めていいのかという問題がありますよね。

やっぱり集約型か分散型かというのは、非常に大きな僕はテーマだろうと思います。例えば新庁舎の背景というのが第1章にありますよね、基本計画に。ここに何と書いてあるかということ、新庁舎の整備に当たっては、将来の庁舎のあるべき姿を見据えると書いてあるんですよ。つまりこれは簡単に言うと、集約型か分散型かをちゃんと決めて取り組むということですよ。そこの部分を曖昧にしている。だから、本当に将来のあるべき姿を見据えるということと、建設地によっては集約型でなくなる場合もあり得るといのは矛盾するんじゃないですか、矛盾しませんか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

矛盾しませんかということでございますが、先ほども申しあげましたように、あくまで機能につきましては集約が基本でございます。それと、当然建設場所によっては、敷地面積とか、そういったもので影響もございますが、あくまで市民サービスの低下を招かないといったこともございまして、DXの進展で、そういった別の視点からもそういうこともあり得るといった可能性を示しておりますので、特に矛盾はしていないと考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

集約を基本とするのであれば、それができる土地を候補地に上げればいいんですよ。だからそこがおかしいんですよ。集約を基本と言いながら、集約できないような土地も候補地に上げているわけでしょう、要するに。そういうことでしょうか。おかしいと思いませんか。基本があって、それに合う土地を探すというんだったら、それにはまる土地を候補に上げればいいんです。ところが、はまらない土地まで候補に上げて、そこに決まったら集約でなく分散もありますと、こういう話になるんで、これはおかしいと違いますか、物事の立て方ね。立て方としておかしいんじゃないです

かということをお聞きしておるわけですよ。

基本計画の中に、建設予定地決定後に施設の配置やフロアレイアウト、事業費の算定、事業費も変わってきますよ、大きくね。こういうようなことについて検討しますとあります。ところが、整理、検討します、つまり基本計画はこのまま曖昧な形で決めておいて、そして建設予定地が決まったら、この方針について整理、検討すると書いてあるわけです。庁舎の基本理念、基本計画にあるように、新庁舎の建設予定地の立地条件を踏まえた上で、行政DXの進展等には市民サービスの低下を招かないと判断した場合は分散するという形になるわけですよ。やっぱりこういう基本理念や基本計画が変わるといことになれば、もちろん事業費も変わりますといことになれば、やっぱりこの基本計画を決めずにそのまま置いておくか、もしくは決めても再度見直しをかける、こういうことが必要になると思うんですが、そういう考えはありませんか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず先ほどの場所によって機能が集約か分散かということですが、現時点では候補地につきましてもエリアを定めておりますので、どこのエリアであっても集約は可能であるというふうなことは考えております。ただ、エリアですので、必要な面積が確保できるかというふうなことも影響はあるとは思いますが、ということですので、エリアによって集約が不可能ということではございません。

それと、見直しをするかということですが、現在策定中の基本計画につきましては、そういったいろんな集約、分散を含めまして、当然事業費には用地の費用も大きな影響もあるとは思いますが、そういったものにつきましては、これから事業を進めていく中で検討していくということですので、この基本計画自体を変更ということまでは考えてはおりません。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱり私はこんな曖昧な形の基本計画というのは、やっぱり認めていないと思うんですよ。要するに変わってくるわけですよ、本当にいろんな問題が。一番大きな財源の問題もそうです、事業費。これも変わるんですよ。そういうものが含まれたような形で、果たしてこの基本計画を今のままで認めていいのかということをやっぱり非常に疑問に思います。

もう一点聞きます。

骨子案が出たときに、私たちは、庁舎の建設時期、2028から29ですか、この時期には2026から30の間に物すごく他の公共施設の更新が集中しているという話をしました。だから、当然新庁舎の整備に当たっては、他の公共施設よりも優先する理由を示せということをお聞きしたわけですよ。ところが、回答は第1章で理由を書いていますやんと。第1章を見ると、それは新庁舎だけの整備の必要性について書いてあるだけで、他の公共施設よりも優先する理由には何もなっていないんですよ。だから再度聞きます。他の公共施設、例えば学校、保育所、これはもう老朽化が進んでいます。こういう公共施設よりも庁舎の建設を優先するんだという理由、そのことについてお聞きしたい。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

学校施設とかを優先という比較ではございませんでして、現庁舎につきましては、築60年以上が経過する南棟をはじめ建物の老朽化が進み、修理や更新に多額の費用を要しております。また、庁舎の狭隘化や機能分散も大きな課題であり、市民の方々からも駐車場の不足や庁舎が分散しているために不便といったご意見もいただいております。さらには、建物の老朽化や狭隘化に伴い、セキュリティや防災面、ユニバーサルデザインへの対応などに関連しても多くの課題もございます。加えまして、近年想定を超える災害リスクも高まる中で、防災や行政サービスの拠点となる新庁舎整備の必要性は、従来より非常に高いものと判断しておりまして、第2次総合計画に新庁舎整備を位置づけ、これは市議会のコンセンサスも得た上でございますが、進めているところでございます。

一方、議員ご指摘のとおり、ほかに学校施設など多くの施設が老朽化ということもございますが、これにつきましては、従前からよく耐用年数とはということも言われてもおりますけれども、耐用年数につきましては、税法上の減価償却上の年数でございまして、用途によってこれも異なりますが、これを経過する建物は、この時期に更新を行う必要があるものということではございません。メンテナンス等、必要に応じて適切に行うことで、当然長寿命化ということが図られるわけでございますが、これまでから耐用年数を超えても支障なく施設が使用できるよう、必要に応じて施設の長寿命化を図り、将来の費用の削減に取り組んでおりまして、学校の更新等につきましても、これまでに適切に対応しておりますし、今後も計画的に対応してまいりたいと考えております。

また、現在教育委員会におきましては、学校施設の長寿命化計画の策定も進めておりますことから、その内容も踏まえながら、今後におきましても、建物や設備機器を良好な状態に保つことで、施設の更新や維持管理に係る財政負担を軽減、平準化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

まあひどい答弁ですね。要するにやらないということですよ。庁舎の間は長寿命化計画があるたら何たらでやらないということですよ。でも考えてみてくださいよ。亀中の2棟、3棟、これは大きな地震が行ったら絶対クラッシュが入りますよ。一旦建物にクラッシュが入ったら、建物自体は壊れなくてももう使えなくなるんですよ。そういう建物ですよ。何で安定して大丈夫、使えると言えるんですか、そんなの。もうそういう状態に来ているわけですよ、亀中の体育館2棟、3棟は。耐用年数だけで言っていないですよ。それからほかに過ぎているから言っているんですよ。そういうものが放置されているやないかということですよ。

もう一つ言うと、川崎小学校を建て替えしました。これは3か年でやったんですけど、このとき総事業費が24億なんですよ。24億かかっています。そのうちで一般財源を8億使っているんですよ。だから、学校1校を建てようと思うと、一般財源で8億が必要なんです。今庁舎で言われているのが基金で20億まで積み増す。これが現在13億5,000万だから、まだ6億5,000万足りません。だから、別途15億を一般財源として確保します、こう言うんですよ。こういうことができるかどうかということも、本当に議会の中でも疑問符がついていますよ。本当にできるのと、

この財源。

さらに、並行してやるとなったら、例えば学校1校をするとなったら、8億がプラスで要るんですよ、一般財源。本当にできるんですか。できないから、あなた方は学校や保育所は先送りにして、庁舎に絞るといっているじゃないですか。だから、この15億を一般財源でどうやって出すのか、それから20億でどうやって積むのか、この点について、財源、聞きたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど議員おっしゃいました財源につきましては、基本計画の中で、総事業費は95億としておりまして、庁舎建設基金20億、それと一般財源15億ということで計画をいたしております。庁舎建設基金につきましては、これから積み増しも当然必要となっておりますが、一般財源につきましては、現在15億とはしておりますが、ただいろんな国からの補助とか、そういったことも検討しながら、これは可能な限り圧縮をしながら予算に計上していきたいというふうに考えておりますので、現時点での計画ではそういった状況でございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いろいろ言われましたけど、ここにこれだけありますとかいう答弁はできないんですよ。ないんですよ、はっきり言って。これから例えば20億まで6億5,000万を積んでいくのは大変ですよ。こういう問題もあります。

さらに、あなたが言われたように、優先はしていないと言われましたけれども、さっきも言いましたように、優先せずにじゃあ学校なり、そういうものと並行してもし庁舎をやったら、ここにまだごみ処理施設の更新もあるんですよ、この時期。それから給食センターもあるんですよ。できるんですか、これ。私、1校学校と言いましたけど、それ以外にそういう。これも一般財源が要りますよ。ごみ処理施設も一般財源が要ります。給食センターだって要りますよ。給食センターもそうですね、補助が少ないですから一般財源が要りますよ。

だから、そういうものが並行してこの時期に集中するんですよ。だから、私はこの時期に庁舎を優先するのはなぜなんだと聞いておるわけです。つまり庁舎をやってしまうと、庁舎にかかってしまうと、こういうものができなくなるやないですか、財政的にと聞いておるわけです。できるんですか、本当にこれ。ごみ処理施設もやり、給食センターも建て、それから例えば学校なり保育所なり、そういうものも着手しながら新庁舎を建てる。新庁舎を建てることの必要性については、私は否定していません、何も。問題は、この時期に集中するので、優先していいのかということをお聞きしておるわけです。

これはやっぱり私は市民に問うべきやと思いますよ。本当にこういう状況の中で、市庁舎、本当に老朽化して建て替えが必要やというのは市民の中でありまして、合意はありますよ。でも、ほかのいろんなものと比べて、庁舎は優先しますということを果たして市民がオーケーするのかな。ここは市長、市民にやっぱり問うべきやないですか、何らかの形で。そうでないと、庁舎の必要性だけ強調されて、ほかのことも並行して進めますとできせんことを言うてみたところで、結果と

して庁舎しかできなかつたとなるんで、だからこのところをやっぱり市民に問うということが必要やと思うんですけど、市長どうですか、そういう気はありませんか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

公共施設等の整備の基本的な考え方、今庁舎の話ですけれども、やはり様々な今ご指摘のような……。

（「短くして」の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

いや、大事なところですから。

やはり中長期にいかにかえていくのかということが大事であろうと思っております。ましてや財政的な制約があり、そして今を生きる私ども、それから将来世代への負担、こういうことを総合的に考える中で、まちとして、都市として最適な判断をしていくということが大事であろうと思いません。

そういう意味からは、既に令和2年にお示しをさせていただいておりますが、公共施設等総合整備管理計画、令和11年までの期間の中でお示しさせていただいておりますことと、60年間の、それ以前からお示しいたしております本市としては約1,100億の箱物、それから600億のインフラ整備、合わせて1,800億のコストをどのように考えていくのか。60年ぐらいのスパンで考えていくということが大事であろうということをお示ししておるところであります。

その上で、今幾つかおっしゃられました環境センターの更新時期、これも控えておるところであります。あるいは、例えばあいあいも平成12年に開設いたしました、この庁舎が2030年に開庁して、20年後にはあいあいの更新時期を、多分スタートから50年を迎える。これも更新をどうするのか、20年ぐらいの間にはそれを考えていく。環境センターもしかり、それから学校施設等々もしかり。それを本当に全体の中で総合的な判断していくということが、今亀山市にとりまして大きな政策と財政、それから将来、この時間軸を考えた上での最適な判断をしていかなあかんとときであろうというふうに思っております。

したがいまして、今回の庁舎の考え方は、議会並びに市民の皆様にお示しをさせていただいて、基本的な方向、それから考え方、そして今パブリックコメントをお願いしておるところでありますけれど、こういう公の場の議論、それから市民も含んだ様々なご意見をいただく中で、これらの最適な事業の判断をしていくということは当然のことというふうに認識をいたしておるところであります。

したがいまして、昨年の6月に議会の皆さんにお認めをいただきました総合計画後期基本計画で、一定の庁舎の考え方、この4年間で何をするのか、他の施策との関係をお示しさせていただいておりますけれども、それは一定のコンセンサスを議会の皆様、市民の皆様といただいて今行政が運営されておるといふふうに認識をいたしておりますし、さらに努力をいたしていくことについては、当然のことであろうというふうに現時点で考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

長い答弁でしたけど、中身はないですよ、本当にね。

最適な判断と言われましたけど、最適な判断ができていないから質問しているんですよ。できていりゃあ私は言いませんよ。パブリックコメントを今実施中で6月20日まで、市民の皆さん、ぜひ意見をどんどん出していただきたい。このことを申し上げて終わります。

最後に、県道白木西町線について、野村団地から西野公園の区間の道路整備、この問題です。

まず写真を出してもらえますか。これは、白木西町線の西野公園の北側の道路の朝の写真ですね。赤く囲ったのが自転車なんですよ。車が横を通るんですけども、もう自転車の安全を考えて、やっぱり距離を取って、センターラインを超えてずっと行くわけですよ。こういう状態が起きている。

もう一枚出してください。これは帰りですね、夕方です。だから夕方だから、亀中から道路のほうを向いていくやつですね。これも見てもらうと分かるんですけど、赤のところが自転車なんですけど、やっぱり車が通り越すというときに、どうしてもセンターラインを越えざるを得ないという非常に危険な状態になっていることが分かると思います。

こういう実態があるので、布気町道野の自治会が5月9日に市役所に来て、県道ですので鈴鹿建設事務所宛ての道路整備要望を出しました。整備を必要とする理由としてこう書いています。自転車通学で亀山中学、亀山高校及び亀山駅まで通う生徒の交通安全のためにというふうに書かれています。特に朝夕の登下校の時間帯は、通勤者の車の通勤時間とも重なり危険な状態。今見てもらったとおりですね。この要望を受けて、市は早速5月12日に市長名で県の建設事務所宛てに要望についてという進達をされております。つまり上級の機関に書類を届けるという、これを早速やられています。やっぱりこういう自治会から出た問題について、県が所管なんで県に届ける。これは市として、この問題について、これは県道ですけど、市としてこの道路整備の必要性というのをどのように考えているのか、まず聞きたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

現在、県道白木西町線につきましては、亀山中学校から西野公園に向けて、野村団地の手前までは歩道が整備をされておりますが、その先につきましては未整備の状況となっております。この道路の要望につきましては、PTAや自治会から通学者の安全に関する要望書が提出されており、道路管理者であります三重県に要望書を進達させていただいているところでございます。

市としましては、この道路は、亀山中学校、亀山高校の通学路であり、朝夕の通勤時間帯に工業団地へ向かう車両が多いことから、この道路における歩道の整備や自転車の通行空間の整備は必要であるという認識を強く感じているところでございます。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

歩道の整備や自転車通行帯ですかね、そういう整備が必要だというふうに認識されていると。私、

亀山中学校の校長先生にも話を伺ったんですけども、やっぱりこれは以前からずっと危険だから何とかしてほしいということで要望されているということですね。私もさっき写真を撮ってきましたけど、40分ほど朝と夕方とそれぞれ現場に立ったんですけど、本当に怖いんですね。道路幅自体が狭いですよね。だから、当然ちょっとでも歩行者なり自転車を避けようとする、どうしてもセンターラインを越えてしまうという状況になります。だから、やっぱりこれは何らかの、歩道を造るとか、自転車通行帯を設置するとかというのは必要やと思うんですけども、今後この要望を受けて、県へ進達されましたけれども、どんなふうに取り組まれていくのか、県の取組も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

これまでの経緯を申し上げますと、以前から地元住民やPTAから要望をいただいておりますが、三重県からは、用地の取得が困難を極め、事業化されない状況が続いているというふうにご報告しております。近年も亀山中学校PTAから要望をいただいておりますし、さらに今年度においても、道野自治会様から要望書を提出いただいております。進達したところでございます。市としましては、引き続き三重県に対し、事業採択に向け強く要望をしまいたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

用地取得になるとまだまだ問題があるかと思っておりますけれども、やっぱりできるだけ早期に実現していただきますように、市長からも県のほうへ働きかけてもらっているようなので、ぜひとも優先順位を上げていただくというようなことも含めてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時57分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 新 秀隆議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

おはようございます。

公明党、9番 新でございます。

今回も通告書に沿って進めていきたいと思っております。

今回の一般質問は大きく2点、住宅施策について、そして新庁舎建設について、こちらの部分は

環境の部分についての一般質問となりますので、その点ご承知おきください。

それでは、まず市営住宅の件でございますが、今回市営住宅の一般質問に至りましたのは、やはり市民の方の、それもちょっと高齢者の方、またコロナによってお仕事を奪われてしまって生活に困窮を来している方、このような方のお声を生にいただきまして、そしていろいろ調査した上で今回質問させていただきます。

やはり住まいは社会保障の柱とも言われております。日本の社会保障の柱といえば、まず1に年金、2に医療、そして介護、障がい者福祉、生活保護、そして子育て支援などが上げられております一方で、欧州各国を見渡しますと、住まいというものももう一つの柱がございます。家賃手当といった経済的な支援が当たり前のようにも実施されております。

さて、日本にも公的支援はございますが、まずこの亀山市の市営住宅の現状についてお伺いしたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

9番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

市営住宅の現状についてということですが、市営住宅につきましては、住宅セーフティネットを目的として、住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で供給するために設置している住宅であります。令和4年度末日現在、市が直接管理する市営住宅が355戸、民間の賃貸住宅を市営住宅として借り上げている借り上げ型市営住宅が90戸、合計445戸となっております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

それでは、先ほどおっしゃっていただきました借り上げ住宅というのが昨今、事業計画にも入っております。第2次総合計画の実施計画に出ております4年から7年というところでございますが、当初の目標でいきますと4年に100戸、5年に110戸、順次10戸ずつ増えてきているわけですが、現状、先ほどお伺いしました90ということでございますので、若干計画よりは少し遅れているというふうに報告いただきました。

今後、市営住宅というのは新たに建て替えるとかということはないという市の方向性ではございますが、令和5年度の既存住宅の解体数とか、また今後の解体計画、その後の土地計画というのはまた別途で質問させていただきますけど、今回は建てない、やはり老朽化してきて危険を伴うような市営住宅もございます。こういう点につきまして、令和5年度の既存住宅の解体予定数とか、そして今後の解体の計画についてお伺いしたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

今後の市営住宅の解体につきましては、和田住宅4戸と亀田（尾崎）住宅全ての解体を予定しております。また、今後の市営住宅の解体の計画につきましては、市が直接管理する市営住宅のうち、耐用年数を超え老朽化した241戸について、入居者が退去された住宅から順次解体を予定してい

るところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

それでは、そのような形で安全を保っていただいて、やはりあまり人の出入りしない市営住宅の跡地に子供さんが入って、倒壊されてけがをすることというのは、そのようなことのないように、しっかり後のフォローをしていっていただきたいと思います。

次に、借り上げ型の住宅についてでございますが、借り上げ型市営住宅の計画と進捗状況について、先ほど報告いただきましたが、この件について、若干遅れもございますが、その点も含めて進捗状況の所感をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

借り上げ住宅の進捗ということですが、借り上げ住宅につきましては、民間事業者等が建設、保有する住宅を借り上げることにより供給される公営の住宅であります。計画につきましては、第2次総合計画後期基本計画の目標値として、令和7年度末日までに各年度10戸ずつ計画しており、合計130戸を予定しております。供給戸数に伴う進捗状況としましては、令和5年度では5戸借り上げる予定としておりますことから、令和5年度末で合計95戸を確保する予定でございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

5年度で95戸という目標ではございますが、この現状の戸数の計画の状況、そして進捗状況をどのように評価されているのか。私としては、やはりこの戸数で本当に足りているとは思えません。そういう点につきまして、市としての現状の戸数の進捗、そして現状の評価をどのように捉えてみえるかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

現状の評価ですけれども、後期基本計画の目標値として、借り上げ型市営住宅を令和7年度末日で130戸とするには、令和4年度から毎年度10戸の住宅を確保することによりこの目標が達成できる計画ではありますが、令和4年度中での応募申請はなく、また令和5年度の借り上げ予定は5戸でありますことから、計画より若干借り上げ戸数が少なくなることが推測されます。

そこで、対策としましては、住宅、建築、不動産関係団体などに物件の協力依頼を行い、個別に土地活用を考えておられる方へのPRなどにより、さらなる供給戸数の確保を図っていくことが重要であると考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かにいろいろ努力はされているようですが、なかなか戸数の確保には思うような数値ではないなど私は実感しております。それにはいろいろ様々市営住宅としてみなす借り上げ住宅の条件というものも大切になってくると思います。その点については、一番最後にちょっと確認させていただきませんが、確かに市営住宅、何度も何度も抽せんに応募します。それでもなかなか当たらないというふうなことがあります。確かに障がい者のご家族をお持ちの方、また高齢者のご家族が見える方、優先的というふうな話も過去にもございましたが、意外とやはりそういうのが抽せんの時点になると、どのような形で反映されてくるのか。実際、今の市営住宅の抽せんのプロセスについてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

市営住宅の抽せんのプロセスということでございますが、市営住宅の入居者募集につきましては、年に3回程度、期間を空けて広報等で周知し、入居者の募集を行っているところでございます。

なお、希望する市営住宅の戸数に対し、複数の者が申込みをした住戸につきましては、市営住宅条例に基づき、公開抽せんにて入居者を決定させていただいております。

抽せんにつきましては、優先入居対象者が希望された場合、優先入居住宅の抽せんを行い、この抽せんに外れた場合に、全ての希望者を対象とした一般募集住宅の抽せんを行うこととしております。まずは優先入居住宅の抽せんから行うようにしております。抽せん方法につきましては、まず申し込まれた順番により予備抽せんを行い、次に予備抽せん決定した順番により本抽せんを行い、入居決定者及び補欠としての入居順位を決定しております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

今、抽せんについての応募から抽せん確定までのプロセスについて、松田部長のほうからご説明ございましたが、やはり1回目で抽せんに当たらなかったら、次の2回目という形で、2回目になると、やはり足のご不自由な方とか、階段を上るのがご不自由、エレベーターがあれば別なんですけど、そういう方が次というと3階になったりすると、なかなかその辺が対応が次でいいわというわけにもいかないという現状でございます。

かくして、行くとかかなり外国の方もたくさん見えて、日本人の方よりたくさん見えるときもございますが、現在の日本人の方がお住まいされている方、そして外国の方がお住まいされている方、今回の新しい借り上げ住宅を特化して、入居比率をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

借り上げ住宅の外国人、日本人の入居割合ということでございますが、現在借り上げ型市営住宅の全戸数は90戸であり、そのうち87戸が入居をしております。入居しております87戸のうち、外国人と日本人の入居割合でございますが、外国人世帯が13戸で全体の15%、日本人世帯が74戸で全体の85%でございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

こうして見ると、意外と外国の方は15%という形で入居者が少ないなとは思いますが、しかし、外国の方と日本の文化の違いというのはどうしてもしょうがないことではございますが、元気がある、夜中でもドンドンにぎやかにやっただけの方とか、そして駐車場でバーベキューされたりとか、そういう苦情も私お伺いしております。ただし、その辺はなかなか難しいことだとは思いますが、こういう形でそういう苦情があったとは思いますが、いろいろ対処という形ではどのようなお願い事というルールづくりをされているのか、そこだけちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

借り上げ住宅に住んでいる方から苦情が来た場合は、担当のグループのメンバーでその状況を伺いに行って、場合によっては他の部署とかも相談をしながら対応させていただいているという状況でございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かに元気でにぎやかで楽しく、いいことだという、環境的にはあまりひっそりしておると、今の物騒な世の中ですので、空き巣狙いとか、そういう方も来るんですけど、そのようににぎやかに借り上げ住宅自体があれば、そんな辺の抑止力にもつながるかなと。外国の方が悪いとか、日本の方が悪いとか、そういうことではなく、やはりお互いが仲よくルールを守っていくというのも大事なことで、その点につきましては、行政の方もご苦労されているとは思いますが、今後もずっと続いていくことですので、長い目で対応していただきたいと思っております。

さて、このところの最後でございますが、やはり一番冒頭にも申しましたが、私が申し上げました、やはり生活の困窮者や独居老人、独りで住まいされていて、ちょっと体の加減が悪くなったとき、お隣の人に救いを求めると。その方なんかは、特に立派な建物じゃなくても、壁が薄くて、逆に薄いとおいと呼べば、隣の人が飛んできてくれるような、そんな住まいでもいいんじゃないかというふうな意見もございました。

こういう中におきまして、神奈川県座間市の先進事例ではございますが、少しご紹介させていただくと、座間市は15年から断らない相談支援というのを、地域を挙げて生活困窮者支援に取り組むと。5人の相談員の方が一生懸命頑張ってくださいまして、新規相談としては2015年から21年度で4,000件も対応されておられると。住居確保を含む生活全般にわたる包括的な支援を行っている自治体は少ない、実際に日本全国を見ても少ない。そういう先進的な地域ではないかというふうなことが伝えられております。市の地域福祉課の自立サポート係の武藤係長さんは、生活再建の第一歩は住まいの確保、国の支援制度が少ない中、地域の資源を活用して支援を進めているということでもあります。

そういう中におきまして、生活困窮者、そして独居老人の方に対する今後の住宅の確保について

でございますが、まず建設部長にお尋ねしますが、高齢者の集合住宅の考えについて、高齢者ばかりで1つの住宅というのを、今はちょっと造るということは市の方向性にはないので、そういうまとまった形で集合住宅を検討するとか、やっぱり公共交通も通らないなら、そのところに通すという、これは部門が違いますけど、そういうふうな集合住宅建設、また借り上げの計画について、お考えを伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

高齢者用の市営住宅ということで、現在市による高齢者を対象とした市営住宅の建設計画はございませんが、借り上げ型市営住宅につきましては、高齢者対応として段差解消や手すり、エレベーターの設置など、バリアフリーに配慮したものを採用しております。また、高齢者で見守りが必要な入居者であれば、市が提供する緊急通報装置を設置するなど一定の配慮を行うことを可能としております。さらに、高齢者専用というところではありますが、市営住宅の入居者としましては、高齢者だけでなく、障がい者、独り親世帯が優先入居対象者となることから、優先入居対象者内での順位づけはせず、公平に抽せんを行っております。そのため、現在市による高齢者のみを対象とした専用住宅の建設や市営住宅としての借り上げすることは考えておりません。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

確かにいろいろ計画を見ましても、高齢者の集合住宅の問題というのはまだ出てきておりませんが、本当に先ほどの緊急通報、独居老人のお住まいにこういう機器も使って、福祉の面からもサポートしていただいておりますが、そういう面につきまして、この福祉の観点からはどのような支援を考えてみえるか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

議員から先ほどご案内もいただきました事例等につきましても、当市におきましても、高齢部門でありましたり地域福祉の部門でも、高齢者や困窮者の方のお住まいのお悩みというのにも対応できるように、窓口でありますとかサポート体制は取っておるところでございます。

そういった中で、今高齢者の集合住宅について、福祉からどういうふうな考えを持っているかと。実情に従って答弁をさせていただきますが、独り暮らしの高齢者が集合住宅をご利用されるということに当たりましては、通常一般のアパートのほか、安否確認と生活相談サービスが提供されますサービス付高齢者住宅、サ高住と言われるものでございますけれども、そういったものや介護サービスが提供されます有料老人ホーム、こういったものを利用されることが考えられるところがございます。

また、収入や介護の状況によりまして、このような集合住宅が利用できない場合につきましては、先ほどからありますとおり公営住宅や養護老人ホーム、それから特別養護老人ホーム等の介護施設をご利用いただくことになるものというふうに考えます。

なお、このような高齢者が生活保護受給者でありますとか、生活困窮者である場合は、一定の条件の下、家賃等に関わる補助支援等についても行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

いろいろ補助の形としては、今小林部長もおっしゃられたように、かなり幅が広いように思いますが、しかし今の年金だけでは、介護施設等で一人で賄っていくというのは難しいと思います。

そういう中におきまして、先ほど建設部長、健康福祉部長からお話いただきましたが、今後の将来的に困窮者や独居老人の住まいの確保について、今回櫻井市長に最後にお伺いしたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘のような高齢者、あるいは障がい者等々の非常に困窮されるような方のニーズというのは、多分高まってきておるのは、もうそのような流れの中にあると思います。一方で、6年ほど前でしたか、国がご案内のようなセーフティーネット住宅というような制度を都道府県が運用していただいて、県内にも、ちょっと正確な数字は分かりませんが、いわゆる民間の空き家とか空き部屋なんかを活用していくような仕組みが入ってきて、2万世帯ぐらいが県内にもあるやに聞かせていただいておりますけれど、いずれにいたしましても、高齢者対応の集合住宅につきましては、亀山市の場合は老朽化した市営住宅をいわゆる民間の借り上げで何とか対応させていただきたいということとか、バリアフリーに対応した高齢者にもやさしい住宅としてご利用いただくという思いで今対応させていただいております。一方で、先ほどの独り暮らしの高齢者、障がい者を受け入れる民間の賃貸、いわゆるセーフティーネット住宅も徐々に増えつつあるというふうに認識をいたしております。

一方で、福祉の視点から、今部長が申し上げたような福祉施設の対応が必要な皆さんには、ぜひこれを活用していただいたり、その受皿を充実させていくことも必要であろうというふうに考えております。

議員、事例もおっしゃっていただいた座間のような十二、三万ある人口で、本当に地域の資源を生かしてハード、そして他のソフト、これを展開していこうという考え方というのは、私どももハードアンドソフトで、ぜひともこの亀山市の地域資源をうまく活用させていただいて、今ご指摘のようなニーズをお持ちの皆さんの対応ができるようにというふうに思っております。

包括的支援体制で、重層的な支援体制も本当に県内で亀山市は14市を引っ張ってきておるといような自負を持たせていただいております。多くの方が参画いただいて、そういう仕組みが出来上がってきておるところでありますけれど、ぜひともハードとしての取組は限界があるところもあります。工夫をしながら進めていきたいということと、そういうソフトも含めた高齢者の皆さんの生活の支援、サポートについて、より行政プラス地域の資源のトータルでもってしっかり対応できるような、そのレベルを、精度をさらに上げていくように取り組ませていただきたいというふうに現在は考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

今市長のほうからおっしゃっていただきましたが、やはり今後は、先ほど午前中も新庁舎、また環境センター、そして学校施設の様々な施設で高額な金額が要るということは皆様もご承知おきのことと思いますが、確かに市営住宅1棟を建てると何億とかいう形に考えると、やっぱり借り上げ住宅というのは財政も平準化されていくもので、非常に私は評価させていただきます。何よりも借り上げ住宅というのはお風呂がついておるといのがとても皆さんから喜ばれております。

それでは、続きまして最後のところで、新庁舎の建設についてでございますが、今回の新庁舎の建設について、私はエネルギーの問題について5月にも提出いただきましたが、亀山市の新庁舎整備基本計画の案の中でも、環境性、そして省エネルギーの技術の導入、環境負荷の低減の中にZ E Bという言葉が取り上げられております。こういう中におきまして、新庁舎に対する、ちょっとお時間がないのでまとめさせていただいて、省エネについてと、そして創エネ、エネルギーを小さく使う。そしてまた新たなエネルギーを生み出すという面につきまして、亀山市のお考え、今ネット・ゼロ・エネルギー・ビルというような考え方でございますが、こちらについての亀山市の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほど議員ご紹介いただきましたZ E B、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称でございますが、新庁舎における環境への配慮につきましては当然必要でありますし、大変重要な視点と考えておりまして、現在策定を進めております基本計画案の基本方針の一つに人と環境にやさしい庁舎を掲げ、脱炭素型庁舎を目指すとしており、積極的に環境負荷の低減を図ってまいりたいと考えております。

そういった中、議員ご紹介のZ E B、創エネによって建物のエネルギー消費量を差し引きゼロにする建物、省エネと創エネでゼロにする建物でございますが、新庁舎へ導入するには大幅な省エネと大量の創エネが必要であると認識しております。しかしながら、自然エネルギーの活用や省エネ、創エネ技術の導入は、快適な室内環境の実現やエネルギー消費量の削減の環境面に加えまして、維持管理コストの削減や災害時における電力確保にもつながることから、新庁舎におきましてZ E Bの実現につきましては、積極的に検討してまいりたいと考えております。

そういった中、省エネと創エネでございますが、省エネ化につきましては高効率の照明や空調システムの設置のほか、エネルギー管理システムの導入によりエネルギー使用を見える化し、室内環境とエネルギー利用の最適化を図るなど、エネルギーを無駄なく効率的に使うための高効率の設備や自然採光や建物の高断熱化など、必要なエネルギーを減らすための設備など、様々な省エネ技術の導入が想定されます。現時点におきまして、新庁舎への具体的な導入設備は決まっておきませんが、導入に向けては費用対効果や導入に伴う助成、補助制度、これも結構補助制度があると聞いておりますが、そういった一般財源の圧縮といった意味もございまして、設計段階におきまして十分比較、検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

それと、創エネ、創るほうでございますが、太陽光発電や水力発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電など、様々な種類の自然エネルギーを利用した再生可能なエネルギーを創出する方法はございます。現在公共施設等において創エネ設備の主流となっておりますのが、これは場所に関わらずその恩恵が受けられ、最も汎用化が進んでいる太陽光発電の設備があると認識しております。一方、カーボンニュートラルの実現に向けた世界的な取組を背景として、省エネや創エネの関連技術は日進月歩でありますので、今後、従来の技術にとらわれない新しい省エネ、創エネの仕組みも想定されますことから、新庁舎へ導入するシステム等につきましては、Z E B庁舎の実現と併せて検討していきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

新議員。

○9番（新 秀隆君登壇）

端的に今ご説明いただきましたが、茨城県の下妻市というところが、人口4万2,000人ほどの市でございますが、この5月8日にZ E B化した新庁舎を開庁されて、この中では年間エネルギーの消費量78%を減少させるという特徴があって、行政の率先した試みでございます。そして、この中では、詳しく言いたかったんですけど、時間がなくなって申し訳ございません。総工費が51億、そして建設のZ E B化支援を目的とした環境省の補助金で5億3,000万を財源の一部に充てたということも来ております。こういう中におきまして、様々な知識を入れるためにも、Z a p i e rとかC h a t G P T、そしてb i n g A Iとかいう新しい機能を持ったシステムも出てきております。せんだって伊賀市もC h a t G P Tの新たな契約をされたということでございますが、今後亀山市としてそのような新たな仕組みをつくったものを導入する、また考えを委託するとかいう方向性をお伺いして終わりたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長、簡潔に。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

C h a t G P Tをはじめとした生成A Iにつきましては、連日のように報道もございますが、国内外の企業におきまして開発が進められており、今後もさらに急速に発展、成長、学習と言ってもいいかも分かりませんが、推測されますが、幅広いビジネス分野における活躍が期待されているというふうには考えております。現在、新庁舎の整備事業におきましては、具体的な検討には至っておりませんが、事業を進めていく中でも有効的に使えるということであればと思いますが、その時期には活用も検討していきたいと考えております。

○9番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。終わります。

○議長（森 美和子君）

9番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

次に、15番 伊藤彦太郎議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

今回、鳥獣保護管理法による保護対象動物についてということと、訴訟についてという2つの項

目を通告させていただいております。順番にやらさせていただきます。

まず、鳥獣保護管理法による保護対象動物についてということで、1番として保護対象動物の市内における出没状況とその対処についてということで通告をさせていただいております。

これに関しては、要は獣害対策の一つという話になってくると思うんですけども、特に獣害対策の中で、その動物が、害獣というか、それが鳥獣保護管理法による保護対象動物だった場合の話ですね。これは、改選後初の産業建設委員会、私ちょっと委員長を仰せつかっていますんですけど、その中で、所管概要説明の中で、キツネに作物を食い荒らされるんだけれども、これはどうしたらいいんやという話がたしか服部委員から出たと思うんですけども、確かに保護対象動物であるキツネが作物に害を与えると、こういう場合はどうしたらいいんやろうなという、駆除ができないとかいう話もありまして。これに関しまして、非常に難しい問題ではあるけれども、動物とかそういう専門の部署をやはり立ち上げて対策していくとか、そういうふうな答弁だったかと思います。

そんな中で、生物多様性・獣害対策室ができた。それで様々な今取組をされておるんですけども、私自身、このキツネに関しましては、地元の関のほうの畑で実際にキツネがくくりわなにかかっているのを見つけたことがあって、その畑を作っている人にちょっと通報したことがあるんですけども、そのとき、やはり保護対象動物やからそのまま殺すというわけにはいかなから、遠いところに捨てに行くとか、そういうことになりますやろうねというふうなことを環境の職員からちょっと聞いたこともあるんですけども、やはり市内における、特に人間の生活圏、いわゆる町なか、そういうところでこういう話が出た場合、特に保護対象動物に関する出没の情報とか、あと実際食い荒らされるとかいうような作物の相談、こういったとき、そういった情報が入ってきているのか、あるいはそういうふうな相談を受けたとき、その対処はどうしているのか、その辺につきましてまずお考えというか、実態を聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず出没情報でございますけれども、これまでキツネを見かけたということだけで市民の皆様から報告ということは特にございませんでしたが、最近関ヶ丘にお住まいの方から、生物多様性・獣害対策室のほうにキツネの出没についての情報提供がございました。それから、またキツネによります農作物の被害ということでございますけれども、議員おっしゃられますように、服部議員のほうからそのような情報提供もいただいておりますが、その情報提供以外に市民の方から直接の報告はいただいております。

それから、また対処についてでございますけれども、現時点では保護動物ということでございますので、特別な対応はいたしていないところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

まず出没状況については、やはりそれほどの通報はないと。確かに田舎というか山の中の話ですもんで、どっちにしても、そんなに珍しくもないというような部分もあるのかなというのはあるん

ですけれども、もう一つ、やはり保護動物ということで、特段それを駆除するような対処はしていないということではあります。

確かに作物が食い荒らされるというような部分は今のところないので、ないというか、あまり寄せられていないので、その点につきましては安心というか、急を要した対策というのは特にないんだらうなというのは分かるんですけど、ちょっと先ほど関ヶ丘からという話ですけれども、私もそのことをお聞きしておりましたもので、ちょっとそのことなんですけれども、2番の項目で、エキノコックス症に対する対策についてということで通告させていただいております。

関ヶ丘の私もそれをお聞きしたんですけれども、その相談というのが、作物の害ではなくて、エキノコックス症に関する話でした。私も全然不勉強だったなと思ったんですけれども、聞いたことぐらいはあったというレベルなんですけど、このエキノコックス症を引き起こすエキノコックスという回虫みたいな存在ですかね。これが虫ですね。これが資料にもちょっと出させていただいておりますけれども、本来ノネズミが持っている回虫みたいなもので、それを野生におけるキツネが捕食して、あるいは野犬とかが捕食して、それで感染して、それが水とか山菜とかを通じて人間に感染するおそれがあるという話やったんですけれども、実は井戸水からも感染する可能性もあるということではありました。

その辺を思うと、うちも井戸水で平気で生水を飲んだりするんですけれども、やはりエキノコックス症というのも全く無視ができる問題ではないかなというふうに思いまして、今回いろいろとお聞きするに至ったんですけれども、まずこのエキノコックスの問題につきまして、市としてどういうふうな考え方にあるのか、その点をまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

エキノコックス症でございますけれども、エキノコックスと呼ばれる寄生虫の卵が人の口から体内に入り、幼虫となって肝臓などに寄生し、肝臓機能障がいなどを起こす感染症でございます。人の体内にエキノコックスの卵が入るのは、エキノコックスに感染したキツネや犬のふん便により汚染された食物、水などを人が偶発的に飲み込むことにより感染いたします。また、人にエキノコックスが感染いたしましても、すぐには自覚症状が現れず、数年から十数年の潜伏期間を経て、上腹部の不快感や膨満感が現れ、次第に肝機能障がいに伴うだるさや黄疸等の症状が現れ、放っておくと肺や脳に病巣が転移したり、命に関わることもございますが、何よりも早期に発見し、早期に治療を行うことが大切で、そのことにより完全に治すことができます。

予防策としましては、感染源となるキツネに接触しない、野山に出かけた後は手をよく洗う、キツネを人家に近づけないよう生ごみ等を放置したり、餌を与えたりしない。山菜や野菜、果物等はよく洗ってから食べる。犬も感染したノネズミを食べて感染するおそれがあるため、放し飼いをしないなどがございます。エキノコックス症につきましては、人から人への感染はなく、正しい知識を身につけ、適切に予防すれば感染を心配する必要はないと認識いたしております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

市のいろんな意味での対策なり考えをちょっと聞かせていただきました。

対策として言われたような内容は、今回ちょっと資料で出させていただきましたが、北海道の伊達市のホームページから引っ張ってきたものなんですけれども、ほかにも特に北のほうですね、この辺はエキノコックス症の方、実際いらっしゃるといふ、感染も検出されていたということで、特にこういうふうな情報が出てはおると思うんですけれども、やはりそういったところでも同じような対策というのがありました。

ただ、これに関しまして、もちろんそういった対策というのは考えられるんですけれども、ちょっとその情報を寄せられた方も懸念されていた部分が、ふんから水や山菜を通じて感染するというものと、もう一つ、関ヶ丘に関しては、キツネのふんがあちこちに落ちているらしいんですね。私も実際ちょっと確認はできていないんですけれども、それに関しまして、実は感染しているキツネのふんにも当然エキノコックスが入っている、エキノコックスの卵も入っている可能性があるかと。

また、このキツネのふんというのが非常にいわゆる生肉によく似ていると。それで、それを見つけた飼い犬、散歩していたら、まず確実に、よっぽどしつげがされていない限りは、まず口にぼんと入れて食べてしまうと、そんなこともある。そうすると、食べたふんの中に虫の卵が入っていて、それで犬が感染して、そうするとそこからまたさらに、言ってみれば飼い犬を飼っておられるご家庭の中で、排出されたふんの中にも当然卵が入っていると。例えばその状況で口の中に、もう一回、犬は自分のふんを食べることもありますので、それを食べた直後に例えば子供さんをなめしてしまうとか、結局犬を飼っている方って、犬になめられるのを全然汚いと思わない部分もあるんで、そうするとやはりその辺から人間の体内に感染する可能性もあると。やはりその辺をちょっとその方も懸念されていて、私も全くその懸念はよく分かるなというふうに思ったんですね。

実際、先ほどの潜伏期間が非常に長いということで、逆に言えば、実際体内に入っても感染するかどうか分からないし、あるいは感染したとしても一生発症しない可能性もあると。そうやからそんなに怖くはないのかなという部分はあるんですけれども、一方で今回コロナの問題で、実際怖いかどうか分からないということで、それすらも分からないので、かなり日本中が大騒ぎになってしまっていた、世界的にという部分があったので、そういう意味ではやはりこれに関してもある程度正しい知識を持っておかなあかんのかなという部分があると思います。

そういう意味で、やはりこのエキノコックス症、私は非常に大きな問題だなと思って今回取り上げさせてもらったんですけれども、ただ実際、先ほどの子供さんに感染しないように云々の話に関しましては、まずやっぱりキツネに気をつけるしか、出沒するんやったらやっぱりキツネを駆除まではいかんけれども、やはり遠ざけたいという話が出てくるわけですね。そういう意味で、キツネのふんを媒介にしたとかいうことも起こり得るんやけれども、この点についてはどういうふうにお考えなのか、その点についてまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

キツネのふんについてということでございますけれども、先ほど議員おっしゃられましたように、犬とかが肉と間違えて食べてしまったりというような可能性もございます。先ほどもちょっとご答弁申し上げましたけれども、犬なんかがそういったものを食べて感染することを防ぐために、放し

飼いかしなないとか、そういった対応をしっかりと行っていく必要があると考えております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

とにかく気をつけることやみたいなことではあるんですけども、それでもやはり限界があるという部分があると思うんですね。

それで、一応これに関しましては、やはり市だけで話ができるものではなくて、実際県とかがかなりの部分を占めておられるんですけども、県とかは野犬とかを捕まえたときに、血液検査とか感染症を持っていないのかというのを調べて、その上でエキノコックスも保持していないか調べるということではありました。ただ、もう今野犬の数というのはかなり減ってはきていますし、実際野犬が感染するかどうかという、実際サンプルがそこまで取れるのかも分からないという話の中で、それやったらそれこそキツネのふんが落ちているんやったら、そこにエキノコックスの卵が存在するかどうかをまず調べるという手もあるかなと。

あるいは、あとキツネをとにかく寄せつけないという意味で、よく動物園とかにライオンのふんとかを売っているらしいんですけど、それというのはこういうふうな害獣を近づけない、やはり野生動物というのは、猛獣とか、例えば狼のふんとか、そういうふうなものに対して異様に怖がる特性があるらしくて、そんなのもあって動物園とかではそれを売っているらしいんですけども、それに対してそういうのを支給するとか、そういったキツネを近づかせないような対策もある程度考えられるんじゃないかなと思うんですけど、例えばふんの調査であるとか、あるいはライオンのふんを購入して支給するとか、あるいはそういったことに対する補助を行うとか、そういったことのお考えはできないのか。この辺はちょっとお金も伴うことなので市長にお伺いしたいんですけども、その点、お考えはどうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まずエキノコックスの感染症については、先ほど部長もお答えさせていただいたとおりなんですが、今おっしゃられる例えばふんの検査ができないのかということですけど、このエキノコックスの感染症の検査については、一般的な環境調査を行う事業者での対応が大変難しいというふうに伺っております。今議員、くしくもおっしゃられた国立の感染症研究所と協力して対応を行っているというふうに伺っておるところであります。そして、都道府県の役目が極めて重要ということですから、やはり国、そして県との専門的な機関の役割、そして連携の中でそのふんの調査等を行うということが大事であろうというふうに思います。

そもそも北海道で発生をした風土というか、そういう中で、この感染症が、これはほかでも有名なことなんですけど、近年本州等々でも見られるということで、愛知県におきましても10年近く前に知多半島で、阿久比町でしたか、で確認をされて、その流れで9例ほど、おっしゃる野犬の感染も含めまして9例、知多半島で発見されたということをお伺いしております。当時も感染症の研究所、国立の研究機関と愛知県が連携して対応されたというふうに伺っておりますことと、その流れで広域の実態調査で、三重県におきましても令和2年度以降に国立感染症研究所が捕獲した野犬のふん

を検査いただいたというふうにも伺っております。その結果、これまでに県内ではエキノкокスの感染症は確認されていないという状態であります。

いずれにいたしましても、今回地元でそういう市民の方から情報をいただいたというふうに伺いましたので、私どもとしては、早速三重県の医療保健部のほうにこの情報を伝達させていただいて、適切な対応をいただくようお願いをいたしましたところであります。

また、このエキノкокス感染症に限らず、人とその他の野生動物との間で感染する動物由来感染症には様々な種類がありますので、いずれの感染症につきましても、適切な環境を維持したり、その対応については啓発とか、情報を広報等々で適切に周知を行うように努めてまいりたいと考えております。

それからライオンのふんということで、ちょうど和歌山県におきまして、どうしても紀勢本線の列車と鹿との衝突が生じる。これが年間200件ぐらいあった時代に、和歌山の鉄道会社がライオンのふんを使った対応をされたというふうに伺っております。その結果、200件ぐらいの事例が、それを実施することによってゼロ件になったという事例を承知いたしておりますが、それは3か月間の中でそういう状態になったということなんですけれども、その一方で、近隣の住民の皆さんから大変臭いがきついと、臭いというクレームがかなり寄せられましたことによりまして、この対応を中止したというふうに伺っております。なかなかそういうことも含めると、いつかはいいのか分かりませんが、地域住民の立場からも、非常に継続しての対応策は難しいというふうに現時点では認識をいたしております。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと答弁をいただきましたけれども、やはりまず国や県がすべきことやということで、ただ国や県がやっていることがちょっとどうなのかなというレベルの話もあるもので、そういう場合、やっぱり基礎自治体が動かないわけにはいかないという意味で言わせていただきました。今回、県に進達していただけたということでしたもので、それこそ獣害、動物の対策室をつくられたんですから、その大きな仕事としてやっていただきたいと思っております。

この問題につきましては、市長も野生動物の話をされましたけれども、やはり言い出したら切りがない部分も確かにありまして、そういう意味では実際どんな感染症を目の前にしても大丈夫なような強い体をつくっておく、いわゆる本当に市長、免疫力と言われますけど、まさにその免疫力を上げておくことが非常に大事やと思っておりますので、そういう意味で、それをやっぱりきちっとしていくためにも、きちっとした情報というのを市としても把握していなければならない。そういう意味で、このエキノкокス、私も本当に不勉強で全然分かっていなかった部分があつて、やはりこの場で言わせていただきたいという思いでさせていただいたんですけれども、専門部署ができたということで、その辺はやはり市としてもしっかりその辺は対処していつていただきたいと思えます。

それで1つ目の質問を終わらせていただきますけれども、次に訴訟についてということで。

訴訟についてということで通告させていただいております。

1つ、令和5年4月11日付で津地方裁判所に提出されたパワーハラスメントに関する市への損

害賠償請求の訴えについてということで通告させていただいておりますけれども、これは12月議会でもやらせていただいたんですけれども、これは4月27日や28日にもテレビや新聞で報道されたんですけれども、それも受けてかもしれませんが、議会への報告が4月28日でした。これは4月11日に提出されたのに、損害賠償請求が、訴えが、なぜ28日まで議会に報告がなかったのか、この点についてまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

議員、議会への報告が遅いということですが、今回の損害賠償請求につきましては、令和5年4月11日に津地方裁判所に訴状が提出されたところですが、裁判所から市に訴状が届いたのは、10日後の同月21日でしたので、その時点で受理して、提訴があったことを市としては承知をいたしたところですが、訴状到着後、すぐに対応につきましては、市内部や顧問弁護士と調整を行い、28日に議会への報告を行ったものでございます。

今回の件につきましては、ご存じのとおり職員からの訴えということもあり、慎重に対応する必要があると考えましたことから、この時期でのご報告となったところでございます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

慎重に対応したかったということなんですけれども、私は別に議会軽視やとかあんまり言う気はないんですよ。ただ、いろんな部分で私も委員長をさせていただいていますと、そんなことをわざわざ言うてこんでもいいのにということを逐一報告されてこられる方も見えますので、職員の方でね。そんな中で何で、それなりの大きな話やと思うんですよ、これが議会に報告がないのか。慎重にと言われるんですけれども、これは極秘扱いしてくださいというようなことも今までも何回もありましたんで、そういう意味ではちょっと、やはりこれはどうなんだろうなというふうなことをちょっと感じましたんで、慎重に扱いたかったということで、その点は納得というか、分かりましたけれども、それは置いておきまして、ちょっと次の質問にさせていただきますけれども、その報道の中で、計6回窓口で相談したけれども、対策がなされなかったというふうなことが弁護士のコメントとして出ているんですけれども、まずこの点が事実なのかどうか。6回窓口で、窓口って多分総務課やと思うんですけれども、これの事実関係をまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほども申し上げましたように、今回の件につきましては、顧問弁護士と調整の上、適切に対応してまいるものでございまして、報道された内容につきましても裁判に影響することがございますので、この場でのご答弁は控えさせていただきたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

伊藤議員。

○15番（伊藤彦太郎君登壇）

多分そういう答弁が返ってくるんやろうなというふうに予想していて、予想どおりではあるんですけども、それに関しましてはちょっと押し問答になってしまうので、その点はちょっと置いておいてなんですけれども、やはり計6回窓口に相談したがということで、たしか12月議会では、その相談を受けた後に上司に注意を与えたということを言われています。それは対処といえば対処なんですけれども、実はこの当該の職員の方にちょっといろいろお聞きしたら、直接聞いて、そうしたらその際に相談して指導はしてもらったんやけれども、しばらくはその上司の方はもう言わなくなったり、しばらくしたらまた言うようになって、それがまたさらにエスカレートしていったと、そんな話も聞いております。

ただ、その中で、そこからの対策がどうやったんやという部分で、やはり今回の事態に至ったと思います。いじめ問題とかもそうですけれども、当然いじめの当該の加害者という、いじめた側というのはあかんのやけれども、それを相談に行った相談先が放置したとか、そっちがやはり非常に厳しく問われる部分が大いだと思いますので、やはりその点が今回の訴訟では問われているんやろうなと思いますもんで、これから訴訟に臨まれるということで、だんだんその状況が分かってくる部分もあるのかなと思いますので、今回はこの程度にとどめさせていただきまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

15番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時59分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 古田吉昭議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

お疲れさまです。

会派新生みらいの古田です。よろしくお願ひします。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、防災・減災についてですが、6月に入って、台風2号、3号が地域に近づきましたし、台風もそうですが、この地域では南海トラフ地震がいつ起こってもおかしくない状況だと言われております。

実際に被災して避難所開設となったときには、亀山市としてどういった運営体制を取っているのかをまずは教えてください。

○議長（森 美和子君）

1番 古田吉昭議員の質問に対する答弁を求めます。

木田危機管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

亀山市地域防災計画では、南海トラフ地震の発生時には、指定避難所のある地区ごとに、地域居

住者の約10%を避難者と想定しております。例えば、亀山東地区では亀山東小学校に、地域居住者数4,062人に対して406人、井田川南地区では東野公園に3,519人に対して351人の避難者数を想定しております。

指定避難所の運営体制につきましては、まず本市に震度5強以上の地震が発生しましたら、災害発生時直後から避難所開設までの初動態勢のために、あらかじめ避難所の近隣に居住する複数の職員を指定避難所指定職員に選任しており、その職員が所定の避難所に開設に当たります。その後、災害対策本部の市民対策本部が派遣する職員が到着次第、市民対策本部職員が避難所の管理責任者となり、避難所の受付や避難所情報などの連絡、施設管理などの調整などに当たります。

被災初動態勢では、以上により避難所対応を進めてまいりますが、長期に及ぶ避難所の運営のためには、市の避難所の管理責任者と共に共助による避難所の自主運営の協力をお願いすることになります。役割としましては、避難所運営マニュアルに従って、避難所代表者が統括する避難所運営委員会が、物資の受入れや配給、トイレの対策、衛生管理など多岐にわたる事項について地域の実情に応じてルールづくりを行いながら運営をお願いするものでございます。

そのために、事前に各指定避難所に避難所代表者を選任させていただいており、指定避難所指定職員と施設管理者、避難所代表者との連携や顔の見える関係が重要となってきますことから、年1回程度、三者で面談を行い、避難所の施錠・解錠及び施設内の確認、並びに防災倉庫内の備蓄品の確認などを行い、効率のよい避難所運営のため、三者協力体制を構築しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

指定避難所指定職員、施設管理者、避難所代表者の三者で運営マニュアルに従い避難所を開設していくということで、しっかりした形があるんだということを確認しました。

実際に震度6以上の地震が起こると、即座に家にいられない人も出てくると思います。私の家も築70年以上で、耐震診断の評点が1.5以上でなければならないところ、0.25という、倒壊する可能性が高いと言われました。それからちょっと寝にくい感じですけども、近所には同じような築年数の家もあります。即座に家にいられないとなると、指定避難所にすぐ向かうと思いますが、避難所開設までの時間をどのぐらい要するものなのかということをお教えください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

指定避難所が開設するまでに要する時間でございますが、災害による交通機関の途絶や幹線道路などの被害状況、また開設職員自らが被災し、建物や家族の負傷など必要な処置が必要となるため、おおむね1時間から2時間程度と予想しております。そのようなことから、複数の職員を指定避難所指定職員に選任して備えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

分かりました。

1時間から2時間で開設ということでございますが、災害はいつ起こるか分からないので、指定職員の皆さんもそのとき家にいるとは限りません。少しでも早く避難所開設できるよう、いま一度バックアップ体制を確認して整えていただくようよろしくお願いします。

次に、避難所の区割りについてですが、私栄町なのですが、東野体育館か東小学校、どっちに行くのという話を聞きますが、場所によっては悩む人もいます。避難所の地区割りの基準について伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

指定避難所につきましては、本市では指定避難所の設置基準はございませんが、災害対策基本法第49条7指定避難所の指定の規定並びに亀山市地域防災計画で、学校施設及び公共施設などを中心に人口分布、学区などの過去からの地域特性も勘案しまして自治会別に避難すべき指定避難所を15か所に指定しております。

したがって、小・中学校体育館が基本となりますが、東野公園や西野公園体育館なども地域特性に合わせた避難所として指定させていただいております。災害に備え、各ご家庭に配付させていただいております亀山市総合防災マップを活用いただき、平時からご自身の避難所を確認いただき、最新の情報は市のホームページでご確認いただければと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

了解しました。

震度6以上の地震が発生すると、電源も喪失することがあると思われませんが、電源について避難所での対応はどうなっているのかを教えてください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

指定避難所は、災害が発生し、また発生するおそれがある場合に、居住の場所を失った、また失うおそれがある方を受け入れる施設として安全性など一定の基準を満たす施設で、立地や収納スペース、市民の認知などから小学校やスポーツ施設の体育館を指定しておるところでございます。それらの多くが学校施設でありますことから、現在西野公園以外に常設の非常用自家発電設備はございません。

したがって、停電時における非常用電源として、ポータブルの発電機を確保して避難所や防災倉庫に備えております。現在、市ではポータブル発電機を48台備蓄しており、防災倉庫には31台、各指定避難所に17台を配備しており、例えば、東小学校や東野公園体育館にはそれぞれ1台が配置され、状況に応じて避難所に搬入する対応となります。

また、発電機の燃料につきましては、三重県石油業協同組合亀山支部や亀山市LPガス協議会との災害時応援協定により供給されることから対応日数の限りはありませんが、被災後3日目から3

重県、4日目から国からのプッシュ型支援があり、また被災後1週間程度で電力は約90%回復すると言われておりますことから、それまでの間において電源供給は可能であると想定しております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

了解しました。

発電機の備えということで、燃料等を聞こうと思ったんですが、応援協定を結んでいるということなので安心にもつながると思います。

電源を失うということは、空調設備も動かないことにはなりますが、災害は暑いときに起こるのか寒いときに起こるのかは分かりません。その時々での空調設備についてどう対応するのかをお聞かせください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

西野体育館には空調機がございますが、停電が起こった場合における市指定避難所の空調設備となりますと、夏季でございましたら、スポットクーラーや扇風機、冬季でございましたら、ジェットヒーターや毛布で対応せざるを得ないと考えております。

スポットクーラーは現在6台備蓄し、東小学校、加太小学校、井田川小学校、中部中学校、亀山中学校、関中学校の体育館に配備しております。また、ジェットヒーターは15台備蓄し、防災倉庫に4台、各指定避難所に11台が配備され、今後も空調設備については計画的に備蓄してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

スポットクーラー、いろいろと備蓄してもろうておるということですが、この避難所に指定されている施設に非常用の自家発電やエアコンを随時追加していったりできないのか、これについての考え方を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

指定避難所への防災的観点からの非常用自家発電や空調設備の設置について、これまでも検討してまいりましたが、例えば西野公園体育館の空調設備では約1億円、非常用自家発電設備には約500万円程度の費用を要したことから、現在で建設資材高騰や建物規模などを考慮して考えてみますと、1施設当たり同程度以上の費用は必要であると考えられ、有利な起債を活用いたしたとしても、コスト面の課題が大きいものでございます。将来的な施設更新の際には、避難所としてよりよい環境になるよう中長期的に検討を継続してまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

確かに僕が行っていた東小学校は、私の子供の頃から体育館は変わっていません。昔は、暑ければ開ける、寒ければ閉めるでよかったんですが、現在の気候ではそうはいかないと思います。30年、40年、50年たっている施設だと断熱材は入っていないでしょうし、エアコンをつけたとしても断熱材が入っていないと電気代ばかりがかさんでくると思いますので、これはいっそ建て替えたほうが長期的にコストもかからないと思います。学校施設の充実として、老朽化等で建て替えとなったときには、非常用自家発電や空調設備、何としてもよりよい環境になるよう検討をお願いしたいと思います。

次に、生活用水についてですが、災害が大きくなると水道もストップする可能性があります。そのときの対応について教えてください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

飲料水の備蓄状況についてご説明いたします。

亀山市備蓄調達基準では、飲料水につきましては、発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として1人1日当たり3リットルを基本として3日分の備蓄調達を図るものとし、南海トラフ地震では避難者を約5,000人と想定しておりますから、5,000人の3日分の保存水の備蓄が必要となってまいります。

保存水の備蓄の状況ですが、約5,000人が避難した場合を想定して、1日1人当たり3リットルで3日分必要として4万5,000リットルが必要であり、現在1.5リットルのペットボトルを3万384本、約4万5,500リットルを市内3か所の防災倉庫や加太小学校に備蓄しており、想定の日分は確保できておるところでございます。

また、災害時における飲料水供給に関する協定により、石井燃商株式会社から飲料水の供給を得られるほか、県・国からのプッシュ支援が得られることとなっております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

飲料水については、備蓄と支援体制についてしっかり備蓄していると確認しました。

ほかには炊事やトイレが大事だと思うんですけど、生活用水も必要となってくるとは思います。そういったときの給水体制について教えていただければと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

上水道の地震災害時における対応としまして、応急給水設備として3.5トンの給水車1台、1トン積みの給水用タンクトラック1台、2トンの給水タンク1基、1トンの給水タンク1基を保有しております。

また、主要配水池に緊急遮断弁を設置し、地震を感知すると自動的に閉鎖して、配水中の水の流出を防いでおります。この装置つきの配水池から給水車に水を補給して、給水活動を行うものでご

ございますが、地震発生後、全人口に対して7日分の給水ができるよう十分な貯水量が確保されており、また日本水道協会中部支部との災害時相互応援に関する協定や亀山市水道事業組合との災害時における緊急協力に関する協定に基づき、継続的な給水体制を整えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

7日分、それだけの貯水量があるんですね。初めて知り、安心しました。ありがとうございます。次に、ハザードマップの活用状況ですが、現時点での取組について教えていただきたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

本市の総合防災マップについては、令和3年度当初に配付を行っており、大雨などに関する土砂災害警戒区域や河川の洪水浸水想定区域、避難所などを示した風水害ハザードマップと南海トラフ地震発生時に想定される震度分布や液状化の状況を示した地震ハザードマップ、日頃の備えや災害時の行動などを記載したわたしの防災マップと称した防災冊子がございます。

ハザードマップの活用状況についてでございますが、広報の令和3年4月1日に合わせて、各ハザードマップとわたしの防災マップを各戸に配付させていただいております。あと、それとコミュニティセンターや主要な公共施設にも配付いたしております。

特に、わたしの防災マップでは、市民一人一人の住んでいる場所や家族構成、周辺の危険区域などの箇所が、状況が異なってまいりますので、それぞれ自分の命は自分で守る手法が異なってきます。避難に関しては、市民共通の手段というより、一人一人でその条件に合った避難行動を取ることが必要であります。わたしの防災マップにその必要事項を考えて、書き込んでいただくと一つの個人の避難計画は出来上がり、平常時に何を取り組み、何を準備すればいいのか、災害時にどのような行動を行ったらいいいのか、明確に分かるようになる仕組みになっておりますので、市民の皆様の活用を期待しております。そういった考えで周知啓発に取り組んでおります。

また、市民課などの窓口で転居者に対する配付をするとともに、地域での防災出前講座などの様々な機会を通じて紹介を行うとともに、市ホームページにおいても防災マップを掲載するなど情報発信を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

わたしの防災マップという話がありましたが、書き込んだら市民の皆さんも覚えて利用してもらおうと思えますので、周知していきたいと思えます。

次に、市のホームページの防災に対する情報発信ですが、こちらも現時点での取組についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

市ホームページの情報発信でございますが、総合防災マップなど防災に関するホームページの発信でございますが、まず見つけやすさという観点から市のトップページに赤色のアイコンで防災安全情報メニューを掲載しております。その中で亀山市総合防災マップのページにて、各地区ごとの地震、風水害ハザードマップを掲載し、ダウンロードして活用いただけるものとしております。

また、各種ハザード情報をレイヤー化して、必要な情報を地図上で確認できる国土地理院の重ねるハザードマップや亀山市地図情報システムを紹介させていただいております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

このホームページ内での情報が分かりづらい、時間がかかるといった声をよく聞きます。

ここで資料1をお願いします。

まず、トップページの先ほど言われた赤いアイコンをクリックして避難所防災マップに行くと、この左上の画面、ちょっと見にくくて申し訳ないんですけども、左上の画面に行きます。この青の矢印が私が振ったほうなんですけれども、こちらから行くと、トータル10秒もあればハザードマップや避難所の案内に行きます。

ただ問題は、この赤で囲ってあって赤の矢印の方向なんですけれども、その下のハザードマップ・避難所と書いてある、ちょっとローマ字表記が多いところをクリックすると、左下のほうに行きまして、このとても読みづらいページに移動します。

ここからがまた迷宮で、僕ちょっと計ってみたんですけども、17分20秒かかりました。ご飯食べられたなあとちょっと思っておったんですけども、外国人向けなのかなとは思うんですけども、17分といたら多分ほとんど開かないと言われても当然ですし、この避難所、最初の左上のページで、ハザードマップ・避難所と書いてあるものですから、実際にこっちに入っていって開かないといった方もおりました。この情報の見づらさや重さ、こういうことに困っている方もたくさんおられます。この対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

ホームページでは防災に関する様々な情報を発信しておりますが、メニューによってはデータ量が大きくならざるを得なく、通信環境によっては開くのに時間がかかるものとなりご迷惑をおかけしております。

メニューによっては日本語版、多言語版などが混在しているのも現実でございまして、目的とするメニューにたどり着きやすいように、日頃から見直しを行い、スムーズに閲覧できる構成や新たな方法がないか研究して進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

よろしくをお願いします。

ここで参考資料として資料2をお願いします。

これは名張市のホームページなのですが、防災情報、トップページから3ステップでハザードマップ・避難所ともに案内ページまで約8秒ぐらいで開きます。

亀山においても、避難所・防災マップ、ちょっとごちゃごちゃとしているところ、見にくいところがありますので、改善をお願いしたいと思います。

次に、ハザードマップはその時々で変化していくと思いますが、そういった情報の変化があった場合はどう対応しているのかを教えてください。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

ハザードマップにつきましては、国や県による想定区域や土砂災害警戒区域などの見直しに伴い、ハザードマップに変更が生じることはございます。これらについては、国や県のホームページにリンクをさせていただきまして、見ていただくようにしてございます。

また、わたしの防災マップにつきましても、災害対策基本法の改正などによって変更が生じることはございます。これらについても、ホームページのデータの部分的な変更や、紙媒体では変更ページの差し込みなどで対応しておるところでございます。

現状ではこのような対応を行っておりますが、今年度におきましてハザードマップ及びわたしの防災マップの更新を予定しておりますので、見やすくなるように検討してまいります。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

最後になりますが、その他情報発信で新たに取り組んでいるものなどあれば教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

木田管理監。

○危機管理監（木田博人君登壇）

その他の情報発信の取組でございます。

ホームページでの情報発信でその他の取組でございますが、亀山市地図情報システムでは、南海トラフ地震震度分布図や土砂災害警戒区域図、浸水区域図などの防災情報を提供しておりますが、今年度は避難所レイヤー、避難所マップにおいて市民がまちの課題、例えば、道路の穴ぼこやごみ不法投棄など様々な問題を自治体にスマートフォンを使って報告ができ、またそれを受けた自治体が問題解決に取り組むサービスとして市民と行政が双方向で課題共有が可能となる、また災害時としても情報共有にも有効であると考えられるFixMyStreetJapanとの連動を考えております。

また、雨量、河川水位、河川カメラのリアルタイム情報を一元的に閲覧可能とするほか、気象庁のキキクルやNHKの避難所開設情報にリンクするバナーを設置し、地図情報からも総合的な災害情報が得られるよう、防災情報の提供の充実化を図ってまいりたいと考えております。

また、昨年度より防災情報伝達システム整備事業に着手し、防災行政無線、ホームページ、S N

Sなど災害情報を様々なツールを活用して重層的に伝達するようシステム構築を進めているところでもございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

リアルタイムで河川の状況や水位が見られるのはいい取組だと思いますし、もっと前の職のときに知っていればもっと楽やったかなと思います。今後も災害情報が見やすく、分かりやすい情報発信をお願いして、この質問を閉じさせていただきます。

次に、前回もいつも質問している河川管理についてですが、鈴鹿川の堆積土砂撤去工事やその他の流れをよくする作業についての進捗状況、どこで工事を行ったのか、作業を行ったのか、また今後の予定についても教えてください。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

鈴鹿川の堆積土砂の撤去状況ということですが、令和4年の12月定例会でもご答弁させていただきましたが、鈴鹿川につきましては、河川の流れを阻害している堆積土砂、竹、流木伐採、除根、踏み倒しなど河川管理者である国土交通省に実施していただいているところであります。

令和2年度に鹿島橋の下流側の南鹿島町地内において、本来の流下能力を回復するため、堆積土砂の撤去を実施していただいております。

令和3年度につきましては、井尻頭首工の下流側、鹿島大橋の下流側、山下橋の上下流側において竹、流木の伐採、除根、踏み倒しなどを実施していただきました。

また、令和4年度につきましては、菅内町地内の井尻頭首工下流部において樹木伐採、山下町地内の山下橋上下流部において樹木の踏み倒しを実施していただきました。

令和5年度においても、引き続き山下町地内の山下橋上下流部において、樹木の踏み倒しを実施していただきます。

今後も土砂の堆積状況並びに樹木の生育の状況等を確認しながら、必要な箇所について対策を行っていくと国土交通省より伺っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

了解しました。

どうしても心配なので、この質問はさせてもらうんですけども、河川の状況を見て今後対策を行っていくということで、それしか方法は今はないのかなとも思います。そういった中、根本的に河床を下げのために、第1、第2頭首工の統合の話、鈴鹿管内ですが、前回聞きましたが、現時点での進捗状況を教えてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

鈴鹿川の第1、第2頭首工の統合につきましては、鈴鹿川本線の流下能力維持のためには必要な整備となりますが、現在は下流部の土砂しゅんせつを進めていただいております。現在は、抜本的な対策として計画している鈴鹿市内の鈴鹿川第1、第2頭首工の統合を行うための調査、検討を進めていると伺っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

分かりました。

河床を下げるには、下流から施工しないといけないのは普通ですし、第1、第2頭首工の統合が調査ということで、ここから進んでいく中でまだまだ先の話とは思いますが、亀山市内の井尻頭首工の改築について、いつ頃になるのか、そういった話を聞いていただければ教えてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

鈴鹿川の井尻頭首工の改築時期につきましては、下流部のしゅんせつや鈴鹿川第1、第2頭首工の統合の進捗状況や予算に左右されることから明言はいただけませんでしたが、国土交通省の鈴鹿川水系河川整備計画に基づき、改築の計画が位置づけられていると伺っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

了解しました。

鈴鹿川が詰まっていると、亀山市内の河川でいつも言っていますが、氾濫が起こる可能性が高いので、なるべく早い対応をお願いしていただきたいと思います。

次に、県管理の椋川ですが、拡幅工事が下流から進んできて、樺世の過去にあふれたことのある部分まで進んできました。その大分進んできたということで付近の方も気にしておられますが、この工事の進捗状況、現在の形と今後どこまで進んでいくかという計画について教えてください。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

三重県の河川管理であります一級河川椋川の河川改修事業でございますが、令和2年度にネック点となっていた椋川橋の架け替え工事が完成し、現在国道306号椋川橋上下流部の拡幅改修を実施していただいております。令和4年度は、椋川橋下流の右岸側80メートルと椋川橋上流の左岸側70メートルの護岸工事を実施していただきました。令和5年度には、引き続き椋川橋上下流の左右岸において護岸工事を実施していただく予定です。

今後の計画といたしましては、整備計画区間内となっている樺世町地内の国道1号亀山バイパス付近まで順次整備を進めていくと三重県より伺っております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

今後、国道1号亀山バイパス付近まで大分進むようですが、そこまで拡幅工事が進めば、今までよくあふれていた場所での今後あふれる可能性はもうないと考えてよろしいでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

一級河川椋川の改修事業につきましては、整備計画において流下能力の検討を行い、流域面積から流量計算により河川断面を決定しています。国道306号椋川橋付近では、現況の河川幅、約15メートルから23メートルに一部拡幅改修され、全ての改修が完成することにより流下能力を向上させる計画となっていると伺っております。

河川改修を行う際に設定した計画流量以上の雨が降らない限り、あふれる可能性はないと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

あふれる可能性がないということで、それでも河川は氾濫がなくても、水量や水流の変化によって二次災害も考えられると思います。国交省、三重県と共に協力して、河川のそばでも心配なく安心して暮らせるような対応をお願いします。

それでは次の質問に移ります。

次に、空き家対策事業について聞きたいと思います。

まずは、空き家バンクの現在の状況について、実績など併せて教えてください。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

まず、空き家情報バンク制度につきましては、市における空き家の有効活用により定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、市内の空き家を売却、または賃貸したい方と物件の購入または借りたいと希望される方を結びつける取組として、平成23年度から開始しているところでございます。

現在の状況でございますが、令和4年度の実績といたしましては、空き家の購入または借りたいと希望される方の登録数が247人であり、前年度と比べて50人増加しております。また、空き家情報バンクへの登録数が67件であり、前年度と比べて6件増加しており、双方ともに増加している状況であります。

なお、成約に至ったものは38件であり、前年度と比べて6件増加しており、成約内容につきましては全て売買契約によるものとなっております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

分かりました。

成約数が6件増えているとの、ちょっとずつでも増えていっているのはいいことだと思います。

その中で、市外から移住者を増やすというのも大事な目的になってくると思います。現在どうか、近年の市外からの移住の実績について教えてください。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市では、地方創生の取組の一つといたしまして、移住交流促進事業を実施いたしております、移住相談窓口等を通じた移住希望者への情報提供やきめ細かな相談対応をはじめといたしまして、移住交流促進アドバイザーによる都市圏での市のPRや移住相談の実施、さらには移住に関する情報発信、市の魅力に触れていただく機会の創出など、市への移住を促進する取組を進めているところでございます。

こうした中で、本市への移住の件数でございますが、移住に関する明確な定義づけはございませんので、三重県への報告数値として、市の移住関連施策の実績等、例えば市の住宅取得支援事業でありますとか、空き家リフォーム支援事業などがございますけれども、それらから把握している件数で申し上げますと、令和2年度から令和4年度までの3年間の移住件数は77世帯226名で、このうち県外からの移住は8世帯23名となっております。なお、このほかにも潜在的な移住者も存在するものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

分かりました。ありがとうございます。

この部分の最後に、空き家対策事業の現在のPR方法や今後の取組についても教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

空き家対策事業の取組としましては、令和元年度から固定資産税等の納税通知書にチラシを同封し、空き家情報バンクへの登録を促すなどのPRに取り組んでおります。今後の取組としましては、住宅、建築、不動産関係団体などに対し、空き家情報バンク制度の案内、空き家情報バンクのホームページにおいて、空き家に関連する補助制度を紹介するなど、登録された空き家の成約や利活用に結びつくようホームページの充実に取り組んでまいりたいと思います。

また、補助制度につきましては、空き家情報バンクに登録された空き家であって、宅地建物取引業者を介して売買契約または賃貸契約に至った方につきましては、それらの契約に要した仲介手数料の2分の1、上限5万円を補助金として交付するとともに、市外からの移住を目的として空き家住宅等の改修工事を行う方への支援としましては、一定の条件により15万円から50万円の補助

金を交付しております。今後、空き家対策の一つとなる空き家情報バンクのPRや補助制度によりさらに発展させてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

まず、移住を考える人は、市外からでも言うたら、家でホームページの情報を家から見て検討に入ると思います。

そこで、資料3をお願いします。

伊賀市のホームページなんですけど、ここに伊賀流空き家バンク、伊賀市のものなんですけど、教えてもらって見ました。

これがなかなかすごくて、第一段階で考えるときにいいと思うんですけど、左上から右上に入っていくと、物件をクリックしますと、間取り図や物件、亀山でも書いてある物件の情報はもちろんのこと、空き家紹介のユーチューブ動画や、バーチャル内覧というのも選ぶときの第一段階では、このバーチャル内覧というのは360度動かすことができますので、かなりの情報が得られ、第一段階でかなり有利なものになると思います。

亀山市の空き家バンクのページは、こちらもちよっと重いのか、なかなか開かない、開いても歯抜けになるんですね。クリック、多分成約したのもそのままなので重くなっていると思うんですけど、ちよっと整理をして、移住を考える人向けの補助金制度を先ほども言うておりましたが、ホームページ内で分かりやすく載せたり、今すぐ伊賀流のようには言いませんが、選ぶときの第一段階で亀山市を選んでもらえるよう空き家バンク、空き家対策事業のホームページの改善とグレードアップをお願いしたいと思います。

続いての質問に移らせていただきます。

それでは次に、亀山ブランド認定品についての質問に移ります。

初めに、販路拡大の現状についてですが、まず亀山ブランド推進の目的について教えてください。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山ブランドにつきましては、亀山の魅力ある特産品を戦略的に発信し、市のイメージ向上と地域経済の活性化を図ることを目的に令和3年1月にスタートさせた事業でございます。

本事業では、本市の特産品の魅力や価値にさらに磨きをかけるとともに、ブランド化した地域資源を情報啓発ツールを活用することによって、全国の皆様に知っていただくきっかけになればと考えております。

本事業の推進によりまして、事業者の生産意欲や販売意欲を向上させ、産業の振興と地域の活性化につながることで、より魅力的なまちとなり、ひいては選ばれるまちとなっていくものと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

亀山ブランドを全国の皆さんに知ってもらおうということで、もちろん併せて地域の活性化や魅力的なまちを目指すということですが、PRこれまで現在もですが、どのようにPRをしてきたのかを教えてください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山ブランドにつきましては、令和3年度、令和4年度の2か年で17事業者34品目を認定したところでございます。これらの認定品につきましては、まずは多くの方に知っていただくために市広報やケーブルテレビ、ホームページ、フェイスブックなど市の広報媒体をはじめ、新聞やラジオ、テレビ、フリーペーパーなどあらゆる広報媒体を活用するとともに、事業者と認定品を紹介したパンフレットの配布、新図書館1階に亀山ブランド紹介コーナーを設置するなど積極的にPRを行ってまいりました。

また、JR名古屋高島屋をはじめとする百貨店やショッピングモール、各種物産展など県内外でも認定事業者と共に積極的にPR販売を行ってきたところでございます。さらに、昨年度は、この亀山ブランドの取組が行政と認定事業者だけでなく、新たに亀山ブランドフォロワー制度を設け、本事業に賛同いただける事業者にも亀山ブランドをPRしていただいているところでございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

新図書館に亀山ブランドの紹介コーナーや物産展もありましたし、フォロワー制度もつくって積極的にPRしてもらっていると理解しました。

ちなみに、パンフレットを持っていっても住所だけではどこに行けばあるのといった話を聞いたこともあります。改めてですが、どこで亀山ブランド認定品を購入できるのかをちょっと説明してください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山ブランド34品目につきましては、それぞれの事業所で購入いただけるほか、本年4月に市内4事業者と亀山ブランドパートナー協定を締結しており、それぞれの店舗に亀山ブランド常設コーナーを順次設置いただいておりますので、そちらでもお買い求めいただけます。

現在、道の駅関宿と、亀山ハイウェイオアシスで亀山ブランド常設コーナーが開設されており、亀山駅前の茶気茶気、関宿の関見世吉右衛門、名阪関ドライブインの3施設においても本年の夏頃までに開設が予定されております。

また、オンラインショッピングを活用している事業者もございますし、一部の認定品につきましては、亀山市のふるさと納税の返礼品としても取り扱っておりますので、全国の皆様にも手軽に入手いただけるようになっております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

分かりました。

先ほど、ふるさと納税とも連携しているとのことですが、その亀山ブランド認定品が返礼品としてどのくらい入っているのかを教えてください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山ブランドの認定品につきましては、ふるさと納税とも連携して全国にPRを行っているところでございます。

亀山ブランドの返礼品としての実績といたしましては、まず亀山ブランド全体で17事業者34品目のうち、セットにして返礼品としているものも含めまして16事業者57品目を取り扱っております。

令和4年度のふるさと納税の寄附実績といたしましては、全体で寄附件数787件、寄附金額2,702万7,000円、そのうち亀山ブランド認定品は184件、436万1,000円で行ってまいりました。その中でも返礼品として多かった商品は、有限会社小林ファームの豚肉が112件、ギルドデザインのジュラルミン削り出し名刺入れとスマートフォンケースが27件となっております。

今後におきましても、魅力ある亀山ブランド認定品を返礼品と選んでいただけるよう、全国へしっかりとPRしてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

ありがとうございます。

次に、販路拡大に向けて、もう最後になるかも分かりませんが、情報発信や各地ブースで出品したり努力をしている事業者に対して補助や支援について、今までどのようなことを行ってきたのかを教えてください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山ブランド認定事業者への支援につきましては、これまで百貨店をはじめ関係自治体等で開催される様々なプロモーションイベントへの出展機会を創出してまいりました。また、出展を希望する認定事業者の負担を軽減するために、主催者との連絡調整のほか、出展料の負担やブースの装飾、円滑に出展ブースを運営していくため、事業者間の調整も行なってまいりました。

また、ステップアップ支援事業としまして、これまで百貨店のバイヤーとの新商品の共同開発や世界的パティシエである青木定治氏とのコラボレーションなどの支援にも取り組んできたところがございます。

○議長（森 美和子君）

古田議員。

○1番（古田吉昭君登壇）

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

1番 古田吉昭議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時55分 休憩）

（午後 2時04分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 深水隆司議員。

○3番（深水隆司君登壇）

新和会の深水でございます。

通告に従い、今回は都市公園について、下水道料金について、インボイスについて、この3点について質問させていただきます。

まず初めに都市公園についてでございますが、これまで12月議会や3月議会において、都市公園について様々な角度から議論をされてきました。私も議員となりまして、市民の方からイの一番に都市公園についてのご要望やご意見をいただいたところでございますので、今回質問させていただくわけでございます。

東野公園におきましては、早朝から散歩している方や子育ての親御さんが楽しい時間を過ごすなど、多くの方が公園を利用しております。市民の憩いの場となっている公園ですが、使用できない遊具や破損した状態の遊具がございます。破損した遊具がそのままの状態であることにより、事故につながりはしないかというふうなところを懸念するところでございます。また、大規模な修繕となると経費や時間を費やすかと思いますが、早急に対処ができるものもあるのではないかなと思います。

そこで、まず東野公園の写真をご覧いただきたいと思えます。

1枚目の写真をお願いします。

この写真は、ポンピングという遊具なのですが、円盤の上に乗って上下に動くことによって楽しむ遊具でございます。円盤の部分をご覧いただくと、ラバーが剥がれていて鉄の部分が見えているのがお分かりかなと思います。また、基礎の部分ですが、コンクリートがむき出しになっております。現在もこの状態で使用可能となっている状況でございます。

2枚目の写真をお願いしたいと思います。

これはちょっと見にくいんですが、ちょうど市道から公園内に入ってきて、点字ブロックの歩道から園内通路を横断する場所の写真でございます。ちょうど歩道と通路の段差のところに傾斜板のようなものがついておりまして、それが1か所だけ、一番メインのところがない状態でございます。ほかにもウォーキングロードの歩行距離の表示やウォーキングの方向を示すラインが消えていたりしておる状況でございます。

このような東野公園の状況なんです、まず初めにこの現状をどのように認識しているかお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質問に対する答弁を求めます。

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

東野公園につきましては、平成6年度の開設以降、約30年が経過し、施設や遊具等の一部において老朽化による不具合等が発生しているところであります。

そのうち、遊具につきましては、木製の複合遊具について木材の腐食等が確認されておりますが、修繕による改善が図れない状態であることから、現在滑り台とブランコ以外の遊具を使用停止としております。また、ステップ遊具につきましては、遊具の稼働部については問題がありませんが、ステップ上部のラバーが経年劣化により一部において欠損している状態となっており、基礎部が洗掘により露出している状況であり、安全性確保のための修繕方法について検討を行っているところであります。なお、ステップ遊具を含めた複合遊具や健康遊具につきましては、令和6年度より順次更新を行う予定としているところであります。

次に、施設のうち公園内便所につきましては、本年度当初に不具合のあった便器や手洗い器具の破損につきましては、修繕を実施し、改善を図っているところでありますが、女子便所において配管への樹木の根の進入により詰まりの状況が見られることから、今月より便器の一部を使用停止として排水の改善を行い、現在は使用可能な状態となっているところであります。

また、公園入り口の横断歩道における段差解消のため設置したスロープにつきましては、6か所のうち1か所のスロープが設置部の不具合があり撤去している状況であり、修繕方法について検討を行っているところであります。

そのほかにも、ランニングコースの表示や区画線が消えかかっている箇所があるとともに、複合遊具設置箇所の照明が一部切れている状態にあり、指定管理者と協議を行い、順次修繕を実施しているところであります。

以上のように、様々な施設において老朽化による不具合が発生している状況でありますが、まずは利用者の安全確保を最優先に、順次修繕等の取組を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

先ほどのご答弁で、修繕の工法を今現在検討しているというふうなことなんです、いつからこのような状況を把握されているのか、あるいはまた市民からの苦情や要望はなかったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

先ほどのポンピングの破損状況については、昨年度から確認をしており、現在製造もしていないというところで検討を今しております。

市民からの苦情や要望というところがございますが、市民からの公園施設に対する苦情等につきましては、施設破損等によるけが等の苦情はない状況ではありますが、現在使用を停止しております遊具の早期修繕を求める声や便所やベンチの不具合の改善要望、早朝におけるウォーキング実施のための照明灯点灯時間の変更、樹木の落葉期における落ち葉の清掃など、利用に対する施設の改善要望等が利用者より寄せられているところであります。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

この東野公園は、言うまでもなく、亀山市の中でも人口が多い市の北東部に位置しております。この地域は現在も多くの住宅が建設され、また若い世代のご家族も多く見られます。市外から亀山市に住みたいと思っている方がこの公園の状況を見たときに、どのように感じるのかと思うところがございます。

現在、亀山市におきましては、「住めば、ゆうゆう。」という他市からの移住促進の取組を積極的に行っております。先ほどの古田議員のご答弁の中でも、移住交流促進事業を現在実施しているというふうなことをお伺いしたところなのですが、その担当部署としてどのような所感をお持ちなのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

移住担当部署の所感ということでございますので、私のほうからご答弁を申し上げます。

移住をお考えの方は、移住先でのお住まいでありますとか、お仕事、子育て環境、生活環境、地域性など様々な角度から検討を重ねられた上で、移住先をお決めになれるものというふうに存じております。

そうした中で、本市は人口1人当たりの都市公園面積が県下14市中上位でもございますので、安らぎや憩いの空間であり、スポーツや運動、遊びが楽しめる都市公園を利用することも移住を促進するためのプラスの側面の一つであると考えております。

そうした観点からも、移住をお考えの方も他の公園利用者の方と同様に、公園施設が快適に利用できるよう維持確保されていることを期待されているものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

続きまして、その遊具等の修繕についてお伺いしていきたいと思っております。

この施設の日常においてどのように維持管理をされ、遊具や周辺設備の破損や劣化した箇所の復旧に向けての対応についてお聞きしたいと思います。不具合の発生から解消まで具体的にどのような手順で取り組んでいるのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

遊具の修繕までのプロセスということだと思いますが、遊具や公園施設につきましては、指定管理者による目視による日常点検や年2回の専門業者による定期点検を実施し、不具合の早期発見に努めているところでございます。

特に専門業者による定期点検では、点検結果を施設ごとに健全な状態から危険性が高い状態までAからDまでの4段階で判定しており、点検後早期に点検業者から指定管理者に対して点検結果報告書が提出され、その報告書に付して指定管理者より市に対し遊具の状態についての報告が行われます。

また、点検結果において、危険性が高いため緊急修繕や更新を検討すべきとしたD判定となった施設や、異常があり修繕または対策が必要としてC判定となった施設につきましては、市に対する報告書に修繕のため必要となる修繕費の見積りを添付しており、これらの結果を受け、早期の修繕や次年度の予算要求につなげているところであります。なお、D判定となった施設につきましては、危険性が高いものとして報告書の提出を待たずに、点検時に使用停止措置を行っているところであります。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

指定管理者に任せているというふうなお話でありました。

指定管理者の業者さんに任すのも大事かと思いますが、市の職員の皆さん方がこうした施設を定期的に回っているのか、あるいは指定管理者と市との連絡調整はどのように行われているのか、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

指定管理者と連絡とか情報共有、そういったところかと思ひます。

まず市の職員においても現場に出たりそういった機会が多々ありますので、そういった際には公園を回るようにして確認をしております。

指定管理者における施設の管理状況について、市としての把握や情報共有につきましては、遊具を含めた定期点検の結果について、点検業者からの報告書を基に点検を市に対し結果報告が行われます。また、日常の維持管理や点検の状況につきましては、毎月指定管理者より提出される業務報告書における維持管理の状況や施設の点検結果などを通して、市において把握を行っているところであります。

さらに、点検結果や利用者からの要望により施設の修繕等を必要とする箇所につきましては、これらを一覧表にしたペンディングリストを作成し、市と指定管理者が常に情報を共有しているところであり、修繕忘れによる事故等が発生しないよう取り組んでいるところであります。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

今回の写真で見ていただいた案件につきましては、実は私も市の担当者の方に2度要望をお伝えさせていただいたところがございます。担当者の方はすぐに対処すると言ってくれましたが、それは昨年度の話です。しかしながら、まだ現時点では何も変わっていない、対応できていない状況が続いているということでございます。

そうしたところ、どこに課題があるのかというふうな、その仕組み上、こういったところが問題なのか。

例えば、以前亀山市ではISO14001の認証取得に向けて取組を行ってございました。たしかその日常の維持管理の報告書においては、担当者から上司の管理者まできちっと報告書を閲覧し、それを認めるというふうな流れの中で行われておりまして、その不具合が出た場所につきましては、きちっと是正する、是正しなければ認証は取れないというふうなISOの取組が行われておりましたけれども、それも含めてどのような流れ、今はもうそんなことはしてないのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

先ほど修繕箇所についてはペンディングリストを作成して共有をして、それについては担当課長まで決裁を取り情報の共有を図っているというところまで、遊具等の点検において発生した不具合等につきましては、指定管理者の報告やペンディングリストによる情報共有を行って、随時状況の把握と改善を行っているところであります。

一方で、施設点検の対象となっていない施設で緊急性がないものや、点検結果による判定がB判定のものについては、状況把握を努めていくとともに、ペンディングリストへの記載はしていない状況であります。このように、施設管理面で早期に修繕を予定していない施設につきましては、情報共有のリストへの記載がされていないことから、一部の施設で修繕がされず、不具合の状態が継続している施設が発生しているものと考えております。

今後は、利用者の視点に立った公園パトロールの実施や、日常点検により公園利用者の安全性がさらに確保されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

今回の事例については、随分前からこの状態が続いているということで今回取り上げさせていただいたわけなんです、いろいろ部長の答弁ですとペンディングをしてきちっと管理をしておるといふところなんです、市の職員の方々も担当が替わるとなかなか引継ぎがされないという部分もあると思うんですが、例えば市では毎年10月や11月頃には次年度の予算要求を行います。そのとき、当然遊具等の棚卸しを行って、この案件はきちっと予算要求する案件か、後回しにする案件かというふうなキュー管理をきちっとどの職員でも分かるようにしていくと、現在置かれておる破損状況がすぐにも分かるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、ちょっとご所見をお願ひしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

議員ご指摘のように、担当が替わるごとに情報がそのまま伝わっていかない、大切なものが伝わっていかないということがこれまでもあるというところは、今後はそういうことはなくしていかねばいけないと私としては思っております。ですので、台帳の管理とかそういったデータベースをきちっと今後整えていくことによって、それを誰もが確認して一つの情報を全員で共有する、そういう場をつくっていくことが大事かなというふうに考えています。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ちょっと違う視点ですが、今後のその都市公園の維持管理についてですが、現在都市公園の管理は指定管理者が管理しているということでございます。この指定管理者に対して、指定管理料を一定の予算をつけて指定管理者にもう少し権限を持たすようにすればよいと考えるわけなんですが、さきの議案質疑の中でのご答弁の中で、指定管理者が行える修理の範囲として、1件につき30万円未満というふうなことでしたが、この金額をもう少し上げることによって簡易な修繕において指定管理者の裁量の中で柔軟に対応できるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

現在の指定管理者による施設の修繕につきましては、今議員からもお話がありましたように、業務仕様書において1件当たり30万円未満のものを対象に実施することとしております。これら指定管理者による修繕につきましては年々増加傾向にあり、1年間にかかる指定管理者による修繕費は400万円を超える状況となっております。

そのような中で、指定管理者が実施する修繕の上限額を拡大した場合、指定管理に占める施設修繕費の割合が大幅に増減することとなり、指定管理料の収支に大きな影響が出ることが予想されます。今後の指定管理者の選定にも影響があるものと考えております。

そのようなことから、指定管理者による修繕の上限額につきましては、今後も1件当たり30万円未満とすることが適正であると考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

致し方がないということですね。市のほうできちっと管理をしていただければと思います。

この項の最後ですが、都市公園は多くの市民の方が利用されています。遊具などの公園設備の不具合は、すぐ市民の方から目につくものでございます。いつになったら市は直すのだろうと、市民の方は思っている人も多く見られると思います。現在、大型遊具についても長期間使用禁止のままとなっております。これもいつ直してくれるのだろうと。そうした市民の皆さんからの声に対してど

のように周知をしているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

都市公園施設につきましては、老朽化等により使用停止している施設が発生しており、順次修繕を行っているところでありますが、遊具やベンチなど23の施設で現在使用停止の措置を行っているところであります。

これらの施設につきましては、現在早期の修繕に向け取り組んでいるところでありますが、修繕に時間を要する施設もあることから、公園利用者への利便性確保の観点からも、修繕時期のめど等を施設に明記する等の取組を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

都市公園は多くの市民の方が利用されております。よく目につくところでもあります。不具合を見つけたら早急に対処できるようよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

下水道事業についてであります。

中でも下水道料金についてであります。下水道という基礎的なインフラに係る行政サービスに不公平が生じているのではないかと、下水道料金について格差があるのではないかと感じておるところでございます。その点について質問させていただきたいと思ひます。

まず初めに、亀山市の公共下水道と農業集落排水の現状について説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

田中上下水道部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

下水道事業の現状でございますが、まず公共下水道事業につきましては、市街地における汚水を処理するための施設であり、三重県が整備する流域下水道へ接続する流域関連公共下水道でございます。

亀山市の公共下水道区域は北勢沿岸流域下水道南部処理区の区域となっており、これらの区域内で発生した汚水は、三重県が国道1号線及び旧国道1号線にかけて整備した幹線管渠である下水道管に接続し、鈴鹿市及び四日市市を通り、四日市市楠町にある南部浄化センターで処理されております。平成13年に一部供用開始を行い、随時事業認可区域の拡張を行い、下水道未普及地域の整備を進めているところでございます。なお、令和4年度末の公共下水道処理人口普及率としましては62%でございます。

次に、農業集落排水事業につきましては、農業集落を対象にした下水処理事業であり、各地区ごとにし尿や生活雑排水を処理する汚水処理場を建設し、汚水を処理しております。公共下水道に先駆けて、平成8年度に田村地区を供用開始後、順次整備を進め、平成26年度には14地区全ての処理施設の整備を完了しております。なお、令和4年度末の農業集落排水処理人口普及率としまし

ては16%、また合併処理浄化槽人口普及率は11.1%であり、公共下水道と合わせた亀山市全体の汚水処理人口普及率としましては89.1%でございます。

公共下水道と農業集落排水の整備手法の違いにつきましては、公共下水道は市街化を推進していく地域の中で取り入れられる事業であるため、工場などを含めた接続希望に対し、柔軟に対応が可能であるのに対し、農業集落排水は、農業用排水の水質保全、生活環境の向上など農業集落の中で取り入れられる事業であるといった考えの下で、それぞれの地域の特性を踏まえた上で決定いたしましたものでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

では次に、公共下水道と農業集落排水の代表的な料金について簡単によろしくお願ひしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

田中部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

下水道使用料の算定方法でございますが、まず公共下水道使用料については、毎使用月において使用される方が排除した汚水の量に応じ、基本使用料金と従量使用料金の合計額としております。

具体的に申しますと、10立方メートルまでは基本使用料は990円、10立方メートルを超えますと、使用された汚水の量に応じた従量使用料を加算した料金でございます。

また、農業集落排水使用料は、基本料金と人数割料金の合計でございます。具体的に申しますと、一般家庭の場合、基本料金2,200円と人数割料金が1人につき550円でございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございました。

先ほどのご答弁の簡単にしたものをちょっと表にしてありますので、ご覧いただきたいと思ひます。

3枚目の表をよろしくお願ひします。

この表は、公共下水道と農業集落排水の代表的な家庭の料金の比較表でございます。

公共下水道では、先ほどのご答弁でもありましたように従量制で、上水道の使用料によって下水道料金が決まります。一方、農業集落排水は定額制で、家族の人数によって決まります。この表の公共下水道の欄で、1人の使用料を8立方メートルとしたのは、井戸水を使用している家庭の場合、井戸水使用量を図る使用メーターがあればよいのですが、ないご家庭の場合、市は使用水量を1人8立方メートルとしておりますので、8立方メートルと換算させていただいたところでございます。

上段を見ていただきますと、1人家族ですと、10立方メートルまでは公共下水道は基本料金990円、農業集落排水は基本料金2,200円プラス1人につき550円が加算されますので、2,750円です。

4人家族ですと、ようやく公共下水道と農業集落排水が同等の金額になるんですが、これもちょっとからくりがありまして、公共下水道の4人家族は1人8立方メートルという試算をしておるんですが、例えばお風呂とか台所なんかの水なんかは、1人がそれぞれ使うわけでもありませんので、共用するので、もうちょっと1人当たりの立方メートルが少なくなるかと思います。そういう表でございます。なお、公共下水道は従量制でありますので、水道の使用料に各家庭において差があるため、この表は参考の金額であることを申し添えます。

そして、表をお願いしたいと思います。

下段を見てもらいますと、特に独り暮らしの方に関しては、大きな差が生じてきています。年間で公共下水道は1万1,880円、農業集落排水は3万3,000円、その差2万1,120円もあります。独り暮らしの方の格差が大きいことがここで分かると思います。

このことについてどのように認識しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

田中部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

料金の算定方法につきましては、公共下水道では県の流域下水道の料金算定と同じ従量制としております。また、農業集落排水では、農業用での水の利用が多いということから定額制といたしたところでは。

先ほども答弁させていただきましたが、公共下水道が平成13年に開始しております。農業集落排水については、それに先駆けて平成8年度が最初の供用開始になっており、制度につきましても農業集落排水の使用料のほうが先にスタートしておる状況でございます。このことから、料金算定上の制度の違いや地域における家族構成の違いにより料金の違いが出てきているという認識でありまして、現在のところ、2つの制度がそれぞれということによってこういう状況になっていると感じております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

同じ亀山市の中でどこに住んでいても電気代、ガス代、上水道代は同じですね。当たり前です。下水道になってくると、変わってくるわけです。最低限の生活、インフラ経費では私は平等でなければならぬかなと思います。住む地域によって差が生じるのはいかがかなと思います。

先ほどのご答弁で、ちょっと揚げ足を取るかも知れませんが、農業用の水が多いと、使うというふうなことについては、田舎ですといわゆる屋敷畑があってそこに多く水をまくということが考えられるんですが、今現在そういった方はあまり見られなくて、やはりそれだけ水道利用料も増えるわけですから、水道料金も上がるわけですから、何をしているかということ、風呂のおけを置いて、雨水をためてその水を屋敷畑へ大体利用しているんですね。そうやで、農業用の水を多く使うで農業集落排水事業は定額でいいのではないかというふうな議論は成り立たないのかなと思っております。

それでなおかつ現在物価も高騰しておりまして、大変な生活をしておられる皆さんも中にはいるわけですね。各家庭では節約できるところは節約しようと努力しているわけなんです。例えば、お

風呂場では節水型シャワーヘッドってありますやん。そういうやつを使って節水に努めておるとい
うご家庭もあるかと思います。

しかし、公共下水道料金は上水道を節約すればするほど下水道料金は下がります。農業集落排水
は関係ない、一律です。例えば1人の方が、ご高齢の方が農業集落排水を利用されている方で、お
年寄りの方が昼間はデイに行ったり、週末はショートステイに行ったり、家を空けて水を使わなく
ても同じ金額なんです。水を一滴も使わなくても同じ2,750円を払わなあかんです。上水道
は基本料金で990円だけでいいわけです。そういったところで、やっぱりなかなかそういう家庭
でも節約してもできないというふうなところが、この料金格差にちょっとどうなのかなというふ
うなことを思っております。そういう面から、ちょっとこの格差についての考え方についてお尋ね
したいと思います。

○議長（森 美和子君）

田中部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

先ほども答弁させていただきましたけれども、使用料については農業集落排水が公共下水道に先
駆けて制度を構築したということで、当時定額制という料金体制に決定させていただいております。

公共下水道につきましては、県の処理場を使っておりますので、県の料金体系である従量制とい
う形でございますので、今のところは農業集落と公共下水道はそれぞれの料金体系であると考えて
おります。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

分かりました。

それは致し方がないというふうなところで、もう一点、違う視点からは是正を求めている理由を申
し上げます。

私は、さきの12月の都市計画に関する質問におきまして、その中でご答弁をいただきました。
その内容は、都市計画区域内については、都市計画法の規定に基づき、都市計画の関連制度が適用
されることになるが、土地利用規程等に違いが生じることになる。具体的には、市内の幹線道路網
となる都市計画道や公共下水道、ごみ処理施設などの都市施設において、原則として都市計画区域
外では整備を行うことはできない。なお、都市計画区域内では都市計画事業等に充当するため都市
計画税が課税されているとのことでした。

すなわち、都市計画区域内は、公共下水道を整備するということだと思います。先ほどのご答弁
で、いろんな最初農業集落排水事業がスタートしたというところの時代的な背景もありますし、亀
山市の地形や人口分布、他市との関係など様々な要因から現在に至っていることは重々承知だと思
います。

すぐには現状変更は無理ということは重々承知していますが、一方で住民負担にも差がついてい
るのも現実でございます。格差の是正に向けての改善策を検討される考えはないのかお伺いしたい
と思います。

○議長（森 美和子君）

田中部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

現在、都市計画区域において農業集落排水を整備しておる地区につきましては、田村地区、井尻地区、白木一色地区、南部地区、昼生地区の5地区が都市計画区域内での整備となっております。

こちら都市計画区域でありながら、農業集落排水の方法を取らせていただいているという理由につきましては、三重県が整備しました幹線管渠から離れている山間部ということで、公共下水道への接続には費用が多くなることから、農業集落排水での整備をさせていただいたところがございます。

したがって、現在のところその地区につきましては、田村地区、井尻地区、白木一色地区につきましては今後、最適化構想のほうで考え方を整理しておりますけれども、その3地区につきましては、将来的には公共下水道へつないでいくということは考えておりますが、それ以外の部分についてはなかなか費用が多くなるということで、農業集落排水をそのままさせていただくということで、農業集落排水と公共下水道についてはそれぞれの料金体制は変わらないものと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

今のご答弁と、ハード面からはそれぞれかかる経費は、いわゆる1人当たりの負担額は公共は人口が多いし、設備的に大きいので少ない、農業集落排水は各地域地域でその施設を管理していかなければならないから負担が多いというふうなことではございますが、ただ現実的に公共インフラでございますので、そこに亀山市に住んでいる方々の差はあまりつけるというのはいかがかなと。特におひとり暮らしの生活されている方は大変厳しい状況でございますし、それだけ差がつくというのはいかがかなと。そのハード、施設と違って、違う側面からも支援とかできないのかと思うわけですが、市長、その考え方、今格差についての考え方、是正について今後行っていかれるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成の四、五年頃に、本市においてもこの下水道、あるいは農集の整備を議論するときに、まさに今議員おっしゃられるようなこの都市部、それから農集のエリアとの事業の性格や地域性の特性、あるいは料金について同じような議論を30年前からしてきたわけでありまして。

そういう中で、今少し例示をされましたお独りの例示で、特に、そもそものそれぞれの事業の成り立ちが違うということ、それから特性を考えますと、いわゆる農村部における、どちらかというところと大家族が多い、中心部は少ない、そういうこともあって、当然おひとり暮らしの場合は、その逆の例示いただいたようなことになるんだろうと思いますが、そういう議論もなされながら30年かけて今日に至っておるとというのが現状でございます。それを料金格差というのか、事業の持つ特性であったり、それぞれお住まいの家族構成、地域性、そういう中で今日これが運用されてきたと。30年かけて今日に至っておるというふうにご覧いただくと考えておるところであります。

したがいまして、今後このそれぞれの料金の違いを格差とおっしゃられました、この是正をしていく考えがあるかということですが、それについては現時点でそれぞれの今日までの経緯、それからそれぞれの地域特性や成り立ち、これを尊重した上で、現状のまま対応させていただくというのが基本的な考え方でございます。

それから、少し今も上下水道部長から答弁をさせていただきました、既に最適整備構想におきまして、議員の皆様や市民の皆様にお示しをさせていただいておりますように、農業集落排水の地域から公共下水道へ転換をさす3つのエリア、それからいろいろ例えば統合していったほうが、農集のエリアでも統合させるとより効果的であるというエリア、例えば白川と野登との統合とか、そういう手法も入れながら、今後も亀山市の公共下水道と農業集落排水事業の、農業集落排水事業はもう14地区完成しておりますけれど、よりあるべき状況をつくっていくという考えは基本的に持っておりますので、その最適整備構想の着実な展開や、またいろいろご意見や考え方があろうかと思っておりますけれど、丁寧にこれを進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

この先、少子高齢化が進み、人口も減少していくということが予想されております。農業集落排水事業における施設の維持管理にも今後大きな問題が生じてくるのではないかとこのように懸念されておりますので、総合的な事業の在り方、あるいは少しでももうちょっとそういう、先ほど市長もおっしゃって見えましてそういう統合させるということも一つかなと思っておりますので、ぜひ少しでも前へ前進するような、是正に向けて前進するような取組をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、インボイス制度についてに移ります。

インボイス制度につきましては、本年10月から消費税のインボイス制度が導入されますが、地方公共団体においても、インボイスに対応しないと取引相手である民間事業者が仕入税額控除を受けられなくなりますし、適格請求書には登録番号、税率ごとに区分した消費税額等の記載を追加する必要があります、請求書の様式の改正やシステムの改修等の対応が必要となることも想定されておりますので、市としても早急の対応が必要と考えております。

制度の概要を含めて現在の亀山市の取組状況をお願ひしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

インボイス制度の概要でございますが、先ほどおっしゃいました消費税の仕入税額控除の方式でございます、正式名称は適格請求書等保存方式、これを一般的にインボイス制度というものでございますが、ご紹介いただきましたように本年10月1日から導入される制度でございます。

事業者は国へ納付する消費税額を計算する際に、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を差引きする仕入税額控除という方式を用いておりますが、インボイス制度の導入以降は、この仕入税額控除を受けるためには、消費税の課税事業者が発行するインボイスと呼ばれる消費税額の計算に必要な事項が記載された適格請求書が必要になるというものでございます。

なお、消費税は年間売上げが1,000万円以下の事業者については納税義務がないため、全ての事業者が課税事業者になるわけではございませんが、インボイスを発行するには年間売上げが1,000万円以下の事業者であっても、あらかじめ税務署へ課税事業者として適格請求書発行事業者の申請を行い、登録番号を取得する必要があります。

また、市の現在の対応でございますが、地方公共団体の一般会計及び特別会計については、消費税法の特例により消費税の申告義務はございませんが、企業会計につきましては消費税の申告義務があるため、各企業での対応が必要になっております。

○議長（森 美和子君）

田中上下水道部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

上下水道部におきましては、水道事業、工業用水道事業、下水道事業の3つの会計を所管しております。

先ほどの税務署への登録でございますが、水道事業、工業用水道事業については令和3年12月に、下水道事業においては令和4年4月に登録番号を取得しております。また、適格請求書を発行するに当たり、現在各預金システムの改修委託業務を行っております。

○議長（森 美和子君）

豊田地域医療部長。

○地域医療部長（豊田達也君登壇）

公営企業ということで、医療センターにつきましてもインボイス制度の基礎となります適格請求書の交付及び保存を適切に行うための環境整備を進めておまして、水道事業会計等と同様に令和4年12月に適格請求書発行事業者としての登録番号を鈴鹿税務署長から取得し、手続を済ませております。

また、適格請求書を発行するに当たりまして、会計システムの改修を令和5年、本年10月稼働予定の病院総合情報システムの更新に合わせて準備を進めておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

ありがとうございます。

このインボイス制度におきましては、行政にも民間事業者の方にも多大な影響があると考えます。市は、インボイス制度導入後の公共入札や公共調達において、インボイス登録の有無によって入札参加資格登録事業者の取扱いが変化すると考えているのかどうか、認識をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

市が発注する工事や業務等の相手方につきましては、原則市の入札参加資格者名簿に登録された事業者となりますが、名簿登録に当たりまして課税事業者のインボイス制度の登録を要件とするものではございません。

したがって、一般会計につきましては、消費税法において登録事業者であっても消費税の申

告義務がないことから直接的な影響はございませんが、企業会計につきましては、取引を行う課税事業者がインボイス制度の非登録業者である場合は、一部影響があるものと認識をいたしております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

例えば、非登録者の事業者とも契約できるのか。そうなりますと、市は事業者の方の消費税分を支払わなくてはならなくなり、一部不利益を被るという場合が出てくるかなと思っておりませんが、そのような認識に対して、代表してその企業会計3つを持っておられる上下水道の回答をお願いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

田中部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

先ほど総務財政部の答弁にもありましたように、インボイス制度への登録の有無によって入札への参加には影響ないところがございますので、入札の結果、非登録業者と契約する可能性はあるものと考えておまして、また消費税の負担についてもやむを得ないと考えております。

しかしながら、現実的には取引業者のほとんどが登録が必要な業者であるということから、非登録業者との取引は少なく、その影響は少ないものと考えております。

○議長（森 美和子君）

深水議員。

○3番（深水隆司君登壇）

10月から始まるインボイス制度におきましては、インボイスのやり取りが事業者にとって大きな事務負担となるというところが懸念されておりますので、混乱が起こることのないよう対応をよろしくお願いしたいと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

3番 深水隆司議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時56分 休憩）

（午後 3時06分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 草川卓也議員。

○4番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、東野公園整備の新たな展開についてでございます。

先ほど深水議員からも東野公園に関しては、維持管理に関してのお話ございました。私のほうからは、新たな展開ということでのいろいろと提言をさせていただきたいと思っております。

なぜ今、東野公園整備の新たな展開なのかというところですが、今、亀山市はスケートパークを整備してほしいという市民ニーズを受けて、整備のための予算を確保して設置場所を検討されていると聞き及んでおります。東野公園では、令和6年度から複合遊具を更新する予定がある一方で、ほとんど利用されない、例えばゲートボール場スペースなど十分に役割を果たしていない運動施設も存在しております。

またさらに、健康都市政策を推進するため、後期基本計画に位置づけられているヘルスプロモーションの推進という項目には、公園施設の充実など健康づくりの機会の創出や環境整備等を図ると定められております。

以上のことから、東野公園をスケートパークなどアーバンスポーツの設備も充実させた、よりにぎわいのある空間に再整備して、健康都市政策を強力に推進する公園へと発展させてはどうかというのが私の提案でございます。

そこで、資料1をご覧ください。

赤字のところ、主に私が提案したいところであります。

まず複合遊具に関しては、現在の場所から先ほど申しあげました利用率が少ないゲートボール場スペースに移動させて、複合遊具の空いた場所に関してはスケートパークやBMX、また同じく東京オリンピックから正式種目になったスリー・パイ・スリー・バスケットボールコートであったり、こういったアーバンスポーツの施設を充実させたらどうかという提案です。

ほかにも芝生広場をヨガ広場、ヨガを行うためのスペースに位置づけてアウトドアフィットネスも楽しめる空間にしたり、整備費がかかりますけれども、周辺のウォーキング、ランニングコースも膝に優しいウレタン舗装のコースに再整備するなど、より大勢の若者、高齢者が集い、心身ともに健康になる公園づくりというのが可能だと思っております。

そしてさらに提案したいのが、ドッグランです。市民の方から、市内にドッグランが欲しいという要望をいただいたのでいろいろ調べましたけれども、三重県は犬の飼育数、全国第2位であります。人口1,000人当たりの飼育頭数は65.6頭と、全国平均の48.3頭を大幅に上回ります。要因として、雪が少なくて天気がよくて屋外で飼いやすい、散歩もしやすいという地域が好まれるので、亀山市も例外ではなく飼育頭数も多く、ドッグランの需要も多いと推察いたします。ドッグランの整備は、健康都市政策の一貫としても、例えば犬との遊び、散歩というのは運動不足の解消や心の健康につながると言われております。

そこで市長に伺いたいと思っております。

東野公園、このように健康都市政策を強力に推進する公園として、アーバンスポーツなどにもしっかりと充実したにぎわいのある空間へと再整備してはどうかというこの提案に対して、見解を伺いたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

4番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

東野公園ですが、ちょうど平成6年11月に昭和天皇陛下のご在位60周年記念健康運動公園の指定を受けまして整備、開設をされたものでございます。本当に心身の機能向上、健康づくりのためにという意味で、西野公園に続く本市としての2つ目の総合公園という位置づけでございました。

開設後は、本当に多くの皆様にご利用いただいております。今、議員ご提案いただきましたアーバンスポーツに特化した公園としての整備ということでもありますけれど、当然、健康運動公園としての利用環境の確保が図られるとともに、利用ニーズの把握でありますとか、施設整備における公園周辺への影響等を勘案した検討が必要だというふうに思っておるところでございます。令和6年度で少し課題の遊具の更新を予定しておりますので、アーバンスポーツのための施設整備の可能性も勘案をして、遊具の設置箇所の変更も含めた更新方法を現在整理いたしておるところでございます。

このようなことから、今後、運動施設の管理部署と連携をし、東野公園整備の方向性を、具体的にドッグランとか幾つかお話しされましたけど、全体としてのありよう、方向性を早期に確定していきたいと考えております。

なお、ご案内のように、このアーバンスポーツの施設整備を進めるためにも、利便性向上のための、これも長年の課題であります駐車場の整備が不可欠であるというふうに思っております。公園内には100台の駐車場、それから現在不足しております中で、令和3年度に公園区域外に25台の駐車区画を設置いたしました。現在125台ということなのですが、しかし、これにいたしましてもキャパが限られておりますので、そういうことも含めた東野公園全体の今後の展開の仕方について、少し短期のもの、少し中長期のものをしっかり整備をしていく必要が現時点であるというふうに認識をいたしておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

遊具の場所の変更なども含めて検討されているということで、ちょっと今後の展開に関しては少し期待の持てる答弁だったかなと思います。

そして、駐車場に関しても述べられましたけど、この後私も質問しようと思っていたんですけど、やっぱり駐車場、一応125台確保されているということでしたけど、やっぱり1台1台のスペースが非常に狭くて、大型車が並ぶとドアが開きにくいというような状況も見受けられますので、これは一つ大きな課題やと思いますし、それと併せて、であれば、やっぱり自転車で来ることができる公園というものを整備していくという視点もまた同時に必要かなというふうに思っております。

そういう点では、自転車に乗って移動するというのも健康につながることでありますし、三重県も自転車活用推進計画というのを策定していますけれども、そういった自転車を活用した健康づくりという点で県とも連携をしたりなどして、キックスタンドのないBMXやロードバイク、こういったものを駐輪しやすいようなサイクルスタンドも必要になってくるかなと思います。そういった整備も含めてぜひ検討をお願いします。

そしてもう一点なんですけれども、Park-PFIに関して伺いたいと思います。

今後、東野公園の在り方、様々な視点でニーズの調査なども含めて進めていくということですが、その中で検討の中にぜひ入れていただきたいのが、Park-PFI、これを導入して、

例えば商業施設を誘致すればにぎわいの創出に貢献しますし、より多くの市民の皆様に健康づくりを実践していただくような機会の創出にもなるというふうに考えます。

また、あらゆる公園施設、運動施設も老朽化することによって維持管理コストが増大してきます。持続可能な公園運営のためには、P a r k－P F Iによる民間の資金やノウハウを生かした施設の整備、管理運営を行っていくというのは非常に重要な、有効なことだと思いますけれども、このP a r k－P F I導入の可能性について、市の見解を伺います。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

P a r k－P F Iは、都市公園において飲食店等の収益施設の設置や管理を行う民間事業者を公募により設定する制度であり、その導入につきましては、県営公園や他市において利用者の多い公園への導入実績があるところであり、近年増加傾向にあります。

一方、民間事業者がカフェ等を公園内で運営するためには、平日も含め一定の利用者が公園を訪れていただく必要があり、現在の公園の実情を勘案するとP a r k－P F Iの導入は困難であると考えております。

しかし、P a r k－P F Iの導入も含めた公園の利便性向上は本市の魅力向上にもつながることから、多くの皆様にご利用いただける公園を目指し、公園施設の魅力向上にまずは取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

そうですね、平日も一定以上の利用者を生み出すために、今後東野公園の新しい展開というのを期待したいと思います。

その中で、いきなりP a r k－P F Iはなかなか現状では難しいということだったんですけど、例えばキッチンカーであれば私は誘致できるんじゃないかなと思うんです。潜在的な需要がどれだけあるのかという市場調査の一環にもなると思います。導入コストがかかりませんし、公園が気軽に多彩な食を楽しめる、そういった魅力的な空間にもなる。利用者の増加、にぎわいの創出、地域経済の活性化、こういったものにも寄与することを期待できると思いますけれども、公園にキッチンカーを誘致することに対する考え方を確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

都市公園でのキッチンカーなどによる物販につきましては、都市公園法の行為許可が必要であり、許可が可能なものとしましては、催物による物販に限定しているところであります。

一方、公園利用者の利便性向上や、今後のP a r k－P F I導入検討に向けたキッチンカー等による社会実験は有効な手段の一つと考えており、都市公園法の趣旨や利便性向上の観点进行勘案し、公園の公共性や公平性を確保する中で、指定管理者における自主事業での実施も含めた検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

私もキッチンカー好きなんですけれども、本当にこのキッチンカーはSNSを活用した集客力というのはばかにならなくて、そのファンがやっぱり広域にいらっしゃるんで、SNSで、明日は例えば東野公園に行きますというようなことを言うと、もう市外からそれを目指して大勢の方がいらっしゃる、こういったことも期待できます。それで東野公園を知ってもらい、今後の展開も期待していただく、こういった方向性というのは非常に重要なことであり、アクセスのいい亀山市だからこそ、私は非常に可能性のある事業だと思いますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

この東野公園に関しては以上で終わりたいと思います。

引き続き、人口の増加傾向にある市北東部へ新たな公園緑地等を整備する必要性について。これは人口の重心、北東部と言いましたけれども、主に川崎地区などそういったところに移動している傾向がある中で、その周辺部、川崎地区周辺には公園というのが、小規模な公園が比較的多い。のぼのの森公園というのは歴史公園として整備されておりますけれども、子供たちが伸び伸びと運動、スポーツに親しむことができるような規模の公園ではありません。

都市計画上、人口重心に見合った都市機能の整備として適切な規模の公園整備が必要と考えますが、市の見解を伺いたしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

本市の管理する都市公園につきましては、総合公園が1か所、地区公園が2か所、街区公園が103か所であり、これら市が管理する都市公園以外にも県営サンシャインパークや里山公園、森林公園やまびこ、観音山公園など様々な公園が設置されており、市内全域を対象に多くの皆様にご利用いただいております。

また、北東部地域には日本武尊の御墓周辺にのぼのの森公園が設置されており、地域の皆様にもご利用いただいているところであります。

このような中、本市の都市公園は、令和3年度末時点で市民1人当たり公園面積が14.4平方メートルであり、全国平均や三重県平均を大幅に上回っているところであることから、現在は老朽化した公園遊具の更新を中心に、既存公園の利便性と安全性向上に取り組んでいるところであります。

このようなことから、現時点で北東部地域を含め、新たな公園を整備する計画はない状況であります。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

現時点で予定はないということでしたけれども、現実、若干地域的な偏りという点で、川崎地区ですと、やっぱり運動スポーツをする上では小学校のグラウンドをよく使われるということなんで

すけれども、休日なんかスポーツ少年団が使っていたら、なかなかそれ以外の子が使いえなかったり、そうなるべくとどこへ行くかとなると、東野公園まで子供だけで行くのもなかなか難しいですし、現実として、数字上は確かに大幅に上回っているということでしたけれども、地域によってはそういった状況が見られるのかなと思います。

その点で、1点提案したいことがあります。

これは、鈴鹿亀山道路と関係してくる話なんですけれども、川崎下庄線インターチェンジ周辺の整備計画というものを私は推進していく必要があると感じておりますけれども、そういった場合に、この市北東部、主に川崎地区周辺への新たな公園緑地の整備をその整備の中に位置づけていくことができないかというような提案です。

これは資料2つ目をご覧ください。

能褒野神社、日本武尊御墓周辺の歴史に触れられる歴史公園としてのぼの森公園、その延長として、その西側に新たな公園緑地の整備を提案するものであります。鈴鹿亀山道路の川崎下庄線インターチェンジからのアクセス性を生かして、広域からの来園者を期待できる新たな公園緑地になるのではないかと考えております。

鈴鹿亀山道路の川崎下庄線インターチェンジ周辺については、国道306号線、川崎庄内バイパスの開通も見据えて、そのポテンシャルを大いに生かすために周辺整備計画が必要だと考えております。まだ現時点では亀山市や地元の地域からもそういった動きは見受けられませんが、このポテンシャルを生かしていく、特に亀山市がやっぱりこの鈴鹿道路のポテンシャルを生かしていくためには今後必要な取組だと思います。

こういった鈴鹿亀山道路のインターチェンジ周辺の整備計画と併せた新たな公園緑地の整備について、市の考え方を確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

鈴鹿亀山道路は、令和4年度に新規事業化され、早期の工事着手に向け取組が進められているところであり、安楽橋北側の川崎町地内にインターチェンジが整備される計画となっております。

このインターチェンジの設置により、当該地域においては新たな土地利用の可能性が広がることから、今後、鈴鹿亀山道路の整備と併せ、インターチェンジ周辺の土地利用の検討が必要となるものと考えておりますが、広域道路網を生かした商工業の立地や住宅整備など都市的土地利用に対するポテンシャルが大きい地域と考えておりますので、これらを中心に土地利用計画の整備が必要であるとと考えております。

今回、ご質問いただきましたインターチェンジ周辺への都市公園の整備につきましては、将来に向けた当該地域のポテンシャルを勘案するとともに、インターチェンジに隣接するのぼの森公園が設置されている状況を考えますと、新たな都市公園の整備は難しいと考えております。

今後は、鈴鹿亀山道路の沿道に位置し、多くの方にご利用いただいておりますのぼの森公園の利活用の促進と施設の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

今後の人口重心の移動がどうなっていくか、こういったことも含めて現時点ではそういった考えということで、中期的に様々な視点からご検討いただきたいなと思います。

それでは、次の項目に移りたいと思います。

まずは次の項目、里山公園みちくさと森林公園やまびこ、この2つに関して伺います。

里山公園みちくさと森林公園やまびこに関しての、まず年間の来場者数、そのうちイベントによる来場が何割、どれぐらいを占めるかということ併せて確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

2つの施設の年間来場者数でございますが、亀山里山公園みちくさの過去5年間の総来園者数、合計で4万2,980人、年間平均いたしますと8,596人の方にご利用いただいております。そのうちイベントでの来園者数は、過去5年間で2,321人、年間平均464人の方にご利用いただいております。

また、亀山森林公園やまびこでございますけれども、過去5年間の総来園者数が合計で9,287人、年間平均1,857人の方にご利用いただいております。また、やまびこにおきますイベントでの来園者数は、過去5年間で536人、年間平均107人の方にご利用いただいております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

やまびこは非常に少ないなという印象をやはり受けます。

あわせて、管理運営体制とランニングコストについても併せて確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山里山公園みちくさの管理につきましては、開園当初より会計年度任用職員として管理人3名を雇用し、公園の日常管理、施設の清掃、草刈り、八橋・遊歩道の補修、来園者への案内、説明、監視、外来種駆除、展示物作成などを行ってまいりました。管理費につきましては、主に会計年度任用職員報酬でございまして、令和4年度の関係経費は約436万円となっております。

次に、亀山森林公園やまびこの管理につきましては、開園当初より公益社団法人亀山シルバー人材センターと森林公園管理利活用作業等業務委託を締結し、公園の日常管理、施設の清掃、草刈り、八橋・遊歩道の補修、来園者への案内、説明、監視などを行っております。管理費につきましては、主に施設管理等委託料でございまして、令和4年度の関係経費といたしまして約360万円となっております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

今後の運営に関してちょっと伺っていきたいんですけれども、特にやまびこの来場者数の少なさ、

先ほど年間1,857ということでしたけれども、これ新図書館1日当たりの今まで半年間で最大の来場者数2,108人なんですけれども、1日で追い抜かれているんですよね、非常に少ない。貴重な地域資源であるにもかかわらず、これを十分に生かし切れていないという現状、要するに、公園の管理はよくやっつけらっしゃると思いますけれども、多くの人を訪れる魅力ある空間にしていくための運営です、有効活用、こっちのほうの方向性というのはなかなか今この数字からは感じられないかなと思っています。

例えば、加太地区の持続可能な地域づくりにとって大きなポテンシャルがある場所ですので、まちづくり協議会に運営をお願いするとか、またキャンプ場としても運営できるようなポテンシャルがあると思います。指定管理して利活用を図る、こういったところでコストも同時に削減できますので、こういった検討がやまびこに関しては必要じゃないかと思っています。

また、みちくさについては、来場者数が年間約8,600だったということですのでけれども、決してこれも多い人数ではないと思っています。みちくさの今後の運営についても、十分な検討が必要だと思いますけれども、市の方針を確認したいと思っています。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

亀山里山公園みちくさの施設運営につきましては、自然環境の知識を有する会計年度任用職員を雇用しており、来園者に対しまして園内の動植物の案内や、自然環境に応じた維持管理を行っております。

今後につきましては、現在の施設運営手法は維持しつつ、研修等により職員の専門性をさらに高めてまいりたいと考えております。

また、園内の豊かな自然環境とこれまでの環境教育等の取組を客観的に評価いただくため、国が4月から開始した国のOECM制度、自然共生サイトの認定取得に現在取り組んでおるところでございます。従前の取組を継続するだけでなく、こうした新たな取組にチャレンジすることで、より多くの方に魅力を感じていただき、継続的にご利用いただける施設となりますよう、さらなる活用方法の検討を行ってまいります。

次に、亀山森林公園やまびこでございますが、当該施設につきましては、さらに活用の幅を広げられる施設であると認識いたしております。運営手法につきましては、議員ご提案いただきましたまちづくり協議会でございますとか民間活力の活用も含めまして、全国的に取り組まれている先進的な事例等の調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

この質問の内容は、平成31年の都市マスタープランにも、やまびこに関しては地元まちづくり協議会への働きかけを進めるというような表現がありましたけれども、やっぱりこれが全然進んでいないのが現状ではないかなと思います。先ほど答弁をしっかりとしてもらいましたが、しっかりとこれを前に進めていただきたいなと思います。

続きまして、石水溪キャンプ場の話に移りたいと思います。

3番目の資料をご覧ください。

亀山市内の主なキャンプ場、現時点では石水溪キャンプ場とかぶとの森テラスです。かぶとの森テラス、以前の名阪森林パークですけれども、平成30年度にかぶとの森テラスにリニューアルしてから大きく来場者を伸ばしているのが、このグラフから分かります。

さらにコロナ禍のキャンプブームを受けて、令和2年度には1万7,000人まで急増したところですけど、これちょっとグラフからは切れちゃっているんですけど、直接確認したところ、令和3年度は2万人を超えたそうです。

一方で、石水溪キャンプ場施設の利用者を比較したいんですけども、それなりに頑張っているじゃんと思うかもしれないですけども、実は研修施設の利用者も含んだ数字、緑色のやつなので、純粋なキャンプ施設の数字よりちょっと多い数字なんです。なので、まず確認したいんですけど、屋外研修施設の来場者を除いたキャンプ関係の施設の利用者数の推移、石水溪ですね、確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

石水溪キャンプ場施設バンガロー及びテント村の過去5年間の利用者数につきましては、平成30年度が5,737人、令和元年度が4,484人、令和2年度が2,851人、令和3年度が1,859人、令和4年度が3,780人で合計1万8,711人となっております。

令和2年度及び令和3年度の利用者数が著しく減少した理由につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため外出制限があったことに加え、施設の休館や県内在住の方のみに利用を制限した期間がございましたことが影響していると考えております。しかしながら、令和4年度の利用者数につきましては、コロナ禍以前の水準まで回復していないものの、徐々に利用客が戻っていている状況でございます。

一方、利用料金収入につきましては、少人数での利用が増加したため、コロナ禍以前の水準に回復してきております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

少ないですね、利用者数。

もう一度、資料3をご覧ください。

さっき大体説明してもらいましたが、大体5,000から4,000の幅、コロナ前に関しては5,000から4,000ということで、ちょっと脳内変換していただきたいと思うんですけども、やっぱり低い、相当低いと思います。その先、令和3年度に至っては2,000人を切っているということ。ちなみにかぶとの森テラスは令和3年度のときは2万人ですよ。だから、コロナ禍のキャンプブームを一切生かすことができていない、かぶとの森テラスはコロナで伸ばしているのに、やっぱりこっちは閉鎖もしていて、コロナ禍のそういったチャンスも逃して全く集客ができていない。こういった状況、あまりにもかぶとの森テラスと比較して見劣りすると言わざるを得ないと思います。

石水溪、非常にポテンシャルのある貴重な地域資源だと思います。ただこれやっぱり有効活用できていない運営のやり方に問題があると思います。こちら、もうすぐ指定管理の更新時期だと伺っておりますけれども、今までとは異なる運営方法で地域資源を有効活用できるように見直しを図っていくべきだと思いますけれども、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

石水溪キャンプ場施設につきましては、指定管理者制度を導入しており、民間の経験やノウハウを生かした管理や運営が可能となっております。

近年、キャンプやトレッキングがブームとなっており、オートキャンプやグランピングなど様々な形で自然を楽しむ機会がつけられております。石水溪キャンプ場につきましても、近くに亀山7座である仙ヶ岳や野登山、ミツマタの群生する天空の森があるなど、たくさんの自然体験ができる魅力ある施設でございます。

本年度末におきまして、現在の指定期間が終了となりますので、こういった施設の特性を生かして、キャンプ場を中心とした体験や周遊等、亀山版グリーンツーリズムの実現に結びつくような施設の運営についても指定管理者と共に考えてまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

とにかく、今までどおりでは駄目だということだけ強く申し上げたいと思います。そして、運営の見直しを図っていく上で大きな問題になるのは、亀山市石水溪キャンプ場施設条例の存在です。

条例で定められている一部の内容、これを今どきのキャンプ事情に合わせて改正する必要があると思っております。例えば、施設の利用期間、キャンプ場施設の利用期間は4月1日から10月31日までとするという、こういった規定があるんですけれども、今、冬キャンプも非常に人気なんですよね。私も年越しキャンプやりました、かぶとの森テラスで。非常に人気があります。ただ、条例で認められていないので冬はキャンプ場営業ができないという現状があります。

こういった条例の改正の考えというのはないか、確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、次期の指定管理に向けまして、応募者から石水溪キャンプ場施設の特性を生かした提案がなされることを期待しているところでございます。

その中で、亀山市石水溪キャンプ場施設条例に規定していますとおり、施設の利用期間につきましては4月から10月まで、また利用時間につきましては午後4時から翌日の午後3時までと定めておりますが、いずれの場合も指定管理者は市長の承認を得て変更ができるようになっており、現在も11月の利用には対応しているところでございます。

今後、応募者から提案があり、次期指定管理者の選定を行っていく上で、必要があれば条例を改正することも視野に入れて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

ぜひ、今後の運営に期待をしたいと思います。

それでは次に、遊具整備に対する方針でございます。

昨年12月の議会で質問した際に、市内の都市公園の数は103か所で遊具施設のない都市公園は40、そのうち住宅団地や工業団地造成等の開発行為によって設置された公園は33か所と確認しました。

その33か所、遊具がないミニ開発などで整備された小さい公園ですね、これ全てに遊具を設置することを求めるわけではないんですけど、いわゆるミニ開発が繰り返されることで、増加する住宅の数や子供の数に対して周辺に公園遊具施設が足りないというような状況が一部見られます。

あくまで周辺のそういった状況を勘案した上でですけれども、必要な地域には、開発業者に、例えば遊具設置を促したり義務づけたりと、そういった方向性はないのかということを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

近年の民間事業者による宅地造成等の開発行為に伴い、小規模な公園の設置が増加しているところであります。

このような開発行為にあつては、事前に事業者と公園の整備内容について協議を行っているところであり、協議に当たっては、開発行為により整備された宅地を取得される方が若年層やファミリー層を中心としていることから、公園への遊具設置を検討するよう協議を行っているところでもあります。

しかし、公園遊具の設置には費用がかかることから、遊具を設置することとした公園においてもスプリング遊具など費用を抑えた公園整備とされることが多く、中には遊具が設置されない公園も増加している状況であります。

今後も開発行為による公園整備の増加が予想されることから、開発事業者に遊具等の設置を進めるよう、他市の事例等を参考に手法の検討を行うとともに、民間事業者において遊具設置に向けた協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

なかなか単純に強制はできないということだと思います。

様々な先進事例もあるということで、研究されるということでしたので、それに期待したいですし、それだけ必要性を感じていらっしゃるのであれば、市の責任といいますか責務として、そういった地域の実情に応じて計画的に遊具を設置するということも含めてぜひ検討していただきたいなと思います。

それで、様々なテーマを上げて公園緑地等の整備運営方針について伺ってまいりましたけれども、

私は、緑の健都の実現に向けて、公園緑地整備というのが非常に重要なテーマだというふうにも考えております。この点においては、緑というのは分かりやすいかもしれないですけど、健康都市としてもやっぱり公園緑地というのは非常に重要だと思っています。

一方で、これまで申し上げたように現在の公園緑地の管理運営方法には改善の余地があるものが散見されます。地域資源の有効活用、また公園の遊具施設の計画的な整備や修繕にとどまらず、予防保全的な長寿命化対策であったり、またアーバンスポーツ施設の整備、さらには、できれば鈴鹿亀山道路周辺の整備など、こういった新たな展開にも目を向けるべきだと思っています。

このためには、市内の公園緑地整備の方針をまとめた計画づくりというのが必要ではないかと考えております。現在の都市マスタープランには、公園緑地整備の方針として2ページ分の記載はありますけれども、私はこれだと不十分だと感じております。市の見解として、公園緑地整備に特化した計画づくりに対する方針というものを確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

都市公園や緑地の整備の考え方につきましては、都市計画法に基づき策定した都市マスタープランの憩いの場整備の方針において配置方針等をお示ししているところであります。

一方、都市緑地法に基づき、都市における緑地の保全及び緑化の目標等を定めることができる緑の基本計画を策定する場合には、都市公園の整備及び管理の方針を定めることとされております。

本市では、市町合併以前の平成11年3月に緑の基本計画を策定し、取組を進めてきたところでありますが、市町合併後は緑の基本計画の改定は行わず、都市マスタープランに示した方針に基づき都市公園の整備を進めております。

しかし近年、市民の憩いの場の確保や健康の増進に向け、都市公園の機能充実の必要性が高まってきていることから、今後、緑の基本計画の改定を含めた都市公園の整備方針の整理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

前向きなご答弁いただきました。ぜひお願いしたいと思います。

それでは次の項目に移りたいと思います。

保育園給食に対する白米提供の方針、白米というかご飯なんですけれども、これに関して伺っていききたいと思います。

公立保育園における給食の提供方法に関して、以前から市民の方から疑問の声が寄せられております。具体的には、3歳児クラス以上の園児のご家庭は、月曜日から木曜日までの間ですけど、自宅で炊いたご飯をお弁当箱に詰めて持参をしなければならないということになっております。

なぜ各園で給食として提供することができないのかということです。保護者の方の多くは、この持参制度が非常に負担になっていると感じていると思います。自宅で毎日ご飯を炊き、お弁当箱に詰めるという作業、これは時間と手間を要します。仕事に出かける保護者にとっては、朝の準備時間、限られております。給食で提供されたら負担が軽減するというふうに期待をされております。

そこで伺いますけれども、公立保育園において、保護者が自宅で炊いた白米、ご飯を持参する形式、これを採用されている理由というのはあるのでしょうか。給食での提供が困難な要因を教えてくださいたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在、市内公立保育所におきまして、金曜日以外、3歳以上の園児が各家庭より昼食用の米飯を持参している、その理由についてでございますが、各園の給食調理室にて全員の米飯を調理、提供するためには、まず新たに米飯を盛りつけるためのスペースが必要となるほか、米飯用の食器を消毒する機器を導入する必要があり、その設置スペースも必要となります。また炊飯、盛りつけ配膳、食器洗浄等の作業を行う業務が増えるため、そのための人員が必要となります。

したがって、これらの状況を踏まえますと、各園における現状の設備及び給食調理員の配置状況では対応が困難な状況となっております。

なお、現在は金曜日に限り、カレーライスや丼物などの主食と副食を兼ねた献立にするなど作業内容等が大きく増えないように工夫することで、現状の設備と人員により各園での主食の提供が可能となっております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

金曜日だけはそのように負担軽減していただいているというふうには伺っております。

ただ、先ほども申し上げたとおりですけれども、保護者の方の多くはこの今の仕組みに負担を感じています。

市として、公立保育園でも給食で米飯、白米提供していくというような方針、今後の対策について伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在の各園における給食施設では、必要となるスペースの確保が困難なことから、今後も米飯の調理、提供が難しいものと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

今後、どう対策していく方針なのかということを知りたいと思うんですよ。今、就学前教育、保育施設再編方針、再編しているところですけども、これ重要なテーマとして、保育園給食における位置づけ、その解決すべき重要なテーマとして対策をするように、そのような検討をしていく、そういったお考えはありませんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在、就学前施設の再編方針の見直しをしており、それぞれの施設の統合等を考えておるところでございます。

可能性としては、そのような再編方針の中で対応も検討できるところがあるのではないかと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

何か苦しい答弁ですけれども、ぜひ今後前向きに検討していただいて、保護者の方のそういったニーズ調査もぜひ行っていただいて、ただ現に金曜日は白米を持参しなくてもよくなったということは、一定の必要性というのは行政のほうも把握をされている、認識されているというふうには感じておりますので、ぜひ今後の方針の中で対策をしっかりと位置づけていただきたいと思います。それでは、次の項目に行きます。

亀山駅周辺の駐車場整備についてであります。

これに関しては、以前の、さきの議会でも同じような質問をさせていただきました。半年が経過しまして、図書館に直結した商業施設のテナント、決まらない状況が続いておりますけれども、亀山駅前線はじめ、駅前のにぎわいというのはまだまだ不十分だと思っております。

これは、やっぱり商業施設用の駐車場というのが十分に整備されていないのが要因だというふうを考えております。

したがって、3月議会でも提言いたしましたけれども、短期的には図書館の駐車場、これはなかなか地下駐車場、そして外の駐車場ございますけど、全ていっぱいになるような状況というのは、この半年間、少なくとも私が見てきた中ではほとんど見受けられません。この図書館駐車場を駅周辺の商業施設利用に対応するということが有効だというふうを考えております。

商業施設を利用する際に、同時に図書館に立ち寄ることも想定されますので、図書館の利用を促進することにもまたつながるのではないかと思います。これは都市開発に関する重要なテーマでもあります駅前のごともありますので、4月に就任された理事に質問したいと思いますけれども、図書館駐車場、駅周辺の商業施設利用に対応する、こういったことについてどのような方針をお持ちか伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

4月2日付で理事を拝命いたしました亀淵でございます。都市政策担当でございますので、亀山市の都市政策に関わる様々な案件の横断的な調整や土地政策の立案などに携わり、将来のまちづくりに向けた都市施策を推進してまいりたいと考えておりますので、何とぞ今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、今ご質問のございました図書館駐車場の駅前テナント等、駅前の商業施設の併用ができるかというところでございますが、市街地再開発事業によりまして整備いたしました再開発ビルの地下駐車場につきましては、図書館用の駐車場として市が保留床を取得したものでございます。

本年の1月に図書館開館以降、図書館条例に基づき、図書館使用者が使用いただいております。

一方、現在のテナントが決定されていない商業施設につきましては、各テナントが最低1台利用できるよう、地上に4台の駐車区画が設置されているところであります。

このような中、今ご提案がございました図書館の駐車場の商業施設利用者の利用に当たっては、図書館条例における駐車場の取扱いや商業施設利用者の駐車場の利用方法など様々な観点からの整理が必要であるとともに、商業施設が亀山駅周辺のにぎわいの創出に与える影響等を総合的に考える必要があると考えておまして、商業施設所有者の意向や図書館運営に与える影響等を確認した上で、図書館の地上駐車場利用の可否も含めまして教育委員会と協議をしてみたいというふうと考えております。

○議長（森 美和子君）

草川議員。

○4番（草川卓也君登壇）

前回の議会の答弁よりは少し前向きになったのではないかなと思います。

前回は、需要と供給のバランスを見て検討していきたいというような、そういった答弁をいただきましたけれども、発想の転換で、駐車場の供給によって商業施設を呼び込み、さらなる需要を生み出すという、その必要があるのが現状の亀山駅前であるというふうに認識しております。ぜひとも前向きに、そして早期決断をお願いしたいと思います。

最後の項目に移ります。

ChatGPTに代表される生成AIについてでございます。

市の一般的な業務や学校現場へ導入することで、どのような効果が期待でき、また導入方針についてはどのような考えを持っているか、方針を伺いたいと思います。効果と導入方針、両方もう一気に入りますのでよろしく願いいたします。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

ChatGPTなどの生成AIは、画期的な技術革新として膨大なデータから情報を収集し、文書等を生成できたり、作業を効率化でき、時間短縮につなげられるなどのメリットがある一方で、情報の正確性を欠いたり、機密情報の漏えいや個人情報の不適正な利用、著作権侵害のリスクなどのデメリットも指摘されているところでございます。

行政事務におきましても、神奈川県横須賀市など一部の自治体等で文書の作成、要約、校正や問合せ対応などの業務効率化のツールとして既に実証実験が行われている事例もございしますが、一方で、先月には国の人工知能に関する政策の方向性を議論するAI戦略会議におきまして、生成AI等に関する暫定的な論点が整理され、懸念されるリスクが示されたところでもございしますし、また今月に入りましては、国の個人情報保護委員会から生成AIサービスの利用に関する注意喚起等も示されたところでございます。

一方で、ChatGPTはシステムに対する懸念等に対応するため、一部システム改良等も図られているところでございまして、こうした昨今の動向を踏まえまして、本市の行政事務におけるChatGPTをはじめとした生成AIの活用につきましては、国の動向を注視しつつ、他自治体の

検証結果等の分析や、具体的効果の把握、課題の整理などその活用可能性等について調査、研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

ChatGPT等、いわゆる生成AIの学校現場での利用につきましては、様々な活用方法、活用場面が想定されるものでございます。

特に学習の基盤となる資質能力である、問題を発見、解決したり、自分の考えをまとめたりしていくための情報活用能力の向上など効果が想定されるものでございます。また、教職員の資料作成や情報収集、評価などの効率も見込まれ、校務の負担軽減の可能性もあるものでございます。

一方、児童・生徒の創造性に対する影響、個人情報や著作権保護のリスクなど様々な懸念の声があり、リスクの整理が必要と言われております。

今後、文部科学省では生成AIの学校現場での利用に関するガイドラインを策定、公表する予定でございます。教育委員会といたしましては、様々な情報収集をするとともに、そのガイドライン並びに県や他市町の状況を注視しつつ、学校現場における生成AIの活用について検討してまいります。

なお、ChatGPTにつきましては、これを提供いたしますOpenAI社の利用規則によれば、この利用につきましては13歳以上である必要があり、18歳未満の場合は保護者の許可が必要であるとされておりますことから、この利用につきましては、利用規約を踏まえた対応が必要になると考えているところでございます。

○4番（草川卓也君登壇）

ChatGPTの充実した回答、ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（森 美和子君）

4番 草川卓也議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

明日16日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 3時59分 散会）

令和5年6月16日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

令和5年6月16日（金）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	市民文化部次長兼 関支所長	松村大君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	総務財政部参事	杉本良則君
市民文化部参事	桜井伸仁君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田達也君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	豊田達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君

●事務局職員

事務局	長	渡邊	靖文	書	記	新山	さおり
書	記	稲富	正充	書	記	西口	幸伸
書	記	山北	康仁				

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

おはようございます。

今日は、子供たちのことについての一般質問3題上げさせていただきました。通告に従い、質問させていただきます。

まず1点目、児童センターについてです。

私、今まで、今ある亀山の児童センターの不具合についてよく質問をさせていただきました。今日はそこが切り口ではなくて、そもそも児童センターって何のためのどんな施設なんだということについて、ちょっと聞いていきたいなと思っています。

児童センターと亀山はいいですけど、児童館と言われているものもあります。そもそも、この児童センター、児童館というものは、誰のためのどんな施設で、どんな基準で建てられているのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

おはようございます。

児童センターは、児童福祉法第40条に規定されております児童厚生施設でございます。児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的に設置されるものでございます。

また、その設備及び運営については、具体的には厚生労働省令の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定されており、その第37条に設備の基準として、児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けることが規定されております。ほかには、38条には

児童の遊びを指導する者を置かなければならないことと、その者の要件を規定しており、第39条には遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事情を、第40条には保護者との連絡に関する事項が規定されておりまして、これらが児童センター等の満たすべき最低基準となっております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

資料を出していただきたいと思います。

これは厚労省のホームページから一部取り出してつくってきたものなんですけれども、小型児童館と児童センターというものがあって、大型児童センター、もっともっと大きいものがほかにもあるんですけれども、亀山に関係するものとして、この2つを取り出してつくりました。

先ほど基準を言っていただきましたが、まず職員配置基準というところを見ていただきたいんですけれども、小型児童館のところを見ますと、2人以上の児童厚生員を置くほか、必要に応じ、その他の職員を配置とあります。それで、児童センターのところを見ますと、左記というところで同じということですよ。それに加えて、その他の職員を配置する場合は、児童センターというのは下のほうを見てもらったら分かるように、体力の増進に資するいろいろなものがあるということが小型児童館と違うところなんです。だから、その指導に関して知識技能を有する者を置くことが望ましいと書いてあるわけです。ですから、児童センターと名のするためには小型児童館の要件を満たしていなくてはいけないということが分かると思います。

この職員配置基準のところ、2人以上の児童厚生員を置くという最低の基準ですけれども、ここについてはいかがですか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

ご指摘の児童厚生員ですが、現在、運営基準によりますと「児童の遊びを指導する者」と言い換えられておりまして、その要件でございますが、児童福祉施設の職員を養成する学校、その他の養成施設を卒業した者、保育士、社会福祉士、それと2年以上児童福祉事業に従事した者、教諭の免許状を有する者、それから大学及び大学院等で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、もしくは体育学に相当するような課程を修めて卒業した者の中、設置者が適当と認めた者というふうになっております。

現在、亀山児童センターに配置されている2人の指導員につきましては、この要件を満たしているものと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

いつも、私も自分の子育てのときからお世話になっていたセンターなんですけど、とてもいい方がいらっしゃって、親の相談にも乗っていただいて非常に居心地よくしていただいているんですが、だから要件としてはとてもいい方にいただいているんです。ただ、この2人以上という基準ですね。これは今会計年度任用職員を2人置いていただいていると思うんですけれども、ここでいう

基準の2人というのは、私は2人を雇ってればいいというものではなく、この施設に子供たちが遊びに来たら、必ず2人の職員がいるという意味だと思うんです。そういう意味で、ここはどうですかというふうに聞いたんですけど、いかがですか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在、常時2名が常駐するように努めておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

会計年度任用職員は年間に240日働きます。そして、この児童センターは年間約300日開設しておられます。300日の開設に2人ずつ充てようと思ったら、延べ600人の人間が要ることになります。そうですね。でも、この240を2掛けても600にはなりません。単純に計算しただけでも、2人の職員がいない日が必ずあることになります。そして、その1人の職員につき年次休暇や夏季休暇があります。それらを計算すると年間の約半分は1人勤務になるんです。算数上は、これで2人の職員を配置しているということにはならないと思うんです。

そういう意味で次の質問に移りたいんですけども、一体、亀山のあの児童センターは本当に児童センターと言えるのか。それとも小規模児童館なのか、私、ずうっと考えました。何でこんなにいろいろなトイレや何やいろいろ言うてんのに直してもらえへんのやろうかと調べたときに、いろんな基準があって、面積基準もありますね。一体、この亀山市のあそこにあるものは児童館なんだろうか、児童センターなんだろうかとちょっと分からなくなったんです。

人が2人必ずいるということの問題と面積の問題について特に特化して、亀山市のあそこは一体何なのか、基準に照らして何なのかということをお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

亀山児童センターにつきましては、いろいろな児童館の種別のうち、児童センターに該当するものと考えております。

先ほど言っていたいた人的な面につきましては、確かに2名しかいないところで年休等を取ってしまうと、そこでお休みがされると1人になってしまうというような部分もあると思います。ただ、それにつきましては、できるだけ児童等が、利用者が多いときには休みを取らないとか、そういうような工夫をすることで、できる限り2名が常駐するように、対応できるような形を今努力しているところでございます。

亀山児童センターの施設のまず状況につきましては、児童福祉法に基づく厚生労働省令の先ほど申しました児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に示されております設備の項目によりまして、児童センターの建物の広さなんですけど、原則として336.6平方メートル以上となっておりますが、例外として、相談室、創作活動室等を設けない場合は297平方メートル以上として差し支えないものとなっておりますので、現在その基準を満たしているものと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

できるだけ人の少ないときとおっしゃいますが、子供たちは予約して行くわけではありません。それで300日のうちに約150日が1人勤務という中で、子供たちの発達を支援すること、安全を守ることができるとは私には思えません。

少なくとも、小型の児童館のこの最低基準をクリアできるようにするべきではないかと私は思っています。そして、今児童センターの基準であると。先ほどの表をもう一遍出させていただきたいんですけども、小型児童館ですと217.6平方メートルでいいんですけども、児童センターだと336.6平方メートル以上で、相談機能があいあいに移りましたんで、その分少なくともいいよということを言われていますが、2階にはかめのこのファミリー・サポートの事務所もあって、そこは児童センターとしては使っておりません。

そういうことを鑑みまして、本当に面積基準も、階段のところも荷物がいっぱいですし、いろんな問題もある中で、今日は特に人のところについてもう一回お聞きしたいと思います。

できる限りといいながら約半分が1人勤務ということについては、これは問題だというふうにはお思いにならないでしょうか。いかがですか。課題だと認識されているんですか。これからよくしようとされているんですか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在のところ、この2名でできる限りの対応をしており、機能を果たしていると考えておりますので、現在のところ増員の予定はございません。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

いろんな施設が古いままでもよくて、人も1人勤務がこんなにたくさんあるままでよくて、誰も使っていないなら仕方がないんですけども、この利用状況はどうですか。

例えば昨年度、どうですか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

亀山児童センターは、18歳未満の全ての子供が対象となっております。令和4年度の利用者は5,808名でございまして、その内訳としましては、小学生が最も多く、2,235人、乳幼児が1,056人、中学生が731人、高校生が36人、一般が1,750人となっております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

あの古い建物で、40年以上ですか、あの中でよく使ってもらっていると思いますよ。そして、

中学生や高校生も、年間に中学生731人、高校生36人、幼い頃来たこの児童センターにふらつと寄って、卓球をしていくわけです。先生、ちょっと寄っていったいいと来るわけですよ。そういうとてもいい施設であるだけに、私はもっとこれから児童センターのガイドラインも国で新たにされたところです。それはなぜかという、もっとも子供たちの権利を保障しなくちゃいけない。子供たちの遊びをもっと支援しなくちゃいけないという、もう本当に全国的な、国際的な願いじゃないでしょうか。

そんな中で、先ほども言いましたけれども、300日ある中で約半分が1人勤務、それでまた来年度から安全計画なんかも、学童もそうですけれども、していかななくちゃいけません。運動の指導をしようと思っても、卓球台やマットや一輪車や、そんなものを出したときに、たった1人で、ほかの赤ちゃんやそんなん遊んでいるところを見るということは、大変危険が伴います。

そんな中で、増やすつもりはないと、そのまま子供たちの環境はいいと。私は、このことについては問題だと思うんですけども、市長もそうお思いですか。このままでいい、子供たちの本当に大切な居場所、たった一つしかないんですよ。子供たちって自分の校区ぐらいしか普通動かないんですけども、自分の意思で行ってよくて、自分の意思で遊んでいい場所ですよ。西小と東小ぐらいの子しか遊べません。でも、送ってもうてでもあそこへ行く子もいます。子供の大事なりです。ここをもっとよくしていくという、特に人的な、この1人勤務が半分もあるという状況、このままでいいとお思いですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

本市は、いわゆる昨年この児童福祉法の改正がなされましたけど、今議員ご指摘のような、今日は児童センターのご指摘をいただいておりますけれど、この法改正の趣旨、あるいはそれ以前からの子供に関わる支援の在り方、あるいは母子保健に関わる環境の充実、これは力を入れて今日まで進めてきているところであります。

そういう中にありまして、今ご指摘の昭和55年に開設をいただいたこの児童センターは、非常に貴重な役割を担ってきており、ハードの面では、これも従来からご指摘のように少し老朽化しておりますので、そこは雨漏りにせよ、トイレの問題にせよ、段階的に充実をさせていきたいと思っておるところであります。

また、その運営につきましては、人の問題、マンパワーの話、ご指摘でありますけれど、現在としては様々な工夫を凝らしながら、現状ご利用いただく皆様のサポートをさせていただくという意味では十分ではないかも分かりませんが、しかし一定の機能を果たしているというふうに考えておるところであります。

ファミリー・サポート・センターの話もいただきましたが、この施設にかめのこが入っていただいていることによって、その児童センターでの機能、それからファミリー・サポートを行っていく、この連携が取れておるといのも、これまた事実でございますので、それら含めて、さらに可能な限りの、マンパワーも余裕があれば、これは児童センターに限らず放課後の子供対策もそうですし、その他たくさんのところも予算だけの問題だけではなくマンパワーの問題も含めて、限りがある中

で最適な状況をつくっていくということは当然でありますので、そこはしっかり見極めて対応させていただきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

余裕があればやっていただくみたいな言い方でしたけれども、人は、ゼロと1は大きく違いますし、1と2も大きく違いますよね。1人だけだと、私たちは学童保育なんかで経験しましたけど、たとえ子供が二、三人でも、救急車を呼んだときにどうしていいか分からないんですよ。大人が1人だと。子供がどこか行っちゃったと、探しに行かんなんらんとっても、大人1人だけだとどうしていいか分からない。本当に危ないんです。大人1人ということは。

そんな環境に子供を置いて平気である大人でいいのかということをおは問うております。余裕があったらすることではなくて、一番初めに手だてをすることだと思います。他の市町のことも聞こうと思いましたが、このところでもあまりにもぬるい答弁なので、そのところは割愛したいと思います。

まずは、人を必ず少なくとも2人は手だてをすること。今150日が1人勤務ですよ。また誰かを雇っても、その人もまた年休を取らんなんし、夏季休暇がありますやんか。本当に子供たちの安全のために、ぜひとも人の手だてをしていただきたいと思えます。

次の質問に移りたいと思えます。

放課後等デイサービスについてです。

放課後等デイサービスというのは、2012年、平成24年の4月に児童福祉法に位置づけられた新たな支援であります。利用する子供たちや保護者のニーズは様々で、障がいのある子供たちなんですけど、本当に障がい自体も様々で、親も様々で、支援の内容も多種多様であります。支援の質の観点からもいろんな課題があるという今指摘がされておって、厚労省でも障がいのある子供たちの通いについて、いろいろずっと昨年度から検討をされているところでもあります。

放課後等デイサービスというのは、小学校、中学校、高校に就学している年代の子供たち、障がい児に、授業の終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を供与することとされていまして、今あるデイサービスの中で、学校や家庭とは異なる時間や空間、人、体験などを通じて、個々の子供の状況に応じた発達支援を行うことによって、子供の最善の利益の保障と健全な育成を図るものであるとガイドラインにも記されております。

この放課後等デイサービス、亀山には一体どういう状況にあるのか。何か所あって、どういう内容のものがあるのか伺いたいと思えます。

○議長（森 美和子君）

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

おはようございます。

放課後デイサービスにつきましては、今議員のほうからご案内していただいたとおりでございます。市内にあるこの事業所がどうなっているのかというご質問でございます。まず、その事業所数、並びに定員数について答弁を申し上げたいと思えます。

亀山市内にあります放課後等デイサービスの事業所につきましては、平成25年頃から徐々に整備をされ、現在、川合町、それから能褒野町、羽若町、北鹿島町、東御幸町、天神、菅内町、関町地内に各1か所ずつ、計8事業所がございます。これらのうち、1つの事業所は重症心身障がい児を対象としました通所支援サービスを実施する重度心身型の機能を有してございます。

それから、ほか3事業所につきましては、これは未就学の児童に対するサービスですが、日常生活における基本的な動作や集団生活に適応するための訓練を行います児童発達支援、これを並行して実施しておるところがございます。

それから、また令和4年6月から新たに開設をされました事業所につきましては、医療的ケアが必要な児童にも対応しておるところでございます。

事業所の定員につきましては、7事業所が各10人、それから重度心身型の1事業所につきましては5人となっておりますことから、市内事業所の定員の合計としましては75人となっております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

大分増えて、亀山市にも8か所あるということで伺いました。

これは18歳の子供まで、学童保育ですと小学校の卒業までなんですけど、放課後等デイサービスでは18歳までのお子さんを見ますので、18歳以上になると就労ということもあると思うんですけど、そういうところにも、例えば特化したような療育をされているようなところはあるんですか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

高校生期になれば、当然その後の就労というところへのつなぎのいろいろな訓練や指導というものも必要になってくるかと思えます。そういう仕組みを持った当然事業所もございまして、特例的には、高校を卒業しても一部特例的に、一時的にはこの施設を利用するというような特例枠もあることとございますので、極力この放課後等デイサービスを利用する中で社会的に自立できるような訓練等も、デイサービスの中で培っていただくような取組もされておるといふふうに認識してございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

それぞれの養護学校ですとかもやっているでしょうし、このデイサービスの中でそれぞれ取組もされているだろうというようなことでしたね。

私がこの問題を取り上げましたのは、つい最近にも通っていた放課後等デイサービスが急に閉鎖するということになって困っちゃったというような、そういう事案があったり、あとは改正前の1年間の教育民生委員会の中で、児童発達支援センターについて調査・研究したときに、この放課後等デイサービスの皆さんとお話をしたり、またそこへ出向いて見学させてもらったりする中で、非常

に大変、お会いする時間をつくるのも大変でしたし、中も本当にたくさんのお子さんでいろんなメニューの療育を考えていらして、そして親御さんからもなかなか曜日によって入れないというような声も聞くことがここずうっとありましたので、一体亀山の状況はどうかかなあと改めて今回取り上げさせていただいたんです。

グレーゾーンと言われる方から重症の心身の方とか、医療的ケア児とか、いろんな本当に幅広い子供さんを見る中で、この亀山の施設で足りているのか。常に待機児童というのを把握されているのかということをお聞きしましたら、そういう仕組みにはなっていないということだったので、今回取り上げさせていただきましたので、どういう状況か調べてくださいとお願いしましたので伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今回、市内の各事業所のほうに問合せをさせていただいたところ、1つの事業所のほうで3人の方が、その事業所の利用をお待ちになっていることが確認できたところでごさいます、それ以外の事業所では、利用待ちは現時点ではないというところで把握をしたところでごさいます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

それほど待機が多いわけではないというふうな言い方だったと思います。

私はこの3人の方の障がいがどういう程度なのか、どのくらいお待ちなのか、家庭ではどんな状況なのかと思うだけで胸が詰まるわけですけれども、私の皆さんと話している感覚では、たった3人という感じじゃないんですね。

というのは、学童保育だと1つの施設にずうっと行くわけですけれども、放課後等デイサービスですと、その方の障がいによったり、いろんな事情によって2つ、3つと掛け持ち、いろんな施設に行くことができるんですね。そんな中で、日々とてもたくさんあって、この日は行けなかったからこの日にとか、兄弟が風邪を引いていたら預かりませんと言うているから、その日はこの日にとか、もう綱渡りのように放課後等デイサービスを利用していらっしゃる方のお話を伺いました。本当に大変だと。

特に、どの段階の障がいの人も大変ですけれども、重度の方なんかですと、1日行くことでその子の成長がすごく違うわけですね。だから、例えば重度の方にお聞きしたところ、本当に重度の方ばかりのそういう施設の中にいたときと、いろんな方、元気な子も交ざっていらっしやったときとでは全然帰ってきたときの子供の育ちが違くと。非常にコミュニケーションがよくなってきたときもあれば、本当にきちっと丁寧に重症の子のケアをしてもらうというところもあるし、いろんなところへ行くことによって子供は育っていく。だから、本当に安心してきちっと預けられるところがあるということが非常に求められているという親御さんの話をお聞きしました。

また、私たち教育民生委員会でもお話を聞いたところだと、こういう施設があることすら知らなかったと。分からなかったから、普通に保育園、小学校へ行って、それで学童保育に支援をつけていただいて、幼稚園でも保育園でも支援をつけていただいてしのいできた。こういう放課後等デ

イサービスというものがあるということを知ったのは、例えば障がい児仲間のネットワークで知ったとか、まだまだ待機にさえ届いていない方が、もしかしたらたくさんいらっしゃるんじゃないかということも思われるんですけど、足りないというか、いろんな多様な中から、障がい児だからこそ選べる状況じゃなくちゃいけないと思うんですけど、いかがでしょうか。もう十分足りていると思われていますか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

放課後等デイサービスの事業所が足りているのかというご質問でございます。

放課後等デイサービス事業所につきましては、鈴鹿・亀山圏域という中で三重県が一定の計画をもって供給量の計画立てをしておるところでございますが、数だけでいえば、当然津管内と比較しても大きく不足しているということではございません。

ただ、議員申し上げていただきましたとおり、個々の障がいに応じた、そのケースに応じた選択肢が増える事業所がたくさんあるという状況につきましては、各障がい児をお持ちの親御さんとかご本人についても非常にいいことであるだろうということは考えるところでございますので、この整備等につきましても、民間事業所並びに県と支援をしていく必要があるとは思いますが、それにつきましては、今不足しておる指導員の確保でありますとか、ちょっと冒頭にもございましたとおり就労に向けた支援の仕方が、まだまだ事業所にとっては不足するところもあるというようなことも聞いてございますので、こういう部分について地域で支えていく必要があるというふうにご考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

決して十分足りているという認識ではないということは確認しました。

就労のこともそうですけれども、十分に子供たちの障がいに合わせて選んであげられることが必要です。今3人の待機と言いましたけれども、鈴鹿圏域、鈴鹿と亀山の中で行けばいいわけですが、本当にいろんな事情があって他市に行っている方もいると思いますので、亀山の子供の中で、どんだけが亀山の中で施設に行っていて、市外にも行っていると思うので、その人数についてお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

亀山市在住の方で、市内外問わず、この放課後等デイサービスを利用されている方の人数につきましては、令和5年5月末現在で小学生が93人、中学生が24人、高校生期の方が19人、合計136人の方が利用してございます。

その中で、市外の放課後等デイサービス事業所を利用されている方の人数でございますが、鈴鹿市の事業所には52人、四日市市の事業所が6人、津市が2人、松阪市が1人で合計61人ですが、そのうち19人の方は亀山市内の事業所も併用されているという状況でございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

今回こうやって人数をいろいろ聞いてきたわけですが、そもそも県が所管する部分ではあると思うんですけれども、亀山の子供たち、障がいをお持ちの子供たちが一体どういう状況なのかということ、亀山市が把握することは必要だと思います。

やっぱり、まだ今のところ8つぐらいの施設で、時々どうですかということをお聞きすることは可能だと思いますので、どういう状況なのか、待機のほうはどうなのか、その待機している方がどういう状況なのかということをしつかりと聞いていただくことが大事だと思いますし、あと、質の担保ということについては国でも議論されていますけれども、本当にすごい障がいのいろんな幅がありますので、結局は人手がかかる重症の方がなかなか入れないとかいう問題があったり、デイサービスの質の問題であったり、それとか、報酬改定が4年に1度されますけれども、一生懸命やればやるほど赤字になってしまうということで、前の報酬改定のときも大分そういう問題もありました。

ぜひとも、県の所管だからということではなく把握していただきたいと思うんです。これは私はちょっと言っていないんですけど、今国の厚労省の資料を見ていましたら、やはりこの協議会というものをしっかりと立ち上げて、そういう把握をするべきじゃないかということ言われているんですね。放課後等デイサービスの協議会であるとか、今から質問します児童発達支援センターのこともそうですけれども、医療的ケア児の協議会であるとか、そういうつながりをつくってしっかりと把握すべきじゃないかということ言われています。

市の所管ではないにしても把握するとか、時々質をチェックするとか、そういう協議会なんかを、つながりをつくっていくという仕事が必要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

すみません。答弁に入る前に、先ほどちょっと私の答弁の中で、令和4年6月から新たに開設された事業所で医療的ケアが必要な児童に対応しておるといような答弁をさせていただきましたが、これは令和5年6月から開所ということですので、訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

それから数の把握でございますが、当然市のほうで直接これを把握することが今のところ困難な状況ではございますけれども、市内の事業所並びに計画相談員のほうに照会をすれば、待機待ちというのも分かるところでございますので、今後随時こういった計画相談員等を通じて、利用申込みの状況等は確認をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

数のことはこれからしていかれると。協議会などとして、いろんな障がいのある方のつながりをつきつくりたいと思います。

私たちが前に教育民生委員会で感じたのは、本当に多種多様な施設を造るためには、誰かがもうちょっと支援するべきなんじゃないかなと思ったわけです。

すごくこれは新しい施設なので、どんどん増えてはいますけれども、やっぱり報酬改定で、先ほども言いましたけれども、一生懸命やればやるほど赤字になってしまう。障がいの軽い子によって人手を少なくして、人件費を少なくして利益を上げることは可能ですけれども、本当に一生懸命やるといい施設を造るということについて応援することは必要かなと思うんですけど、そこについていかがですか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

この放課後等デイサービスにつきましては、収益のうち9割が公費負担となっております、一般的には安定した事業とされておりますことから、設置に係る補助支援がない中でも事業所数は急激に増加をしているところでございます。

その中で、議員申されましたとおり、やればやるほど経営も苦しくなるのではないかというようなご指摘でもございますけれども、市といたしましても、子供のニーズに応じた適切な支援サービスの提供のために、この放課後等デイサービスにおける人材の確保やサービスの質の向上が図られるよう、設置補助を含め必要な支援について、国及び県にも働きかけてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

稼いでお金をためなくちゃいけない施設ではないのであれですけれども、本当に人のことですので、特に学童保育もそうですけど、学童保育で見ているときもそうですけど、学童保育よりも専門的な人を雇わなくちゃいけませんので、国が言っているそのお金でそのまま充てたら、ここのニーズが全部満たされるかという、それは違ってくると思いますので、ぜひとも実情を見ていただきたいなと思います。

次の質問なんですけれども、児童発達支援センターです。

これは、ずうっと児童発達支援センター、私も前の議事録を見ていましたが、令和元年に造ると言っていたのに何で動かないんだという質問をしていて、令和5年になりますと言っていて、令和5年じゃ遅いじゃないかという質問をしていたのを見ていたんですけれども、5年になりました。あのときは認定こども園と併設ということで計画もありましたし、いろんな事情もあったんですけど、今は国が、先ほどの放課後等デイサービスなど障がい児の通いをもっともっと豊かにしなくちゃいけないということで、厚労省が議論をしている中で、児童発達支援センターをもっと機能を高くしようという議論になっているんです。

だから、ないところをどうしようという議論じゃないんですわ。もう既にあるという基本の下で、この機能をどうやったらもっと子供たちと地域とつながられるか。子供たちはもっと発達できるか、もっと親に寄り添えるかということを議論しておられるんですね。

そんな中で、亀山市は、もう一回聞き直しますけれども、市として児童発達支援センターを設置

する意思があるのか、設置するのかどうか伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

児童発達支援センターにつきましては、国の指針において各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置するとの目標が示されております。

ただ、本市におきましては、発達に困り感のある子供への発達支援につきましては、従来から療育相談事業として就学前の児童に対し、集団または個別の療育を実施している。そんなような状況でございますが、より幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援機能を持つ児童発達支援センターの設置には、いまだ至っておりません。したがって、市といたしましては、地域の中核的な拠点となる児童発達支援センターの設置が必要であると、そのように認識しております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

療育をやっていることはよく分かっています。ほかの障がいの枠ももっと広げて、地域の課題にも取り組んで、センターを造っていくということを今改めて確認しました。

それでは、いつこのセンターが設立されるのでしょうか。それに向けて、今は何をどのように進めておられるのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

現在、児童発達支援センターの設置に向けた機能の確保につきましては、必要な資格を持つ職員の配置に向けまして、現在、児童発達支援管理責任者と計画相談員について、それぞれ1名の市職員が資格を取得しております。また、市内各園の現場において、保育士等の支援技術の向上を図るため、みえ発達障がい支援システムアドバイザーとして認定された職員1名を子ども支援グループに配置しておりますが、本年度はさらに保育士1名をこのアドバイザーの育成のための研修へ派遣し、発達支援に関する専門性を持つ人材の育成を図っております。

また、本市で従来から実施しております療育相談につきましては、日々充実を図っているところでございますが、さらに本年度より各公立園の主任保育士等を対象に、園の現場において効果的な支援を実践できる人材を育成するための保育力向上研修を実施するとともに、子育てに悩みを持つなどの保護者が家庭での子供との関わり方等を学ぶペアレントトレーニングの講座を実施するなど、現在、支援機能の充実に取り組んでいるところでございます。

児童発達支援センターの整備につきましては、既存の公共施設等についても活用の可能性を検討することで、財政的な負担の軽減と全体的な公共施設の有効活用を図ることが可能となることから、現在見直しを進めております亀山市就学前教育・保育施設の再編方針との整合を図りながら具体的な検討を進めてまいります。それがいつになるのかというようなことにつきましては、その再編方針の見直しと合わせながらということでございます。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

今は人材を育成していただいていると。園でも充実させていただいていると。

建物については保育の施設の再編方針を見ながら様子を見ておるといふところでしょうか、その再編方針はいつ決定されるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

遅くとも本年度中には見直しを終了し、報告させていただきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

その保育施設の再編方針の中に、児童発達支援センターをどこに位置づけるかということも含めた再編方針になるわけですか。それだったら、今年度中にそれが決まって、2年とかそういう期間でもってできるのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

再編方針とそれから児童発達支援センターの整備方針を同時並行で考えていきながら、できるだけ間を置かずに制定したいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、今令和5年ですから、5年のうちに方針が決まって、遅くとも3年、令和8年度末にはできておるぐらいのめどで考えていいのかどうかということと、あと、何も建物がないままで、今までも言いましたように、障がいかもしれない、育てにくい、孤独な子育てをしておられる親御さんは一体どこに相談に行ったらいいのかということで、迷える子羊のように悩んでおられる方がいまだにたくさんおられます。その方について、出来上がるまではどうしたらいいのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

児童発達支援センターの整備の設法のいつかということにつきましては、既存の公共施設を使うというふうになりましたら、その辺りの整合性も取らなければいけないので、今はいつというふうにはちょっと明言できないというようなことでございます。申し訳ございませんが。

児童発達支援センター設置までの間ではどのように子供や保護者等の対応を行うのかということにつきましては、現在、子供、子育て相談のワンストップ窓口といたしまして、総合保健福祉センターあいあいの東側入り口より入っていただいですぐ右側にございます8番窓口におきまして、全

ての子供、女性とその家族の相談を受付し、必要な部署へのご案内をさせていただいているところ
でございます。

また、相談の中で特定の疾患や発達障がい、DV、虐待など、継続的で専門的な支援が必要と考
えられる場合には関係機関と連携し、必要となる専門的な相談支援に効果的につなげているところ
でございます。子供、子育てなどに相談のある方につきましては、ぜひ、このあいあい8番窓口
にお越しいただきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

福沢議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

新設でも私は3年とと思っていますので、8年かなと思ったんですけども、それまでは8番窓口
で、どんな方でも子育ての相談を言っただけということを確認いたしました。ありがとうござ
いました。

○議長（森 美和子君）

11番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

勇政の櫻井でございます。一般質問させていただきます。

特に市長、持ち時間が少ないもので答弁は簡潔に頼みますね。それだけお願いしておきたいと思
います。

それでは、通告させていただきました水道料金について。

水道料金の超過料金について、使用量が50立米以上超えると、細かく超過料金が分類されてい
るんですけども、ちょっと表を作ってもらいましたんですけども、表を出してもらえませんか
でしょうか。

水道料金について、2万1,081戸のあれがあると。水道料金表も添付させていただきました。
過去5年間の純利益等々の数字も29年から出してもらいました。

ちょっと部長に聞きたいんですけども、水道料金の201立米以上の181円、この設定基準
についてちょっと教えてください。そこから始めます。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

田中上下水道部長。

○上下水道部長（田中直樹君登壇）

水道料金の超過料金の設定の算定基準でございますが、公益社団法人日本水道協会発行の水道料金算定要領で示されております増量料金制の設定基準としての超過料金という形での算定をさせていただいております。水量区分については、使用水量の大小によりおおむね3ないし5段階とするという内容であったり、最高単価は限界費用を上限とし、その範囲内で設定するというような下で増量料金制、いわゆる大口使用者の方の負担割合を強めるとともに、一般家庭の料金の引下げを図る目的での設定でございます。

そのような中、市内の使用水量の状況とそれから総括原価という形での計算により、設定が181円となったところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

改めて表を出してください。

部長がそういうふうには日本水道協会からのあれでやっておると。私も30年以上議員をやっていて、水道料金の表を見ておるんですけども、初めてじっくり見たら、各家庭に配られる検針票、そこに基本料金は13ミリから200ミリまで各単価別で分けてあります。特に、50、75、100ミリ、150ミリ、200ミリとこういうふうに分かれておると。

ところが、超過料金については、51ミリから100ミリ、101ミリから200ミリと。それから201ミリ以上となっております。

そして浴場用と書いてあるんですけど、亀山市はもう銭湯はありませんから、これは必要ないと思う。それから工場用の臨時の引込み、これも一般家庭には関係ないことですよ、だからこれは削除するべきやと私は思う。

そして、この2枚目の表を見せてもらえませんか。

各区分で、要するに6立米から10立米が100円を基準にして、11から20が113円で13円だど。21から30が3円、31から50が2円、51から100までが27円上がって145円になっておる。101から200までが32円上がって177円。201立米からは181円で4円。この51から100までの戸数を調べさせてもうたら、51から75立米の件数が331件、76から100までが73件と、こうなっておるんですよ。

そういう中で、市長にお聞きしたい。この分類を他の市町は、津も鈴鹿もそうですけれども、61立米から200立米というような形で料金を設定されておるんですけども、確かに亀山の水道は安いんですけども、この分類表を71から75ミリ、76から100、101から150、151から200という分類をこの形に改定するという、そういうようなことをすることによって、51立米というと、昨日の深水君の話やけれども、1人8立米ということすな、換算して。7人家族やと56立米、6人家族やったら48立米と、こうなってくるんですよ。

そうすると、例えば私の試算ですけれども、仮に51立米から75立米のお宅には128円程度、76から100立米のところは138円と。そういうような形で区分をするような気持ちを市長に持ってほしいんですけども、そういうような、市長、考えはないですか。この区分表。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、この水道料金の設定につきましては、議員もおっしゃっていただきました亀山市は本当においしくて県下で一番安い水だと。これはご理解をいただきたいということと、またその水道料金の設定に当たっては、今お話がありました50立方メートルを超える使用量という、使用いただく皆さんというのは、大口需要であるという認識をいたしております。

したがって、先ほども申しあげました平成30年の料金改定の折にも、亀山市の考え方は、一般家庭におけます負担軽減を下げ、そしていわゆる大口の皆様には、当然この逡増制という考え方の下にこの料金の設定を行っておるわけでごさいます、そういう中で今日を迎えておるところであります。

今議員の51から100立方で家族の多い世帯を考慮して、75立方を境とする2段階に分割できないかというご質問で、超過料金を安くできないかということではありますが、私どもとしては、この区分の給水件数におきまして、例えば令和5年3月分の水道料金に係る給水件数2万1,081件中404件で、全体の2%に満たない件数でありますことと、またその細分化を行うことによりまして事務の増加を招くものとも考えておるところであります。

今全体としての亀山市の料金体系、それから料金の設定、そして今後も持続可能な運営をしていくという健全経営、こういうことを考えまして、51から100立方を2段階に分けるという考えは現時点で持っておりません。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

基本料金が、各この50から75、100、150、200と分類してあるんですよ。基本料金はね。

今ちょっと事務の増加ということは、職員のためにその404件の方や138件、この542件の方は辛抱せえということですか。そうすると、事務の増加や。行政は、どなたのためにやっておるんですか。大規模家族の場合は、例えば私の家です。今6人おります。娘はちょっとほかへ住んでいますもんで、娘が帰ってくると明らかに50立米を超えるんですよ。だから、やっぱり基本的に、さっきも言ったように七八、五十六やったら61まで行くとか、そういうような形の基本料金と同じような区分表をつくるべきやと思う。

そして、事務の増加というのはどんな増加が出てくるんですか。市長は担当部局からどういうふうに聞いておるんですか、事務の増加とは。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、今冒頭申しあげましたけれど、50立方を超える使用をいただく事業所の方が多いと思います。一般家庭の皆様におかれては、大家族の事例も出されましたけれど、全体として亀山市の料金体系と水道事業の健全な運営のためには、様々な視点から検討を行って現在の区分と料金設定を行わせていただいた。その根本になっておる考え方は、可能な限り一般家庭でのご負担を下げる。そして、先ほど申しあげた逡増制という考え方に基づいて本市の水道料金は運用してきておると。

これは多分、議会の皆さんの今日までの議論や、そして亀山市としての水道事業としての考え方は、コンセンサスを取って今日に至っておると思っておるところでございます。したがって、51立方から100立方を今議員ご指摘のように、今現状ある意味、特殊な事例は多分あるかというふうに思っておりますけれど、しかし、それを新たに仕組みを入れていくということについては新たな作業が必要になってくるということも当然でありますし、全体としての最適を考えて現在運用しておりますので、現時点では51から100立方については、2つの区分を入れるという考えには本市は立っていないということを申し上げておるところであります。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

わしのところの家は特殊な家なわけか。ということやわね。大家族というのは結局、ようすれば50立米までは118円ですよ、51立米を超えると145円になって27円上がるんですよ。それを区分を少し和らげてもうたらどうですかというんや。私のところの家は特殊やという認識を持ってみえるのか知らんけどさ。

この料金表の浴場用は必要なんですか。ないのに、これ。こんなものはなかってよろしいやんか、特例で決めておけばよろしいやん。違いますか、市長、この表はなかってもいいでしょう、必要ないでしょう。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

使用量のお知らせの裏面に記載されておりますその記述については、かつての銭湯が存在をした時代からの経過の中で現在も記載がされておるというふうに考えておりますので、この記載につきましては、おっしゃるようになって結構というふうに考えておるところでございますので、削除いたしたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何はともあれ、もう少し水道料金は年々、令和3年度には2億2,143万7,542円の純益を得ておるんですよ。だから、やっぱりこれも基本料金どおりに区分分けをしてください。51立米以上使う家庭というのはありますので、実際にあります、家庭が。工場はあれやけれども、家はありますさかいに。例えば、せめて60以上とか、61立米以上までの区分表をつくるとか、そういうようなことをお願いしたいと思います。

これをやっておったら時間がないもので、浴場のやつは削除するということで何はともあれ、この一つの課題として、市長、考えておいてください。大規模家庭の水道料金の軽減を図っていただきたいと思います。

次に、小・中学校の入学時及び入学後の学用品の購入について。これも一つ表をつくらせてもらいました。

亀山市内の小・中学校の新入児童の購入費を、小学校で2万5,047円、いろんな体操服・上

履きやとか学用品、わしも孫がおりますさかいに、じじばばですもんで、気張って高いランドセルを買うんですよ。1年前に予約しておかんと買えんような8万も9万もするランドセルを買うんですよ。これはよろしいわ、ランドセルは。

だけど、せめて中学校へ行ったら、亀中と中部中と関中とそれぞれ違うんですけれども、中部中・亀中の子は自転車を買わんならんのですよ。わしの鈴鹿におる孫に自転車買うたろうかと、女房が買うたと思うんですけれども、自転車を10万ぐらいのを買えと、ええのを買うてきなど、3年間十分使いなよとこう言うておるんですよ。それに対して、これは教育委員会に聞いてもしょうがないですか、金がないところやで。

市長、入学時に何らかの、例えば小学校の場合は2万5,047円の全額を一括購入して、新入祝いと。敬老会には、あなたはにこにこ笑って高齢者のところへ訪問までして物を贈っていますやんか。新1年生が来たら、皆さんこれから新1年生が始まりましたと。どうか気張って勉強してくださいというようなことを言うておるので、こういうのは一括購入というのは、それから中学校はどれとは言えませんが、何らかの形で、現金ではあかんです。現金で支給すると別のところで使うか分からんでね。現物でこういうような形で、おめでとうさんと言って市から、若い世代を亀山市へ呼ぶというようなことがあなたの主張ですから、入学時にこういうような品物をそろえてやろうという気持ちはございませんかな、市長。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在、教育委員会におきまして、ご案内のように亀山市就学援助費交付要綱に基づいて、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、新入学学用品費として、小学校で5万4,060円、中学校で6万3,000円の援助を行っております。

また、特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨にのっとりまして、特別支援学校在籍児童・生徒の経済的負担を軽減するために、新入学学用品として援助を本市として行っているところでございます。

現時点におきまして、教育委員会として、これまで行ってまいりましたこの就学援助などの支援策は今後も継続してまいりたいと考えておりますが、それ以外の今議員おっしゃる一時的な入学の祝い金のようなものは、教委としても考えていないと思いますので、市といたしましてもそれは尊重していきたいというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、教育委員会はそのうちやるんです。

亀山市で毎年中学校へ入学する子供は500人、小学校へ入る子が500人というふうに聞いています。1,000人です。2万円にしても1,000万円ですやん。それをおめでとうさんと言って、あんたの腹一つになる。就学援助費とかそんなものは国からも来ますし、そういうことになっておるんやで。

昔、何やら麻生太郎総理大臣という方が見えたんですけれども、私らも10万もろうたですわな、

あのときに麻生さんは、それをもらうんですかと言ったら当然わしはもらうと、あの人は何十億と持っておるんですけどね。

子供たちですよ。亀山市の子供たちに、この学用品を現物支給するということを一遍考えておいってください。教育委員会は関係ないでね、教育委員会は金がないんやから。あなたの腹積もりで、こうやってしなさいよと言うたら、金は用意するんでと。入学祝い金で、両方渡したって1,000人ですやん。確かに、子供たちを大事にするためには、保護者の方は一生懸命努力してみえます。その中でこういうような形でそういうようなものを出してもらいたい。今後の検討としてやってください。

市長さんは出す気がないらしいですけれども、やっぱり子供は宝ですから、親の背中を見て子供は育っていきますから、亀山市民は市長の背中を見て育っていきますからさな。市長から入学のときにこんな物をもろうたわと。一生懸命亀山市に帰ってきて、亀山市の発展のために頑張らましようという気持ちにさせるような市政をやっていただきたいと私は思っております。これは検討課題として申し上げておきます。

次に、自転車安全運行の環境について、これについてちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども、先般、都市計画審議会でいろいろ出ました。その中で、関ヶ丘団地の用途変更が出たんですけれども、関ヶ丘へ行くまでの道路幅が狭いもんで、危のうてしようがない。関ヶ丘の子は、小学校の子はみんな自転車で通っています。行きは坂道ですから、もう本当にぶつかりそうになったことが何度もあるんですけれども。それで、昨日も服部議員が言われたように、西小学校から小川へ行く道も、これは県道ですけれども車道が狭いと。子供が3列になって走っていますよ。

こういうふうな中で、平成29年5月1日に自転車活用推進法というのが施行されました。

それでは、ちょっと写真を出してもらえませんか。

これは三重県が事業をした自転車道です。1つは津の博物館の辺りです。もう一つは、下庄駅の西側の県道です。そこにああいうようなラインで自転車道が設置してあるんです。これは三重県の事業です。そして内閣府から通知が来ておるんですよ、自転車活用推進に関する業務の基本方針ということで、平成29年3月17日ですな。

各県及び各市町は、この推進計画を立てて自転車の安全走行を確保すべき、努力すべきやという通知だったんですけれども、できたらその推進法の内容について、ちょっとお聞かせ願えませんか。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

自転車の安全で快適な自転車利用環境の創出に向けて、平成29年5月1日に自転車活用推進法が施行されました。法の基本方針の主なものとしましては、自転車専用道路・自転車専用通行帯の整備、シェアサイクル施設の整備、交通安全に係る教育及び啓発、自転車活用による国民の健康の保持増進、学校教育等における自転車活用による青少年の体力の向上、自転車と公共交通機関との連携の促進、観光誘客の来訪の促進、その他の地域活性化の支援等の施策を重点的に検討・実施することとされています。

さらに法では、政府は基本方針に即し、目標及び講ずべき必要な法制上、財政上の措置等を定め

た自転車活用推進計画を閣議決定で定め、国会に報告する。都道府県、市区町村は、区域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努めるとあります。

また、昨年度よりスタートした亀山市総合計画後期基本計画の重点プロジェクトの取組である健都さぷり+（プラス）では、ウォーキングや自転車等、身近な運動に取り組むことができる環境の整備を具体的な取組として上げています。道路交通法においても、自転車は軽車両であり、原則車道の左側を通行することとなっているものの、当市においてはそのような通行区間はなく、自転車通学を主とする中学生をはじめ、多くの利用者に危険な思いをさせていると認識をしているところです。

このことから、亀山市としても自転車活用推進計画の策定に向け検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございます。

この自転車活用推進計画はガイドラインが平成28年7月に、国土交通省道路局、警察庁交通局でこのいろんなことを作成されました。

それに基づいて三重県では、また国土交通省から自転車活用推進本部、2018年8月に地方版自転車活用推進計画策定の手引きというのが出ています。その中で、写真を出しておけばよかったんですけども、各市町でいろんなことをやってみえるんですよ。広島県福山市とか、それから北海道札幌市、それから愛媛県松山市。

愛媛県松山市は、無柱化に合わせた道路空間の整備の例として、駅前再開発事業をやって無柱化をされたんですけども、あそこに自転車道というのはないんですよ、走行帯というのはね。コンサルが気がつかんだんかどうかわかりませんよ。だけど、あそこの亀山駅の駐輪場がありますよね、たくさん。あそこは常に亀山市は450台ぐらい収容の駐輪場があると思うんですよ、子供たちはみんな高校生が通ってくるのに、みんな寄ってくるんですよ、そうすると大変危ないと。

そういうような中で、今松田部長が言われたように、三重県では令和2年3月に、三重県自転車活用推進計画というのが立てられたんです。三重県ではね。これに基づいて、先ほど出させていただいた写真の自転車道というものが造られておるんですよ。

本市でも、中学生の通学のときに、どうしても自転車通学する子供たちは確かに安全対策はしておると思いますけれども、県道によっては草刈りがされずに、白い分離帯があるところ、側溝で、草が盛り上がって外へ出ておるとというのが、服部議員の質問の中にもそんな状況が出ていましたけれども、市長、ちょっとお伺いしたい。こういうふうに各市町もそのような努力をなさいと。推進計画を立ててやっていってはどうかと、するべきであると、努めなさいと内閣が閣議決定したんですよ。特に、閣議決定の文頭に、自転車は、二酸化炭素などの環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しない交通手段でありということです。

火野正平さんが全国回っています。千百何十日、何やら「にっぽん縦断こころ旅」といって、あの人を走るところは大概自転車道が整備されているところを割合走っていくんですよ。それでちゃんとやっておるんですけども、亀山市もこの推進計画を立てて、そして自転車の環境、自転車に

乗る人たちの安全確保というような推進計画をつくるべきやと私は思いますけれども、市長の見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども松田部長から答弁いたしましたけど、本市としても市としての自転車活用推進計画の策定に向けて検討していくと、そういう考え方でございます。

また、幾つかさっきの資料、写真もご説明いただきましたが、ちょうど一昨日、亀山警察署長、交通課長と面談の機会が、私どもございましたので、関係部の部長も入り、今少し亀山安濃線での青い矢印の県道の記載のようなものというのは、これは私どもとしてもそういう手法を市内に入れていく必要があると。また、警察署としても、そのような協力体制も含めて、そういう話合いの機会を持たせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、今日までに出来上がっております県道にせよ市道にせよ、道路幅が限られて、新たに歩道の設置もしかり、あるいは自転車道の設置等々で用地の確保とかそういうものが必要な場合というのは、なかなか一朝一夕に対応できないものも、県にせよ市にせよ、あろうかと思っておりますが、市としても市道の新たな整備等々の折には、当然こういう視点も加えたような道路整備をしていくということは必要であろうというふうに思っておりますので、そこは今後もしっかり対応してまいりたいと思っております。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

駅前再開発事業のときに、あの立派な14メートル道路を造らはって、橋も架けはって、両方で幾らかかったんですかな。あの道、立ち退きから何もかもで。そのときはどんどこんどこ金入れていますやんか。用地買収もしたらよろしいやんか。

行政が市民の生命を守るという施策をするのが、市長の仕事、責務と違いますか。安全を確保するのが。私は市長の責務だと思う。それを指摘するのは議員の責務やと思う。議員には予算執行権がないもので、提案はするけれども実行するのはあなたなの。策定を検討していくというけれども、基本的に三重県は令和2年からやったけれども、令和5年末までにという形で順次やっていくと思うんですけれども、引き続きね。亀山市はそういうような、検討というのは、私は長いこと議員をやっておるけど、検討するということはやらんということですよ。検討はしたけど無理やと。なぜやと、金がなかった、地権者の同意が得られなかった、市長がやる気がなかった、この3つなんですよ。

やる気があれば、推進計画を亀山で、これは三重県はつくっておるけれども、県下では推進計画というのはないはずですよ。何でも先取りしたらよろしいやんか、三重県で亀山がこれが一番ですわと言ってさ、あなたは一番が好きやで。

検討やなしに、できたら3年かかって、推進計画は大体どのぐらいの日数が必要なんですかな。松田部長、ちょっと教えてもらえませんか。推進計画はどのぐらい、計画を組んでいたらできますかな。

○議長（森 美和子君）

松田部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

推進計画の作成期間ですが、推進計画の中には先ほど法で定めている整備のいろんな手法も入れていく必要がありますし、主要なところを結ぶようなネットワーク計画、そういったところも入れていく必要があることと、あと関係する、今のでいきますと普通の一般の利用者もそうですし、通学でも使うし、警察とか、そういったいろんな関係機関とのワークショップ、そういったものを開いていかなあかんというところもあります。

そんな中で、規模にもよりますけれども、1年ないし2年とかいうスパンでつくっていくという形になっていくのかなあと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

さっきご紹介した平成29年3月17日に閣議決定した、自転車活用推進計画業務基本方針についての閣議決定をしているのは平成29年です。

各都道府県はつくりに入っていて、三重県は令和2年、3年後にこれはできておるんですよ。要は、3年期間があったらこんだけのものができるんですよ。だから、まずその計画書をつくって、そして子供たち、また自転車利用者も、先ほど言ったように二酸化炭素云々とかですね。本当は火野正平さんに来てほしいけれども。

三重県は3年かかっておるんです。だけど、一つのこの県の事例がありますから、やる気があれば2年あったらその推進計画はつくれると思います。つくってそして、検討やなしにつくる、つくりたいというようなご答弁はいただけませんか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

様々な事業、あるいは作業を積み上げて日常的に展開をしております。当然、交通安全をどうしていくのかは重要な案件ですし、私どもも先ほど申し上げたようにしっかり対応していきたいというふうに考えております。

したがって、その推進計画策定は、策定したいという思いで検討をさせていただくということ为先ほど来より申し上げておりますので、そこはしっかりご理解をいただく必要があろうかというふうに思いますので、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

速やかに日を置かんと、わしらもあと3年ちょっと任期がありますから、わしの任期中に推進計画ができましたぐらいのものをつくっていただきたい。そのように言うておきます。

次に、図書館管理負担金について確認をさせていただきたい。

確かに私は令和5年度の予算、賛成をさせていただきました。ただ、どうも腑に落ちやんところ

があるんです。第10款教育費、大項目、社会教育費、図書館管理費6,674万円のうち、負担金4,000万、内訳、施設管理に係る負担金1,406万円。一月117万1,620円掛ける12か月で1,405万ちょっとです。電気料金等負担金2,594万。

これをこの組合の令和4年9月30日に、亀山市駅前周辺事業特別委員会の資料、建設部都市計画課から頂いた資料です。この中のあれで、負担金の1,490万、これは一体何ですのやな。図書館関係ですので、駅前再開発で亀淵理事さんですか。お見えになりますもんで、この負担金の内訳、これを教えてもらえませんか、亀淵さん。

○議長（森 美和子君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

施設管理に係ります負担金の内訳でございますが、建築基準法、消防法、電気事業法、ビル管理法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づきます法定の点検や、組合が管理する共有部分に係る日常清掃業務などに係る費用でございます。

○議長（森 美和子君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

法定費用って、建築基準法、消防法、電気事業法、ビル管理法に基づくという答弁やったけれども、この中に図書館の施設管理費の予算内訳で6,670万円載せてあるんですけれども、これにエレベーター点検、空調、自動ドア、消防、電気管理委託料、草刈り業務委託料等々が入っておるんですね。それで、ここに積立金ってあるんですよ、修繕の。この積立金って一体何ですのやな。

それで何で本市が、図書館の共有部分、組合の、キットテラス亀山団地管理組合管理規約、2つ目がキットテラス亀山施設棟管理組合管理規約、ポレスター亀山駅前管理組合管理規約、3つもあるんですよ。このうちのどれに該当するんですか。修繕費、それはどうなっておるの。

それから、この管理組合の中で議決権の行使権ね。112件あって本市が57件か、議決権が。この中にありますよ、テナントの部分もまた別で規約があって。修繕費、この規約の中で、議決は第50条、キットテラス亀山団地管理組合管理規約の第50条に、議決権として次のことを議決を経なければならないと。1. 団地組合に係る収支報告書、事務事業報告書、これは市民に開示されるもんですかな。等々を聞きたいです。いかがですか。また組合に相談せなできませんのかな。我が亀山市も組合の一員ですよ、市民がそれを知る権利があると思うんですけれども、それはないんですかな。いかがですか、簡単に頼む。

○議長（森 美和子君）

亀淵理事。

○理事（亀淵輝男君登壇）

組合の関係でございます。管理組合の関係でございますけど、まず組織体制の話からちょっとご説明させていただきたくななかなか難しいかなと思うんですけれども、組合全体を管理する団地組合がございます。また、住宅を管理いたしますポレスターの住宅管理組合がございます。亀山市の図書館が所有しております施設管理組合がございます。施設管理組合においては、商業施設と亀山市が管理組合員となっております。

その中で、先ほどご質問のございました修繕積立ての件でございますが、修繕積立てに関しましては、通常の積立金として住宅や施設の商業テナントさんについては毎月何がしという金額を積立てをしております。その修繕計画は30年間を目標におおむねそういうふうな形で進めております。ただ、亀山市につきましてはそういう積立金は行わず、その都度修繕を行う費用を負担していくということで進めておる状況でございます。

先ほど議決権のお話もございました。これにつきましては、当然、組合が3つございまして、その3つの組合の中で亀山市が関連しております団地組合、またその下にございます施設組合がございますので、その中について議決権を持っておるという状況でございます。

その開示につきましては、当然、組合員である亀山市として、そのいろいろな部分の内容については教育委員会が今施設管理の管理組合員として入っておりますので、その中で開示を管理組合と話をさせていただきまして、その中で一般公開できるのかどうかというのは確定できるものかなあとというふうに考えておまして、あくまでも組合員の承認が要るのかどうか、ちょっと私もそこら辺の組合の細かい部分については存じ上げませんが、一般的には組合員が知り得る情報であるというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

時間が残っておりませんので、簡潔に。

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

開示請求はできやんというか、また組合と相談せなあかんということはおかしいやんなと私は思う。これはまたもう一遍やりますわ。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 櫻木善仁議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

新和会の櫻木でございます。

通告に従いまして、文化芸術の推進及びまちのにぎわいや魅力の創出について、産業環境部の獣害対策専門部署の設置について、令和5年度行政経営の重点方針についての3点を一般質問させていただきます。

まず、1点目、文化芸術の推進及びまちのにぎわいや魅力の創出についてお尋ねします。

資料1をお願いします。

フリップをご覧ください。これは総合福祉センター内に展示してある大だこでございます。ご存じでしょうか。市民文化部にお尋ねします。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質問に対する答弁を求めます。

松村市民文化部次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

現在、総合保健福祉センターあいあいにおいて展示されております大だこにつきましては、文化芸術施策の推進のためにご寄贈いただいたものでありますので、私のほうからご答弁申し上げます。

総合保健福祉センターに展示されている大だこにつきましては、たこ揚げが盛んな愛知県額田郡幸田町において創作したたこ揚げを行う市民団体、資料にもお示しいただいております、上六栗区凧の会という会なんです、この会の代表を務める方が亀山市の安坂山町のご出身の方でございまして、そのご縁から地元への恩返しも兼ねて、本年3月25日に本市へご寄贈いただき、市からも感謝状を贈呈いたしましたところでございます。

ご寄贈いただいた大だこは畳約10畳分の大きさがありまして、本年1月に幸田町にて開催されました新春自由たこ揚げ大会で実際に上げられたものでございまして、会員自らの手で数時間かけて総合保健福祉センター内で組み立てていただき、現在も展示をしている状況でございます。

センターあいあいを訪れる多くの市民の方々に鑑賞していただいております、たこという古くから日本に伝わる文化芸術に触れる機会の提供に寄与しているものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

そうですね、テレビとか新聞などで間接的に見ることはありますけど、実際に、この大だこは10.5畳ある壮大なものです。一見の価値はありますので、もしこの中でご覧になっていない方、もしくはネットを見ている方もぜひ見に行ってください。

今ではあまり見かけることがなくなりましたが、昭和の中期までは空き地や田んぼでたこを揚げる子供の姿がよく見かけられました。私もその中の一人で、正月になると定番で表に行つてたこを揚げるような少年でした。たこの骨組みや和紙に描かれた絵など、日本の伝統的な文化や芸術が詰まっています。

話は変わりますが、この文化芸術の推進やまちのにぎわいと魅力の創出を目指して、令和6年度、新たななかめやま文化年の準備が進められていると伺っております。具体的な内容だとか取組についてご説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

松村次長。

○市民文化部次長兼関支所長（松村 大君登壇）

令和6年度に開催を予定しております新たななかめやま文化年事業につきましては、市の文化芸術推進基本計画の4つの基本方針の一つである文化芸術の交流によるにぎわい・魅力の創出に位置づけて開催するものでありまして、教育や観光等の様々な分野と文化芸術の連携によりまして、まちのにぎわいや魅力の創出へとつなげることであります。

これまで過去3回、2014年から3年ごとに文化芸術の取組を集中して開催するアクションイ

ヤーとしてかめやま文化年を開催してまいりましたが、イベントや活動が一過性にとどまるなどの課題もありまして、今、課題を検証した上で新たに、かめやま文化年2024として取り組むことといたしたところでございます。

かめやま文化年2024では、文化芸術を生かしたまちのにぎわいづくりを目的に、子供たちが何かを感じて元気になる都市をコンセプトとしております。コロナ禍であったこの3年ほどの間にまちのにぎわいが減少し、子供たちの自由が制限され、内向きになっているところを文化芸術の力で元気にしたいという思いから定めたものでございます。

さらに、かめやま文化年2024では、文化の継承と創造の観点から事業を実施したいと考えておりまして、市主催事業、公募型事業、実行委員会主催事業の3つの事業展開を考えております。

また、コンセプトの趣旨から、特に子供施策を所管する健康福祉部や教育委員会と連携を密にして取り組む所存であります。

なお、来年度の文化年の事業実施に向けまして、本年4月より公募による市民等で組織されました実行委員会とともに、具体的な事業検討に着手したところでありまして、まちのにぎわいや魅力の創出につなげるべく、鋭意準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

にぎわいといえば、6月2日の定例会議の現況報告の中で市長より、4年ぶりに亀山市納涼大会が復活ということで8月11日に開催の報告がありました。明かりをテーマに計画されていると伺っておりますが、亀山市の納涼会では、昭和60年から続く灯おどりというのがありますが、このコロナ禍の状況だとか高齢化によって灯おどり保存会が解散されてしまったというような中で、これの復活ということで、今回テーマが明かりということなので、市としてのサポートや取組、開催通知などを市長に伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今議員からご紹介いただきましたが、この夏の納涼会、亀山市の夏の風物詩の一つではありますが、コロナ禍で中止を余儀なくされました3年間、今年は8月11日に4年ぶりに開催をいただく、現在は実行委員会中心に準備を進めていただいております。

ぜひとも、快復の年ということもありますが、そして今、前段でお話ありましたかめやま文化年のお話もありましたが、やっぱり少しコロナで乾いた心に潤いを、そして地域全体としてのこのつながりやあるいは前向きな力を生み出すような機会になればというふうに願うところであります。

また、ご質問の中で触れていただきました、非常に、従来からもそうですが、保存会は昭和40年に立ち上がっていますが、残念ながら昨年度解散をされたというふうに伺っており、大変残念に思っております。

しかし、この灯おどりは、昭和32年に当時の昭和の新市合併の直後、やっぱり新しいまちを盛り上げていこうということで有志の方、そして当時の栄町の婦人会の皆さんを中心に婦人会とか青年団とか自治会が本当に結集をして、商工会議所も結集をして盛り上げてきていただいた非常に本

市の歴史文化的一幕であろうと思います。今後も継承していく大変重要な要素の一つというふうに認識をいたしております。昭和32年からですと既に71年の歴史を刻んできておりますので、保存会は残念ながら解散という形になりましたけれど、ぜひこの納涼会を通じてこの灯おどりをさらに多くの世代を超えた皆さんが参画いただいたり、次世代へ継承されて未来へつながっていくように本当に望んでおるところでございますので、現在、実行委員会、しっかり計画をいただいておりますし、亀山市としても最大限のサポートをしてまいりたいというふうに思っておるところであります。

灯おどりにつきましては、市民文化部は当然であります、市の職員は大体灯おどり、踊れるというのは定番でございますので、副市長を先頭に、しっかりとまたみんなで盛り上げていくような機会にさせていただきたいと考えておるところであります。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

副市長をはじめ、皆さんで潤いをしっかりと植え付けながら成功裏につなげていただきたいなと思います。

それではもう一度、資料1をお願いします。

そのように、このフリップを出させていただいたのは、新たなかめやま文化年にふさわしい魅力の創出につながる可能性があると考えてご覧いただきました。文化年において、寄贈された大だこを活用して、古くて新しい遊びとしてたこ揚げを行う。同時にたこ作り体験をする。それらを通じて文化に触れ合う機会、子供たちの外遊び、作る喜び、揚げる楽しみ、それぞれから元気なまちの創出につながる提案です。いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

松村次長。

○市民文化部長兼関支所長（松村 大君登壇）

先ほども申し上げましたが、かめやま文化年2024では、子供たちを文化芸術の力で元気にしたいという思いでコンセプトを定めておまして、議員ご提案の子供のたこ作り体験は、まさにその趣旨に沿ったものであると存じております。

一方で、ご寄贈いただいた大だこを活用してのたこ揚げにつきましては、大だこの総重量が約12キロであることや、実際揚げるとなると風の影響を受けると操縦が不安定となるたこの飛行性などを考えますと、安全の確保面で課題もあると認識いたしております。

過去の事例でいいますと、平成27年には滋賀県東近江市で開催された大だこ祭りにおいて、大だこが観客席に落下するという人命に影響する事故も発生しており、開催するには危機管理体制が重要であると認識いたしているところでございます。

いずれにいたしましても、議員からのご提案も含めまして、地域における文化芸術の推進につながる取組を実行委員会とともに十分等検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ぜひ、実現に向けて進めてください。

このデジタル化が進む時代において、アナログな遊びは重要です。子供から大人まで夢中になれるだけではなく、様々な効果が期待できます。ぜひ、実行に移していただきたいと思います。

いずれにしろ、この文化施策は非常に重要であり、この機会を利用して新たな文化の創造にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2点目の今年度新たに産業環境部に生物多様性獣害対策の専門部署が設置されたことについて、伺いたいと思います。

産業建設委員会の所管事務調査のほうで獣害対策が含まれておりますので、組織体制についてを中心に質問させていただきます。

発足後2か月半ということですが、最初が肝腎ということではちょっとお聞きしたいなと思っています。従来の組織と何が違いがあるかということで、設置前後の違いの説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

今年度より生物保全に向けた取組のほか、有害鳥獣等による人や農作物等への被害を防止するため、関係業務を集約し、新たな室を設けたところでございます。

新しい室の設置前は、環境課環境創造グループで天然記念物を除く野生動植物の保護及び増殖、特定外来生物や害虫の駆除、生物多様性の保全向上などの業務を所管しておりました。

一方、農林振興課農林施設グループでは、有害鳥獣による農作物や樹木等への被害防止に関する業務を所管しており、市民の皆様にとりましても、生き物に関してどちらに連絡したらよいのか、窓口の分かりにくさもございました。

今回新しく設置いたしました部署は、天然記念物を除く全ての生き物に関する業務を行う部署と明確化したことで、市民の皆様にも分かりやすく、内部的にも業務が明確化され、生き物に関する業務を一体的に取り組む体制が整ったと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

先ほど一体的に取り組める業務体制が整ったとおっしゃられましたが、孤立組織になることを少し懸念して、横の連携が薄くなるんじゃないかというふうに考えますが、その点はいかがですか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

獣害対策におきましては、環境整備の側面から耕作放棄地対策業務を所管する農林振興課との連携も必要になってくると思いますが、同じ産業環境部内ですので、情報共有を図りながらしっかり連携して取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

横の連携ということで、部署内はさておいて、先ほどの天然記念物を管轄するところ、そこでの横の連携を継続していただきたいと思います。

今回、組織体制が変わりましたが、ソフト面はそうだと思うんですけど、ハード面の少し確認です。今回、横の連携を取りやすくなっていた今までの本庁の中のフロアから、環境センターのほうへ移動することによって、少し先ほどの横の連携が遠くなるような気がするんですが、何かハード面であちらのほうに移動するという理由がございましたらちょっと教えてください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

環境センターに移ったのはなぜかということだと思うんですけども、1つに生物に対する取組、それから有害鳥獣に対する取組を一体的に行うということで、環境センターのほうでという形になったんですけども、そういう取組をしていく中で、当然環境との連携というのも関わってくるかと思えますし、それからまたこの庁内ですと、今のフロアのところも非常に手狭になっておりますもので、新しい部署を設置するに当たりましては環境センターのほうでという形になったということでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。

今は別に場所を離れていても、デジタルでつなぐことはできると思いますので、ぜひその辺の情報を密にしてください。

先日、この鳥獣被害の現状と鳥獣被害に強い地域づくりについて、研修会に参加してまいりました。その中で、行政側で専門的な知識を保有する職員の育成が重要だとか、地域組織が重要で、公助と共助の組合せで強い地域で被害を防止していくということを学びました。

その中で、専門性を高める職員の人材育成が必須だと私は考えました。まだ、2か月足らずですけど、今後そういうような計画があるか、やはりこの専門性が非常に必要だと思いますので、その辺をちょっとご確認させてください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

獣害対策を担当する職員には、野生鳥獣の生態や被害防止の手法に関する基本的な知識だけでなく、捕獲の知識や、場合によってはその技術が必要になることもあろうかと考えております。

また、獣害対策は地域ぐるみの活動が重要でございますことから、地域の担い手育成やそれらをコーディネートする役割を担うことも必要であり、職員の高い専門性が求められます。

先般、県主催の獣害対策指導者育成講座に担当職員が出席したところでございますが、こういった研修につきましても、積極的に活用し、担当職員の専門性を高めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

私が研修に参加したときに、野生動物による農業被害を防ぐ専門家を育てるということで、宇都宮大学の教授らが創設した民間資格ですけど、鳥獣管理士という資格が全国的に今広まっているそうです。一般社団法人の鳥獣管理技術協会ですが、一度検討してみてください。

一昨日のNHKの夕方のテレビで紹介されていましたが、サルの対策チームについて、改めて伺いたいと思いますので、詳しくお願いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

これまで、獣害対策につきましては、野生鳥獣による農林業の被害を防止し、地域生活の生活環境の維持を図ることを目的としまして、亀山市鳥獣被害防止対策推進協議会を設置し、取り組んでまいりました。

しかしながら、サルの被害は山間部のみならず市街地でも深刻化しており、昨年6月には、登校中の小学生がサルに襲われ、市内で初めてサルによる人的被害が生じたところでございます。

このようなことから、従来の獣害防止対策に加え、サル被害防止に緊急かつ重点的に取り組むことを目的として、5月10日にサル被害対策チームモンキーレンジャーズを立ち上げたところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ありがとうございました。

次に、対策チームの構成を含めた役割と、ちょっとまだスタートしたばかりだと思いますけどその成果についてご説明ください。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

モンキーレンジャーズの役割につきましては様々ございますが、チームの役割を有効に機能させるため、関係団体からメンバーを選任しております。

まず、サルの位置情報の分析、群れの規模、遊動域等の生息状況調査を行っていただく亀山サルの会様、実際に捕獲を行ってもらい個体数を管理いただく三重県猟友会亀山支部様、地域の環境整備、啓発など地域ぐるみの取組を行っていただく亀山市自治会連合会様、管理計画の策定、地域と連携した啓発などを行う本市で構成しており、それぞれにチームの役割を担っていただきます。

また、成果についてでございますが、新しい部署を設置した4月以降、市街地を行動エリアとする亀山C群の一部を捕獲し、GPS機能がついた電波発信機等を新たに2頭に装着し、現在合計3頭のサルに装着することができております。

今後は、生息状況を詳細に分析し、行動パターンを推測した効果的な対策を進めてまいりたいと

考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

やはりチームをもってそれぞれ獣害対策に向かうというのはすごくいいなというふうに思います。

先日、加太の地区、獣害対策講座ということが、加太の住民や一般市民ら31人が参加して開催されたと新聞に掲載されておりました。主催が、鈴鹿川等源流の森林づくり協議会ということで、そういうところも連携しながら、地域の特性だとか、やはり大事なのは情報かなと思いますので、情報収集を基に地域ぐるみで対策して組織づくりを拡大して行ってください。

次に、今回組織の中で、最初に生物多様性という名前がついておりますので、そこについてちょっとお伺いしたいと思います。

生物多様性というと、すごく幅が広くて深さが非常に領域としてあると思います。それなので、私もすごく関心がございます。

昨日も、草川議員への答弁の中で、里山公園「みちくさ」が国のOECMに申請されたことをお伺いしました。

12月の亀山市議会定例会現況報告で、自然との共生のうち、多様な生態系の保全につきまして、国の認定基準に合致しない保護地域に、新たに市独自の認定制度「亀山版OECM認定制度（仮称）」を構築する報告がされておりました。

ここで、具体的にどういう想定をしているのか。それとこのOECMといっても、まだまだ聞き慣れない言葉ですので、少し分かりやすく説明を加えて回答をお願いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

まず、OECMという言葉ですけれども、これは国等が定める保護地域ではないものの生物多様性が効果的に保存されている場所を指します。また、国が進めますOECM制度でございますが、民間の取組等によりまして、生物多様性の保全が図られている区域を、保護地域内外問わず自然共生サイトに認定し、その区域のうち保護地域との重複を除いた区域をOECMとして登録するもので、本年4月から開始されております。

対象とする区域は、企業の森や企業敷地内の緑地、里地・里山、社寺林など多様な場所となっており、本市におきましても、亀山市里山公園「みちくさ」を国のOECMの登録を受けるべく認定したところでございます。

しかしながら、国の自然共生サイトの認定申請は専門性が求められハードルが高く、企業や市民団体、農林業者等が認定取得に関心があっても申請まで至らないケースもあるのではないかと懸念されるところでございます。このことから、7月開始予定の亀山版OECM、仮称「かめやま生物多様性共生区域認定制度」は、国と同様の区域を対象としながらも手続を簡略化し、負担なく申請ができるようにすることで認定件数を増やし、地域における生物多様性の保全を推進してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

分かりました。先ほども資格の話をしましたけど、やはり専門性が非常に高い職場でございますので、ぜひ教育のほうも検討してください。

このOECMは2010年に名古屋で開かれましたCOP10で生まれたものです。ようやく動き始めたところですが、これは非常に課題が大きくて、このOECMの設立、維持、管理に対するメリットだとか、支援の充実が非常に大変です。人と自然の共生のための仕組みとして生かすにはこれは行政だけでは非常に難しく、様々な関係者とのネットワーク構築が必須となってきます。これを慎重に進めていただきたいなと思っておりますので、継続してよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは3点目、令和5年度行政経営重点方針について伺ってまいります。

重点方針の3つの柱の中で、コミュニケーションの充実と働き方改革の推進についてですが、よく改革という言葉が使われていますが、私が企業の中でいろいろと改善活動だとか改革ということをやってまいりましたが、私の認識では、改善というのは現状、肯定の中から観点を改良していく、で、改革は現状を否定して観点から新しいものに、姿に変えていくというようなイメージで改革というのは使っておりました。

ここで言われる改革というのはどういう意味で捉えているか、お伺ひします。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

まず、働き方改革と国のほうで言っているのは、働く方々が個々の事情に応じて、多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革とされており、この改革により、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人一人がよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指すものとされております。

その上で、本市におきましては、令和5年度の行政経営の重点方針の一つとして、今ご紹介いただきました、コミュニケーションの拡充と働き方改革を掲げており、これを受け、具体的な実施方針であります令和5年度人事行政方針において、ポストコロナ時代を見据えた新たなコミュニケーションの在り方を模索し、またデジタル技術を活用した業務の効率化、迅速化やテレワークを活用した柔軟な働き方への取組を進めることにより、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得拡大を含め、職員のワーク・ライフ・バランスを推進するといたしております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ちょっと私が思っていた改革、今までとは全然違うというんじゃなくて、今の基盤を維持しつつ、自分たちの働きやすい環境ということを確認させていただきました。

まず、職員の仕事のやりがい、コミュニケーションの向上について、第3次行政改革大綱の中からちょっと引っ張ってきました。第2次行政改革大綱の検証がそこに載っておりました。

組織と人材の改革において、行政改革は人が動かしていくものであることから、職員一人一人が行政改革の必要性を認識しつつ仕事に対するやりがいを高めていく人材育成が必要であります。

また、職場の風土や雰囲気は職務意欲に大きく影響するとともに、人材育成や能力開発のベースとなるものであることから、十分にコミュニケーションを図る必要があります。

庁内組織構造の再編においては、部、課、グループの3層体制により中間層のマネジメント能力の育成が図られていますが、さらに組織力を高め、継続して検証を行う必要がありますと記されております。

ここで資料2をお願いします。

このフリップは、一番上の赤が目標値でございます。令和2年から10%減ということで、まずここで低いなというふうに感覚があります。青はコミュニケーションです。緑がやりがいになります。ほぼほぼ、今回先ほど言われたように検証を行うということなんですけど横ばい傾向で、また今回のコロナ禍に大きく影響はなかったのかなというふうに見受けられます。

一般的には、このコロナでやる気が落ちただとか、直接いろんなお話ができないのでコミュニケーションが下がるというようなことはないんですが、ただこの横ばいになっている。さらに、やりがいについては、令和4年度、最低の47.2%まで落ち込んでおります。

この状況をご覧になって、やる気に満ちた積極的な市民サービスや前向きな業務が行えると評価できますか。

市長、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、目標、やりがいと実態のこのギャップ、ここをしっかりと埋めていく必要があろうかというふうに思います。

ご案内のように、自治体を取り巻く環境、地方分権の流れもあるんですけど、地域課題もより複雑化いたしております。その中で、限りある人員体制の中で、それに答えを求めていくという意味では、今、本当に自治体職員の仕事の量、これ自体も増加をいたしておりますし、非常に複雑化の流れが加速しております。

そういう中では、本当に仕事のやりがいと、そして働き方改革と言われますけど、仕事量を本当に少し見直していくような作業と併せてそれを課題解決していくための、限られた資源の中でそれを解決していくためには、DXもしかりでありますし、官と民の連携とか協働とか、こういうことがしっかりと定着していかなくてはならないというふうに考えておるところでありますし、そういうことも含め、ぜひ職員のやりがい、やる気と現状のギャップは埋めてまいりたいというふうに考えております。

そして、職員のワーク・ライフ・バランスを推進していく、そういう中での職場環境、職場風土を本当に少しずつ、一つずつ改善をしていく必要があろうかと思っております。

コミュニケーションは全ての基本であろうと思っておりますので、現在、やっぱり風通しのいい、そういう職場風土をつくっていくこと、特にこの4月以降、そのコミュニケーションを回復させる取組の一つとして、爽やかに、明るく、にこやかにこの「SAN」の挨拶を行うような、朝のSA

N運動を展開しながら、ぜひともその風土を刷新していきたいというふうに思っておりますことと、それから職場におきますメンタル不調やストレス緩和のために、これは本年度から総務課に職員相談窓口として新たに副参事を配置いたしまして、働きやすい職場環境の整備を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、そのギャップをしっかりと埋めつつ、地域の課題解決と職員のやりがい、働きがい、こういうものの相互が高まっていくような、そういう取組を継続して進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ぜひ、この職員のためにやる気を十分に発揮できる風通しのよい職場を目指していただきたいと思えます。

先ほど、今年度の取組として朝のSAN運動というお話をちょっとされましたので、実はちょっと私、朝から庁内を回ってSAN運動を知っておるかというふうに聞いてきました。そうしたらちょっと残念な回答が返ってきました。

SAN運動は知っておるけど、まででした。具体的には、例えば朝のSAN運動、何をやるんだというのをよく垂れ幕なんかがあって、亀山市はSAN運動、爽やかというふうに書いてあると思うんですけどそれもなくて、聞くと、サンは何かの略ですというような回答も返ってきていますので、ぜひそういうところは職員全員に行き渡るように、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、このモチベーションを高めるための職場環境の推進ということで、今回グループリーダーを中心に、職場全体の仕事のやりがいやとかモチベーションの向上につながる環境整備を進める必要があるというふうに、この第3次亀山市行財政改革大綱後期実施計画に織り込まれております。

先ほどもフリップで見ていただきましたけど、今、やりがいが47.2%と非常に低いです。これに対して具体的な施策について説明をお願いします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

モチベーションを高める職場環境の推進といたしましては、人材育成基本方針におきまして、長時間労働の是正と業績を評価する働き方の実現や、効率的かつ柔軟な働き方の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた職場環境づくりなどを掲げているところでございます。

具体的な取組といたしましては、管理職によります時間外勤務の管理や、有給休暇の取得促進・拡大、さらに勤務時間をずらしたり週休日を変更したりする、勤務時間弾力化制度とっておりますが、これの活用、リモートワークの推奨、DXの活用による業務の削減等が上げられます。

職員のモチベーションを高める制度といたしましては、ほかに人事評価制度の運用もございまして。これは職員個々が職務上の目標を設定し、所属長と各期に面談を行い、業務の方向性や進捗について共有することによりコミュニケーションの機会をつくるとともに、職員の意識改革を促し、組織力を高めることを目的として実施しております。本制度につきましては、評価結果を処遇に反映す

る方向で進めておりまして、これは職員のやりがいにつながるものと考えているところでございます。

また、第3次亀山市行財政改革大綱後期実施計画に掲げる取組といたしましては、グループリーダーのマネジメント能力を向上させる研修を行うとともに、組織全体のコミュニケーションを高めるため、管理職に対して職場改善向上研修を実施するとしております。

特に、ご紹介いただきましたグループリーダーにつきましては、課長の指揮監督を受け、グループの分掌事務の適正な進行管理及び改善を行うこと、グループ内のコミュニケーションの活性化に努め、情報の共有化を図ること、課内グループとの連絡、協力及び調整を行うことなどを担っており、職員個々がモチベーションを高め事務を進める上で大変重要なポジションにあると考えております。そのようなことから、将来管理職になるためのキャリア形成につながるよう、政策立案能力やマネジメント能力を向上させる研修を実施しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

いろいろとたくさんのご意見を答弁いただきましたけど、やはりこのグループリーダーに全てたくさんのご負担がかかると逆に大変なことになってしまいますので、やはりモチベーションを上げるというところに重点を置きながらやる気を出すというところを、ぜひ進めていただきたいなと思います。

その働き方改革についてのところで、三重県で行われているMIE職員力アワードというのがございます。資料3をお願いします。これはホームページを、県に許可を得て掲載させていただきました。これは三重県の係長級の方が自分たちの職場を日々実践している内容になります。この件についてご存じでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

三重県のほうで、毎年こういった職員の表彰制度があるということは存じております。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

これは、県職員が日々実践している改善・改革の取組を共有し、発表する場でございます。で、表彰するという内容です。令和2年までは、係長級に昇格された職員に改善手法の研修を行って、当時ジュニアボードといていたんですけど、ジュニアボード制度によって部局を超えた改善・改革の実施を行ってございました。こういう自分たちの職場の枠を超えたりだとか、自分たちの職場を全て管理していくということで、そういうなんをこの亀山市においてもグループリーダーが、活動するチームを牽引しながら自職場の問題・課題を抽出して、縦の連携、横の連携を密にしてPDCAを回しながら、長いスパンは駄目なので、やっぱり短いスパンで1年、2年で改善・改革が行われるような活動を取り入れてみてはいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほどご紹介いただきました三重県とは若干異なりますが、本市におきましては職員が自主的に、部署を超えたグループにより、職員の資質及び職務能力の向上を図る事項や、事務事業に関する専門的研究で、行政効果の向上を目的とする事項など、調査・研究活動を経費3万円を上限として助成する、職員自主研究グループ助成制度がございます。

近年では、令和2年度に4グループがこの自主研究活動を行っておりまして、その中では、例えば消防が署を超えて、課を超えて研究したり、あるいは保育職場ではほかの保育園とこれをしたり、あるいは下水道課が、環境課、生涯学習課と様々な課が合同で研究したりといったことで、中身については職員の採用についてとか、子供の体力向上についてとか、野外体験保育、災害に強い亀山市といった、そういった研究もしております。ただ、近年コロナという状況もございますので、2年度は4グループ研究がございましたが、3年度、4年度は実績がございません。

いずれにしても、こういったものが職員の職務モチベーション向上につながる制度となるようにもっと充実させていきたいなというふうには考えておりますので、先ほどグループリーダーがということもおっしゃいましたが、やっぱりこの研究、自主的に研究する職員は若手から中堅ぐらいの職員が多いといった、そういった制度も当市にはございます。

○議長（森 美和子君）

櫻木議員。

○2番（櫻木善仁君登壇）

ここで、先ほどご紹介いただいた中身で、やはり調査・研究だけに終わるのではなく、最後までやり切るといところが大事かと思っておりますので、そういうところも、やはり市政の中の予算という観点も踏まえて、予算管理ができるグループリーダー、将来を目指していくグループリーダーを育てていただければいいかなと思っております。

先ほどの県の事例をいいましたが、これは意外に身近な賞になっていて、今回賞を取ったところは津駅でキッチンカーをだーっと並べて数日間こうやったという事例でございます。実際6,500人の集客を得て、これは効果があるなというようなことを実証実験されたものです。

その中で、亀山市でも取り組まれている内容が1つあります。

6月のこの定例の中でもありましたけど、タベスケも実はこの中で提案されて行われて、そして、三重県内で今は4市が対応していると思うんですけど、それがこの中で職員が形成しながら実行に移したのになります。これがデジタル活用部門というところでやっています。先ほどのキッチンカーのところは協創推進部門という中でやられています。

だからこういうなんをやっていくと、自分たちがやった知識が実践につながって、そして共有できる、発表する場で共有できますので、共有していくと競争力が生まれながら、皆さんのやる気、モチベーションがどんどん上がってくると思っておりますので、ぜひこういうふうなんを使ってください。

こういうのは、また忙しいときこそ活動が活かされますので、ぜひお願いしたいと思います。また、県内でこういう研修を行う組織がございますので、また活用してください。

あと、今年度の新規の採用職員の辞令交付式において、市長から以下のような訓示を新聞で掲載

しているのを見ました。皆さんの努力と個性が本市の未来を切り開く、輝きとなることを期待しています。

人を大切にするということは、短期的ではなくて、やはり長期的にいろんな教育なんかをしていかなければいかんと思います。職員が最大限輝くことができる亀山市として組織力を高めて、先ほど言いましたやりがいとコミュニケーションを向上して、明るい職場、風通しのよい職場から、市民サービスのさらなる向上につなげていただきたいということで締めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

2番 櫻木善仁議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時52分 休憩）

（午後 1時59分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 鈴木達夫議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

結の鈴木達夫でございます。

私の一般質問のテーマは、総合環境センターの現状と次期ごみ処理施設についてということで、用意をさせていただきます。自分自身も整理したくて、質問を用意させていただきました。どうぞよろしくお付き合いください。

まず、現在の総合環境センターのごみ処理施設、平成12年4月から供用を開始した、稼働したと思いますが、当時の供用開始までの背景と経緯について説明をいただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

富田産業環境部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

旧の焼却施設でございますが、昭和55年12月に竣工し、昭和56年2月に供用を開始いたしました。

施設の耐用年数が20年ということですので、ごみ処理施設の更新に当たりましては、平成4年度から処理方式等の検討を行うとともに、地元自治会との合意形成を図ってまいりました。

さらに平成8年度に整備計画を策定し、環境影響評価、地質調査等を行い、平成9年度から工事に着手し、平成11年9月25日に火入れ式を行い、平成12年4月から現在のごみ処理施設の供用を開始いたしております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

今の答弁で押さえておかなければいけないのは、旧の焼却施設、ストーカ式というのか、これが56年から平成12年までの約20年の寿命であったこと、これが1つ。もう一つは、平成4年度に処理方法の検討あるいは決定がされて、実際のところ、稼働まで約8年を費やしている、要していると、それも私が思うに、当時田中市長あるいは担当部長の半端のない思い入れといったらあれなんですけれども、強いリーダーシップ、よくいえば、あるいは腰の据わった強引さみたいな中でも、いわゆる処理方法の決定から8年を費やして稼働に至った。この2つだけは押さえておきたいと思います。

それではこの項では、次期ごみ処理施設の検討を進めるために、現の処理施設の総括をいろいろな視点から考えてみたいと思います。

まず何といても多額の初期投資、事業費約72億円を費やした事業、そしてその後ランニングコスト、非常に上がってきました。ここ一、二年の電気料やコークス、それを除いたとしても維持補修費が年間約12億要している。このガス化溶融炉方式の選択は正しいと思うか、どう評価しているか聞きたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

当時のごみ処理基本計画の基本理念といたしまして、適正な収集処理、処分システムの構築、廃棄物循環型社会の創設を掲げ、焼却施設、固形燃料化施設、溶融施設を比較検討いたしました。

溶融施設につきましては、最終処分場の減量化、効率的な減容化に優れており、最終処分場の容量も小さく抑えられますことから、トータル的にインシャルコストが低く抑えられました。

さらに、溶融施設は多種多様なごみ質の処理が可能で、より安定的に処理できることもあり、採用を決定いたしました。

また、溶融施設は焼却施設に比べ、ランニングコストが高く副資材としてコークスを使用することから二酸化炭素の排出量が多い半面、ダイオキシン類の発生を抑制するほか、ごみ質を問わないため掘り起こしごみや他市町の災害ごみの受入れ、医療系廃棄物の処理にも対応が可能となるとともに、市民のごみの分別も容易になりました。

さらに、スラグ・メタルの資源化や最終処分のコストを考えますと、安定性、公害防止、資源循環の点で優れていたと判断しております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

答弁ですとおおむね、最終処理コストを考えると経済的であったという答弁ですが、私は、3つの焼却方法、今ストーカ方式があり、固形燃料化方式であり、溶融炉があり、この数字的な比較資料を私自身持ち合わせていないものですから明確な判断ができないなという、もちろん当局は、担当課で持ち合わせているかもしれませんが、そういう感想を持ちました。

スラグ・メタルも資源化、リサイクルできたとか、災害ごみの受入れとか、許可の取れた医療系ごみも処理できた。トータルとしてはおおむね、選択は正しかったという答弁だったと思います。

しかし、それをもって、次期の施設もガス化溶融方式を選択するというものでなく、今から私

が順次質問していく、SDGsあるいはプラスチックごみ等の環境問題への対応、あるいはトータルコスト、あるいは財源等に多くのチェックをしなければいけない問題があるかと思っておりますので、そういうことを含めて順次質問をしていきます。

まず、長寿命化計画の狙いと実態についてという質問を用意しました。

たしか平成23年に、この溶融炉の長寿命化計画を開始したと思います。老朽化をし始めた設備に対して、更新あるいは大型修繕を行うことが全体としてのコストダウンにつながる、施設も長寿命化できるということで約20億を超える大きなお金を使ったんですね。一般的に20年が寿命とされるこの施設をストックマネジメントの考え方で、1つ目は今の施設の日常的な保全計画あるいは定期整備をより充実させることがあります。2つ目はこの保全計画のみでは対応できない、いわゆる基幹的な設備、あるいは機器の更新や大型の修繕を図るということで、この事業は始めたというふうに思います。

余談ですが、当時私は会派の中で、この財源を合併特例債を利用するという市長の提案に対して、有利な一般廃棄物の事業債があるじゃないかと。合併特例債はほかのことに利用したらどうだという提案をさせていただいた覚えがあります。

質問に移ります。

20億円を超えるこの大型事業、溶融施設長寿命化計画はもくろみどおり事業が行われたか、図られたか。あるいはそれを含めて、トータルとして経費削減につながったのかという質問をお願いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現溶融施設につきましては、施設の耐用年数は20年でございますが、建設当時に主要な設備が15年を経過しますと著しく機能が低下すると見込まれており、15年を迎える平成27年度には新施設を建設、あるいは主要設備の延命化の必要があると認識いたしておりました。

このことから、15年ごとに新施設を建設するコストと、30年延命化するコストを比較し、新施設を建設するのではなく現施設を30年間維持することを前提に、平成23年3月に溶融施設長寿命化計画を策定し、施設稼働を30年の令和11年度までの間、安定的かつ効率的に廃棄物の処理を行うことといたしました。

その結果、大規模修繕工事を実施することにより、現在も現溶融施設は通常稼働しており、計画の目的とする施設のライフサイクルの長寿命化を図れ、新施設を建設する場合と比較いたしまして経費削減につながっているものと考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

機械設備を扱っていますと、本当に予測しない、予期しない故障とか、大型の修理が必要なことがあるということは私自身の経験からも承知しているんですけどね。

私、この今の質問は、いわゆる運転管理者あるいはこの長寿命化の工事請負業者が大きく関わっ

たと思われる、この長寿命化事業のもくろみと実態にそごはなかったのかというような質問をしたかったんです。今の答弁を聞くと、やはり計画どおりライフサイクルの長寿命化が図られ、経費削減につながったというような答弁だったんですがね。

ちょっと確認したいんですけども、平成26年、ボイラー設備整備事業1億4,500万、平成27年、同じくボイラー設備整備事業1億3,930万、計2億8,500万、この2つは少なくとも、長寿命化に計画のない施設の更新、これは固化飛灰、経験もない固化飛灰を処理しようとしたらボイラーがパンクしたというような事案だと思うんですけど、こういう事実があったことは確かか確認したいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

平成12年4月に溶融処理施設運転開始以来、溶融処理施設から発生いたしました溶融飛灰は、全量を最終処分場で保管しておりましたが、溶融飛灰の減容化を図り、最終処分場の延命化を図るため、平成16年度から溶融飛灰の再溶融を開始いたしました。平成22年度には最終処分場の残余容量が約1年分となったため最終処分を行わない山元還元方式による再資源化処理方法を導入いたしました。溶融飛灰の減容化を図るため、再溶融につきましては継続して実施しておりました。

そうした中、平成25年度に実施しました定期点検におきまして、ボイラー設備の腐食による減肉、施設の厚みが薄くなる症状が進んでいることが分かってまいりました。原因を調査しましたところ、溶融飛灰の再溶融によって燃焼ガス中の塩素が濃縮されたことにより、ボイラー設備の腐食が急速に進行したものと考えられました。

ボイラー設備の腐食、減肉により運転が継続できなくなれば、ごみ処理を長期間にわたり停止せざるを得なくなりますことから、溶融飛灰の再溶融処理を停止いたしますとともに、議員が申されますように、2か年の事業として修繕工事を実施いたしました。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

そういう事実はあったということを確認させていただきました。

私、このことで確認したいのは、行政としてコスト意識も含めて、ともすると責任の所在が曖昧化する、その管理体制に問題はなかったのかみたいなふうな形なんです。

行政としては、経費の低減化あるいは平準化を図りたいという中で、運転管理者の専門的な改善や企業努力、この努力を促したい中であっても、それを推進する約束事がないんです。契約がないんです。その意味では他の地方自治体が行っているセンター方式、あるいは長期包括運営委託とか、いわゆるコストの低減化や平準化を図る管理体制、これが全国的にはそういう体制にしていた、そういう趨勢のときでもあったかのように私は思うんです。

それで、私も長い間いろんな質問を、あるいは計画の中にも包括的運営委託の方式への検討とか、書いてあるんですけども、何度も質問を、研究、検討を重ねるといふ答弁を繰り返されて進んでこなかったという経緯があって、私は最後にはやる気がないならそんな駆け込みの計画はやめろみたいな、そんなことを発言した覚えも覚えています。

この項の質問として、行政として管理体制に関し、改善、改革をするという意識が少し欠けていたのではないかとこの反省はありませんかと質問させていただきます。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

施設管理につきましては、経年劣化により上昇していくことが見込まれる整備費を平準化し、長期にわたる安定的な財政運営が可能となる長期包括運営委託につきましては、溶融施設のみならず、破砕施設等の他の施設設備の運転管理や整備等も含めた契約の締結につきまして、運転管理委託事業者と継続して協議を行ってまいりました。

しかしながら、事業者としましては、新施設稼働時から長期包括運営委託契約を締結するのであれば委託料も算定できますが、施設稼働して数年たっている中で後年度の施設整備費の上昇を正確に見積もることは困難でリスクが高いこともあり、合意には至りませんでした。

こうしたことから、溶融施設の運転管理委託のみ、性能の確保を条件として課しつつ、5年間にわたる複数年契約を平成30年度から開始し、経費削減に取り組んでいるところでございます。

また、施設管理のため、電気主任技術者、ボイラータービン主任技術者を会計年度任用職員として配置し、日々の施設の点検や工事の設計に携わらせております。

こうした施設管理を委託事業者任せにしないことで、施設管理体制の強化につながっているところでございますが、その一方で、運転管理委託事業者と行政の役割が明確でない部分も一部ございました。こうしたことから、新たな施設につきましては、施設稼働時から市と事業者との役割分担を明確にし、民間のノウハウを活用できるような施設管理運営体制を講じる必要があると考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

行政の役割、あるいは運転管理委託事業者の役割、この役割分担が明確ではなかったという反省を伺ったところです。

それから、次期の施設に関しては、稼働時から民間のノウハウを活用するのがベターであるという答弁かと思えます。

次の項に移りたいと思います。

次期ごみ処理施設に対し、整理すべき課題についてということです。

まず、整備方針の決定と新施設の稼働予定のスケジュールについて聞きます。

令和3年の教育民生委員会の資料によれば、令和4年度をめどに次期廃棄物処理施設の在り方について方針を決定したいという報告がございます。今は令和5年でございます。また、従来から公式的にといいますか、総合計画の中にも、現溶融炉の稼働最終年度は2029年、いわゆる令和11年です。今からもう令和でいきますから、令和11年、つまり令和12年から次期ごみ処理施設を稼働するというのが議会あるいは市民に与えられた、私は情報であると思うんですね。

そこで長寿命化計画によれば、令和7年まで引き続き今の大型整備を実施していけば、令和11年まで稼働できるというような書き込みがございます。逆にいいますと、12年まで稼働し、12

年から新施設の稼働予定であるというような書き込みです。

そこで、今の時点でこれから何らかの対応、例えばさらにまたミニ長寿命化事業を継続して、さらなる延命対応をすれば、ごまかしじゃないですけど、もう数年、2年、3年あるいは5年まで次期の設備の建設を先送りすることができるという認識かどうか聞きたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現在のごみ溶融処理施設長寿命化計画では、令和7年度まで大規模整備工事を実施し、令和11年度まで稼働させる計画でございます。

現施設のさらなる延命化により次期施設を先送りすることは可能かというご質問かと存じますが、さらなる延命化につきましては多額の工事費が見込まれますことから、財政負担の観点からも慎重に検討を進める必要があると考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ここは物すごい大切なものですからね。今の答弁ですと、さらなる先送りをすれば財政負担が増すから令和12年より次期ごみ施設の稼働を目指しているという答弁と聞いていいんですか、確認。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

現計画ですと令和7年度まで工事を実施し、11年度まで稼働ということになりますと、12年度から新しい施設ということにはなってますけれども、新しい施設の建設につきましては、次期処理施設の構想というものを策定してまいりますもので、そういったものの中でそういった部分につきましても検討をして、最終的には構想の中でお示しさせていただく形になろうかと思えます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ここは一つの肝だと思ったんですけどね。

現計画によればとは、現計画以外の計画って何があるんですか。現計画も12年ですよ、開始は。本当に迫っていて、早速準備室の開設あたりをやっていかないとこれは間に合わないということで、ここはこの程度に収めます。だって8年かかるんですよ、相当な強引なリーダーシップをもってしてもです。

次は、プラスチックごみへの対応等、環境政策と次期の施設の関連性について確認をしておきますが、ご存じのように令和3年にプラスチック資源循環促進法ができたり、あるいは今のSDGsとか、あるいは溶融炉のコークスの問題とか、非常に環境に対応していく施設にしなければいけないという認識の中で2つ質問をします。

まず、次期施設事業と環境問題への対応、あるいは順応をどのように認識しているかということ

ともう一つ、特に熔融炉の場合、コークスによるCO₂、これが必然的に発生するんだと、運転方式の選択の中で一つの制限がかかると認識しているのか、2つ質問します。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

次期のごみ処理施設を検討する上で、カーボンニュートラルの実現やSDGsの達成などの環境負荷の低減が図られることは重要であると考えております。

例えば、カーボンニュートラル実現のため廃棄物の焼却に伴う廃棄物発電は化石燃料使用量削減に寄与することや、SDGsの目標12. つくる責任、つかう責任及び目標14. 海の豊かさを守ろうの近年世界的な課題となっておりますプラスチックごみや食品ロスへの対応が求められており、これらのことを踏まえ、次期ごみ処理施設の在り方を検討していく必要があると考えております。

また、現在の熔融施設につきまして、コークス使用により年間約3,300トンの二酸化炭素を排出しております。その一方で、令和2年度の市域の二酸化炭素排出量134万5,000トンと比較いたしますと、その割合は0.2%程度でございます。

次期ごみ処理施設につきましては、二酸化炭素排出量が多いという理由で熔融施設を検討の対象外とするのではなく、環境負荷の視点も含め、様々な視点からの検討が必要と考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

コークスが、熔融炉を調べたら熔融施設全体で4,941トン、うち、コークスが今部長答弁によると0.2%。これも非常に難しく、0.2%にすぎないから熔融処理方法は全否定できないんだという考えと、いわゆるゼロカーボンを推奨しなければいけない行政がこれぐらいならいいだろうという、この辺の難しさというのを感じているところでございます。

次に、広域処理について、簡単に質問をしたいと思います。

国は、ごみ処理の広域化計画について、可能な限り焼却処理の能力というか、スケールメリットを求めて広域化の方針を定めています。それを受けて三重県でも広域化のブロック割りをして、亀山市の場合は鈴鹿・亀山ブロックに指定してきたという経緯がございます。

この件に関しての進捗を聞きたいんですけども、様々に関係部局は鈴鹿市と折衝、打合せを重ねていることは聞いています。広域化の議論がどのように進捗しているのか、相手先もありますので可能な限りの中で答弁をお願いします。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

平成31年3月に国の廃棄物処理施設整備交付金交付取扱要領が改正されまして、ごみ焼却施設を新設する場合には、施設の広域化、集約化を検討することが交付要件に追加されております。

こうしたことから、現在、近隣市に現在の施設の状況でございますとか方針の考え方などの意見交換を行っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁ですと何か、広域化について、補助金の交付要綱が変わってきたから対応しなければと、これは本質的なテーマではないように思います。一応意見交換をして、どのような進捗ですかという質問をしたつもりですが、冒頭で可能な限りの答弁ということで、この辺で抑えますけれども、今の答弁を聞けば、もう本当に、さっきの稼働予定が令和12年、稼働していかなければ環境の中では広域化については極めてハードルが高いのかなというような印象を受けます。

ここで押さえておきたいのは、三重県循環型社会形成推進計画ということでこんな文言があります。紹介をさせていただきます。

少子高齢化・人口減少などを見据えつつ、市町の事情を踏まえ、おのおの意思決定に基づき、その方向性を決定していく自治事務の基本にのっとり、市町の意向を十分にしんしゃくしながら、県として必要な協力、調整を行っていく。つまり、やはりおのおの意思決定に基づいて、その方向性を図っていくのが自治事務の基本であると。県としてはその方向性をしっかり理解して協力するよという文章だったと思います。

それでは、今からの質問は、仮に広域化が困難な場合、単独処理の場合を想定して、少なくとも現時点で整備し、あるいは担保しておかなければいけない要件について質問させていただきます。

まず、施設規模を整理したいと思います。

現在の処理能力は、1日40トン进行处理できるのが2基で計80トンということですね。これは一般ごみだけでなく、破碎の大きいのを一次加工したものを処理したり、し尿施設からの汚泥を処理したり、あるいは掘り起こしもやっているんですね。

当時、いろいろ会議録を設立のときを見ますと、2基もなぜ保有して、2基を満遍なくくまなく稼働する必要性がない中で、なぜ2基もするんだというようなそんな表現の文言がたくさんあります。掘り起こしのごみの処理が一定の推移が見られる中、将来人口の推定とか、ごみの排出量等を踏まえて、次期施設に関して必要な施設規模、能力に関しての考え方を質問したいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

次期ごみ処理施設の規模、能力についてでございますが、規模、能力を算定する場合に、公益社団法人全国都市清掃会議発行の「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」に基づきまして、1人1日当たりのごみ排出量、将来推計人口、稼働率、災害廃棄物処理量等を推計し算定いたします。

現ごみ溶融処理施設の処理能力は、40トン炉が2基の1日80トンのごみを処理できる施設でございます。現在、一般ごみやし尿等、浄化槽汚泥の処理後の残渣、掘り起こしごみ等を処理しておりますが、市民、事業所皆様のごみの減量やリサイクルの協力によりまして、ごみの排出量も減少傾向にあることから処理能力的には余力があると考えております。

また、市単独の新しいごみ処理施設を建設する場合、事業方式、処理方式等、建設に向けて様々な検討を行い、まず施設整備基本構想を策定し、施設整備基本計画、環境アセス、基本設計、実施設計、建設工事というスケジュールで進めてまいります。

議員お尋ねの次期施設に必要な規模、能力でございますが、当然基本構想を検討する中で、次期

施設の規模、能力も算定してまいりますので、基本構想が策定できましたら速やかにお示しさせていただきたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁で押さえておきたいのは、現有施設は能力に余力がある、あり過ぎるとは言いませんが、あるということですね。それから、必要規模の試算方法は教えていただきましたが、明快な規模はお示しにならない、基本構想あるいはその後の様々な基本計画の中で示すということなんですけどね。

算出方法、もうこれは簡単です。僕、電卓1つあればできますよ。

例えば、1人当たりのごみ排出量予想が環境基本計画の中に880グラム、可燃性がこのこの7割、8割であるから700という数字を置くんですね。それで2030年の人口推計4万7,000人弱を入れて、それでその排出量掛ける人口掛ける366だと1万2,000トンですよ。これで1万2,000トン割る365割る、これが例の清掃何とかの指数なんですけど、稼働率を0.767、それから調整率をと、こうしますと、簡単に1日45トンある、それで先ほど言った災害時の10%をオンにしても、50トンあればいいんです。

別に基本計画の中で示さなくても、今の試算の方法を教えてください。これで環境基本計画の数字を拾えばいいということです。

財源について確認をさせてください。

今の施設、平成12年より稼働している施設、これは全部で、総事業費が72億円の財源内訳を調べたところ、国庫補助金が4億3,800万、一般財源が6億6,800万、それで起債は一般の廃棄物の場合の起債ですね。60億8,300万起債をしました。全体の予算の中の85%が一般廃棄物処理施設の事業債をお使いになっている。

で、補助金が広域だと少ない、多いという議論でなくて、85%の起債に関して、この元利償還金をどのような形で後年度交付税として、どういう扱いになるか。現在もくろめる数字を示していただきたい。85%はどうなるのか。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

一般廃棄物処理施設の整備事業に対する地方財政措置につきましては、現時点で、国の循環型社会形成推進交付金3分の1を活用した場合、一般廃棄物処理事業債等により、地方負担分の90%まで起債を充当することができ、後年度に元利償還金の50%を交付税措置されるとされております。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

補助残の9割が起債ができて、その起債したものについては交付税として約半分市のほうに戻していただけるという、本当に他の補助金とか事業よりも、補助金あるいは後年度の交付税というの

は非常に手厚いサポートをいただける事業であるという確認をさせていただきました。

そんな意味も含みまして次期施設の事業手法について、これは3番目に移らせていただきます。

私、この項の副題として、先駆的事業手法はないのかというようなことでペーパーでの通告はそうさせていただきます。

私がよく読んでいて、地方自治体の先駆的な取組を図っている事例集を読んでいる中で、兵庫県の相生市の美化センターの整備運営事業の取組を目にしました。

そこで、これというのは公民連携協定を活用した国内初の取組による地域循環共生圏を目指しますというものです。このことについて、産業環境部に通告を出す前に、かなり前にこんなのを目にしたよという話を投げかけたところ、実は担当課としてもこれはちょっと今研究を進めているよというようなお話もいただきました。相生市のみではないと思いますが、この事業手法、あるいは環境課が注目している事案みたいなものを確認したく、質問を用意しました。

まず、紹介した相生市のPPP方式、公民連携協定。内閣府と総務省が推進する、公共の関与を残しつつ民間の資金とノウハウを活用した整備並びに管理運営を行うというこれは雑誌の紹介ですね。この事業手法とはどんなものか、私の薄っぺらい情報でなくて、環境課が研究を進めていることですので、どういう事業なのか、どんな手法なのか説明をいただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

富田部長。

○産業環境部長（富田真左哉君登壇）

議員ご紹介の地域循環共生圏でございますが、平成30年4月に国が策定しました第5次環境基本計画で提唱され、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ地域の活力は最大限に発揮するといった構想で、その創造によりSDGsやSociety5.0の実現にもつながるものでございます。

次期ごみ処理施設の検討に当たりましては、市が施設を整備し運営することは、建設費や維持管理費の高騰による財政負担も増加いたしますことから、国が推進いたしますPPP、公民連携協定を活用し、公共の関与を残しつつ民間の資金とノウハウを活用して施設の整備や管理運営を行い、例えばごみ処理施設で発電した電力を公共施設で活用するといったエネルギーの地産地消による地域循環共生圏の構築も事業手法の一つと認識しているところでございます。

先ほど議員のほう、兵庫県相生市の例を挙げられましたが、PPPであったりPFI、こういったものにつきまして、全国のごみ焼却処理施設につきまして、1,067施設のうち、既に9施設でPFI方式による民設民営で運営されておまして、相生市以外にも、大阪府泉北郡忠岡町であったり熊本県上益城郡の5町、こういったところでもこういった事業がこういった方式で行われていると伺っております。

このPPPの手法の中身でございますが、行政と民間事業者との役割分担としまして、行政は事業用地の確保と一般廃棄物の処理を委託する形になります。で、民間事業者は施設の建設及び維持管理業務、さらに相生市ですと相生市以外の収集運搬も行う予定とされております。

こうしたPPPの手法により、民間の資金やノウハウを活用することでイニシャルコストの負担がなくなることが見込まれます。その一方で、事業者が採算性を高めるため、他の自治体等から廃棄物を受け入れる場合も想定されます。今後は、こういった手法も含め、基本構想を策定する中で

事業方式についての検討をしっかりと行ってまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

鈴木議員。

○13番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。行政としての役割は、事業用地の確保、それから運転管理委託、お金を出すようなこと。それから民間業者は、施設の建設あるいは維持管理業務は一切担うということですね。

それから、相生市以外にも公民連携、あるいは今言ったPPPあるいはPFIを取っているところが五、六か所あるということです。

相生市の場合は、ちょっと私に付け加えさせていただければ、環境問題対応とか、あるいは熱エネルギーの有効活用、それから地域課題への対応等に関しては、総合的なアドバイザーとして株式会社エリック都市研究所が関わっているというようなことも聞いております。

イニシャルコストがかからない非常に魅力的な手法とは思いますが、一方で、他市町の許可の取れた事業系のごみの搬入も可能性はある。こういう体制の問題とかもちろん環境への対応、財源の手法とか、いろんな形でさらに深い研究みたいなものを早急に進めていただきたい。

ということで、私が用意した質問はこれで終わりなんです。それで、ちょっと時間が余りましたので、希望というかお願いがあるんです。

私、本件と少し離れる案件なんですけれども、新しい次期のごみ処理施設を導入、設立、どんな形でもです。あわせて、よく言われるリユース、いわゆるごみ自体を減らす、リユース、再利用、それからリサイクル、こんなものの拠点となる、センターまではいいませんが、そういうところを造っていきたいんです。

それが、今日の午前中にも櫻井議員の質問にもあったんですけどね。中学校の学用品、例えば鍵盤ハーモニカだとか、美術用のデザインセットとか、制服とかあるいは自転車とか、あるいはそれ以外でも、日用品として十分リユースできる家具であったりパソコンであったり電化製品であったりですね。あるいは、もうちょっと膨らませるなら、市民サークルだとか、個人が作った趣味の手芸品とか装飾品とか衣類とか、あるいはご自慢の家庭菜園とか、こんなものを多くの市民の方を巻き込んで、あるいは関わりを持っていただきまして知恵を出し合って、行政として少々の予算はつぎ込んでいただいても、私はこの事業というのは多くの市民の方に理解、あるいは容認される、私の一つのコミュニティビジネスのはしりとなる、これは創設みたいなものがつながると思います。

この機会にお願いをしまして、次期施設が本当に迫っている、次期のごみ処理施設についての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

13番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時45分 休憩）

（午後 2時54分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 岡本公秀議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本です。

それでは、通告に従って2つのタイトルで質問を行います。1つはヤングケアラーについて、もう一つは亀山市職員旧姓使用取扱規程についてであります。

まず最初に、ヤングケアラーに関して質問を行います。

令和3年9月議会において、私はこのヤングケアラーについてまず最初の質問をいたしました。令和3年の9月、今から2年ぐらい前の話ですので、その頃はまだヤングケアラーという言葉あまり一般的でなく、市の答弁でもまだそういった言葉を知らない方もたくさんおられるし、例えば教職員とかね。そして実際の話、実態もろくに分かっていないと、そういう答弁だったんですね。私、今回この質問をやるわけですが、この質問を書いているといつも思い出すんですよね。小学校6年の頃ですわ、僕の男の友達で心安いのがおったんですけどね。その友達が僕にあるとき言ったんですよね、うちはお母さんがいないので自分が米屋さんに行って米を買って、自分にご飯を炊くんだとそう言うわけですよ。僕なんかはまるっきり親がかりで、親が、お母さんが全部してくれるので自分でご飯なんて炊くだとかあり得んわけですよ。それ聞いて子供ながらに驚いたんですよ。

このヤングケアラーという実態は、僕の小学校の頃からあったわけですよ。ただ、当時の友達も別にだからどうということはないんですよ。そういうことやというだけで、自分の家のことから誰に言うても仕方がないというような感じですね。これは今でもそうですけれども、だからなかなか表に出やんようなこともたくさんあるわけですけれども、この令和3年のとき以来、もう2年近くの時が流れていますが、あれからこのことに関する取組というのがどういうふうに進んだか教えていただきたいと思います。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

令和3年9月以降のヤングケアラー支援等に係る国・県・市の取組状況でございますが、まず国におきましては、ヤングケアラーに対する認知度向上のための広報啓発活動を実施するとともに、令和4年度より新たにヤングケアラー支援体制強化事業を実施し、実態調査、職員研修、コーディネーターの配置、外国語対応通訳派遣等のための財政支援措置となる補助金を設定しております。

三重県におきましては、令和4年度にヤングケアラー実態調査を実施し、その報告書を令和5年2月に公表しております。また、市町要保護児童対策協議会やヤングケアラーの支援に関わる機関の職員等を対象とする研修を実施するとともに、関係機関と支援団体等とのパイプ役となるヤングケアラーコーディネーターを2名配置しております。

本市におきましては、市民の認知度をより高める取組といたしましては、市のホームページにヤングケアラーの具体例等を掲載し、ヤングケアラーについて広く市民の方に認知していただくとともに、関係機関の電話番号を掲載し、相談窓口を周知する等の取組をしております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

確かにあれ以来、大分と色々な国の機関とか県なんかもこの問題に力を入れていただいておりますね。そして、私ら議員に対してもいろいろなセミナーの案内が来るわけですが、それにも最近はそのヤングケアラー問題とか、前からあるようないろいろな予算のこととか決算のこととか空き家の問題とかいろいろあるわけですけど、この最近ヤングケアラー問題に関するセミナーがやはり増えてきたと思っております。

そういうふうなことで、いろいろな機関で対策が進みつつあるんだなあと思うんですけども、先ほどありました令和4年12月に中日新聞に、三重県がヤングケアラーの調査報告を公表したと書いてあります。これは広く調査したんじゃないくて、行政機関相手に調査をやっておったんですね。だから結果的にいうと19市町で155人というような、国の報告で何%とか出ておるわけですよ、中学生の5%とか高校生の7%とか。そういうのに比べるとかなり少ないわけですよ。そういうふうな状況にあるわけですけども、先ほどもありました要保護児童対策地域協議会とかそういう組織を相手にやっておるということは、その組織が把握していない人は抜け落ちるということですけども、その令和4年の12月に亀山市としては、三重県からそういう調査報告を出せと来たときに一体どういう報告をしたのか。それを教えていただきたい。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

令和4年12月に公表され令和5年2月に報告書が公表されておりました三重県のヤングケアラーの調査報告につきましては、令和4年7月に要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査が実施され、本市といたしましては、令和4年3月31日の時点における要保護児童ケース等登録者件数計156件のうち、ヤングケアラーと思われる子供の件数を8件として回答しております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

要保護児童対策地域協議会とかそういった組織につながっておる子供はカウントされるけれども、亀山市の報告は8件ということですよ。ただ、亀山全部で中学校の生徒、小学校の生徒の数に比べて8人というのは、私は把握はやり切れていないと私は思っておりますよ。

そして、亀山市としてもそういった既存の組織につながっておる人だけを相手にしてほかはゼロだよというんじゃないくて、これからもっと拾い上げるといいですかね、そして市民にも啓発活動をしてもらう、そういうふうなことをもっときめ細かくやってもらう必要があるのではなかろうかと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

今後の市の対応につきましては、まず今年度、国の補助金を活用した新規事業といたしまして、

子供の生活実態調査を実施する予定でございます。また、ヤングケアラーの問題につきましては、その世帯全体が複合的な課題を抱えており、そうした課題の解決を図るためには、本市の要保護児童等DV対策地域協議会の関係機関のネットワークをはじめ、子供の変化を見守る園、学校などの施設、それから各種福祉サービスを実施する関係部署など、重層的な支援体制により対応することが必要であり、今後につきましても各関係機関との連携をより強化し、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

亀山市も前向きに対応をしていただける段取りになっておるようですので、非常に結構なことだと思いますね。

それで、介護をする側とされる側というのがあるわけですね。そして日本では介護を必要とする人たち、介護をしていただいている人たちのための法律、規則がありますね、いろいろと。例えば虐待防止法なんかもそうですし、いろんな法律で守られておるわけですけど、それじゃあ介護をする側の人の生活とかそういったことを支援する法律というのがないんですよ。されるほうを守る法律はあるけど介護をする側の人を支援するという法律なんかはないわけですけども、国の法律はともかくとして、自治体としてそういった条例、規則等をつくる必要があるのではなからうかと私は思うわけですね。例えば、埼玉県とか三重県では名張市、そういうところにはこういった条例があるようですけれども、そういうふうな条例制定、介護する側、ヤングケアラーの側を支援するそういう条例を制定する、そういった心積もりに関して伺います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

ヤングケアラーの支援に関する条例につきましては、全国で一部の自治体においてその制定の動きが見られ、県内では議員ご指摘のとおり令和3年6月に名張市において、名張市ケアラー支援の推進に関する条例が制定され施行されてきたところでございます。この条例の特徴といたしましては、ヤングケアラーに限らず家族や身近な人の世話や介護を担うケアラーを個人として尊重することを理念とし、社会全体で支援するために必要な事項を定めるものとなっております。また、ほかにもヤングケアラーに対する支援マニュアルなどを策定する自治体もあり、ヤングケアラーに関する支援の動きは強まっているものと認識しており、国におきましても、本年4月には子供の権利の保障を明記したこども基本法も施行されております。

ヤングケアラーは、子供が子供らしく育つことや子供の意思が尊重されることなどが妨げられ、子供自身の権利が守られていない状態にあるものと考えております。本市におきましても、今後、子供の権利を守るという観点を含めてヤングケアラー対策を図るため、現在、市議会にて策定準備を進めていただいております（仮称）子どもの権利に関する条例に関しまして、市議会の皆様と連携を図りながら子供に関する課題に取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

確かに子供が子供らしく育つというのは非常に大切なことでありますが、ヤングケアラーでそういう立場で家族の世話をすると、やはり時間も取られるしエネルギーも取られるし、気の毒な面もあるわけですね。

それで、いろいろな自治体、最近いろいろ動きがありまして、ちょっと一つ、二つ例を挙げますと、東京の江戸川区は2022年の9月というとしばらく前ですけど、この2022年9月から江戸川区の区立中学の全部の中学生、1万5,000人おられるみたいですけども、そういった人、1万5,000人を対象に実態調査、要はヤングケアラーの把握のための個人面接を、時間はかかりますよ、時間はかかりますけどこれを行ったと言うんですね。これはやはり一番最初に言うたように、自分ところの家のことやから誰に言うても仕方がないという意識が働くんですね、当事者には。で、なかなか助けを求めることもできないような感じで。だから、そういった方を拾い上げるには、やはり個人面接で1人ずつピックアップするしかないわけですね。それによって、支援からこぼれ落ちている子供たちにアプローチして、やはりそういった家族の介護に明け暮れている子供たちを助ける、これが僕は大切なことだと思いますよ。

また、鹿児島県もヤングケアラーに対する実態調査をやっておるんですよ。そして鹿児島県の場合は、やはりヤングケアラーに相当する子供たちは、例えば学校生活にも影響があるということはこの調査結果に載っていますね。例えば忘れ物が多いとか、知覚の問題ね。学校というのはいろんな提出物があるわけですね、書類やら何やら。それを期限どおりに出せないとか、授業中に居眠りをするとか、そういうふうなやつがやはりアンケートを取ると、パーセントで出すと有意差としてやっぱり上がってきておるみたいですね、これは鹿児島県の調査。

そういうことですので、こういった今現在、いろいろな組織につながっておる子供だけじゃなくて埋もれた子供を救い上げるということも大切なんですけども、亀山市もこういうふうな江戸川区とか鹿児島県みたいに1人ずつ面接して、中学生や小学生の高学年、そして「どう、毎日何も困ったことはない？」とかと言う感じでそのぐらいの、手間隙はかかりますよ、だけど個々の学生さん、生徒さんに面接をしてヤングケアラーを救い上げて、少しでも学業とか日常生活を助けてあげようとか、ちょっと手間はかかるけれどもそういうふうなことを試みてみるつもりというのはございませんか。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今、学業への支援というお言葉もいただきましたので、私のほうからもご答弁させていただきます。

まず、市内の小・中学校におきましては、生活アンケートや教育相談、それから日常の観察、そして担任との個人ノートでのやり取りなどを行い、児童・生徒の生活実態の把握に努めているところでございます。特に教育相談では、主に担任が全ての子供と個別に話す時間を確保しております。学習面や生活面など子供の近況を聞き取る中で、場合によっては家庭での悩みを打ち明ける子供もおります。それらの中から、ヤングケアラーの可能性のある子供の状況をつかんだ場合は、家庭への働きかけや各関係機関と連携した支援が行えるような体制を取っております。さらに、県配置の

スクールソーシャルワーカーが各校の支援委員会等に参加し情報共有を行うことで、早期発見、把握につなげるとともに、必要な支援につなぐための教育相談体制の充実を図っているところでございます。

この問題は教育の現場だけで解決するものではないと認識しておりますので、誰一人取り残さない学びの保障の視点に立って、支援関係の見える化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

先ほど学校現場での取組の具体的な状況をご説明いただきましたが、本市の行政といたしましても、家庭内に課題を抱える子供を把握するため、学校、教育委員会や関係機関との連携をより密接に取りながら、ヤングケアラーにつきましてもその早期発見と実態把握、支援を行ってまいります。

さらに、本年度実施予定の、先ほども言いました子供の生活実態調査により、家庭問題の把握についての精度を上げるための手法を検討するとともに、ヤングケアラーの概念や子供の権利などについて、さらに普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

令和3年に質問をやったときと比べますと、いろんな面でかなりやはり対策が進んでいますね。それはやはり私にとってもすばらしいことだと思いますよ。

そして、これからも亀山市当局もそうですし学校の当局もそうですけれども、せっかく元気に生まれて育った子供ですから、やはり大事にしていけないかん。そうして、そういった子供たちを少しでも立派に育てると言ったらおかしいけれども、一人前になってやっていけるような優秀な人に育てていただきたいと私は思っておりますので、これからいろいろと皆様方にも努力もしてってもらわなあかんと思います。だけど、そういうふうな一種の使命感を持ってこういった子供たちを育ててやっていただきたいということをお願いして、私のこの質問を終わります。

次に2つ目の質問に入ります。

亀山市の職員の旧姓使用取扱規程というものが公布されましたので、それに関して、旧姓使用に関して質問を行います。

旧姓使用に道を開くことになった理由とか必要性をまず最初に尋ねたいと思います。というのは、スポーツの選手とか芸術家とか学者とか研究者とか、そういった方は、自分の個人名で活躍して、自分の個人名が看板ですわね。全国的に名前を知られたようなスポーツ選手とかそういった方が、結婚することによって姓が変わって、そこで連続性が打ち切られるわけですよ。そういうふうなことになる、その当の本人にしてみれば、せっかく私の名前がこれだけとどろいたのに姓が変わってしまうというのはやっぱりあるんじゃないかなと思うんですよ。

だから、こういったタイプの方は旧姓を使い続けるほうが、間違われなしいいかなと思うんですよ。だからそういった、有名な個人名で鳴り響いた人はともかくとして、公務員がそういうふうな旧姓を使う必然性とか必要性というのがどこにあるのかと僕は疑問に思っておるわけですが

れども、それに関してお答えをお願いします。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

議員ご紹介いただきました亀山市職員旧姓使用取扱規程、これは本年4月1日施行ということでしておりますが、これにつきましては、職員が婚姻等により戸籍上の氏、姓とも言ったりしますが、氏を改めた後に、引き続き改める前の氏を公務に支障のない範囲で使用する場合の手続を定めたもので、この規程に基づき、本年4月1日から職員の申出によりまして旧姓の使用ができることとなったものでございます。

職員の公務における旧姓使用につきましては、これは昨年12月定例会でもご質疑あったところでございましたが、過去に職員から数件の問合せがあったところでございまして、職員が使用する氏を選択できることはプライバシーに関するメリットも想定されるなど、働きやすい職場環境を整備する観点から導入いたしましたところでございます。このプライバシーに関するメリットといたしましては、例えば氏を変更することで結婚や離婚を想起させ、職員個人への偏見につながりかねない事態を抑止する効果があるというふうに考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

そういうふうな答弁も分かるんですよ。だけど、公務員というのは公権力を行使する立場ですよ。普通のサラリーマンとは違うから、男の人も女の人も。こういうふうな公権力を行使する立場の人が、婚姻によって姓が変わる、だけど旧姓というのはもちろんある、その姓を時と場合によって使い分けるといのは僕はどうかなと思うんですよ。そして旧姓を使用できる文書とできない文書というのは、ここの取扱規程に書いてありますね。この旧姓を使用できる文書、できない文書の、これはどういうふうな基準で分類してあるのか、これに関して説明をしていただきたいのと、こういった2種の文書が同じ時期に混在してしまうと何か混乱のもとじゃないかと私は思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

旧姓を使用できる文書につきましては、こちらにつきましては規程の第2条の別表第1というところで規定をしておるんですが、名札や名刺など単に氏名が記載された文書や起案文書や決裁の押印など、組織内部で使用される文書のうち職務遂行上支障のないもの、出勤日や住居届など職員の権利義務等に関する文書等で、職員の同一性が容易に確認でき職務遂行上支障がないものとするほか、法令に基づかない簡易な文書等で、旧姓を使用しても職務遂行上または事務処理上、誤解、混乱等を招くおそれがないものとしたところでございます。

一方、旧姓を使用することができない文書等の基準といたしましては、辞令、職務の辞令とか処分関係文書など職員の身分に関する文書や給与費明細書や源泉徴収票など税に関する税務署等の外部機関の事務に支障が及ぶおそれのある文書、その他旧姓を使用することにより職務遂行上または

事務処理上、誤解や混乱を招くおそれがあるものといたしております。そういったところで明確に区分しておりますので、同時に使用するという事で特に混乱はないものということで考えております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

先ほど答弁で、職員の、例えば姓は違っても、職員の同一性が簡単に分かる文書と言いましたが、それは、今現在ここにおられる人々やったら分かるか分かんですよ。だけど、10年、20年たって当時の書類を見返したときに、おかしいな、何か腑に落ちやんわとかいうような混乱が起きるのではなからうかと僕は思っておるんですよ。

というのは、歴史の本を読むと、昔の人とか戦国時代の武将なんかは典型ですね。子供の頃から名前がころころ変わっておるわけですよ。例えばかの有名な徳川家康やから記録が残るわけやけれども、徳川家康も子供の頃は今川の人質で、竹千代と言っていましたね。それが紆余曲折があって松平元信になって、松平元康になって、松平家康にあって徳川家康で、徳川家康が定着したわけですよ。こういうふうには、これはだけど家康のような代表的な歴史的人物やからこっだけ研究が進んで分かるわけです。後から見た人でもね。例えば豊臣秀吉もそうですし、昔は木下藤吉郎と名のおったのが、羽柴という姓になりましたね。あの羽柴というのは、羽柴の羽は丹羽の羽で、柴は柴田勝家の柴を両方からもらったんですね。いかにも秀吉らしいですね。両方にごまをすったわけですわ。羽柴秀吉になって、それが征夷大將軍にはなれんもんやから関白をいただいて、関白というたら秀吉となったわけですよ。

そういうふうな昔からのいろんな人は名前を変えておるで、本当に超有名な人やったら、ああこの人は誰々さんの若い頃の名前やということ分かるんやけれども、そうじゃなかったら分からへんですよ。これは一体誰やろうな、歴史の本に書いてあるけどというようなことになりかねんのですよ。そして私が言うのは、亀山市の公文書もずうっと残るんやから、こういう姓の使い分けを下手にすると10年先、20年先に後から見た人が混乱するというか、人間の同一性が分かんとかそういうふうなことが起きる心配をしておるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

先ほどご説明申し上げましたように、旧姓を使用することができる文書、旧姓を使用することができない文書は明確に区分しております、辞令書とか身分に関するものにつきましては使用ができないということで、こちらにつきましては、人事台帳のほうにきちんと旧姓から新姓に変わったというのも記録も残しますので、特に将来にわたって混乱が生じるということはないものと存じております。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

私がもう一つ心配しておるのは、これは杞憂で終わるとよろしいんやけど、我が日本国において

は、家族が全部同じ姓でそれで家族の一体性というものはやっぱりあると思うんですよね。

だけど、その旧姓を使用すると、例えば家庭に入ったら新しい姓で、1日の半分は仕事場で古い姓を名のるようなことになってくると当事者の意識に多少でも影響を与えて、それで家族の一体性というものにも響くんじゃなかろうかと、今でも私考えたりするんですよね。これが男女別姓というか、夫婦別姓につながるような引き金になっても好ましくないし、私はそういうふうな余計な心配かしらんけれども、心配しておるんですけどね、いかがお考えですか。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

職場での旧姓使用が議員ご指摘の家族の一体性の希薄化とかそういったものにつながるかにつきましては、多様化する価値観の中で様々な状況や場合がございますので、一概に判断できるものではないと考えております。

今回の制度導入は、現在の時代背景や職員からの要望というか問合せ、あるいは国・県及び他市の導入状況などを勘案し、職員の申出により旧姓が使用できるものであり、このように職員の選択肢を増やすことで、これはあくまで職場においてでございますが、職場の働きやすい環境を整えるものでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（森 美和子君）

岡本議員。

○14番（岡本公秀君登壇）

価値観の多様化と言うたらそうかもしれませんが、私は日本、国家としてやはりきちんとやるべきことはやらなあかんし、そういうことまで、余計な杞憂かと思われるけれども、そういう心配もしておるわけですので、以上で私の質問を終わります。

○議長（森 美和子君）

14番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時28分 休憩）

（午後 3時36分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 今岡翔平議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、亀山南小学校のグラウンドの芝生化について、亀山市職員障がい者活躍推進計画について、行政DXの今後の展開について、ふるさと納税についてと4点上げさせていただきました。

まず1点目の亀山南小学校のグラウンドの芝生化についてでございます。

1点目の芝生化に至った経緯について伺いたいと思います。

○議長（森 美和子君）

7番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

亀山南小学校におけるグラウンドの芝生化につきましては、モデル化事業として平成22年度に実施したものでございます。その経緯でございますが、当時、子供たちがあまり外で遊ぶことが少なかったという状況があり、また、施設的にもグラウンドの排水不良や砂ぼこりの飛散等の問題も発生をしておりました。それらの中で、グラウンド表面の温度上昇の抑制効果も期待しながら、これらを総合的に勘案し、事業の実施に至ったところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

そのとき、地元との合意、話合いの状況というのがどうだったかという記録は残っていますでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

芝生化に当たって、地域の皆様との協議などについての記録はございませんでしたが、これまでの議会答弁なども含めいろいろ見ますと、地域の方々やそれから保護者、さらには子供たちの管理への協力など、こういったことに触れておりますので、これまでの展開の中では地元のご理解をいただいた上で進められたものと認識をしておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

1点目の経緯のモデル化というところなんですけれども、つまりきっかけ、そのモデル化に至るきっかけって何でしたか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたけれども、当時といたしましては、子供たちがなかなか外で遊ばない、さらには施設的な問題、特に砂ぼこりの飛散等のこういった問題がある中で、当時事例が少なかった芝生化を進めるということを一つのモデル事業として、今後市内でどのように進めていくかということも検証しつつ事業化に至ったものでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

答弁で返ってこないんで言いますと、櫻井市長の1期目の市長選挙に出られたときのマニフェストですね。校内の小学校のグラウンド1校をモデル校として芝生化するというマニフェストが上がっていたんですけれども、そのマニフェストとこの南小学校のグラウンドの芝生化って関連性はな

いですか。もう一度質問します。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

市長のマニフェストでも示していただいたというものもございますので、その当時、この事業化に当たって手を挙げていただける学校があるかというそういった中で、南小学校からこの校庭の芝生化というものについて要望がありましたので、事業化に至ったものでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

2点目の現状における市の認識についてというところに移っていきたいと思います。

この現状という言葉の中にはいろんな意味が含まれておりまして、まず現在の亀山南小学校の芝生自体の現状を伺いたいと思うんですが、生育状況ですね。教育委員会としてはどういうふうに認識されていますでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

現状におきましては、継続的な使用によります部分的な芝生の剥がれ、さらには雑草の繁茂など様々な課題があると認識しておるところでございます。特に、昨年度よりメリケントキンソウの除去も進めているところがございますので、この影響もございまして少し芝が弱っているなという状況も認識しているところがございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

1個目の項目で芝生化に至った経緯のところ、メリットを上げていただきました。温度が上昇しづらいとか砂ぼこりが舞いづらいとか、あと排水に問題があったので排水を改善するということで芝生化にすることなんですけれども、芝生にしたことによって不都合ってやっぱり出ていると思うんですけれども、そういった不都合、問題、その辺りの認識はされていますでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

事業化を行いました当初、大変グラウンド全体が緑に包まれ非常にきれいな校庭だったということとは認識しております。ただ、それが現状といたしましては先ほど申し上げましたように、やはり今部分的な剥がれでありますとか、それから芝以外の雑草なども生えておりますので、そういった状況があるということ、それからまた、特に芝でございますので雨上がりのときなどに少しぬかるんだ状態が生じるというようなことなんかは認識しております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

そうですね。まず雨が降った後、グラウンドが乾きづらくてぬかるんだ状態というのが継続して続くのかなというところと、あと芝生なんですけど、虫が出ると。あとはくぼみができていたりして、場合によってはそこに子供たちがつまずいてしまうというような話を聞いております。

もう一個、もう一つ現状というところなんですけれども、この芝生の管理を今実際問題やってもらっているのって学校の管理職の校長先生とか教頭先生なんですけれども、私、8年前の平成27年12月議会でもこれを取り上げているんですけれども、校長先生とか教頭先生が芝刈りをするっておかしいんじゃないかということ指摘したと思うんですけれども、その辺りの認識をお伺いします。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

芝生の適切な管理につきましては、エアレーション、いわゆる空気入れでございますけれども、目砂の散布、芝刈り、水やり、追肥など年間を通してかなりの作業量となっているものでございます。現在は一部の作業を業務委託で行ってはおりますが、専門業者に助言等をいただきながら、芝刈り等継続的な管理は可能な範囲で学校教職員が実施しているところでございます。

市内それぞれの学校がそれぞれの学校の特色に合わせて、例えば亀山東小学校では陰涼寺山の管理、関小学校ではスクールバスの運行管理を教職員が工夫をいただいているところでございますので、これと同じように必要な学校業務として認識をしているところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

ちなみに、校長先生、教頭先生、学校のほうでどれぐらい芝生の管理に時間を費やしてもらっておるかとかは調べていますか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

状況によって、一概にということではございませんが、特に夏の時期につきましてはかなりの頻度で刈り込みを行っていただいているというふうに認識をしております。特に5月から10月にかけては月に1回程度は必ず刈り込みを行っていただいているような状況かなというふうには把握しております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

教育長、やっぱりこれはおかしいと思うんですよ。校長先生と教頭先生ってもっとやる仕事があると思うんですけど、校長先生とか教頭先生が本来やるべき仕事って何ですか。

○議長（森 美和子君）

中原教育長。

○教育長（中原 博君登壇）

まず、校長の仕事というのは当然学校運営、子供たちの安全管理や教育内容がスムーズに進むように教育課程の進み具合をチェックしたり、多岐にわたって職員の服務監督であったり、様々なものがあると思います。

先ほどから話題に出ている、いわゆる施設の管理についてですけれども、これは芝生に限らず、気がつけばちょっとそれは危ないなと思うことや、直したほうがいいなとか片づけたほうがいいなということをするのは、管理職含め教職員がやるのは全く問題もないし、積極的にやるべきことだと思います。今回の芝生の管理となりますと、ちょっと長期的であったりとか専門的であったりとか、集中的にやったりとか様々な、いわゆる仕事量は結構多いものかなというふうなことは推察されますので、校長先生がやったり教頭先生がやったり職員がやったり、場合によっては教育委員会にちょっと助けてくれということや、今、市や県からのSSSとってスクール・サポート・スタッフというのも配置されていますので、いわゆる学校の人材を使ってその環境を維持していったりすることは特に問題はないと思いますが、そればかりに集中して本来、どれも本来なんですけれども、子供たちの教育であるとかそういうところがないがしろにされることがあってはならないとは思いますが、そこら辺の配分は上手にしなければならぬし、私も現場におるときはそういう施設の修繕とかそういうことはやってきましたし、無理な場合は教育委員会に電話して助けてください、ちょっと手伝ってもらえませんかとか、これ頼めませんかというようなことを言ってきたので、それがうまくいっていないのであれば、また現場に行き、助言とかアドバイスもしていきたいなというふうに思います。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

南小学校の学校運営協議会の方々ともちょっと話をし、芝生については大きく分けて、方針としてはもうどっちかかなと。

今の芝生化のままでいくのであれば芝生の状況を改善してもらおう。もし改善ができない、これ以上の管理ができないのであればもう剥がしてほしいという2通りかなと思うんですけど、その辺り考え方はいかがでしょうか。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

南小学校のグラウンドにつきましては、現時点においてはコンディションも含め様々な課題があるということは認識をしております。ただ、小学校・中学校14校には学校運営協議会を立ち上げ、それぞれ特色ある教育実践を展開していくこととしている中で、全国的にも希少な芝生のグラウンドは亀山南小学校の重要な特色であり財産と考えております。基本的には、必要な予算を確保して、芝生の再生を含めて継続をしていくことが望ましいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

特色を出す芝生のコンディションじゃないわけですね。もう生育も悪いし、剥がれておるところがあるもので、芝生で行くんならもうちょっと状況をよくしてほしいという願いを今しているんですけど。

3番のモデル事業としての検証についてのところに移っていきたいと思うんですけど、私、同じ質問を27年、私が1期目の12月議会の一般質問で、8年前ですね、同じ質問をしているんですけど、この南小学校を芝生化したことによって、ほかの小学校・中学校に展開していくかということを検証するということがモデル事業だったと思うんですけども、結局この検証というのはできているんでしょうか。伺います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

検証といたしましては児童の屋外活動の促進、野外活動における転倒等によるけがの防止、そして砂の飛散防止等様々な効果があったと認識をしているところでございます。一方、同時に芝の維持管理につきましては、先ほどからもご指摘いただいておりますように様々な作業が必要であり、大きな負担があるなどの課題も見えているといったところでございます。

このようなことから、今後各校へ事業拡大を行うためには、やはり学校教職員の理解はもとより地域や保護者の方々の理解は不可欠であると認識を持っておるところでございます。加えて、実際に使用する子供たちの思いについても非常に大切な要因になろうかと、そのように考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

市長、これ、マニフェストがきっかけで芝生化になっていますよ、やっぱり。1校やって、もうあとは置いたまんまなんですけど、どういうふうに思われますかね。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど14年前の確かにマニフェストに掲載をいたしました。その思いはなぜ他府県で、子供たち、あるいは園児も含めて、校庭であるとか園庭に芝生が敷かれて、その情操教育だとかが可能であるのが、なぜ三重県内の学校や園ではできないのかと、そういう思いを強く持たせていただいております。

当時、今も継続されておるとは思いますが川崎地区の能褒野では、民地の芝生を利用して毎年夏にグリーンピックという運動会を開催いただいております。はだしで走り回るあの姿を見て、本当にそういう状態を亀山市内の学校、園庭で実施をしていく、それが当時の思いでもございました。その当時、当然整備費の問題、それから維持管理をいかにしていくのかという問題、そういうものも様々総合的に研究をし、そして、当時として11小学校区の中で大変希望を持たれた南小学校の学校としての希望を受けて、そして地域の皆さんやPTAの皆さんとも様々な議論を重ねながら、そして市としては主要事業に位置づけ、そして予算を確保して、22年にこの事業を南小学校で実施

をさせていただきました。翌年には、東幼稚園の改築に合わせて東幼稚園の園庭を芝生化させていただきました。

市内ではこの1校1園が、当時としては検証して3年間の状況を見ながら、一つのモデルとしてそれをできれば横展開をしていこうという考え方でございましたけれども、残念ながらその後の川崎小学校の改築の折にもそういう議論をさせていただきましたけれど、学校並びに地域の皆さん、予算の問題もございましたが、最終的には川崎小学校での芝生化は断念をいたしたところであります。

あの当時としては、南小学校においては議会の皆さんも本当に一定の評価をいただき、また県外への視察等も重ねていただき、そして地域の皆さんやPTAの皆さんの協力を得ながら、その芝生の管理も展開ができておった時代があったかというふうに思いますが、年々その管理の在り方とか手間とかそこらについて、やっぱり13年間の間の中にはその課題が生じてきておるといのが今の現状ではなかろうかというふうに思っております。

毎年、南小学校の校庭を拝見させていただく機会がございますけれど、今ご指摘のように芝生の状況は極めてあまりよくない状況だというふうに認識をいたしております。いずれにいたしましても、学校、それから地域の皆さん、PTAの皆さん、子供たち、そういう協力の下にこれが展開できること、そして様々な負担がもし仮に現在生じておるのでありますたら、そのコンディションの解消のために何をすべきかはしっかり検討させていただいて、そして丁寧に様々な意見も聞かせていただく上で何ができるかを考えていきたいというふうに思っております。

22年の改築以降、地域の皆さんのご意向もいただき、乗用の芝刈り機の導入でありますとか、あるいは専門家の皆さんのご指導とか対応も重ねてきたわけであります。現在、毎年管理費は、南小学校と東幼稚園におきまして大体100万円前後の管理費を今計上させていただいて対応いたしておりますが、先ほど申し上げました課題の解消に向けて何が必要なのか、しっかりまた関係者の皆さんのご意見も聞かせていただく中で整理をさせていただいて、対応をいたしたいというふうに考えておるところであります。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

芝生化自体というよりはこんな話と違ったというニュアンスで伝えているんですね。

きちっと芝生の管理をしてもらえるのであれば、ああ芝生化にやっぱり踏み切ってよかったなと思うんですけど、今、はっきり言って管理が中途半端ですよ。そういう状況やもんで、じゃあどうしてくれるんですかというような質問を今出しているわけなんですよ。

川崎小学校を造るときにグラウンドを芝生化しようと思って提案したということで、断念になったということなんですけれども、結局、断念したということはもう芝生化の展開というのは難しいという結論が出ているんじゃないですかね。学校環境を取り巻く課題ってまだまだほかにもあると思いますよ。給食センターだったり、例えば特別教室の空調の整備だったり、私だったらそっちのほうが優先順位が高いと思うんですけど、優先順位に照らし合わせてもこれまでの経緯を踏まえても、検証してもう結論が出てると思うんですけど、その辺りは考え方がいかがですか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

教育課題は当然様々な課題を抱えておりますので、それに対応していくという意味でそれはしっかり見極めていく必要があるかというふうに思っております。また、先ほど教育長が答弁いたしました、南小学校が特色あるそういう学校づくりの一環としてこの13年、14年の間に努力を重ねてきていただいた様々な積み重ねということも当然尊重すべきであろうというふうに思っております。

ただ、時間の経過とともに、当時としては学校、それから地域の皆様、そして保護者、みんなで協力しながらその管理をというスタートではありましたが、時間の経過とともに、その関係とか考え方が変化をしてきておるのも事実であろうというふうに現在認識をいたしておるところであります。

したがって、今議員がおっしゃられた教育課題は本当にたくさん存在をいたしております。教育課題以外も含めてどのように亀山市としてはそれを政策と財源、あるいはマンパワーをいかに最適化していくかというのは、今の亀山市としての大きな課題でございますので、それをしっかり見極めていく必要があるかと思っておりますが、今ここで議員のご質問をいただいて、今の学校運営協議会の話でありますとか、あるいは関係者、あるいは地域の皆様、あるいは議会の皆様、様々な意見あるかと思っておりますけれど、しっかりその全体を把握させていただいた上で、この件については政策判断をさせていただく必要があるというふうに考えるものであります。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

政策判断を出してもらうまでに何年かかっているんですかという質問をしているんですけど、私たち議員って、特にそれぞれ思いがあって、私も地元に関して思いがあってこの質問をしていると思うんですけども、やっぱり市の課題ってどんどんあると思うんで結論づけて前に進めてほしいと思って、もう終わらせたらどうですか、これは取捨選択したらどうですかという提案をしていくことがすごく大事だなと思って、地元のグラウンドの状況をどうするんやということだけじゃなくて、モデル事業、事業自体としても結論というのは出すべきだろうということを質問の項目に上げさせていただきました。さっきの市長だったり教育委員会にもらった答弁を踏まえてこちらもいろいろ次の手を考えていきたいと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

では次の項目、亀山市職員障がい者活躍推進計画についてに入っていきたいと思っております。

計画の進捗状況についてと推進体制についてと上げさせていただきました。各部署、市長部局だったり教育委員会だったり、議会事務局もつくっているそうなんですけれども、資料の中にある内容として、目標、障がいのある職員さんを法定雇用率以上を目標に採用して、定着に関するということ、不本意な離職というものを極力生じさせないという目標で設定はされているんですけども、まず、その目標について現状をお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

原田総務財政部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

亀山市職員障がい者活躍推進計画の目標につきましては2点ございまして、採用に関することと定着に関すること、この2点でございます。その目標の状況でございますが、まず採用に関することにつきましては、各年6月1日時点において法定雇用率以上を目標に設定しますとしております。そういった中で、令和5年度につきましては6月1日時点ですので現在調査中でございます。ですので令和4年度の状況をご紹介させていただきますと、法定雇用率2.6%に対しまして6月1日時点では急な退職などの理由により2.2%でございましたので、目標達成はしていなかったのですが、その後新たな採用を行い、11月末時点で法定雇用率は2.74%となり目標を達成いたしております。このように、必要な雇用人数が不足した場合は速やかに対応して、4年度は達成をしております。

次に、定着に関することでございますが、これは障がいのある方が、個人的な理由でなく不本意な離職を生じさせないことを目標に設定しているものでございます。具体的には、正規職員は採用後1年未満の離職者なし、非正規職員、会計年度任用職員でございますが、採用後6か月未満の離職者なしといたしております。令和4年度におきましてはこの不本意な離職者は該当がございませんので、目標は達成いたしております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

目標については伺ったんですけれども、例えば具体的な取組について、障がいのある職員の職業生活全般についての相談等指導を行いますという項目があったり、定期的な面談を行うということがあったりですか、あとは体調とか障がいの度合いによっては、いわゆるフルタイムといいますか毎日休まず出勤したりとか、定時をきっちり働き切るということも難しいということも聞いたりしたんですけれども、そういった方が働くに当たって、負担なく遂行できる職務の選定だったり創出というのをを行うということがこの計画に書いてあるんですけれども、その辺りの対応について伺いをいたします。

○議長（森 美和子君）

原田部長。

○総務財政部長（原田和伸君登壇）

障がいのある職員への相談体制でございますが、障がい者雇用推進者として総務課長を選任し、障がい者職業生活相談員として人事給与グループの職員を選任いたしまして、必要に応じまして毎月実施しております産業医の面談を勧めるなど、障がいのある職員の職業生活全般について相談体制を整えております。そういった中で、定期的な面談ということも過去には実施をしたこともございますが、必要に応じて相談体制を整えて相談に乗っているという状況でございます。

さらに本年度からは職場における、これはメンタル不調とかストレス緩和ですが、それ以外にもいろんな悩みとか仕事を遂行する上での悩みの相談に乗るために、総務課に職員相談窓口として新たに副参事を配置し、働きやすい職場環境の整備を進めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

では、対応状況についてお伺いさせていただきました。これは計画期間が令和7年3月31日まで、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間ということで、まだまだこの計画の期間というのは続くわけございまして、今伺った限りは対応というのはいただいているということなんですけれども、しっかりとこの5年の間も引き続き対応をお願いしたいなというふうに思います。

では、続いて行政DXの今後の展開についてということで、ほかの議員の通告にも上がっていましたが、ChatGPTの活用についてということで上げさせていただきました。まず、このChatGPTというのは何でしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

ChatGPTは、アメリカ企業のオープンAI社によって開発された対話型人工知能ツールであり、自然言語処理技術を活用したAI、人工知能によって自然な文章を生成することなどができるもので、その普及が急速に拡大をしているものであると認識をいたしております。

また、ChatGPTの利用者は、テキスト入力スペースにプロンプト入力と呼ばれる質問や作業指示などを入力し、その質問等の回答を得たり、文章を作成したり要約したり、言葉を翻訳することなどができるものでございます。こうしたChatGPTなどの生成AIは、画期的な技術革新として膨大なデータから情報収集し文章等を生成できたり作業を効率化でき、時間短縮につなげられるなどのメリットがある一方で、情報の正確性を欠いたり、機密情報の漏えいや個人情報の不適正な利用、著作権侵害のリスクなどのデメリットも指摘されているところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

何ですかとまず聞かせてもらったんですけれども、これ、具体的な例がないと結構分かりづらいんですよね。答弁の中でも一部ありましたけれども、質問を入力するとまるで人間が書いたかのような自然な文章をつくるAIというのが私も同じ認識であります。例えば、質問というとカレーの作り方を教えてくれと言うと、カレーっていろんなアプローチで作れると思うんですけれども、あるカレーの作り方をばーっと書いて教えてくれたりですとか、あるいはこの駅の周りのお勧めの店を教えてくれと言ったときに、この店とこの店とこの店がありますというのを自動的にばーっと上げてきたりとか。でも、さっき言われた情報の正確性とかに注意しなきゃいけないという点は、例えば亀山駅の周りのグルメのお店と言ったのに、例えば白子の周りのお店を、鈴鹿市のお店とかを上げてきたりとか、例えばですけどね。そういう人間が書いたかのような自然な文章ではあるんですけれども、信号とか情報処理によって出ているのでやっぱり間違いというのが出てくると。

しかし、ChatGPTというAIを個人的にも使うことができるわけなんです。例えばレポート課題のようなものとか一塊の文章を書くのとかをほんとChatGPTに打ち込んでばーっと出してもらおうということができるかなと思うんですけれども、亀山市役所ではChatGPTを個人的に使ってはいけないというような規制を職員にかけたりなどはしているのでしょうか、お伺いします。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先月、国の人工知能に関する政策の方向性を議論するA I 戦略会議におきまして、生成A I 等に関する暫定的な論点が整理をされまして、懸念されるリスクといたしまして、機密情報の漏えいや個人情報の不適正な利用のリスク、あるいは偽情報などが社会を不安定化、混乱させるリスク、著作権侵害のリスクなどが示されたところであります。また、今月に入りまして、国の個人情報保護委員会からも、生成A I サービスの利用に関する注意喚起等が発出されております。

こうした状況も踏まえまして、市といたしましては、先日、統括情報管理者、これは副市長でございますけれども、から職員に対しまして、生成A I サービスに個人情報や機密情報を含む質問や作業指示を入力しないこととするほか、生成結果に偽りの情報が含まれていないのか、また著作権を侵害していないのかなど、細心の注意を払う必要があることについて注意喚起を行ったところでございます。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

つまり、使うなら注意して使ってねという指示が出ているということですか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

まず、C h a t G P Tにログインするためにはグーグルやマイクロソフトのアカウントを利用するかメールアドレスの登録等が必要になりますが、本市では、個々の職員にグーグルまたはマイクロソフトのアカウントは設定しておりませんし、個人のメールアドレスが使える職員も管理職に限られておりますことから、基本的に職員が職場のパソコンからC h a t G P Tを利用することはできない環境にあるものと考えております。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

分かりました。

では、最後の項目に入っていきたいと思います。

ふるさと納税についてということなんですが、四日市市がふるさと納税シティブロモーション戦略プロデューサーという方を任用しまして、この方が年収1,000万円で民間から人材を登用するという大きな話題になったんですけれども、市長に、こうしたふるさと納税だったりシティブロモーションに対するてこ入れをしたという事例について、あと今回の場合は1,000万という年収で民間人材の登用も含めて、考え方を伺って最後にしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

何点かの視点、今おっしゃられました、まずふるさと納税につきましては、この制度が始まって15年、本市におきましても、本市を応援していただける皆さんからの思いを大切に、非常に私どもの魅力発信、それからこの様々な活力を生み出してきたというのは事実でございます。しかし一方で、本来税源は地方分権の観点から国から地方へと移譲されるべきであるのにもかかわらず、残念ながら四日市さんの事例もそうですが、私どももそうですけど、実質の税収の増につながないというその現実があるのはご承知のとおりであります。今後ふるさと納税の在り方につきましても、制度本来の趣旨に沿って、適切かつ健全に活用されていくべきであって、制度としては、あるいは地方税財源の拡充という視点においては見直しが必要であるという立場でございます。

そういう中で、今回四日市さんが全国公募をかけられて、専門家を募集されたというその政策判断につきましては、様々思うところはございますけれど、しかし、これは四日市さんとしてのご事情があり、その政策的な判断がございますので、私からの所見自体は控えさせていただきたいと考えるものであります。

また、シティプロモーションの視点で少し触れられましたけれど、全体のシティプロモーションを極めて、私どもも戦略的に展開していこうということでこの取組を展開してきておるところであります。ある意味、専門的なマンパワーの力、あるいは専門的な外部からの登用、これはDXのICT人材にも関わるものでありますけれど、そういう人材を外部から登用することについては本市としても、今後様々な視点で考えていくのは意義があるのではないかとこのように現時点で感じておるところであります。

○議長（森 美和子君）

今岡議員。

○7番（今岡翔平君登壇）

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

7番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、週明けの19日にお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

週明けの19日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 4時19分 散会）

令和 5 年 6 月 1 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 5 号）

●議事日程（第5号）

令和5年6月19日（月）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	市民文化部次長兼 関支所長	松村大君
健康福祉部次長	小坂みゆき君	総務財政部参事	杉本良則君
市民文化部参事	桜井伸仁君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田達也君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	豊田達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君

●事務局職員

事務局 長 渡 邊 靖 文 書 記 西 口 幸 伸
書 記 山 北 康 仁

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（森 美和子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

5番 中島雅代議員。

○5番（中島雅代君登壇）

おはようございます。

中島雅代でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、人生100年時代の高齢者の施策についてとさせていただきます。

私、この春に祖母が亡くなりまして、90半ばでございました。たくさん趣味を持って最期まで畑仕事をしていた元気な祖母でございました。もう一方の祖母も数年前に亡くなりましたけれども、こちら90歳半ばでございました。なので、私、いいか悪いか分かりませんが、とっても長生きしそうな気はしております。

ただ、うちの家系に限らず市内にも90歳を超えてお元気な方、たくさんいらっしゃいます。鈴鹿亀山広域連合の調査結果では、鈴鹿亀山地区にお住まいの方の平均寿命は男女共に80歳を超えていらっしゃいまして、女性は90歳近くでございます。

先日の開会日での市長の現況報告の中で、市の状態をコロナ前の状態に戻していくという意志はすごく強く感じる場所ではございましたけれども、市民一人一人に対する施策というのはあまり大きく取り上げてはなかったなあというふうに感じました。ただ、限られた時間での報告なので致し方ないところかもしれませんので、一般質問のほうで今亀山市がどのようなお考えをお持ちなのかお伺いしていきたいと思っております。

まず、現状と課題についてですけれども、高齢者に対する施策というのは多岐にわたっておりまして、幾つかの計画がございます。今回はその中でも令和3年3月に策定をされて、令和5年度が最終年度となります高齢者福祉計画について中心にお伺いをしていきたいと思っております。

ではまず、この計画の対象年齢と全体の目的についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

5番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

小林健康福祉部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

おはようございます。

まず、高齢者福祉計画につきましては65歳以上の高齢者を対象としてございまして、超高齢化社会において高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向け、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を行うため、団塊世代が75歳以上となる令和7年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、3年間ごとに施策の方向性を明らかにし、取組を進めていくことを目的としているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

65歳からという対象年齢なんですけれども、これかなり幅がございましてけれども、この計画を読ませていただきますと、特に年齢別といいますか、段階的に分かれているという性格のものではないようです。

ただ、これだけ65歳から幅があると、前期の高齢者の方、それから後期高齢者の方で施策も随分変わってくるんじゃないかなあというふうに思っております。当然、年齢によって分かれていくものではないとは思いますが、この対象年齢の人口分布のほうもお伺いいたします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

65歳以上の対象年齢、5歳刻みの人口というご質問でございまして。

この高齢者人口につきましては、令和5年6月1日現在でございまして、65歳から69歳までの方が2,915人、70歳から74歳までの方が3,391人、それから75歳から79歳までの方が2,818人、80歳以上の方が4,359人で、合計1万3,483人となっておりまして、高齢化率は27.3%でございまして。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

5歳刻みで、大体3,000人ずつぐらいいらっしゃるということなんですけれども、私のふだん活動している印象では、65歳から70歳ぐらいの方はまだお仕事をされている方が多いかなと。70歳ぐらいからだんだん地域活動をされる方が増えてくるのかな。そして、80歳ぐらいになると介護サービスを利用される方というのが増えてくるのかなという印象を持っております。

まず、この計画の下で、そういった年齢別といいますか、その活動範囲といいますか、活動ごとの考え方で事業が行われているのかなというところをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

高齢者福祉施策につきましては、議員お尋ねのイメージで65歳まで、それから75歳から後期

高齢者に該当してくるわけでございますけれども、最初少し触れていただきましたが、計画自体はこの年代別の対策というのは取っていないところで、高齢者個々の介護度に応じたサービス提供を事業としては行ってございまして、介護の必要がない、例えば元気な高齢者の方につきましては、住み慣れた地域で暮らしていただけるよう必要に応じた生活支援を行うとともに、介護予防に努めていただくよう介護保険事業の一つでもございます総合事業を進めているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

この計画では介護度に応じて、それから介護に至らなくてもそういうことに段階に応じたサービス、施策というのが具体的には展開されているということだと思っておりますけれども、これから健康づくり、それからシニアカー、地域活動についてと具体的にお伺いをしていくんですけれども、何でこの質問かといいますと、今やっぱり先が見えにくい世の中になっているので、特に若い世代、それから子供たちからもこれから自分がどうなっていくのかとか、ちゃんと生活ができるのかとか、世の中が大きく変わっていますので、この見通しですとかライフプランを立てにくくて不安だわという声を耳にしております。

例えば、公共交通、バスとか乗合タクシーについて、当然交通の担当部局のほうでもニーズ調査をされておりますけれども、今は乗らないけど、将来的なことを考えると不安という、保険的なニーズみたいなのも少なからず含まれていると思うんですね。こういった保険的なニーズ、恐らくほかの分野でも昔からあるものだと思うんですけれども、実際のニーズとは若干異なるんじゃないかなあというふうに思っております。

なので、この若い世代から、今でもですけれども、漠然とした不安を抱えているよりも、段階に応じて市はこういうことをやっているよというのをしっかり市民に周知をして、一緒になって共通認識を持って必要なものをつくっていくというほうが現実的ではないかなあというふうに思っております。特に、福祉分野において高齢者のニーズについて、どのようにお考えなのか、どんなお考えをお持ちなのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

高齢者のニーズについてということでございますが、高齢者支援に関わるニーズ把握につきましては、今年度、市の高齢者福祉計画と併せて策定をされます鈴鹿亀山地区広域連合の介護保険事業計画に伴うアンケート調査において、今議員も申していただきましたが、新たなニーズもそういったところで把握できるものと今のところ考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

ニーズ把握については広域連合のアンケート調査でということだったんですけれども、そうすると対象者がやはり高齢者に限られてくると思うんですけれども、ほかの世代へのニーズの調査みたいなことはされていないんでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

今のところ、若い方に今後高齢者になられたときのニーズというのは調査としては該当するところはないんでございますが、今後におきまして、いろんな介護の支援者の方もお見えになりますので、そういう支援者のニーズ把握等にも努めながら、できればそういう機会も今後持っていければというふうに考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

そうですね。実際、今高齢者の方のニーズというのも把握を十分していただくとともに、ほかの世代、若い世代、これから高齢者になるという世代の方のニーズ調査も十分必要なあというふうに思っております。

特に、長い人生を亀山で心地よく生きていくための環境というのをしっかりつくっていく必要があるんで、それは今高齢者の方だけじゃなくて、これから高齢者になる方たちも心地よく生きていくということにつながっていきますので、よろしくお願いします。

それでは、具体的な話に入っていこうと思います。

まずは、健康づくりについてです。

健康づくりとさせていただきますけれども、今回は熱中症対策にちょっと絞らせていただいたんですけども、最近、今日もですけども、本当に気温が高くて夏の期間が長くなったなあというふうに思うことがあります。ですが、熱中症対策となると、やっぱり高齢になると、この暑さを感じにくくなる、それから体温の調節が難しくなるということが知られております。それに加えて、なかなか夜になっても気温が下がりませんので、体温も下がる前に朝になってまた日中、熱が籠もってしまっというところが続くと倒れてしまうということも知られております。そういうのをやっぱりテレビとか報道で最近よく注意喚起されていますし、家族の方も当然気にしてみえると思います。ただ、高齢者の体感としてはやっぱり感じにくいようすし、エアコンが苦手な方ですとか、物価高騰していますので、やっぱり電気代を気にしてつけないという方もいらっしゃいます。

そこで、全国では東京都の狛江市だったり茨城県の下妻市とかでは、エアコンの購入助成なんかをしている自治体もこちらでも数多くございます。それから、電気代の補助なんかもそういったものも必要なんではないかなあというふうに思うんですけども、これら定例会の議案にも物価高騰による影響を鑑みた議案が出されておりますけれども、物価高騰の影響を受けるというのは一部の方だけではないので、不十分ではないかなあというふうに思っております。そして、昨今のこの気象の状態というのも鑑みてエアコンの購入の助成だとか、電気代の補助というのをしてはいかがかなあというふうに思います。そういったお考えはないのかどうかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

エアコンの購入補助等につきましては、今のところ生活保護世帯におきまして転居時にエアコン

が設置されていない場合や災害時での故障による買換えのような場合は、購入費用として5万8,000円を上限として生活保護費から公費負担をしているところでございます。

一般の高齢者へのエアコンの購入費、または月々の電気代等への補助につきましては、今のところ本市においては考えてはいないところでございますが、議員からご紹介もありましたとおり、一部の自治体では行われているというところでございますので、それらの先進自治体の事例については今後研究してまいりたいというふうに考えるところでございます。

また、夏季におきまして、熱中症からご自身の身を守っていただくことの重要性をまず高齢者の方にもご理解をいただき、エアコンの購入設置を含め適切にその運用を図っていただくよう周知啓発には努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

生活保護世帯のほうにはあるようなんですけれども、これはまた今後拡大していただければなあというふうに思いますし、また周知もということだったんですけれども、やっぱりエアコンの使用、家族だけの声かけではどうしてもなかなか腰が上がらない方も見えるので、エアコンの使用の推奨だとか声かけ、それからそれに併せて電気代の補助だとか、そういったもののニーズの把握というものも併せてお願いしたいと思います。

次に、シニアカーの利用についてでございます。

シニアカーとは電動車椅子と呼ばれるもので、市内でも利用されている方、あまり多くはないんですけれども、お見かけいたします。多くの自動車会社からもスマートなタイプというのも新しく出ているようなので、高齢者の外出を促すというために、これからもっと普及をしていくのではないかなあというふうに思います。そこで現在の利用者数、市内での利用者数の把握ですとか、支援はこの高齢者福祉計画ではどうなっているのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

シニアカーにつきましては、道路交通法で歩行者に分類をされ、損害保険も歩行者のものが適用されることからマイカーや、自転車のような車両とは異なって台数の把握が非常に難しく、また徒歩による外出は日常的なものであるため、高齢者福祉計画における外出支援の具体的対象とはしていないところでございまして、その数の把握についても行っていないところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

高齢者福祉計画の中では数の把握だとか支援というものはまだないそうなんですけれども、数が増えてれば、これから重要なところになってくるのかなあというふうに思います。

このタイトル、人生100年時代と申しましたけれども、100年ずっと自分で健康でいつまでも自分の足で歩いたりとか、車を運転できればいいんですけれども、やっぱりいつかそうもいなくなる場合がほとんどだと思います。当然家にいれば安全で、周りの方は安心するとは思うんで

すけれども、その方の生活の質となると、やっぱり外へ出て買物をしたりだとか、季節を感じたりとか人とお話をすることも大事だと思います。なので、私はどどん外へ出て行ってほしいんですけども、やっぱり無理なく外出するために、このシニアカーを利用する場合には歩道の整備というものもやっぱり必要不可欠です。

先ほど部長もおっしゃいましたけど、シニアカー、車椅子と同じで歩行者と同じ扱いになるそうなんですけれども、やっぱり道幅が狭かったりだとか、段差の大きいところでは通行ができないです。やむを得ず車道を通行している方というのも時折お見かけします。これはもう車を運転しても危ないなあと思うことがたくさんあります。この安全に通行できる歩道の整備が必要だと思うんですけども、この歩道の整備どのような基準で整備をされているのか、またこういうシニアカーとかいった対策のほう、されているのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

松田建設部長。

○建設部長（松田 昇君登壇）

シニアカーは先ほどからもありますように、道路運送車両法の車両区分では歩行補助車・電動車椅子等に該当し、運転免許は不要となります。また、道路交通法上は歩行者となり、歩道のある道路では歩道を走行することとなっております。

シニアカーが安全に通行できる道路整備につきましては、新規に道路整備をする際にはユニバーサルデザインの考え方にに基づき、幅員2メートル以上の段差の少ないセミフラット型の歩道を整備しております。

既存の道路につきましては、以前は歩行者の安全確保の観点から車道との段差を設けるマウントアップ歩道が主流であったことから、シニアカーが安全に通行することが難しい歩道もございます。この段差につきましては、部分的な改修工事が難しいことから道路改良事業や下水道事業など大規模な工事を実施する際に、段差や勾配をなくすセミフラット型歩道に変更することで解消に努めております。

今後も、シニアカー利用者に限らず全ての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインの考え方にに基づき、道路整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

新しいところ、新規のところを整備していただいているということなんですけれども、やっぱり整備をされているところに住むか、そうでないところに住むかといって、また行動範囲であったりとか生活の質が随分違ってくると思います。

やっぱり先ほどもおっしゃっていましたが、道路の整備となると徐々にしか進んでいかなと思いますけど、草を刈ったり段差をなくしたりとか、ひび割れているところもありますので、できるところから対応のほうをお願いしたいと思います。

それから、シニアカーの利用者側にも交通安全講習というものも必要になってくるかと思えます。道路整備の優先度、どこの道路にユーザーがたくさんいるのかということをはかるためにも、それ

から利用者数の把握ということをするためにも交通安全の講習をしてニーズを把握するという必要があると思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

次に、地域活動についてに移りたいと思います。

市内では本当に多くの方が地域活動に熱心に参加をさせていただいております。

先日、小学校のクラブ活動の指導の際に、90歳の方がいらしたときには本当に驚きましたけれども、大変お元気なご様子でこちらもとっても元気をいただきました。多くの方がこうして長くボランティア活動を続けてくださるので安定な活動ができているとは思いますが、同じ方がたくさんの方の団体を掛け持ちしている、そんなことも時々お見かけします。

なので、より多くの方が少しずつでも地域活動に参加していただくのが望ましいかなあというふうに思うんですけれども、今この地域活動について市ではどのような現状にあるのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

高齢者の地域活動につきましては、今のところ現時点で老人クラブが21団体、サロンのほうが85団体といった活動がございます。また、このほか市におきましては社会福祉法人や民間事業者等に委託をし、介護予防教室や運動教室など的高齢者の通いの場の提供を行っているところでございます。

なお、これら以外の地域活動としまして、ボランティアそれからスポーツ、趣味、学習、教養などのグループに参加している高齢者もかなりいらっしゃるものと考えられるところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

数が把握されている団体だけでも100以上、それから教室があったりとか他にもボランティアとか団体さんがあると。その数の把握はなかなか難しいかと思うんですけれども、たくさんの方が参加をさせていただいているようです。

地域活動と一口にいっても、先ほどから趣味のサークル活動から交通安全ボランティアだったり、それから自治会とかまちづくり協議会、民生委員さんとか幅広くあると思うので、一概には言えないんですけれども、例えば趣味のサークル、それからサロン活動、今まで参加をしていない人とか関心のなかった人に向けて新しい団体を育む仕組み、どう考えていらっしゃるのかということと、自治会、それからまちづくり協議会、民生委員とか市の仕組みとして重要なもの、例えばこの市の審議会に関わっていらっしゃる既存の団体、そういう団体を継続させていく仕組み、その2つに分けてお伺いしたいと思うんですけれども、まずはこの新しい団体を育む仕組みについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

まずは、個人の方が活動されるような新しい団体と申しますか、サークルへの支援ということでございますけれども、議員ご懸念の市がいろいろと提供してございます地域活動になかなか参加い

ただけない方への対応、これポピュレーションアプローチというものでございますけれども、こういったものにつきましては、市の社会福祉協議会におきまして、地域包括支援センター等に配置をされております生活支援コーディネーターの働きかけなどによりましてサロン活動を増加していただき、また老人クラブ活動を継続的に補助支援することで地域の通いの場を増加させ、参加できる活動の選択幅を広げ、これまで以上に地域活動への参加機会を増やしてまいりたいと考えてございます。

また、広報周知にとどまらず、シルバー人材センターや医療・介護の専門職にこの普及促進を依頼し、直接高齢者にお会いをして、通いの場の紹介や介護予防教室等の利用推奨を図ってまいるところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

直接働きかけをしていただいているということなんですけれども、やっぱり一度体験してもらうことが一番かなあというふうに思うんですけれども、この既存の団体というのはお友達同士のサロン活動とか、お友達同士の口コミで参加をしやすいものだと思うんですけれども、やっぱり新規で途中から入るといのはなかなかハードルが高いのかなあというふうに思うんですけれども。なので、新しい団体をたくさんできるような状態にしたりだとか、個人でも気軽に参加できるプラットフォームみたいな、そんな土台をつくっていくことが必要かなあというふうに思っております。

次に、この超高齢化で担い手不足である既存の団体、自治会だとかまちづくり協議会、それから民生委員さんとかそういうところの団体を継続していく仕組みについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小林部長。

○健康福祉部長（小林恵太君登壇）

高齢者の雇用促進や定年延長などによりまして、地域活動における人材不足が今非常に見込まれてございまして、このことは老人クラブやサロン活動にとどまらず地域まちづくり協議会や自治会の活動にも影響してくるものと考えてございます。

今後、本市におきましては、健康都市大学を創設し、健康を軸とした市民の新しい学びと交流の場の創出を図るとともに、適度な運動習慣、それから趣味やボランティアなどの社会参加をうまく取り入れた生活を送っていただけるようフレイル予防を普及啓発するなど、これまで以上に高齢者の地域活動への参加促進を図ってまいるところでございます。

また、今年度は地域の見守り活動を担っていただいております民生委員・児童委員の個人活動に対する補助支援を強化したところでございますが、市といたしましてはこのほかの団体におきましても今後個々のニーズに応じた支援に努めてまいりたいと考えるところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

機会をつくって、直接働きかけ、声かけもしていただけるようなんですけれども、今まではコロ

ナ禍で仕方のない部分もあったかと思うですけれども、書面だけで募集とか書面だけで説明というだけではなくて、この健康大学ですか、そういった機会を使って直接説明の機会を設けて、市の考えとか細かいニュアンスを伝えたりとか、参加に当たっての疑問などとか気軽に話せる環境にも力を入れていただきたいと思います。

そうして、できる限り多くの方に元気に活躍していただくために、いろいろ活動をしていただいていると思うんですけど、この福祉計画だとこの地域活動という活動もそれも介護予防という範疇に入るそうなんですけれども、この高齢者だけではなくて全ての市民の生活、人生を豊かにするために市民と一緒に新しい時代の仕組みというのをこれからつくってほしいなあというふうに思っております。

それでは次に、子供たちの話に移っていきたいと思います。

多様化する環境下での子供の施策についてというタイトルにさせていただきましたけれども、まず最初に、小・中学校、保育所等のICT化の進捗についてお伺いしていきたいと思うんですけれども、まず保育所とICT化推進事業のこの保育総合支援システムというのが4月から運用が始まったそうなんですけれども、具体的にどんなことができるのかお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小坂健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

本年4月から保育のICTシステムが市内公立園で本格稼働をいたしまして、現在登降園管理、お知らせの一斉配信やアンケートの機能を利用しているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

お知らせを一斉配信してもらったりとかアンケートもそれで取れるということで、保護者の方は随分楽になるのかなあというふうに思うんですけれども、この保護者の方はちゃんと使いこなせていたりするのでしょうか。この保護者の方の反応についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

保護者の方でございますが、現在保護者向けスマートフォンアプリを用いてサービスを利用しており、システムの運用後から現在まで混乱なく登降園等の手続を行っていただいております。

また、園全体やクラスごとに一斉にお知らせを配信する機能により、スムーズかつ確実に保護者の方に必要な情報を提供することができている状態でございます。

また、今後連絡帳の電子化等など保護者の方に影響のある新たな機能の導入につきましては、先行して導入する園での試験的な実施の状況を基に全体での導入の可否について決定することといたしております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

スマートフォンアプリでできるということで、使い慣れている方も多いと思いますので、すごくお母さん方は便利になってうれしいかなというふうに思います。私のおきもあつたらよかつたのになあというふうに思いますけれども。それから、連絡帳の電子化も進めていただけるようなんですけれども、これも本当にありがたい話だなあというふうに思います。もっと便利に保護者の方の負担も少なくなりますし、先生方の負担も少なくなろうかと思つたのでよろしくお願ひします。

ところで、保育所で便利に使つているこのシステムなんですけど、小・中学校では同じようなものというのはいできないものなんでしょうか。現状の小・中学校ですけれども、携帯ですとかパソコンの入力フォームで欠席の連絡等ができるところもありますし、できないところもございします。コロナの前までは電話で体調不良でお休みしますと言つたらそれで済んでいたところもあつたんですけれども、コロナになつてくるとどんな体調不良なのかということも聞かれることもありました。例えば、女の子ですと生理痛だとか、なかなか男の先生にはお母さんからもちよつと言ひにくかつたりとか、お父さんから電話をするのもちよつと言ひにくい場面というのもございします。

なので、こういう直接言わずに済むようなシステムがあればありがたいのかなあというふうに思つたんですけれども、今は学校、校内で使う統合型校務支援システムとか、生徒とか児童への情報教育というのが進んでいて思つたんですけれども、こういった保育所のようなそういう仕組みというのはどの程度進んでいて、どのように進めていくおつもりなのかお伺ひします。

○議長（森 美和子君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

市内小・中学校におきます家庭からの欠席連絡にICTを活用するというので、今一律には行つていない状況でございします。今それを活用しておきます学校は、現在のところ14校中8校でございします。現在は、主に大規模、それから中規模校において導入を進めているところでございしますが、具体的には児童・生徒が欠席をする際に、保護者が携帯電話やパソコンなどから名前、クラス、学年、欠席理由等を入力し、送信することで学校への連絡が完了するというものでございします。

これらを活用することによりまして、学校がつながりにくい状況の緩和、保護者が時間を気にすることなく学校に連絡ができ、また教職員の電話対応に係る負担軽減や児童・生徒の対応のための時間確保につながつているところでございします。

一方で、小規模校におきましては、欠席者の数自体が少ないということや欠席連絡等に学校側の大きな負担もないというような状況もございしますことから導入をしていないという、そういった状況もあるところもございします。

ただ、現在導入していない大規模校におきましては、本年度中の導入に向けて検討を進めているところでございします。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

大規模校については本年度中に進めていきたいということなんですけれども、小規模校についても今電話連絡であまり不便がないということなんですけれども、今後のこともございしますのでできれば市内統一をしていただいたほうがいいかなあというふうに思ひます。学校間で不利益がないよ

うに支援をお願いします。

次に、令和7年度から5年間の計画期間とする亀山市子ども・子育て支援事業計画についてお伺いをしたいと思います。

今年度から検討に入られるそうなんですけれども、この計画の目的と背景についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

亀山市子ども・子育て支援事業計画でございますが、平成27年度からスタートいたしました子ども・子育て支援新制度の理念、目的を実現するために、市といたしまして国の定める基本指針を踏まえ、地域の子ども・子育て支援に対するニーズを的確に把握した上で今後の保育・教育及び地域、子ども・子育て支援事業のニーズの見込みと確保方策を定めた事業計画として策定しております。

現在実施中の第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画でございますが、基本理念として「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」を基本理念といたしまして、保護者による主体的な子育てがしやすくなるよう地域や行政などの様々な主体が連携しながら子育て世帯を支えるとともに、子育て世帯が孤立することのないまちを目指しておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

こちらニーズを把握して、子供たちそれから保護者のためにニーズに沿ったものを施策としてつくっていくという計画なのかなというふうに理解したんですけれども、なので、今度令和7年度からのものなんですけれども、今年度からニーズを把握するために早く検討に入られるのかなあというふうに思って、この策定のスケジュールはどんなものでしょうか。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

第2期亀山市子ども・子育て支援事業計画でございますが、この計画は令和6年度をもって計画期間が満了となるために、令和5年度につきましては、子ども・子育て支援法に基づく第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画の策定のため、本市における保育、教育及び地域子ども・子育て支援事業に係るニーズ量の調査分析を行い、令和6年度に計画を策定、令和7年度より実施する予定でございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

なので今年度はニーズ調査ということで、またこの結果にも注目していきたいと思うんですけれども、まずは2期の内容に入っていきたいと思うんですけれども、今の2期のほうでも先ほどニーズ、ニーズとありましたけれども、保育所のニーズが高いようなんです。

一般的に、保育所と幼稚園の違いは管轄が違う、文科省と厚労省と管轄が違って、保育をする場

と教育をする場ということだと認識をしているんですけども、この違いですけども、私立の幼稚園ですと特色も出やすい、出ようかと思うんですけども、公立の幼稚園ではこういう特色というのはどういうものなのでしょうか。この亀山市立の保育所と幼稚園でどんな違いがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

まずそれぞれの園の特色でございますが、幼稚園は小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設であり、保護者の就労や家庭の状況に関わらず、満3歳から利用することができます。一方、保育所は就労などのために、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設であり、保護者の就労等の理由で保育を必要とする場合に利用できます。

認定こども園につきましては、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に行う施設でございます。

したがって、幼稚園には保育所等と比較すると、どちらかといえば教育的な側面が強いというような印象もございますが、本市におきましては、平成27年に作成した幼児教育共通カリキュラムを市内全園で実施し、就学までに目指したい子供の姿を共有しながら、それぞれの園の特色を生かした保育と教育を行っており、その面で大きな違いはないものと認識しております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

子供の目指す姿が一緒なのでそんなに大きく違わないということだと思うんですけども、それでしたら、市内の公立の幼稚園で、学年というのか分かりませんが、1学年で3人しかいないというところもございます。それではやっぱり幼稚園の教育効果というのも限定的になるかと思えますし、PTAとか保護者の負担も大きいかと思えます。そういう話も一部聞いております。

そういう状況であるならば、保育所それから幼稚園の両方のニーズを満たす内容的にも満たしていくこども園化というのを早く進めていってはどうかなあというふうに思うんですけども、今このこども園化についての現状と今後についてお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

公立幼稚園につきましては、保護者の教育・保育ニーズの多様化や利用年齢の低年齢化により全体の園児数が減少傾向にある中、幼児教育・保育の無償化を契機にさらに幼稚園ニーズの減少が加速している状況でございます。

在園中に保護者の就労状況に変化があった場合でも転園する必要がなく、子供が同じ環境で教育・保育を受けられる認定こども園のニーズが高まっておりますことから、現在の子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画的な認定こども園化を基本とした教育・保育施設の整備について、本年度見直しをしております保育の再編方針の見直しについてもその辺りを中心に検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

本当にこども園化のニーズ、高まってきていると思いますので、ぜひこの子供たちとか保護者のニーズに合った環境というのを整えていっていただきたいと思います。

次に、第2期子ども・子育て支援事業計画にもございますし、今回の教育の現況報告にもありましたけれども、不登校の子供についてなんですけれども、亀山では教育委員会と学校、それから保護者、地域の協力がかなり手厚い体制ができてきているなあというふうには感じているんですけれども、ただやっぱり現状不登校の子の多くの子が学校にも適応指導教室などにもつながっていないというのが現状だと思います。そういった子の支援について、どうやってニーズの把握と情報提供していくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

不登校というものはどの児童・生徒にも起こり得るものだという認識を持ち、日頃から児童・生徒の状況をきめ細かく観察し、その変化に気づくことが何より大切と考えております。

不登校児童・生徒の居場所として適応指導教室とNPO法人かめっこサポートに委託したフリースペースかめっこを開設しております。また、登校渋り、不登校、不登校傾向の子供たちへの初期対応教室としてサークルルームを新たに亀山市立図書館に開設をしたところでございます。

市内の小・中学校では、児童・生徒の変化に気づいたら独りで抱え込まず、速やかに関係職員で情報を共有し、初期段階から組織的・計画的に対応しております。校内委員会等のケース会議において一人一人に応じた支援を行っているところでございます。その際、支援の内容によってスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、その支援を受けられるようにしておるところでございます。また、毎月長期欠席、欠席ぎみの生徒に関する調査を行い、不登校児童・生徒の把握に努め支援につなげているところでございます。今後も誰一人取り残さない学びの保障に向け、関係部局と連携しながら、取組のより一層の充実を努めるとともに支援関係の施策の見える化を図ってまいると考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

新しい居場所をつくっていただいたりとか、学校、それから先生間で情報共有をしっかりといただいているのは、今までもしていただいているかなあと思うんですけれども、学校にも適応指導教室にもつながっていないご家庭のニーズというのはどういうふう把握をされているのか、されていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（森 美和子君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、不登校児童・生徒の早期の支援というのは、保護者が悩みを抱えて孤立をさせないという

ところが一番大切なんだろうと考えております。そのためには、適切な情報や支援を得られるように常に連絡を取っていくということが一番基本であろうというふうに考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

そうですね、不登校をお持ちのお母さん方はとても不安な状態にあると思いますので、まずは信頼関係だと思っておりますので、信頼関係をつくった上でどうしていくのかというニーズというのをしっかり把握していただきたいと思っております。

それでは最後、みえ発達障がい支援システムアドバイザーについてお伺いをしたいと思います。

こちら以前からも派遣のほうをいただいているんですけども、これは派遣をして、結果、今亀山市でどういう活用状況になっているのかというところをお伺いします。

○議長（森 美和子君）

小坂次長。

○健康福祉部次長（小坂みゆき君登壇）

本市では、平成15年度から令和4年度までの間に、5名の職員を三重県の研修に派遣いたしまして、みえ発達障がい支援システムアドバイザーとしての認定を受けております。本年度は、さらに保育士1名を育成研修に派遣しております。

研修修了後でございますが、認定された本市の職員は発達支援の担当課等に在籍し、保育現場等における対象児童への適切な支援を行うための指導に当たっております。

具体的には、三重県が推奨するアセスメントツールであるCLM（チェック・リスト・イン三重）を活用しながら様々な特性を持つ児童を観察し、困り感の背景にある要因などについて見立てを行った上で個別の指導計画を作成する研修を各園で推進しており、その際には対象の子供だけでなく、クラス全体の環境設定や具体的な支援についてアドバイザーとしての的確な助言・指導を行っております。さらに、本年度より各園の主任保育士等を対象にした保育力向上研修も実施し、本格的な発達支援のスキルを学び、各園の現場でその技術を広める人材を育成する取組も始めております。

このように、専門的な支援技術を持つ職員が増えたことにより各園の職員の支援技術の向上も着実に進み、本市の切れ目ない支援体制をより充実させる効果が出ていると考えております。

○議長（森 美和子君）

中島議員。

○5番（中島雅代君登壇）

活躍していただいているようなんですけども、発達障がいですとか、特性のある子が適切な保育ですとか教育を受けるということは、この子供たちが社会の中で幸せに生きていくということの根っこになってくるものだと思います。なので、反応はそれぞれ違いますので、個別にはなってくると思うんですけども、この対応する側というのは先生方というのは常に高いレベル、持っている意識は高いレベルであってほしいなというふうに思っております。大人のほうがきちんと対応していけば、発達障がいの子供たちだけでなくて定型発達と言われる子供たち、その子供たちにとっ

てもよい環境になると思っておりますので、今後の活躍をお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

5番 中島雅代議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（森 美和子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 豊田恵理議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問いたします。

まず、乗合タクシーについて、それから2つ目としてオープンデータの活用について、この2つについて質問をいたします。

まず、乗合タクシーについてですが、現在、亀山市では地域公共交通の一つとして、かめやまのりあいタクシーのりかめさんが運行しております。私は、この乗合タクシーができる前から、地域公共交通、特にバス運行のことについてはこの議場で度々、意見、提言してまいりました。当時の課題は、バスが走らない空白地帯など地域格差の問題、そして利便性が悪く、利用率が低いことなどがあり、この課題解決のためにデマンドバスの導入を訴えてまいりました。

デマンドバスとは、利用者の予約に応じて運行経路や運行スケジュールを変えて運行するバスのことを言いますが、のりかめさんは、バスではないもののデマンド交通ということです。ただ、タクシーなのでどうしても座席が少なく、乗り合いとはいうものの、バスのように複数の人を同時に乗せるには幾つか課題がございます。

さて質問に移りますが、この乗合タクシーは新型コロナウイルスの影響もあり、ここ数年利用も少なく感染防止のために制限もされていたようです。そこで、ここ最近の利用率について教えてください。

○議長（森 美和子君）

10番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

かめやまのりあいタクシーのりかめさんの利用状況につきまして、年間の延べ利用者数で申し上げますと、令和元年度が2,120人、令和2年度が3,741人、令和3年度が4,688人、令和4年度が4,514人となっております。平成30年10月の制度導入後、無料体験乗車券の配付をはじめ運行時間の拡大や当日運行を可能にするなど、利用者ニーズや利用実態に対応するための制度見直しを行ってまいりましたことや、先ほどお触れもいただきましたが、コロナ禍においては他人との接触を避けるため、家族やご友人に限定した乗り合い運行とし、他人との乗り合いを回避する予約調整を行いながら安心してご利用いただけたこと、またデマンド型交通としての利便性

もございまして、制度開始から令和3年度までは利用者は増加傾向にございました。令和4年度はやや減少いたしておりますが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響も落ち着いて、市内コミュニティバスの利用者数が緩やかに回復傾向にある中で、利用目的や利用時間帯に合わせて市内公共交通を組み合わせるご利用いただいているため、そのような結果になったものと分析をいたしております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

先ほど答弁いただきましたように、平成30年から乗合タクシーは始まりまして、2,120人、3,741人、4,688人、そして最後令和4年度に4,514人というふうな増加を続けていまして、まあ4年度はということで今も説明がございましたが、今度この5年度になりまして、5月に新型コロナの扱いが5類に移行されました。この感染防止のための制限もなくなったと思っておりますが、その影響、5類へ移行後に何か変更があったのかどうか、ご答弁お願いいたします。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、市内コミュニティバスの利用者が減少する中で、乗合タクシーにつきましては令和2年2月から、コロナ禍での感染拡大防止の観点から他人との接触を避けるため、家族や友人などに限定した乗り合い運行とし、同乗を回避する予約調整を行ったことなどによりまして、年間延べ利用数は令和元年度から令和3年度まで増加をいたしております。

そうした中、昨年12月からは新型コロナウイルス感染症の感染拡大動向を注視しつつ、予約調整を行わない通常運行に切り替えておりましたが、依然、乗合率は昨年度末時点におきましても1便当たり約1.1人と高まっていない状況でございます。

しかしながら、利用者は新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せたことによる外出機会の増加や、出前講座の実施や地域との意見交換等による利用促進活動によりまして、令和4年度の12月以降の利用者数は令和3年度の同期と比較をいたしますと、緩やかにではございますが、増加をいたしております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

それで、予約調整を解除されたのが令和4年の12月ということでした。それ以降は、利用者も緩やかに増加傾向にあるということなんですが、そうしますと新型コロナ感染防止のための制限はなくなったので、今後の目標として乗合タクシーの特徴でもあるこの乗合率、これを上げていく考えはあるのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

乗合タクシーの乗合率は、現在も1便当たり1.1人程度と低調な状況でございます。この傾向は、コロナ禍前の制度開始当時から大きな変化は見られないところでもございます。

その要因といたしましては、特にコロナ禍においては、感染拡大防止の観点から先ほども申しましたような予約調整の影響がございましたが、病院利用や買物利用といった午前中の予約が多い時間帯におきましても、乗車場所が様々で目的地までの経路が大きく異なっていたり、おおむね同じ経路上にありましても利用したい時間が違っていたりして効率的な乗り合い運行ができず、やむを得ず、それぞれの配車となる場合も少なくないことなどが考えられるところでございます。

また、平均利用者数も令和4年度で1日当たり15.4人でございますので、多数の予約が入る時間帯におきましても、運行事業者のタクシー車両が配車できない状態までには至っていないこともあるものと考えております。

しかしながら、利用者登録がお済みの方であっても利用されていない方が多い状況でもございますし、まだまだ具体的な利用の仕方についての制度周知も行き届いていないところもございますので、引き続き利用促進を図る取組を実施する中で、乗合率の向上も図ってまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

まだそういう状況にまで、乗り合いにまで至っていないところがあるかということの答弁をいただきました。

乗合率については、もう少し詳しく聞いていきたいのですが、亀山市の乗合タクシーは当日予約も今できるようになっております。では、今までの当日予約により乗り合いが起こった実績というものはあるのか、お答えください。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市の乗合タクシーは利用登録された方が、運行事業者に利用内容を電話予約していただき、その予約に基づいて運行事業者が事前に乗り合い利用も含めた効率的なルートを選定した上で、当日の運行が行われ予約者の方がご利用いただく、そういった流れになっております。

そのため、当日予約でありますとか事前予約、それらに関わらず、既に予約されたものと近い時間帯で、かつその運行予定ルートから大きくそれない範囲での停留所からの乗車を希望する予約が入った場合には運行事業者が利用時間の調整を行って、その調整が整った場合は乗り合っご利用いただくということになります。

そのような乗り合い運行の調整も行えるように、当日予約は運行事業者とも協議した中で、利用希望時間の1時間前までと設定をいたしておりますので、当日予約で乗り合い利用となるケースも考えられるところではございますが、議員お尋ねの当日予約による乗り合い運行の実績でございますが、令和2年7月から制度見直しによりまして当日予約を可能としてまいりましたが、それ以後、これまでにそうした実績はございませんでした。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

私がこのような質問をしたのは、例えば私がよく事例に挙げます玉城町のデマンド交通など、これ運行中に当日予約が入った場合は運行車両を、乗り合いが発生するために運行経路を途中で変更したりとかする場合がありますからなんです。亀山市の場合は、当日予約は1時間前ということで、そして今までも制度見直しが行われてからということでも途中での経路変更というのは起こらないということで確認をさせていただきました。

次の項目に移るんですけども、課題について。

課題についてということですが、まずその前に乗合タクシーの運行方法について確認をしたいと思います。

乗合タクシーを運行するに当たり、市と運行管理者であるタクシー会社はどのように関わり合っているのか、市と運行管理者の役割分担について教えてください。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市の乗合タクシーにつきましては、その運行業務をタクシー事業者に業務委託いたしておりますので、その運行業務委託契約等によりまして、市と運行事業者との役割分担や業務内容を明確化いたしております。

その中で運行事業者におきましては、予約受付を行うためのオペレーターを配置し、予約受付や問合せ対応を行いますとともに、運行前日までの予約状況確定後の運行経路の選定と利用者への確認連絡、さらには乗り合い利用も考慮した配車と当日の運行を行っております。加えて、運行事業者は、市に対して運行日ごとの運行実績をはじめ、翌日の運行計画や1か月ごとの実績報告等を提出することとなっております。

一方で、市の関わりということでございますけれども、市の乗合タクシーへの関わりにつきましては、事業主体といたしまして本市独自の制度を構築、運用しておりますので、その見直しも含めた制度運用全般を担っておりますとともに、利用促進活動の実施でありますとか、利用者意向の把握など制度の普及、定着に向けた取組の実施主体でもあるというふうに認識をいたしています。

このほか、細かくは利用者登録の事務でありますとか、窓口、電話等での問合せ対応、あるいは運行事業者より提出をされる実績データに基づく利用動向の把握や分析を行っておりますほか、停留所の新設、変更、廃止などの事務等を市は担っているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

そうしますと、運行につきましてはもう本当に管理者、運行管理者のほうで全て業務委託をされている。そして事業主体として見直しを含めた取組、促進、普及、停留所運行、事務的な今後の乗合タクシーの改善とかそういったものについては市がやっているということで、こう分けられているということですね。

以前から私、今後のデマンド運行についてということで利用者の利便性の向上、そして作業の効率化、こういったものを検討すべきということを書いてきましたんですけども、市の担当課のその今もお話にありましたように、運行管理者から実績報告が来て、そういったものを事務的に事務処理されていくということだったんですけども、この市の担当課の事務作業とか利用実績などのデータ蓄積については現在どのようにされているのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたが、運行事業者から提出されます運行日ごとの運行計画でありますとか、運行実績につきましては、市のほうで電子データ化しまして、データ蓄積を随時行っている状況でございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

前にもこれ質問をしてお話を聞いているんですけども、この乗合タクシーの運行に関する運行管理者からの情報提供というのは、ファクスで来てそれを市の担当職員が電子データ化とおっしゃっていましたが、手入力でデータ化をしているということを知っています。こういった雑務が負担が大き過ぎるし非効率ではないかということで前も質問させていただきました。

なぜこんなことを言いますかといいますと、今後その乗合タクシーの利用者が増えていった場合、増えれば増えるほど職員の負担が増える、これでは本当に困りますので改善をしてほしいということで質問させていただいております。

そして、3番目の項目に移りますが、今後の展開について。

やはり、なぜ乗合率を高めたりとか自動データ蓄積ができるようなシステム、こういったものがありますけれども、これはなぜ導入しないのか。そこで私がこれ一番聞きたいところなんですけれども、運行管理システムを導入している自治体、今ではもう随分増えてまいりました。亀山市ではなぜ行わないのかということ、DXによる利便性向上を考えていないのでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

昨年6月に策定をいたしました市の地域公共交通の取組方法等を示します亀山市地域公共交通計画におきましては、地域公共交通の基本的な方針の一つにデジタル化にも対応できる新たな利用環境の整備を位置づけておりまして、その具現化を図る取組といたしまして、AI等新たな技術を活用した交通サービスの調査・研究を掲げているところでございます。

議員ご指摘の件も含めまして、そうしたことからDXによる利便性向上の側面も含めまして、市といたしましては引き続き調査・研究を行っていくことといたしております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

亀山市の中で、今公共交通会議の中ではデジタル化への対応、これから調査・研究していくということで前向きに考えていらっしゃるということは確認できました。

乗合タクシーが亀山市でもできまして、デマンド型交通が始まったことによって当初課題でありました地域間格差、空白地の解消、そして利便性の向上、これが大きく改善されたと思っております。本当によかったなと思っております。

しかしながら、今後はその地域公共交通を持続させること、持続させていく、そして効率を上げて経費節減、例えばですけれども、今コミュニティバスがありまして、のりあいタクシーのりかめさんがあって、そういった中でいろんな絡みの中で地域公共交通というのが出来上がっておりますけど、例えばあまり使わないところはもっと乗合タクシーにしていくとか、様々な手法で効率性を上げていったりとか経費を節減することもこれからは起こってくるのかなと思っております。そういった中でその手法の一つというのが乗合率を高めること、これによってみんなで一緒に行けることもできますし、そういった改善ができるかと思えます。

あと乗合率といいましたけれども、冒頭でも触れましたけれども、私当初デマンド運行を導入するならばバスの形、バスといいましてもワゴン車の形で何人かが乗れるような形を考えていたものの、実際はタクシーのような普通の4人乗り車両、こうしますとやはり利用者さんの方では席が近過ぎて、ちょっと1人で乗りたいわという方もいらっしゃる、そういったハード面での乗り合いにはまだ課題があると思えますので、今後も引き続きこの在り方については研究していきたいと思っております。

最後に、以前乗合タクシーの利用において、スマートフォンを使った実証実験、亀山市でも行っておりましたが登録者数が少な過ぎて検証できなかったという過去がございます。再び行う予定はあるのかどうか、これについてお聞きいたします。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

乗合タクシーにおけるデジタル技術を活用した利便性の向上についてのご質問かと存じますが、令和2年度に県の高齢者等の移手段の確保に向けた地域モデル事業費補助金、これを活用しながら、AI配車システムによる自動配車やスマートフォンからの予約対応等の実証実験を実施いたしております。

この実証実験はコロナ禍での実施であったということもございまして、お一人での乗車がほとんどであり、乗り合い行為を考慮した最適なルート設定を自動的に組み上げるといった初期の目的が達成されず、加えて利用対象者が主に75歳以上の高齢者であるという年齢的な問題もございまして、スマートフォンからの予約操作はございませんでした。

このようなことから、当時の実証実験といたしましては、システム導入は時期尚早と、そういった評価を得た経緯がございます。また、その実証実験では、運行事業者が導入している既存のシステムとAI配車システムの提供会社が異なる場合、一般のタクシー業務との予約状況が共有されないといった問題点も明らかになっております。

しかしながら、コロナ禍を通じてデジタル変革が加速し、様々な分野にその影響がもたらされている中で、公共交通分野も例外ではないと考えておりますことから、乗合タクシーの利用動向を十

分踏まえた上で、将来を見据え、デジタル技術を活用した予約システム導入の可能性につきましても引き続き調査、検討を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

前向きな答弁をいただいたということで次に移りたいと思います。

オープンデータの活用について。

こちらオープンデータの可能性と必要性についてということで、平成25年、今から10年ぐらい前なんですけれども、12月定例会において、地域公共交通の関係から活用を提案したのが最初で、その後も度々触れてまいりました。

その後、法律でオープンデータに取り組むことも義務づけられ、言葉は一般化されてきております。現在、亀山市のホームページの上部でアイコンにて、オープンデータを誰でも見ることができるようにはなっておりますが、現在の蓄積状況について教えてください。

○議長（森 美和子君）

笠井政策部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

オープンデータは、地方公共団体などが保有するデータを機械判読に適したデータ形式で公開することにより、それらのデータを利用規約に基づいて営利目的、非営利目的を問わず、誰もが無償で二次利用できる仕組みでございまして、公開された公共データの活用により諸課題の解決や経済の活性化、行政の高度化、透明性、信頼性の向上に資する取組でございます。こうした基本的な考え方の下、本市におきましては、第2次総合計画に関連施策を位置づけながら平成31年3月にオープンデータ化を開始し、その拡充を図ってまいっております。

現在のオープンデータの状況でございますが、これまでのデータ蓄積によりまして、市のホームページの亀山市オープンデータサイトにおきまして、指定緊急避難場所、AED設置箇所、消防水利施設、医療機関、子育て施設、文化財、観光施設、公衆トイレ等の一覧をはじめといたしまして、住居番号と土地の地番との対照表、さらには人口、財務などの市の統計情報全般など、大きくは12項目にわたりまして、合計73件のデータを二次利用可能なものとして公開をいたしております。

したがって、平成30年度末のデータ公開当初は38件でございましたので、その後4年余りで2倍近くまで拡大を図ってきている状況でございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

現在のデータ数について聞きました。

今の答弁のとおり73件のオープンデータが今亀山市で自由に使える、自由に見られる状況でございます。例えばと私も上げてこようと思ったんですけど、今答弁の中にございました様々な亀山市のデータが入っております。

一方で、ほかの自治体を見ますと亀山市とは違うデータが上がっておったりと様々なのですが、こういったデータなんですけど、どのような基準で選んでいるのか答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的といたしまして、既に国におきましてオープンデータとしての公開を推奨するデータが自治体標準オープンデータセットと称して取りまとめられております。その国が示す標準データセットは22項目のデータセットで構成をされておまして、各自治体におきましては、これらのデータセットを参考としながら、公開可能なデータセットから公開を進めていくことといたしております。

本市におきましても、自治体標準オープンデータセットの中から、市が保有しているデータで公開可能なものを優先的に公開いたしております。AED設置箇所や指定緊急避難場所の一覧など国が示す22項目のデータセットのうち、現在11件のデータセットをオープンデータ化いたしております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

国のほうで標準データセットがあるということで私も確認させていただきました。しかしながら他市のオープンデータ実績などを見ると、亀山市にはないようなデータがあったり、自治体ごとに内容、数量、様々違っております。これはその自治体ごとのオープンデータに対する意識とか熱意に比例するものだと私は見ておりますが、亀山市で今開示されているオープンデータ、これは各部署ごとの部署間の考えでデータを出しているのか、それともオープンデータの担当課の方がそれぞれ部署に依頼して出しているのか、その出し方について答弁をお願いいたします。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市のオープンデータについての少し経緯を述べさせていただきますと、平成30年度に市の土地、人口、産業などの各分野にわたります基本的な統計資料としてまとめた「数字でみる亀山市」というのがございますが、この統計資料の一部を公開することからオープンデータをスタートさせております。その後、統計情報データの拡充と併せまして国が推奨するオープンデータ等の公開も行い、全体の公開データ数を順次増やしてまいりました。

これらのデータにつきましては、各データを所管する部署に対してオープンデータの担当課、当時でございますと、総合政策部の総務課になるわけでございますが、そこからデータ提供の依頼を行って収集を行ったものでございます。なお、市で公開しているオープンデータのうち住居番号と土地の地番の対照表につきましては、所管課からの意向によりオープンデータ化したものでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

答弁を聞いたところ、担当課がそれぞれ部署に依頼して、一部では部署によっては自ら進んで開

示しているという答弁でした。

私がこの質問をする前提として、亀山市の職員が全庁的にオープンデータに理解があるのかどうかということが疑問にありました。オープンデータについては市職員だけでなく、世間一般にもあまりその意義や目的、あまり浸透していないんじゃないかというふうに私自身も感じているからです。

そこで聞くんですけれども、市庁内で、市職員はオープンデータに対する理解、これが十分であると考えられますか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市では、平成28年度にオープンデータの有識者や内閣官房の職員の方を講師でお招きをして、オープンデータ勉強会を開催し、また翌年の平成29年度には、総務省の地域情報アドバイザーの派遣制度を活用いたしまして、オープンデータの有識者をアドバイザーとするオープンデータワーキングを開催いたしております。

これまでもこうした取組を通じて、オープンデータに関するキーパーソンの育成に努めてきた経緯はございますが、そうした勉強会、ワーキングへの参加が一部の職員にとどまっておりますとともに、その後の場づくりや庁内発信の取組が弱かったことなどもございまして、現時点におきましてオープンデータの理解が職員間にしっかりと浸透しているような状況ではまだまだないというふうに認識をいたしております。

今後につきましては、関連する外部研修でありますとか、県が開催するワーキングへの参加など職員のオープンデータに関する理解の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

最初私が質問をした当初なんですけれども、私もこのオープンデータの有用性というのは全然ちよっとなかなか理解が追いついていなくて、作業も難しいものだと考えていましたけれども、あれから10年がたった今、この情報開示の意義やその活用による様々な効果が見通せてきております。でも、しかし先ほど言ったように理解がなければ、せっかくの信用性のあるデータというのも有用性も持ち腐れになってしまう。そもそも亀山市としてこのオープンデータをどう捉えているのか、これについて聞きたいと思います。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

本市は平成29年度の第2次総合計画策定当時からオープンデータの推進を関連施策として位置づけまして、平成30年度からその拡充に努めているところでございます。

また、昨年6月に策定をいたしました亀山市行政DX推進計画におきましても、デジタル技術を活用し、利用者中心の行政サービスへの変革を目指すため、その大きな3つの柱の一つでございます市民・地域のDXの取組としてオープンデータの推進を掲げておりますと同時に、この行政DX

推進計画には官民データ活用推進基本法に基づきます市町村官民データ活用推進計画の位置づけも併せて持たせながらその推進を図っているところでございます。

したがって、オープンデータ化は官民データの効果的活用の視点からオープンデータ・バイ・デザイン、いわゆるオープンデータを前提としたシステム運用の考え方の下に信頼性が高い行政が保有するデータのうち、個人情報を含むものでありますとか、公共の安全や秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものなど公開することが適当でないものを除き、公開可能なものについては市民共有の財産との認識の下、市民や事業者等が新たな事業創造や課題解決等に向けデータ活用を図れる開かれた環境を整備することであると考えているところでございます。

また、オープンデータはうまく活用すれば、地域課題の解決に向けたヒントやその種になるものであると考えますし、政策展開やシティプロモーションの観点からもデータ活用は有用性が高いと認識をいたしております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

オープンデータは、日本では東日本大震災のときにその必要性が注目されております。当時、地震発生時に行政が持つ避難所情報などの震災関連情報を地図データなどを利用して広く周知させようにもデータ形式がばらばらであって再入力しなければならないという問題があり、緊急を要するときに情報の集約、そして先ほどもありました二次利用、これに多くの時間と手間が必要とされたといいます。

そんなこともあり、東日本大震災の影響を受けました会津若松市は早い段階からオープンデータの取組を始めていますが、亀山市と同じように、庁内の理解が乏しく浸透していかないことが当初の課題だったそうです。この会津若松市では情報統計課が中心となって職員向けのマニュアルを作成し主導して各課のデータを公開することで、今ではオープンデータが浸透し、庁内外での活用が進んでおります。意味のないデータでもまず誰が使うか分からない。データを持っているだけでなく、いつ、誰でも使えるようにと全庁的な取組が行われていると聞いております。

例えばなんですけれども、消防団からの応援時や積雪時に消火栓の位置が知りたいというニーズを基に会津若松市のオープンデータを組み合わせ、地元のベンチャーが開発を行い、消火栓マップをつくりました。これで、全市の消火栓と防火用水の位置がマップ上に示されて、消火栓一覧を確認するモード、それから現在地情報を基に付近の消火栓を検索し、移動ルートを表示するモード、そして住所やスポット名からの周囲の消火栓を表示するモード、この3種が実装されたものなんですけれども、これらがオープンデータから生まれたものになっております。

先ほどの答弁でもありましたけれども、やはりこのオープンデータというのは持っているだけでなく効果的な活用、そしてそれが活用されれば地域課題の解決、これにつながっていく、ここが大事なところだと思っておりますので、次の項目に移りますが、活用実績についてお答えください。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

オープンデータの活用実績のほうはということでございますが、亀山市のオープンデータは利用

規約に反しない限りにおいて誰もが二次利用できるものとしておりますので、利用に当たっての申請等の手続が発生するものではございませんので、いつ誰がどのように活用されたかは現状といたしましては把握できていない状況でございます。

なお、市のホームページにおきまして、オープンデータ一覧を掲載するページへのアクセス数の動向を見てみますと、オープンデータの公開を開始いたしました平成31年3月から先月末までのアクセス数の累計はおおむね2,300件を超えておりまして、おおむね年々増加の傾向でございますので、相応のオープンデータの活用が図られているものと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

確かにいろんな方が利用できますし、見られるので、活用実績ってなかなか把握できないですよね。

例えば、私も市政報告の資料を作るために決算状況とかオープンデータから数字を取ってきてグラフをつくったりとか、そういった本当にいろんなところで活用ができますね。いろんな資料を集めるのではなくて、そこに全部載っていますので、そんな感じであればいいんですけども、ただ庁内での活用というのものもあるんじゃないかと思ひまして、これを質問させていただきました。

職員さんたちがデータを持ってきて、亀山市のオープンデータとしてあるんですけども、このデータを自分の部署は持っていないけどというのはきっとあるのかなあというのがありまして、これってオープンデータを活用してもらおうと思わないのか、また働きかけというのはしたことがあるのでしょうか。お答えください。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

オープンデータは有効に活用されてこそ価値のあるものと認識をいたしておりますが、一方で市のオープンデータを活用される方もその活用の仕方も様々であることも事実でございます。

そうした実情も踏まえまして、今後は活用可能データ自体のさらなる充実はこれのもとよりでございますが、広く市ホームページを通じまして、オープンデータの有効活用の視点からの周知を行いますとともに、オープンデータをより入手しやすくするための掲載サイトの改善を行うほか、地域課題検討の様々な場面での活用提案、これを行うことなどによりまして一層データ活用の働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

掲載サイトの改善、これもちょっと質問しようかなと思っていたんですけども、やっぱりほかの市のホームページを見たときでも、その掲載サイトの部分で見やすさというのがとても大事なあとと思うんですけども、使いやすさとか見やすさとか探しやすさとか、その辺を注視してやっていただければなと思います。

そして、ほかの自治体をまた事例に上げますと、オープンデータの活用のために、活用を推進す

るために様々な取組をされておりまして、例えばアイデア募集のためにコンテストを開いたりとか、これは亀山市でもやっていますけれど、勉強会を時々されたりとかそういうことを考えていないのか。またそうすることで、もっとオープンデータ自体が浸透して市民とか民間企業との連携、協働連携ツールにはできないか、この辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

市が市民団体や民間企業あるいは教育機関等と連携してオープンデータの活用に取り組むことは必要とされる行政データの需要把握や地域課題解決への民間が有する技術や知見の活用、さらにはビジネス機会の創出等に寄与できる可能性があるものと認識をいたしております。

そうした中で、地域課題解決に向けた公民連携のツールとしての活用につきましては、様々な分野におきまして多様な主体の連携、協働を図っていく中で活用可能なものを効果的に活用できるよう二次利用可能なデータ活用が図れる環境にあることを積極的にPRしていくことが大切であると考えております。

そうした地域課題解決の視点からも効果的なデータ活用につきましては、地域課題を解決するためのアイデアを参加者が議論する、例えばアイデアソンでありますとか民間団体や民間企業が地方公共団体と連携してコンピュータープログラムを開発するハッカソンといったようなコンテスト等による成果の事例も含めて他の自治体事例等の研究を行いますとともに、その活用の基となるオープンデータの公開件数の拡充に一層努めてまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

今、アイデアソン、ハッカソンの話が出ましたけれども、私が一番最初にオープンデータに触れたのも名古屋大学で行われた、それこそアイデアソンの集まりの中に参加させていただいてからなんですけれども、様々なデータがある中で、普通見ても分からないものでも追い求めている人が見るとそのデータがすごく光って見えるというのが本当によくあることなので、ぜひそういったイベントであったりとかを実現していただければなあと思います。

あともう一つです。

これは愛知県の日進市の事例なんですけれども、近隣自治体と広域連携をして統一したフォーマットでオープンデータを出し合い、7市町で平成28年からオープンデータ検討会を立ち上げておりまして、その7市町でお出かけ情報サイトであったり、防災啓発マップであったり、時刻表フォーマットの統一など開発しているそうなんです。

確かに、市民からしたら亀山市に住んでいても鈴鹿市で買物したりとか、あとは津市で病院に行ったりとか色々広域に動いて生活しているわけなんです。だからこそ、近隣自治体と連携して協力する、こういった発想というのがその仕組みづくりにも必要だと思いますけれども、この見解はどうでしょうか。

○議長（森 美和子君）

笠井部長。

○政策部長（笠井武洋君登壇）

複数の自治体が連携をして横のデータ化に取り組みますことは、人材育成やデータ公開に係る業務の効率化でありますとか、あるいは地域横断的なデータ利活用の促進などの観点からその効果が期待できるものであると考えておるところでございます。

そうした観点からデジタル分野における県内の市町との情報共有や行政DXの推進、あるいはデジタルツール等の共同整備を協議・研究する場である三重県市町DX推進協議会にこれまでも本市も参画をし、ビジネスチャットツール等の共同調達でありますとか、県と市町のインターネット接続に対し高度なセキュリティー対策を実施する三重県自治体情報セキュリティアクラウドの再構築について協議を行うなど広域的な視点での取組を行っているところでございます。その中ではオープンデータについてのワーキングなども展開していく予定もございますので、県や県内市町とも連携を図りながら、オープンデータの充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森 美和子君）

豊田議員。

○10番（豊田恵理君登壇）

ほかの自治体との広域連携というのは、やっぱり同じ立場で同じような課題を持っている中で、いろいろどういことができるかなと、そういうのを持ち合わせているからこそできるんじゃないかと思って質問をさせていただきました。

亀山市は現在消防のほうでも広域連携を進めている最中ですがけれども、その消防に関する情報なんかオープンデータ化することで様々な課題解決に結びつくとは私は思っておりますので、その協議を重ねる中でぜひオープンデータの推進にも力を入れていただければと思っております。

そして、最後になりますけれども、市長に質問をさせていただきます。

先ほど事例に出した会津若松市の情報統計課の職員さんは、オープンデータの価値や意味は利用者が判断するものであって、考え過ぎずできるだけ多く早くデータを公開することが大事だとおっしゃっていました。日進市の企画政策課の職員さんは、オープンデータは自治体DXの第一歩だとコメントしております。

私もそのとおりの思いますし、今後亀山市も市民からの相談、そして様々なニーズを追求し、とにかくこつこつオープンデータの数を増やしていくこと、これが大事だと思いますけれども、市長はオープンデータの充実、そして今後の活用についてはどう思われていますでしょうか。

○議長（森 美和子君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のご認識、そしてご提言も含め、本市としてこのオープンデータの今の運用基盤の問題、それから意識の問題等々、そして今後のやっぱり運用というか仕組みというのは非常に、自治体としても当然まちを見える化していく、そして毎日の生活であったり、民間との公民連携もしかりであります、より活発化させていくという意味で非常に戦略的なツールになり得るというふうに考えておるものがございます。

平成28年に内閣府の情報政策統括官が本市にお越しをいただきました。そのご縁の中でご指導

いただきながら28年度からオープンデータを立ち上げてきたんですが、今ご指摘のように、その後の運用の過程の中でやはり課題が非常に見えてきております。それらはこの機会に少し、今後の展開のスピードとか在り方についてしっかり対応させていただきたいと考えております。

ちょうど桑名市さん、あるいは県内でいくと熊野市さん、ここらが非常に見事というか、運用の基盤も民間の運用基盤を活用されておられますし、今お話ありました会津若松さんの基盤も非常に興味深い仕組みでございます。

いずれにいたしましても、私どもが持っております積み上げたデータがより多く今後市民の皆さん、民間の皆さん、そして職員の政策形成とか多くの分野で生かされますように、今のデータの数の拡大は当然この機会に見詰め直していきたいと思っておるところであります。できる限りの対応はさせていただきたいと思っております。

○10番（豊田恵理君登壇）

言いたいことはありましたが、終わります。

ありがとうございました。

○議長（森 美和子君）

10番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

明日20日から26日までの7日間は各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

明日20日から26日までの7日間は休会することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

休会明けの27日は、午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午前11時51分 散会）

令和 5 年 6 月 2 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 6 号）

●議事日程（第6号）

令和5年6月27日（火）午前10時 開議

- 第 1 議案第33号 亀山市税条例の一部改正について
第 2 議案第34号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
第 3 議案第35号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第 4 議案第36号 亀山市火災予防条例の一部改正について
第 5 議案第37号 令和5年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
第 6 議案第38号 専決処分した事件の承認について
第 7 議案第39号 専決処分した事件の承認について
第 8 請願第 1号 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の改善を求める請願書
第 9 議員提出議案第1号 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の改善を求める意見書の提出について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	古田吉昭君	2番	櫻木善仁君
3番	深水隆司君	4番	草川卓也君
5番	中島雅代君	6番	森英之君
7番	今岡翔平君	8番	高島真君
9番	新秀隆君	10番	豊田恵理君
11番	福沢美由紀君	12番	森美和子君
13番	鈴木達夫君	14番	岡本公秀君
15番	伊藤彦太郎君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	山本伸治君
理事	亀淵輝男君	政策部長	笠井武洋君
総務財政部長	原田和伸君	市民文化部長	辻村俊孝君
健康福祉部長	小林恵太君	産業環境部長	富田真左哉君
建設部長	松田昇君	上下水道部長	田中直樹君
危機管理監	木田博人君	市民文化部次長兼 関支所長	松村大君

健康福祉部次長	小坂みゆき君	総務財政部参事	杉本良則君
市民文化部参事	桜井伸仁君	会計管理者	米津ひろみ君
消防長	平松敏幸君	消防部長	豊田達也君
消防署長	倉田利彦君	地域医療統括官	上田寿男君
地域医療部長	豊田達也君	教育長	中原博君
教育部長	亀山隆君	監査委員	国分純君
監査委員事務局長	高嶋美季君	選挙管理委員会 事務局長	豊田昌子君

●事務局職員

議会事務局長	渡邊靖文	書記	新山さおり
書記	西口幸伸		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(森 美和子君)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、会議システムに保存してあります議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る13日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第33号から日程第7、議案第39号までの7件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第33号	亀山市税条例の一部改正について	原案可決
議案第34号	亀山市都市計画税条例の一部改正について	原案可決
議案第36号	亀山市火災予防条例の一部改正について	原案可決

令和5年6月26日

総務委員会委員長 鈴木 達夫

亀山市議会議長 森 美和子 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第35号	亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第38号	専決処分した事件の承認について	承認

令和5年6月21日

教育民生委員会委員長 櫻井 清蔵

亀山市議会議長 森 美和子 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第37号	令和5年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第39号	専決処分した事件の承認について	承認

令和5年6月26日

予算決算委員会委員長 岡本 公秀

亀山市議会議長 森 美和子 様

○議長（森 美和子君）

初めに、鈴木達夫総務委員会委員長。

○13番（鈴木達夫君登壇）

おはようございます。

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る13日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、22日及び26日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第33号亀山市税条例の一部改正については、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、住民税が非課税の方の森林環境税に関する質疑があり、これについては、均等割非課税の方は森林環境税も非課税となるとの答弁でありました。

次に、電動キックボード等の登録状況に関する質疑があり、これについては、現在、原動機付自転車（第1種）として登録しており、区分はしていないが6台ほどの登録があると推測しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

なお、議案第33号については、審査終了後に総務財政部長の答弁が不明確であったとして発言取消しの申出があり、26日に委員会を開催し、その申出を許可いたしました。

次に、議案第34号亀山市都市計画税条例の一部改正については、地方税法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第36号亀山市火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正され、急速充電設備に関する規定及び喫煙等に関する規定が見直されたことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、筐体に関する質疑があり、これについては、筐体は急速充電器の本体と充電ポストがあり、充電ポストはケーブルとコネクタのみで火災になる確率は少ないため、新設する場合は不燃性のものでなくてもよくなったとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

なお、今後、委員の質疑には的確に答弁できるよう十分準備した上で審査に臨みたいとの意見を申し添えます。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、櫻井清蔵教育民生委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る13日の本会議で当委員会に付託がありました議案の審査に当たるため、21日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第35号亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正され、個人番号カード所持者は電子証明書をスマートフォンにも記録することができるようになったことから、コンビニエンスストア等でスマートフォンによる印鑑登録証明書の交付申請を可能とするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、条例の施行日と周知に関する質疑があり、これについては、法律は施行されているが、条例の施行日は現在のところ未定である。国は、年内の方向で現在、機器のセキュリティーなど様々な確認作業を行っており、施行日が明らかになった時点でチラシ、パンフレットを含めて広く周知するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第38号専決処分した事件の承認については、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の軽減判定基準が引き上げられたことから、令和5年4月1日から施行が必要な亀山市国民健康保険税条例の一部改正を令和5年3月31日付で専決処分したため、議会の承認を求めらるるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

次に、岡本公秀予算決算委員会委員長。

○14番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る13日の本会議で当委員会に付託のありました議案第37号令和5年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について及び議案第39号専決処分した事件の承認については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、20日に産業建設分科会、21日に教育民生分科会、22日に総務分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。そして、26日に関係部長等の出席を得て当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対する質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第37号及び議案第39号の2議案については、いずれも全会一致で原案のとおり可決及び承認することに決定いたしました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（森 美和子君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第33号から議案第39号までの7件について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議案第33号から議案第39号までの7件について、一括して起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森 美和子君)

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすことといたします。

それでは、議案第33号から議案第39号までの7件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 美和子君)

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第33号 亀山市税条例の一部改正について

議案第34号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第35号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

議案第36号 亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第37号 令和5年度亀山市一般会計補正予算(第2号)について

議案第38号 専決処分した事件の承認について

議案第39号 専決処分した事件の承認について

は、いずれも原案のとおり可決及び承認することに決定しました。

次に、去る13日の本会議におきまして、所管の教育民生委員会にその審査を付託しました日程第8、請願第1号物価上昇に見合う高齢基礎年金等の改善を求める請願書についてを議題とします。

教育民生委員会委員長から委員会における請願審査の経過と結果について報告を求めます。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

令和5年6月21日

教育民生委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 森 美和子 様

別表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	令和5年6月2日
件 名	物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市関町富士ハイツ998-104 全日本年金者組合亀山支部 支部長 上原成郎
紹 介 議 員 氏 名	小坂直親、伊藤彦太郎、岡本公秀、福沢美由紀
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

○議長（森 美和子君）

櫻井清蔵教育民生委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における請願審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る13日の本会議で当委員会に付託がありました請願の審査に当たるため、21日に委員会を

開催いたしました。

請願第1号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願書については、安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合った老齢基礎年金等の支給額に改善するよう国の関係機関に意見書の提出を求めるものです。

審査の過程において、現時点での国や市の物価高騰対策を踏まえ、まだ支援が行き届いていないところはどこなのか、また足りない支援はないのかなど、物価高騰による生活への影響を受けている全ての世代の市民に対してしっかり調査、検証を行い、国への意見書を提出することが肝要であるとの意見や、請願事項について理解はできるが、ガス、水道、食料品等の物価高騰に対する支援や給食費、教材、水道料金等について要望している中でもう少し広い視野で意見書の検討をしてはどうかとの意見、また、物価上昇に見合った年金とし、支給を毎月に変更することは年金受給者の切実な願いであるとの意見があり、採決の結果、賛成者多数で採択することに決定いたしました。

以上、教育民生委員会の請願審査の報告といたします。

○議長（森 美和子君）

教育民生委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、請願第1号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、請願第1号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、請願第1号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、日程第9、議員提出議案第1号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番 福沢美由紀議員。

○11番（福沢美由紀君登壇）

ただいま上程をいただきました議員提出議案第1号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と物価高騰が国民の命と暮らし、地域経済に深刻な影響を

与えています。

また、生活の糧である公的年金は過去10年で実質6.7%も引き下げられ、生活困難な高齢者が増え、生活保護を受けざるを得ない人たちも増えてきています。

さらに医療費や介護保険料の負担増など、年金受給者の生活は一層深刻になってきています。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記1. 高齢者や若者が安心して老後を暮らせるよう、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額に改善すること。

2. 年金の支給を隔月から毎月に変更すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上、議員提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森 美和子君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第1号について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

議員提出議案第1号については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第1号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議員提出議案第1号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議員提出議案第1号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森 美和子君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議員提出議案第1号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

以上で、今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森 美和子君）

ご異議なしと認めます。

したがって、令和5年6月亀山市議会定例会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。
(午前10時20分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。
令和5年6月27日

議 長 森 美和子

3 番 深 水 隆 司

13 番 鈴 木 達 夫